

会 議 録 目 次

平成25年第2回曾於市議会定例会

会期日程	1
○6月3日(月)	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	7
報告第9号	18
諮問第1号～諮問第3号	25
同意案第1号	29
議案第43号～議案第55号	32
散 会	37
○6月6日(木)	
議事日程第2号	39
開 議	41
一般質問	
徳峰 一成 議員	41
今鶴 治信 議員	67
天津 亮二 議員	79
散 会	103
○6月7日(金)	
議事日程第3号	105
開 議	107
一般質問	
吉村 幸治 議員	107
迫 杉雄 議員	118
土屋 健一 議員	133
散 会	149

○6月10日（月）

議事日程第4号	151
開議	153
一般質問	
海野隆平議員	153
原田賢一郎議員	168
散会	182

○6月11日（火）

議事日程第5号	183
開議	185
議案第43号、議案第48号	185
議案第44号	188
議案第45号～議案第47号	189
議案第49号	204
議案第50号、議案第52号	225
陳情第2号、陳情第5号、陳情第6号	225
散会	226

○6月20日（木）

議事日程第6号	227
開議	230
議案第43号、議案第48号	230
議案第44号	232
議案第45号～議案第47号	233
議案第49号	244
議案第50号、議案第52号	255
議案第51号、議案第53号～議案第55号	257
陳情第1号	259
陳情第5号	261
陳情第6号	264
議案第56号、議案第57号	265
閉会中の継続審査申出について	276
閉会中の継続調査申出について	276
議員派遣の件	276
発議第3号	277

発議第4号	279
閉 会	281

平成25年第2回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成25年第2回曾於市議會定例会會期日程

會期18日間

月	日	曜	會 議	摘 要
6	3	月	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉會中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	4	火	休 會	
	5	水	休 會	
	6	木	本 會 議	○一般質問
	7	金	本 會 議	○一般質問
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	10	月	本 會 議	○一般質問
	11	火	本 會 議	○議案審議・委員会付託
	12	水	休 會	常任委員会
	13	木	休 會	常任委員会
	14	金	休 會	常任委員会
	15	土	休 日	
	16	日	休 日	
	17	月	休 會	
	18	火	休 會	
	19	水	休 會	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	20	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月3日

(第1日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月3日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）
- 第6 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度曾於市一般会計）

（以下3件一括議題）

- 第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 同意案第1号 監査委員の選任について

（以下13件一括提案）

- 第11 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第14 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）
- 第15 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）
- 第16 議案第48号 曾於市道路線の認定について
- 第17 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）
- 第18 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）

- 第19 議案第51号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について(第1号)
- 第20 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第1号)
- 第21 議案第53号 平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について(第1号)
- 第22 議案第54号 平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について(第1号)
- 第23 議案第55号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 今 鶴 治 信 | 2番 九 日 克 典 | 3番 八 木 秋 博 |
| 4番 土 屋 健 一 | 5番 山 下 諭 | 6番 原 田 賢一郎 |
| 7番 山 田 義 盛 | 8番 大川内 富 男 | 9番 西 川 熊 則 |
| 10番 大川原 主 税 | 11番 吉 村 幸 治 | 12番 (欠 員) |
| 13番 渡 辺 利 治 | 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 |
| 16番 (欠 員) | 17番 漆 間 純 明 | 18番 大 津 亮 二 |
| 19番 迫 杉 雄 | 20番 坂 口 幸 夫 | 21番 徳 峰 一 成 |
| 22番 谷 口 義 則 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市 長	池 田 孝 教	育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	久 留 守
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	中 山 浩 二	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂

監査委員事務局長 高橋和弘 建設課長 高岡亮蔵
農業委員会事務局長 切通宏 水道課長 福岡隆一

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成25年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（谷口義則）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山下諭議員及び原田賢一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

県外調査

1. 調査地及び調査事項

（1）長野県東御市「コミュニティFM放送局の開局と取り組みについて」

（2）京都府京丹後市

不利な立地条件下での本格的企業誘致の取り組みについて

2. 調査期間平成25年5月13日から15日 2泊3日

3. 調査委員、総務委員全員です。

調査内容

（1）長野県東御市

東御市のあらまし

東御市は、2町村が合併して平成16年4月1日、誕生いたしました。発足時の人口は約3万2,000人、世帯数は約1万1,000世帯で、島崎藤村が詩に詠んだ千曲川と鹿曲川の清流とが織りなす豊かな風土と歴史に恵まれた美しい市です。

コミュニティFM放送局の開局と取り組みについて。

平成16年4月に合併してから、情報の共有化による一体化したまちづくりを推進するため、合併前から引き継いだ「オフトーク通信」と「有線放送」の後継となる新たな情報伝達システムの整備を検討してきました。

防災行政無線や高速インターネット網または既存施設の更新など、考えられる手段の中で、行政の一方的な情報伝達だけでなく、地域の情報を「ラジオ」を通して双方向で活用できるコミュニティFMに着目しました。

その後、放送局の設立や運営について研究を重ね、平成20年度から、放送局の設立に向けて具体的な取り組みを開始しました。

コミュニティFM放送局は、市が運営主体になれないことから、運営者の発掘や出資者の確保、運営法人の設立、放送局の免許取得や施設の整備など、ゼロからの

取り組みとなりました。市が主体となって支援を行いながら、平成22年10月3日の「とうみの日」にコミュニティFM放送局「エフエムとうみ」を開局することができました。

長野県内で6局目に誕生した「エフエムとうみ」は、信越管内では初めて、番組全てが生放送のラジオ局です。地元に着した暮らしの情報、行事イベントや行政情報など、リアルタイムに提供することができます。

また、防災面においても、市が整備した緊急告知放送システムや緊急防災ラジオにより、災害情報を迅速に提供する手段が構築されました。

コミュニティFM放送局は、市民の豊かでゆとりある生活と、希望の持てる活気あるまちづくりの実現に役立つものです。

有線放送からコミュニティFMへの移り変わり。

「エフエムとうみ」の開局は平成22年10月3日となっており、オフトーク通信（平成23年9月30日まで）と有線放送等（平成24年3月31日まで）を約1年半の間併用運営となった。

（1）コミュニティFMについて

コミュニティFMとは、おおむね市町村の一部の区域をエリアとするラジオ放送です。

聞こえる範囲が地域に限定されるため、コミュニティ情報・行政情報・福祉医療情報・地域経済産業情報など、きめ細かな地域情報の提供から災害情報まで幅広く活用でき、市民のコミュニケーションの場としても期待できます。

地域放送について。

地域放送については、要望をとって、必要なところは、コミュニティ事業（宝くじ事業）を活用して、市が全ての設備を整備して行っているとの説明でありました。

室内説明後、コミュニティFM放送局の「エフエムとうみ」を訪問し、主な事業や放送番組及びコマーシャルの企画、制作及び販売、出資者が東御市及び市内外の事業者、個人であるとの説明でありました。

放送局は和やかな雰囲気、とてもよい印象を受けました。

（2）京都府京丹後市

京丹後市のあらまし

京丹後市は、平成16年4月に6町が合併し、市制を施行しました。人口は約6万3,000人で、面積は501.84km²で、古くからものづくりの地として知られてきたが、交通のインフラが未整備等のハンデを持つ市であります。

不利な立地条件下での本格的企業誘致の取り組みについて。

「不利な立地条件下での本格的企業立地のモデルケース」を目指す。

京丹後市の誕生から4年、「新・丹後王国の創造」に向けて市長のリーダーシップのもとで、全庁を挙げて企業誘致活動に取り組んでいる。「新」と銘打ったことには理由がある。同市は、日本最古の水晶ガラス工場や製鉄コンビナートの発祥の地と言われており、江戸時代から絹の織物業が、戦後には機械金属工業が集積を見せたものづくりの地であるからである。

だが、和服の衰退とともに、絹織物業を中心とした繊維産業は落ち込み、機械金属加工業の増額も落ち込みをカバーするには至っていない。

加えて、同市は交通の便が悪く、主要な取引先がある京阪神地区まで片道2時間半以上もかかってしまうという悪条件がある。こうした不利をはねのけ、本格的な企業誘致を推進するため、同市は誘致のための基盤整備を体系的に行いながら、独自の魅力を持つまちづくりを目指している。

市長は地勢的に域外からの誘致はハンデが多いとの判断から、域内企業の育成・高度化を重視、財源を産業の育成に集中するという明確な姿勢を打ち出している。その施設のコアは「場」「人」「機能」をつくることである。

まず、「場づくり」では、誘致や立地の成長を支えるための工業団地の整備、道路整備促進や、空港への、東京直行便の誘致活動を推進、あわせて企業立地促進法に基づく、産業集積のための「基本計画」の同意やバイオマスタウンのような各種地域指定を受けることで、市全体を誘致・立地推進地域としている。事実、平成19年10月に、近畿では初めて経済産業大臣から「基本計画」の同意を受けている。

「人づくり」では、経営、技術両面での人材の育成と拡充を目指し、市誕生後「ものづくりの達人養成事業」等、数々の事業をスタートさせてきた。また、「機能づくり」では、大学キャンパスの誘致、農工商観の四位一体の産業連携の推進、東大阪など先進的な集積地との積極的な交流による取引環境の整備推進、出身者との連携などを積極的に進めている。

「都会から離れた田舎の地域が、ものづくり企業の誘致を本格的にスタートするときのモデルケースになりたい」、市長と京丹後市の職員は、この熱い思いを胸に日々活動を展開している。

将来を見越した場所を選定、セミオーダー方式の団地造成、90%の応募獲得。

京丹後市では、限られた財源を効率的に産業の育成に集中する、めり張りのある施策を行っている。

平成21年度に分譲を開始した市内最大規模の工業団地・森本工業団地の整備もその一つだ。

工業用地面積約8haを有するこの工業団地の造成地は、平成28年度開通予定の「鳥取豊岡宮津自動車道」大宮森本インターチェンジの近く、将来を見越し、物流

を意識したものとなっている。

また、場所選定に当たっては、市外企業も含めて約70社を訪問して要望をヒアリングしたほか、造成設計にはセミオーダー方式を採用し、立地希望企業の指摘を生かしながら造成を進めている。

平成19年7月の第1次募集で、大阪に本社を持つ1社を含め、既に90%が内定。第2次募集は、市外企業の誘致も念頭に置きながら準備を行っている。

室内説明後、知恵のものづくりパークを訪問しました。さまざまな技術講習等を実施しており、受講生のほとんどが地元企業に就職している。その企業に対して、新規採用者1人年額40万円を5年間補助（9人限度）しているとの説明でありました。

機械設備はとても高性能で高額であるとの説明に驚きました。

以上、「コミュニティFM放送局の開局」に向けた具体的な取り組み、「不利な立地条件下での本格的企業誘致の取り組み」の事業の推進等、課題に取り組む施策は参考になりました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照願います。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

記。

県外調査

1. 調査地及び調査事項

(1) 広島県尾道市

地域医療の確保・医療連携の取り組みについて

(2) 大阪府守口市

ICT教育の取り組みについて

2. 調査期間

平成25年5月14日から16日、2泊3日であります。

3. 調査委員

文教厚生常任委員会全員であります。

4. 調査内容

(1) 広島県尾道市

尾道市は広島県の東南部に位置し、古くから港町、商都として栄え、瀬戸内海に点在する島々を有する人口約14万6,000人、面積284.85km²の市であります。

厚生労働省は、平成24年度版年次報告書において、質の高い医療提供体制を構築するため、地域の医療機能の分化・連携を図り、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供できる体制の整備が重要であると報告しております。

尾道市においては、医師会の主導により、尾道方式と呼ばれる医療と福祉の他職種協働による在宅医療・介護の支援システムが構築されております。

今回視察しました尾道市立市民病院は、市内で最も多くの救急患者を受け入れており、がん治療センター、血管診療センターを有し、地域における中核的な急性期病院としての役割を担っている病院であります。

医療機関における死亡割合の年次推移が増加の一途をたどり、将来は病院がパンク状態になることが予想されるため、急性期病院としての機能を果たしていくには、地域の医療機関と密接な関係を築くことが重要であるとして、病院内に入院患者の退院支援、地域の医療機関・施設等との連絡調整等の業務を行う地域医療連携室を開設しております。

急性期病院から、切れ目のない医療・看護・福祉・介護サービスを提供するため、地域医療連携室が中心となり、医師、病棟看護師、栄養士、ケアマネジャー、在宅医、訪問看護師、介護士等、院内外の医療・福祉の関係者が1患者当たり15分という時間を捻出し、患者や家族の退院後の意向等の情報共有と治療・ケアの連続性を保証するための会議（退院前ケアカンファレンス）を行い、患者や家族が安心して自宅など住みなれた環境のもとでの療養・介護へ移行できるような支援が行われております。

国民の60%以上が自宅での療養を望んでいると言われる中、回復期を経て在宅医療、介護への円滑な移行のための支援システムは、注目すべきものであります。

そのほかに、病気を未然に防ぐための取り組みとして、ヘルシーグルメ6カ条、(①低塩分、②低カロリー、③多種類の食材を使い、脂肪分を少なく、④野菜、海藻、きのこ類をたっぷり、⑤地元の食材を使う、⑥減塩、低カロリーでもおいしく)を制定し、ホームページに掲載するとともに、認定看護師が地域に出向いて指導しております。

曾於市においても、集団検診の結果報告会等、さまざまな機会を利用して、保健師、管理栄養士、食生活改善推進員による栄養指導が行われております。

今回、尾道市の取り組みに接して、改めて疾病予防対策の必要性を強く感じたところでもあります。

(2) 大阪府守口市

守口市は、大阪平野のほぼ中央部に位置し、12.73km²の市域に約14万7,000人が暮らす、全国でも有数の人口密度の高い都市であります。

守口市においても、曾於市と同様、平成21年度より、学校ICT環境整備事業を活用して、ICT（情報通信技術）を活用した教育に取り組んでおります。

守口市におけるICT教育の理念は、①社会の情報化が急速に進展する中で小・中学校の9年間で情報活用能力を身につけさせ、情報社会に対応していく力を養成すること、②授業というものは子供と教師による人間関係により育まれるものであるという考え方のもと、あくまでも道具の一つとして、定規や分度器を使うのと同じような感覚で、教師は授業力向上のために、子供たちは発表の道具として活用するものであるということです。

導入当初は、宝の持ち腐れを懸念する声や、教職員の反発もありましたが、市の教育センターが、「出かける教育センター」を合い言葉に、積極的に各学校へ出向き、先生方の空き時間を利用して、全員を対象に研修を行うなどの懸命な努力により、懸念は杞憂に終わり、現在では、未導入の中学3年生の教室にも導入を望む声も出されるなど、ICT機器の活用が着実に定着しております。

また、継続的な取り組みとして、教職員、児童生徒を対象に電子黒板の活用状況、教育効果等についてアンケート調査を実施しております。その調査結果によりますと、電子黒板を週に1回以上使っているという回答が、5年前は30%程度であったが、現在は100%となっており、ピンポイントでの利用を含めると、ほぼ毎時間利用しているという例もふえてきております。

実際に6年生から順に、3年生、1年生のクラスの授業を参観いたしましたが、教師、子供たちとも段階ごとに非常によく使いこなしているという印象を受けました。

ICTの活用による学力向上効果については、学力は家庭教育、読書指導などさまざまな要素が関連するものであり、一要素による効果を数字的に明らかにすることは困難であるということではありますが、インターネット等で得た情報をまとめる力、みんなの前で発表する力などは確実に定着しているということでありました。

電子黒板の導入状況の全国平均が、各学校当たり数台という中で、曾於市では平成21年度より、各学校、全学級に導入し、ICT教育に取り組んでおり、現在、教科または学年によっては学力の向上が見られるに至ったことは、先生方が電子黒板を有効に活用し、思考力、判断力、表現力、知識、技能等、子供たちの総合的な能

力を育まれた効果があらわれ始めているものと思われま

す。今後さらに活用されることにより、子供たちの「生きる力」の養成に取り組まれることを期待するものであります。

次に、市内調査

1. 調査地及び調査事項

曾於医師会立病院、地域医療の確保に関する調査。

2. 調査期間

平成25年5月22日

3. 調査委員

文教厚生委員全員であります。

4. 調査内容

本委員会では、曾於医師会立病院が医師の確保に苦慮し、その機能の低下が危惧される中、同病院とともに地域の救急医療を担っている都城市郡医師会病院が沖水地区に移転予定であり、現在より救急搬送時間を要することとなるため、今後、曾於医師会立病院に期待される役割は相対的に高まることが予想されることから、同病院の現状と課題について調査いたしました。

曾於医師会立病院は、①初期医療の支援、②二次医療の充実、③三次医療への連携、④救急医療の充実を理念に掲げ、昭和59年3月に開設されております。

平成13年度までは、脳外科医を含む常勤医師12名の体制でありましたが、その後、年々、常勤医師数の減少に伴い、小児科、内科、泌尿器科を休止し、現在では外科4名、整形外科3名、内科循環器1名の常勤医師8名の体制となっております。

このため、脳卒中、心筋梗塞、小児科、産科の救急医療の対応が全くできず、近隣市の医療機関へ搬送している状況であります。

このような状況を改善するために、医師会としては大学病院に対して医師の派遣要請を行っておりますが、医師の絶対数が不足していることに加えて、地方勤務を敬遠する傾向が強く、その確保に大変苦慮しているという趣旨の説明がありました。

今回の調査において、地域医療を確保するためには、医師を初めとする医療従事者の確保が急務であるが、これは医師会のみでの努力には限界があり、地域全体の機運の醸成、関係自治体による長期的視野に立った行政の支援が不可欠であるという一致した認識に達したところであります。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照ください。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告をいたします。

建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

農林業・畜産振興に関する調査

（曾於市地区春季畜産品評会）

1. 調査地

末吉畜産指導センター、財部畜産指導センター、曾於中央家畜市場

2. 調査期間

平成25年3月27日、28日、2日間でございます。

3. 調査委員

27日が山下、八木、九日、西川、大川原、迫の各委員、28日が、山下、八木、九日、原田、西川、大川原、迫、の委員でございます。

農林業・畜産振興に関する調査（曾於地区春季畜産共進会）でございます。

1. 調査地は、曾於中央家畜市場

2. 調査期間、平成25年4月18日、1日間でございます。

3. 調査委員は、建経委員全員でございます。

4. 調査内容（曾於市地区春季畜産品評会・曾於地区春季畜産共進会。）

曾於市畜産振興協議会主催の春季畜産品評会は、財部、末吉地区は3月27日、大隅地区は3月28日に開催されました。この品評会は曾於地区畜産共進会出品への予選会である。飼養農家数の減少を受けて、出品頭数の減を感じました。

曾於地区春季畜産共進会はそお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡8町平等に12頭出品の計96頭で、4月18日、曾於中央家畜市場で開催されました。

96頭中の産地頭数は、本市関係で末吉26.0%、大隅12.5%、財部9.4%となっております。種雄牛の上位3位は、安福久28頭（29.2%）、隆之国24頭、（25.0%）、百合茂（15.6%）であります。

9月には、鹿児島県秋季畜産共進会が開催されますので、これらに向けて関係機関が一体となり日々努力されることを期待します。

曾於地区春季畜産共進会の結果については、報告書の最後のところに添付しておりますので、御参照ください。

次に、県外調査でございます。

1. 調査地及び調査事項

(1) 千葉県船橋市

6次産業に対する取り組みについて

(2) 茨城県潮来市、災害後のインフラ復旧と整備について

2. 調査期間

平成25年5月13日から15日の2泊3日でございます。

3. 調査委員は、建経委員全員でございます。

調査内容

(1) 千葉県船橋市、6次産業に対する取り組みについて。

6次産業とは、農業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも業務展開している経営形態をあらわすものであります。

船橋市は、面積85.64km²、人口61万1,799人、経営耕地面積では9万8,652a、農家戸数1,067戸の都市近郊農業であります。

当地の水田は、生活様式の変化とともに、国の政策で進められた減反とも相まって、畑地へ転換していったとのことであります。

6次産業として、野菜の小松菜で成功している事例ということで、千葉県船橋市の西船橋ひらの農園代表平野代一氏より直接船橋市役所で説明をいただきました。

平野氏は、西船橋パウダー会の代表もしており、同会は船橋市内の小松菜生産農家で結成された団体であります。パウダー会では、小松菜パウダーだけではなく、人参パウダーもつくっており、これらを使ったパンの缶詰がつくられております。これを、市内の朝市で販売したところ、農水産課と商工振興課の知るところとなり、賞味期限が約3年間あるならば、ということで、市内の防災備蓄倉庫に2万缶を蓄えるまでになりました。

なお、このパンの缶詰については、備蓄品に関するカロリーや、賞味期限に関する課題もあり、それらをクリアするために若干のモデルチェンジを経て、現在の備蓄に至っているということでした。

このほか、船橋市にはウイスキーとソーダでつくるハイボールに、すり潰してペースト状にした生小松菜等をまぜて飲む「小松菜ハイボール」というものがあり、船橋市内の居酒屋などで愛飲されております。ここでも、船橋市産小松菜の認知度をさらに広める要因となっております。

また、船橋市では、西船橋商店会、西船橋南口商店会、JRちば東葛西船橋葉物共販組合、西船橋パウダー会で結成された実行委員会の主催による、市内での食歩きイベントである「こまつなう2013」がことしも開催されております。このイベントでは、小松菜料理1品とドリンクのセットメニューを3店舗で楽しめるようになっており、その際の支払いは地域共通ポイントカードを利用することとなっております。

ります。

このイベントについては、市役所の広報課が、報道機関向けに発表される声明や資料であるプレスリリースを作成し、さまざまなメディアに投げかけてもらい、さらに多くの人々の知るところとなっております。

6次産業に関連する予算については、これまでほとんど各自の持ち出しでやってきており、平成25年度に70万円の予算が初めてついたということでした。70万円の予算については、農業者側への補助金ではなく、商店側に対するものであり、商店街ににぎわいが広がるように、また、小松菜を一緒になって盛り上げてもらうようにということで、買い物した金額によって付加される、この地域共通ポイントシステム導入のためのポイントカード読み取り機の助成としてであります。

この助成金は、実行委員会と商工会長との連名による補助金申請により実現したものであります。

船橋市で取り組まれているこれらの活動については、市役所はもちろん市内のIT関連企業、農家、飲食店、そのほかパン屋さんなどの加工販売店など、実に多種多様な人たちが、小松菜を通じてかかわり合っています。活動を始めた当初は採算などはほとんど考えず、まずは互いに協力して人を集めることに重点を置いたイベントでありましたが、それを進めるうちに、かかわり合っている皆さんで、それぞれの収入の向上につながる道を探り、実行されております。

今回御説明いただきました、農園代表の平野氏の主力は小松菜の東販売で、市の研究機関でもある農業センターの協力もあり、高品質の野菜ということで高い評価を受け、これはこれで十分な収入を得られておられます。

船橋市で進められている規格外利用の小松菜パウダーなどの6次産業は、これそのものでは大きな収入も期待されておられません。しかし、小松菜パウダーや小松菜ハイボールをもとにして、人と人とのつながりを大切にして、また、そこで生まれたつながりを突破口として、かかわった人たちの生活が潤えるように話し合いと手法の改良を重ねることで、農業者と商業者側がお互いに盛り上げ合う、一つの理想的な関係にあることがわかりました。

同時に、物事の成功には人材、リーダーの力が最も重要だと感じました。

(2) 茨城県潮来市

災害後のインフラ復旧と整備について

潮来市は面積62.67km²、人口3万1,524人の水郷のまちとして知られています。

2011年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震発生(M9)、同日15時15分、茨城県沖地震発生(M7.7)。この表現は、配付されました資料の中に、こういう表現でございましたのでそのまま使っております。潮来市は、停電4,900件、水道

約9,900世帯断水（上水道被害管延長の約8.7%、下水道被害管延長の約18.0%）、道路被害は総延長の7.4%、住宅被害5,601棟（うち液状化被害2,685棟）の災害が発生しております。

災害発生後の潮来市の取り組みについてが主な調査内容であります。

震災後の復旧についてですが、水道関係については地震直後、停電や緊急遮断弁の作動により配水が停止しましたが、配水場施設に大きな被害はなかったため、通水しながら漏水箇所の修理を行ってまいりました。

日の出地区については、液状化被害が大きいことから、漏水箇所も多く修理に時間がかかると判断し、一部については仮設管による給水としてまいりました。

この仮設管区域については、地震発生約1カ月後の4月24日に給水可能となっております。

下水道関係については、応急復旧完了まで45日間を要しております。復旧の方法については、マンホール内にポンプを設置し、仮設配管にて圧送方式としており、最大ポンプ設置時150台を超えたとのことであります。

なお、本復旧の状況については、平成25年5月現在、約90%の完了ということでありました。

道路関係については、地震発生約1週間後に緊急災害対策派遣隊が国から派遣され、地震発生約1カ月後に災害査定設計委託契約が始まっております。

災害復旧工事の発注は順次なされておりますが、日の出地区は液状化で大きく地形が変わったため、路線測量・実施設計委託契約が地震発生から約7カ月後になされてまいりました。

地区説明会も実施し、官民境界調査も実施してまいりました。道路の応急復興工事は、地震発生当時から地元の建設会社などに依頼をし、順次してまいりますが、日の出地区はいまだに応急復旧作業をしている状態であります。

災害復旧は現況復旧が原則であります。再び災害を発生させないための改良も行う復興事業を取り入れられてまいりました。

今後の課題として、緊急復旧用重機の常時燃料確保、調査装備のある特殊車両の確保、事業施行に当たっては、復旧事業と復興事業の調整、道路、水道、下水道、ガス、電線の復旧・復興のための工程を事前にマニュアル化しておくべきであること、復興事業の工事は復旧事業の後になるため、復旧工事で布設替えをしたのに、復興工事で再度布設替えをするようになり、無駄がどうしても生じてしまうという問題点もございました。

以上、室内説明等の後、日の出地区液状化対策事業地区を現地調査しました。

当地区は干拓地であることから、液状化による被害が激しく、東日本大震災から

2年以上経過した現在でも応急工事が行われている状態であり、道路の凹凸や水道管の地上配管場所が多く見られました。

潮来市においては、災害発生時、職員は勤務中であったこともあり、被害状況の全体像の把握が素早くなされました。議会については、特別委員会は設置せず、全員で対応しておりました。

インフラの応急復旧については、市内建設業者などと災害時の支援協定を結んでいたことから、全ての業者が現場へ入り、陥没したり隆起しているところを重機で応急復旧して、まずは通れるような状態へと素早くすることができたことも特筆すべきことであります。

最後になりましたが、潮来市においては、まだまだ復旧・復興の道半ばであります。今後、一日も早い復旧・復興を心からお祈りし、その上で、潮来市が力強く発展していくことを願っておるものでございます。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので、御参照をお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度曾於市一般会計）

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、報告第9号、繰越明許費繰越計算書について（平成24年度曾於市一般会計）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第6、報告第9号、繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

平成24年度曾於市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費の総務管理費、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業を初めとする12事業について、平成25年度へ繰り越しいたしました。

繰り越しの理由ではありますが、総務費のパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業は、予算の凍結解除後に用地交渉等に取り組みましたが、年度内に終了しなかったために繰り越したものです。

農林水産業費は、曾於東部地区基幹水利施設管理事業が、中岳ダム管理道路の崩壊修繕に期間を要し、年度内に完成しなかったことによるもの、県営土地改良事業

が、大隅南地区畑地帯総合整備事業の計画作成業務を、平成24年度末に繰り越しを前提として予算化したもの、林業・木材産業構造改革事業補助金が補助対象である曾於市森林組合の土場舗装について、農地転用に関する手続等に期間を要し、年度内に完成しなかったことにより、それぞれ繰り越したものです。

土木費では、市道整備事業の過疎対策事業が市道末吉森田北線の国道県協議の遅延によるものや、財部堤橋の河川県協議の遅延によるもの、橋梁長寿命化修繕事業が、末吉中津橋の県河川協議の遅延によるもの、合併特例事業が、財部平原七村線の国営曾於北部畑地かんがい事業の遅延によるもの、社会資本整備総合交付金事業が、国の補正予算によるもので繰り越しを前提として予算を計上したもの、住宅建設費は、財部地区新規市営住宅建設用地の農地転用に関する手続の遅延によるもの及び国の補正予算によるもので繰り越しを前提として予算を計上したもの、ストック総合改善事業は、国の補正予算によるもので繰り越しを前提として予算を計上したもので、それぞれ繰り越したものです。

教育費の中学校施設整備事業は、財部中学校屋内運動場及び武道館整備事業で繰り越しを前提として予算を計上していたものです。

最後に、災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧事業は末吉町大沢津原地区道路災害復旧工事でありまして、施工方法の変更や工期の確保が必要となったため繰り越しするものです。

以上、12事業で9億3,639万7,000円を繰り越したもので御報告いたします。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

今回の繰越明許については、ただいまの市長の報告がありましたように、12項目、金額にして9億円を超える大変大きな繰越明許費でございます。

数項目にわたりまして質問をいたします。

第1点は、この2ページの別紙資料にありますように、特にこの特定財源の内訳について、既収入特定財源が全てゼロとなっております。

質問であります、これは、ことしの3月31日、あるいは4月1日をもつての、いまだに収入がゼロであるのかですね、何年の何月何日付での特定財源のゼロであるのか、この期日について報告してください。これが、質問の第1点であります。

質問の第2点目は、フラワーパーク関連のこの繰越明許について質問いたします。

まず、質問の第1点は、単純化して質問いたしますけれども、この用地買収を行う場合の流れとして、この市当局と地権者との関係においてですね、一応、基本的

に合意が達したら、これ仮契約ですか、それとも、契約を結んで売買契約についての開始を行う、そして、最終的にはこの用地代の支払いをもって終わりとする、その、関連性について、時間的な経過を含めて具体的にわかる形で聞くほうが質問者がお答え願えたいと思っております。

用地買収を行うに当たって、市当局と地権者の最終的なお金の支払いが行われるまでの売買契約を含めた流れについて答弁してください。これがこの項の質問の第1点。

それから、第2点目はそれを前提にして質問いたしますけれども、この24年度においては、この全体の総体の中で地権者何名、そして、何件のこの売買契約が24年度末までに終わったのかですね。

そして、確認でありますがお金の支払いは全くゼロであったのか。

次に、質問の3点目、関連して、この、直近、一番新しいこの答弁できる期日をもってこの売買契約が今現在幾らで、お金の支払いがどれだけ行われたのか、これが、質問の3点目。

で、第4点目、最終的な、市としては、本年度の何月までをめどにしてお金の支払いを含めて売買を終えたいという、そういった計画であるのか。相手があることであり、あるいは内容によっては、所有権移転等相続登記を含めて行われてない、そういった点もあろうかと思っておりますので、最終的なめどを含めて答えていただきたいと思っております。

次の質問であります。ただいま市長のこの12項目の説明によってはですね、一つは国の補正等の理由、あるいはこの協議が思うように24年度中に終わらなかった、遅延という表現がありましたけど、結果として遅延によつての繰越明許費等が大きくは繰越明許を行った、あるいは、せざるを得なかった理由であるようでございます。

具体的な質問に入ります。

例えば、この県営土地改良事業、大隅の南地区という報告でありましたけれども、これは完全に市単独の事業ですよ。一般財源だけでありますので。

市単独の事業で相手があるにしても、もちろん、協議が進まなかったこと等があったにいたしましてもですね、これも前提として予算を組んで、そして予算執行に当たらなけりゃいけないんですが、この最初の取り組みが遅かったのかどうかですね。

1年間12カ月あとあるわけですが、金額も、数百万円単位、大して大きな金額じゃないんです。ですから、先ほどの市長の報告だけじゃ十分わかりづらい面があります。何億もかけた事業じゃありませんので、だから、これ特に一般財源だけで対応

できる事業であります。

なぜ、結果として繰越明許をせざるを得なかったのか、わかる形でこの説明をしてください。

次に、金額の大きいものについて、二、三。この市道整備の中の社会資本交付金事業は市長説明にありましたように、財源としては国の補正であり、繰越明許を前提としての去る3月議会での議会への予算の提案でありましたけれども、金額は大きいので、質問でありますけれども、これは主にこの市道整備については何路線が予定されており、そして、本年の何月をもって一応終えたいという計画、考えであるのかですね、これが、質問であります。

同じく、3月議会でも質問いたしましたけれども、金額が大きい中学校整備事業ですね、3億円を超えますが、これも25年度の何月をもって終わろうとしているのか、もう既に6月に入りましたけれども、この事業の進捗状況はどうであるのか、計画の関連性で答弁をしてください。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

既収入特定財源がゼロだがこれはいつをもってということですが、これは3月末をもってということになります。今回は、土曜、日曜が入っておりますので、現実的には3月の29日ということになります。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

用地買収の契約、この時間的流れということですが、一昨年12月末から用地交渉に入っております。地権者の説明会等も行っております。その中で、去年、12月から回っております。本格的に回ったのが年明けということになります。その間、交渉をいたしておまして、3月末現在で地権者が総体で80人いらっしゃいますけれども、その中で63名、面積にしまして77%の方々が同意をいただきまして、契約済みということで御確認いただきたいと思っております。

それと、直近の場合、契約ということだと思いますけれども、現在、66人、地権者の数にしまして82.5%、面積にしまして86.8%、約87%を契約を済ましているところでございます。

支払い、契約についての用地費等の支払いにつきましては、24年度、年度末まで用地交渉をずっと続けておまして、年度がかわったわけですが、今回、6月を一応めどに登記等の準備をいたしたいと思っております。これが、登記等について数カ月、所有権移転の登記がかかるものと思っております。早目に、6月、

7月について契約を済ました方には、一刻でも先に用地費等についてはお支払いしたいと思っておりますけれども、これについては若干の時間のずれというようなことも考えられるところでございます。今現在は支払いを行っておりません。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

県営事業の件でございます。市単独事業でございますけれども、これは、普通、事業を行う場合には通常1年目に計画書を作成いたします。2年目に県のヒアリングを受けまして、3年目に採択というのが、順を追った普通の計画でございます。これが、国のほうでも昨年までは事業費がなかなか、ついてこないといったことから、分割で何年もかけてこの事業を行うという計画でございました。

これが、昨年の2月末時点で、今のこの分割の予定であったけれども、政権もかわって国の予算が大幅に増額になってきているという説明があったわけでございます。

それで、1年前倒しで事業を行うということになったわけでございます。25年に計画をして、26年にヒアリングを受けて27年に採択という当初の計画が、もう25年でヒアリングを受けると、ヒアリングをすると、26年で採択に持っていこうという計画が発表になったわけでございます。

そういったことから、私どもとしましては、まあ、急遽ヒアリングが5月にも行われております。この補正、まあ、繰り越しのおかげで5月30日にも1回のこのヒアリングを受けているところでございます。あとまた6月5日にもヒアリングを受けるといったことから、通常この6月ぐらいでヒアリングは終わるわけでございますけれども、今回は経済効果等の見直しといったこと等が国からも出されておまして8月までこの協議を行う予定でございますけれども、そういった事業の前倒しといったことから、こういった繰り越し等を用いながら事業を早目に施行していくという計画で繰り越しのお願いをしているところでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

市道整備事業の社会資本整備総合交付金事業でございます。1億808万円を繰り越しておりますけれども、国の24年度の補正に伴いましてお願いしたところでございます。

中身につきましては、ソフト事業とハード事業がございまして、ソフト事業のほうは路面性の性状調査の委託、これが400万、道路ストックの総点検、盛り土等の安全性の点検でございますがこれが600万、ソフト関係が約1,000万でございます。

そのほか、ハード事業で市道の舗装の舗装補修を予定いたしておりますが、末吉

が1路線、大隅2路線、財部2路線の5路線。延べ延長にしまして2,150mを予定いたしております。

これにつきましては、先ほどソフトで申し上げました路面性の性状の調査をしまして、その結果に基づき場所の細かな決定をいたして発注という形になりますので、年内の完成を目指しているところでございます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

それでは、中学校施設整備事業についてお答えいたします。

25年度の何月をもって終わるかという御質問でございますが、本体工事につきましては5月30日に本契約いたしまして12月の2日までが一応、工期の予定になっております。

そのほか、その後の屋体の工事、解体工事、それから附帯施設等の工事がございますが、これらがその武道場の完成を受けまして、その後、3月20日ごろまでには全て完成をさせたいという予定でございます。

それと、進捗状況についてでございますが、現在、機械設備等の工事等の配管工事、そういった布設等の工事をしておりまして、おおむね内容的には大体10%から15%ぐらいの進捗状況かなというふうに思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

まず、フラワーパーク関連の事業について質問をいたします。課長の説明をまず確認かたがた質問いたしますと、24年度においては地権者に対するの支払いは、用地費取得についてまずゼロであるということで全額、25年度に一応、繰り越しをしていることを前提としての今回の報告提案でございます。

質問でございますけれども、この契約済みというのは、これは正式には売買契約書の一応、終了ということで確認をしてよろしいでしょうか。そして、当然、登記等が行われてなくて、いわゆるこの、相続権者が複数にわたる場合、あるいは世代を超えてわたる場合は当然一人一人と契約を済ませなければいけないと思うんですが、それを含めての行っていると当然思っているんですが、それを前提とした、先ほどの課長の、進捗状況といいますか、契約済みというふうに理解していいのかどうかですね、これが質問。

課長の説明では、もう、6月あたりから、今月あたりから支払いに入りたいということでございますが、登記終了が数カ月にわたるってということでございます。このように確認していいのかどうかですね。再度、大事な問題でありますので確認いたします。

なぜかといいますと、この25年度、本年度においては3億円を超える、もう既に

予算措置がされているわけです。ですから、当然、この本年度のこの事業はどうか、基本的には用地買収が全て終わらなければ基本的なこの本年度の事業はできないと思っております。その点で確認をいたします。

質問をし忘れましたが、先ほどのこの繰越明許の2億1,936万は全て用地取得費として予算計上された内容であるのかですね、これも確認かたがたの質問でございます。

次も総体として質問をいたします。先ほど市長答弁あるいは課長答弁にありましたように、この12項目は全てこの協議がなかなか進まなかった結果としてこの国の補正予算に伴うものであったって、いろんな2つ3つの事情がありますし、また重なっておりますが、基本的には、これは一応全て本年度内に、あるいは本年内に終わるということで確認してよろしいのかどうかですね。

もし、例外があったら、各課長、答弁してください。例外があってはならないわけでありまして、一応、本年あるいは本年度内に全て事業は終了するということを前提としての、本年度25年度への全て繰越明許の提案であることを確認させてください。例外があったら答弁してください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

契約については売買契約ということで御理解いただきたいと思っております。

それと、相続の方々ですけれども、相続は当然複数の方々がいらっしゃるわけですから、その方たちの同意、一人に相続をしてもよいよということでそういった形での書類はとっているところでございます。

それと、登記には数カ月かかるということです。これは、多分かかると思っております。法務局も一斉に、この八十何人分とか一斉に受け付けていただけないものと思っております。やはり、数件なり10件なりという、そういった、まあ、いけば、言葉が適当かわかりませんが、小出しに出すというような形になるかと思っておりますので、やはり、時間は要するものと考えておるところでございます。

それと繰越明許費の予算は用地費のみかということで、大半は用地と補償費ということで御理解いただきたいと思えます。一部、事務費が入っておりますので、2億数千万が用地費関係でございます。あとは事務費関係ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

繰越明許費でございますので、次の年度の末までで全て終わらなきゃならないと

いうことになっています。したがって、25年度内に全て終わることになります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第9、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第7、諮問第1号から日程第9、諮問第3号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して説明いたします。

諮問第1号の大窪義孝氏、諮問第2号の中山壽子氏、諮問第3号の幸田貞文氏の任期が、それぞれ平成25年9月30日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き現委員の3名を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

なお、同法第9条の規定により、委員の任期は3年となります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

2つ3つ質問いたします。諮問の2号、3号とも関連いたしますが、今回提案されている人権擁護委員ですね、3名の方々、あるいは監査委員もそうありますが、旧役場あるいは市役所の退職者、あるいは教師、教員の退職者が全てでございます。

率直に言って、多くが教育委員を含めてそうした方々であるようでございますが、質問であります。現在この曾於市の人権擁護委員の方々ですね、役場、市職などですね、行政の経験者が何名おられて、あるいは教員の退職者が何名おられて、ほかに民間から何名おられるのか、実際はどうであるのかが質問の第1点であります。

第2点目は率直言って余りにも、そうした行政関係、教員を含めて、こうした方々に提案され、全て選任されているケースが多いのじゃないかと思っております。もっと幅広く、私は、選考すべきじゃないかとも思っておりますが市長の見解を求めます。

それ以外でもすぐれた識見、能力を備えてですね、バランス感覚のよい方々が少なからずおられると思うんでね。特に団塊の世代でいっぱい退職者おられますので、ですからそうした考え方はなぜされないのかですね。

次の質問、この人権擁護委員として活動が制約されている点があるとしたらどういった根拠に基づいて制約があるのか、あるいは制約が全くないのかどうか、道義的な面を含めて答弁してください。

以上です。

○市民課長（久留 守）

お答えいたします。

旧の役場あるいは市役所でございますけども、経験者でございますけども、2名が経験者でございます。あとは会社員、それから保育園の園長の現職の方、無職の方、それぞれいらっしゃるわけです。

それから、活動の制約でございますけども、人権擁護委員法の中にも委員の職務とか、それから委員の推薦及び職があるわけですが、活動の制約としては、こういう方々はだめだよ、というのはないわけでございますけども、委員の解職という第15条の規定がありますけども、職務上の義務に違反をしたり、または職務を怠った場合、それから心身の故障のため遂行に支障がある、こういった方々については解職することができるというような内容がございます。

先ほど2名というふうにお答えしましたけども、3名の誤りでございます。失礼しました。9名中3名でございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今回の提案がたまたま3名ともそうした教員あるいは役場関係ということで私の思い違いでしょうか。それにいたしましても9名中3名、今回の3名含めて6名ということで半分以上ですね、あるいは選管、教育委員、監査委員を含めて役場のOBあるいは教員のOBの方々が全体として多いのじゃないかという感じを受けとめているのは私だけじゃないとも思っております。

市長に質問であります。

例えば人権擁護委員にいたしましても特にこれといった法律面を含めての制約というのはないということでございます。ないということであつたら何を判断の物差し基準として、今回含めて提案されているのかですね。判断の物差しがなければ、率直のところ誰でもいいということになりますよね。

しかし、そうであってはならないって。何らかの2つ3つの物差しでもって、やはり提案を当然、大事な役職でありますのでされていると思うんですよ。何をもち判断の物差しとしているのか、これが質問の第1点であります。

第2点は、この人権擁護委員に限らんとですが、先ほどの質問に重なりますけれども、やはり、今後は市職員のOBとか教員のOBだけじゃなくて広く、やはり、門戸を開く形で、やはり、こうした委員等については選考すべきじゃないかと思っております。一定のこの目的姿勢がないと、言葉は悪いですが、結果としていけば無難なやり方になると思うんですよね。ですから、一定の目的姿勢が必要じゃないかと思っております。その点で所見を求めます。

○市長（池田 孝）

選考の仕方、いろいろあろうかと思いますが、まず、当該市町村に住所がある者ということで選びます。そして、人格、識見者ということ、そして広く社会の実情に通じて人権擁護についての理解のある社会の実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者、またそのようなその他のいろいろな識見者、そうした方々の中から選ぶわけですけれども、なかなか該当者が見当たらないということがあります。ですので、今回は、豊かな経験を積んでいらっしゃいますので、そのようなことから、このように引き続きお願いすることにいたしましたところであります。もちろん、幅広くいろいろなことから選んでいきます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問3件については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よつて、諮問3件については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで、意見調整のためしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時31分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議題となっております諮問3件について採決に入ります。採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よつて、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よつて、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申することに決しました。

お諮りいたします。次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よつて諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については適任である旨、答申することに決しました。

日程第10 同意案第1号 監査委員の選任について

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、同意案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第10、同意案第1号、監査委員の選任について、説明いたします。
現委員である佐々木良昭氏の任期が、平成25年6月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同法第197条の規定により、委員の任期は4年となります。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

2点質問いたします。監査委員は非常に重要な役職だと言えると思うんですけども、質問第1点であります。

1年間に大体どれぐらいの出席日数であるのかですね、これが、質問の第1点。
インターネットを含めてお聞きの方々もおられると思いますので、質問の2点目、
月々の報酬等は幾らであるのかですね、これは、質問の第2点目。

それから、質問第3点目、先ほどの人権擁護委員の質問と重なりますけれども、
この佐々木氏がいいとか悪いとかいう問題じゃなくて一般論としての質問であります
が、やはり、この税理士などを含めてもっと広く考える余地は今後ないのかどう
かですね。

専門家はいっぱい市内にもおられると思うんですけども、市長の見解を求めます。
以上、3点です。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたように、今後、幅広くですね、検討して探していくよう
にいたしたいと思います。ほかについては、監査事務局からお答えさせます。

○監査委員事務局長（高橋和弘）

お答えをいたします。

年によって日数は若干異なりますけれども、大体年間70日から80日ぐらいの勤務
日数でございます。

報酬につきましては、条例に定めがあるわけですが、今ちょっと手持ちに持って

きておりませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○監査委員事務局長（高橋和弘）

失礼いたしました。月額7万400円でございます。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により立会人に山田義盛議員及び大川内富男議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、17番、18番、19番、20番、21番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山田議員及び大川内議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成18票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、同意案第1号、監査委員の選任については同意することに決しました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

-
- 日程第11 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第14 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）
日程第15 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）
日程第16 議案第48号 曾於市道路線の認定について
日程第17 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）
日程第18 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
日程第19 議案第51号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
日程第20 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
日程第21 議案第53号 平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
日程第22 議案第54号 平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）
日程第23 議案第55号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第55号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）についてまでの以上13件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第11、議案第43号から日程第23、議案第55号まで一括して説明いたします。

まず、日程第11、議案第43号、曾於市有住宅の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

旧財部南駐在所を市有住宅として活用するために、南方神社団地として追加することにより、別表を改めるものであります。

次に、日程第12、議案第44号曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

大隅中学校上教職員住宅3戸を、老朽化により用途廃止するため、本案を提案するものであります。

次に、日程第13、議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について、説明いたします。

今回の曾於市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、4月26日に鹿児島県との協議を終え、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により、平成22年度から平成27年度までの計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、第2の産業の振興、基盤整備事業の農業におきましては、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」ほか5件の事業を、県営畑地帯総合整備事業第4・第5曾於北部地区に集約するものであります。

また、「県営かんがい排水事業、大隅南地区」ほか5件の事業は、事業内容及び事業費を変更するものであります。

「農業基盤整備促進事業、グミキ谷地区」は、舗装工事の必要から新たに追加したものであります。

林業は、「曾於市単独間伐及び再造林促進対策事業」ほか1件の事業内容及び事業費を変更するものであります。

経営近代化施設の農業は、屋根及び壁等の改修工事の新規事業を新たに2件、地場産業の振興の流通販売施設に、共同利用施設の事業を新たに追加するものであります。

第3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進であります。道路8件は、「上諏訪・花白線」を一つの事業に集約し、ほか4路線が事業内容及び事業費を変更し、「光神・安之尾線」「七村4号線」を新たに追加するものであります。

農道3件は、地元の体制が整わないなどの理由により、今回、計画から削除するものであります。

電気通信施設等情報化のための施設の告知放送施設及びその他は、財部地区のオ

フートーク施設が26年度で廃止となるため、代替施設の整備が必要なことから、「オフトーク代替施設整備事業」を新たに追加することと、東九州道路の用地業務に炭床地区を追加し変更したものであります。

第4の生活環境の整備であります。下水処理施設のその他の2件は、浄化槽設置整備事業の設置基数と事業費を変更するものであります。

消防施設は、「消防施設整備事業」に指揮車1台を加え、事業費を変更し、消防組合の「通信指令室再部分更新事業」の負担部分を新たに追加するものであります。

公営住宅は、外壁補修を行う必要があるため、「公営住宅ストック総合改善事業天神丘団地」を新たに追加するものであります。

第8の地域文化の振興等ではありますが、末吉総合センターと大隅文化会館の舞台設備等の改修変更と「恒吉城跡保存整備事業」の事業費を変更するものであります。

第10のその他地域の自立促進に関し必要な事項ではありますが、「庁舎等改修事業」は、トイレ改修工事等により「定住住宅取得助成事業」及び「地域づくり推進事業」は、当年度の予算措置により事業費を変更するものであります。

次に、日程第14、議案第46号から日程第15、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての末吉町石之脇・平沢津辺地及び財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地について、一括して説明いたします。

4月26日に鹿児島県との協議を終え、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、曾於市末吉町石之脇・平沢津辺地及び財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地総合整備計画を定め、議会の議決を求めるものであります。

石之脇・平沢津辺地の総合整備計画については、平成25年度から平成27年度までの3年間で市道石之脇・平沢津線の改良舗装工事を、また、平成25年度の1年間で市道柿木下・石之脇線の改良舗装工事を計画しております。

市道石之脇・平沢津線は、延長360m、幅員5m、事業費3,000万円、市道柿木下・石之脇線は、延長133m、幅員5m、事業費1,706万8,000円、2路線合わせて総事業費4,706万8,000円を予定しております。

また、高塚・桐原・溝ノ口辺地の総合整備計画については、平成25年度から平成29年度までの5年間で市道桐原・溝ノ口線の改良舗装工事を計画しており、延長700m、幅員6m、総事業費9,700万円を予定しております。

次に、日程第16、議案第48号、曾於市道路線の認定について、説明いたします。

ほたるヶ丘ニュータウン造成により整備された「ほたるヶ丘1号線」及び「ほたるヶ丘2号線」の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、これを市道として認定するものであります。

次に、日程第17、議案第49号、平成25年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億8,173万5,000円を追加し、総額を223億3,173万5,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為の変更でありまして、5ページの第2表のとおり、曾於市有機センタータイヤショベル整備に対する貸借料の限度額を955万5,000円から1,050万円へ変更するものであります。

それでは、予算書の概要を、配付してあります補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入においては、国庫補助金の農業基盤整備促進事業費補助金1,111万円や、県補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金2,230万円、活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金1,093万1,000円、基金繰入金の財政調整基金繰入金9,044万4,000円やふるさと開発基金繰入金3億円、他会計繰入金の介護保険特別会計繰入金1,561万5,000円の追加が主なものであります。

歳出においては、曾於市のホームページ制作委託費685万1,000円、養護老人ホーム清寿園の空調設備改修費4,240万円、高齢者見守り対策事業375万円、保育士等処遇改善臨時特例事業2,183万9,000円、末吉町グミキ谷地区の農道整備を行う農業基盤整備促進事業2,023万8,000円、地域振興住宅建設事業3億3,100万3,000円、理科教育設備備品を整備するための小学校教育振興費626万2,000円、中学校教育振興費220万4,000円の追加が主なものです。

次に、日程第18、議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に284万8,000円を追加し、総額を61億6,958万9,000円とするものであります。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正は、健康づくり推進活動等の保健衛生普及費の追加や人事異動等によるものでありまして、歳入においては、国庫補助金の特別調整交付金を216万円、県補助金の特別調整交付金を80万4,000円追加し、一般会計繰入金を11万6,000円減額しています。

歳出においては、保健衛生普及費を296万4,000円追加し、国民健康保険総務職員給を11万6,000円減額しています。

次に、日程第19、議案第51号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から67万6,000円を減額し、総額を5億1,238万1,000円とするものであります。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるものでありまして、歳入においては、一般会計繰入金を67万6,000円減額し、歳出においては、後期高齢者医療総務職員給を67万6,000円減額しています。

次に、日程第20、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4,265万4,000円を追加し、総額を49億9,643万8,000円とするものであります。

それでは、予算の概要については、補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、平成24年度介護給付費等の精算及び、人事異動等によるものでありまして、歳入においては、国庫支出金を49万3,000円、県支出金を24万7,000円、一般会計繰入金を775万3,000円それぞれ減額し、平成24年度からの繰越金を5,114万8,000円追加するものが主なものであります。

歳出においては、人事異動等による介護保険総務職員給を750万6,000円減額し、介護給付費の精算による償還金を3,579万3,000円、一般会計繰出金を1,561万6,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第21、議案第53号、平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1万3,000円を減額し、総額を2億4,988万7,000円とするものであります。

それでは、予算の概要については、補正予算提案理由書により説明いたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、職員手当等の減額によるものでありまして、歳入においては、一般会計繰入金を1万3,000円減額し、歳出においては下水道総務職員給を1万3,000円減額しています。

次に、日程第22、議案第54号、平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から153万5,000円を減額し、総額を1億866万5,000円とするものであります。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるものでありまして、歳入においては、一般会計繰入金を153万5,000円減額し、歳出においては、生活排水処理職員給を153万5,000円減額しています。

次に、日程第23、議案第55号、平成25年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用の既決予定額から524万3,000円を減額し、予定額を4億8,156万7,000円とするものであります。

第3条は、職員給与費の既決予定額から524万3,000円を減額し、8,542万1,000円とするものであります。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出について人事異動等に伴う職員給与費の減額です。

以上で、日程第11、議案第43号から日程第23、議案第55号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月6日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 零時05分

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月6日

(第2日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月6日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員

通告第2 今鶴 治信 議員

通告第3 大津 亮二 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 今鶴治信	2番 九日克典	3番 八木秋博
4番 土屋健一	5番 山下諭	6番 原田賢一郎
7番 山田義盛	8番 大川内富男	9番 西川熊則
10番 大川原主税	11番 吉村幸治	12番 （欠員）
13番 渡辺利治	14番 海野隆平	15番 久長登良男
16番 （欠員）	17番 漆間純明	18番 大津亮二
19番 迫杉雄	20番 坂口幸夫	21番 徳峰一成
22番 谷口義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長兼事務係長 田平五月男 総務係長 山口弘二
参事補 宇都正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	池田孝	教育長	植村和信
副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	永山洋一
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	市民課長	久留守
財部支所長兼地域振興課長	小松昌寿	福祉事務所長兼保健福祉課長	今村浩次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長	池之上 幸 夫	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
税 務 課 長	吉 川 俊 一	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
会計管理者・会計課長	中 山 浩 二	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	切 通 宏	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	増 田 悟

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、選挙管理委員長並びに市長に、大きくは4項目にわたり質問いたします。

初めに、選挙の謀略ビラ、怪文書は取り締まりをとということについて、まず増田選挙管理委員長に質問をいたします。お手元に配付いたしましたビラにありますように、市長選挙を前にして、相手側を中傷、非難する出所不明の謀略ビラ、怪文書が市民、あるいは農家に配布されております。

これは、公明公正な選挙を目指すことを旨とする、市選挙管理委員会にとりましても、黙視できないやり方であり、取り締まりの対象として対応すべきではないかと考えておりますが、選管委員長の所見をお聞きをいたします。

2点目、フラワーパークは中止をとという点について質問をいたします。

私は、4年前の市議会議員選挙の11月の翌月の12月の定例議会の一般質問からこれまで、フラワーパークは中止をとということで、一般質問でも4年近くにわたりまして、連続して取り上げてまいりました。

はっきり言いまして、これは税金の無駄となる、あるいは、なりかねない重大な問題点と要素をはらんでいるからでございます。あわせて、市民の納得、理解も大方は得られないと思っているからであります。

質問の①フラワー花公園の年間の利用者と収支計画をお聞きをいたします。私の3月市議会での質問に対して、市当局は6月市議会までには報告できるのではないかとといった答弁だったと思っており、この6月議会で答弁をしてください。

質問②花公園の花の種類と数について、この点についても私は繰り返しこれまで質問いたしましたが、納得いく十分な答弁が得られておりませんので再度お聞きい

たします。

例えば昨年の一般質問では、ことしの3月議会までには答弁できるんじゃないかといった市長答弁も議事録として残っております。あわせて、花の管理を含む栽培方法についても答弁してください。

ほかの地域のフラワー公園を見るまでもなく、花の管理には大変、どのフラワー公園も苦勞をいたしております。また、この問題も私は、一般質問で繰り返し質問してきましたが、納得いく答弁が見られませので、改めてお聞きをいたします。

質問の③市長答弁では、フラワーパークの目的の一つに観光という面がございます。その中で、市外県外からのお客さんは新幹線、あるいは霧島のジオパーク、そして高速道路を利用いただき、あるいは、これらの効果で曾於市のフラワーパークに呼び込んでいきたいといった市長答弁がこれまでたびたびあります。本当に市長はこれらの効果で、お客さんが期待できると考えておられるのか、率直な所見をお聞きをいたします。

次の質問、市長の4年ごと支給の退職金は廃止をについて質問いたします。この問題も、これまで数回一般質問で取り上げました。その理由は、この制度は今や時勢に合わないと考えており、あわせて市民の納得、理解が得られるものではないと考えておるからであります。

市長の判断と決断でできる点であります。即、廃止の方向で、決断して対応すべきではないかと考えており、市長の見解を求めます。

質問の4点目、T P P交渉参加には断固反対の立場で、市長はあるのかについて質問いたします。ことしに入りまして、安倍首相が交渉に参加を表明する中で、これまでT P P参加反対の立場であった団体の中に、交渉参加には反対しない、つまり、交渉には参加して、そして農家や農産物を守りたい、いわゆる条件的な、そうした交渉を行っていききたいといった立場の意見がございます。

市長は、これらを含めてどのような率直な見解をお持ちであるか、所見をお聞かせください。

最後に質問の5点目、一貫性に欠ける市有財産の貸付けについて、質問いたします。

質問の①、現在、市が貸し付けている不動産の種類とその内容について、有償無償を含めて分類して報告してください。ダブるかと思いますが、お手元にも資料として配付いたしました。

質問の②、曾於市が貸し付けしている公共団体、さらに公共的団体には、具体的にどのような団体名がありますか。団体名を報告してください。

質問の③、市有財産の貸付の実態を、この間見ますと、条例上、あるいは法的に

一貫性に欠けている点が見られます。あるいは、ことしに入ってから市当局の議会提案にありますように、ケース・バイ・ケースといった対応が見られます。これは、大局的な観点からいいまして、行政上本来あるべき姿ではないと考えております。あるいは、対応ではないと言えます。

このたび、今後、市は整合性を持たせる立場で、全体的な見直しをすべきではないかとも思っており、市長の見解をお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

大きな1番目につきましては、選管委員長より、答弁していただきたいと存じません。

2番目のフラワーパークは中止をとということですが、年間の利用者と収支計画をとということですが、入場者数を約3万9,000人と見込んでおります。入場料を大人200円、子供100円とした場合、収入が約900万円と推計をいたしております。支出については人件費、維持管理費などに約1,900万円と推計をいたしております。

花の種類と数について、その管理を含む栽培の方法などをとということですが、これはまだ確かに決めておりませんが、四季折々の花を栽培したいと思っております。花の種類、数及び管理等については、専門家、愛好家の御意見などの御指導をいただきたいと考えております。

③の新幹線、ジオパーク、高速などの効果で観光としての利用者が本当に見込めるかということですが、新幹線波及効果については、今のところ感じられない状況であります。観光客の誘客については、曾於市観光特産開発センターと旅行企画会社などが連携し、市外から多くの方々が本市に24年度来ていただいております。

また、観光ガイドの要請等にも積極的に取り組み、活躍しているところ、周知のことであろうと思っております。霧島ジオパークの日本登録による宣伝効果、高速道の全線開通による利便性の向上、また、パークゴルフと一体となった施設ですので、利用者の増に期待ができるものと思っております。

大きな3番目の市長の4年ごとの支給の退職金は廃止をとということですが、これまでもお答えしておりますが、退職金制度は、鹿児島県一部事務組合である鹿児島県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例に基づいておりますので、廃止については鹿児島県市町村総合事務組合で決定されるものであります。

現時点においては、加入しているこの鹿児島県市町村総合事務組合の制度の中で、

曾於市としては対応をしていかなければならないというふうに考えております。

大きな4番目のT P P交渉参加には、断固反対の立場かということですが、平成22年11月に政府が公表した試算では、農林水産物の生産減少額を4.5兆円程度としておりましたが、今回平成25年3月に公表した試算では、3.4兆円程度と公表しており、鹿児島県においては、約4,400億円程度の減少額と見込んでおります。これを、本市において、試算してみますと、約163億6,000万円程度の減少額となり、市全体の生産額に対する割合は41.2%となっております。

このようなことから、本市においての農業は重要な基幹産業であり、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白であることから、今後も関係団体と一致協力して、断固反対をしてまいりたいと思っております。

5番目の、一貫性に欠ける市有財産の貸し付けについてということですが、①市が貸し付けている不動産の種類とその内容、また有償を含め分類しての報告をということですが、現在曾於市が貸し付けている不動産の種類には、土地と建物の2種類があります。内容は、有償で土地だけの貸し付けが商工会事務所敷地、警察署の駐在所敷地など51件、建物だけの貸付が自治会集会所の1件、その他土地と建物の貸し付けが2件、合計54件であります。

無償で土地だけの貸し付けが大隅曾於地区消防組合の敷地、末吉高校運動場など34件、建物だけの貸し付けが曾於市シルバー人材センターの施設、老人クラブゲートボール場休憩場など21件、その他土地と建物の貸し付けが2件、合計57件であります。

②の曾於市が貸し付けている公共団体、そして公共的団体には、具体的にどのような団体があるかということですが、この団体には鹿児島県大隅曾於地区消防組合、曾於警察署、鹿児島労働局、熊本防衛施設局などがあります。

また、公共的団体には、自治会、J Aそお農協、商工会、森林組合、老人クラブなどがあります。

③の市有財産の貸し付けの実態を見ると、条例上一貫性に欠けているのではないかということですが、有償、無償それぞれの案件には、一つ一つの経緯があって、なかなかすぐに全体を見直すことは難しいと思われませんが、現在見直しのできるものについては、年次的に、貸し付け料の見直しなどを行っているところであります。

以上で終わります。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

御質問の選挙謀略ビラ、怪文書は取締りをについて、お答えいたします。

まず、選挙が公明公正に行われるためには、候補者のみならず、選挙に臨まれる

方々が選挙戦をフェアに戦っていただく必要があります、そのためには、選挙のルールを定めた公職選挙法などの法令を、十分に御理解いただくことが重要であると思います。

その上で、選挙管理委員会の役割ですが、公職選挙法第6条第1項に規定されておりますように、選挙が公明かつ適正に行われるよう有権者の政治意識の向上に努めるとともに、選挙違反等、選挙に必要な事項について十分に周知しなければなりません。

そのような意味におきまして、今回の市長選挙につきましても、6月18日には立候補予定者説明会を計画しておりますので、関係者の皆様方には選挙運動等につきましても、十分周知していくとともに、選挙の厳正、かつ公正な管理執行に努めてまいりたいと思っております。

また、御質問の件もあり、今後、選挙管理委員会といたしましても各候補者陣営の今後の動きを注視しながら、法に触れると思われる行為等につきましても、警察とも連携して対処していきたいと考えております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2回目以降の質問に入ります。残り43分という制約された、限られた時間で、5項目の質問が十分できない点がありましたら途中、飛ばして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、質問の1点目、いわゆるこの謀略的、あるいはこの怪文書について、まず市長に質問をいたします。

7月の市長選挙に、現職の池田孝市長も再度立候補されるということは、議会でも表明され、そうした対応をされているかと思っております。

選挙におきましては、どの予定候補者もあるいは選挙に入ってから候補者も、今、選管委員長が答弁がありましたそうした趣旨にのっとって、公明公正に行わなければならないと考えております。

特に池田市長の場合は、行政の現在トップでもありますが、その基本的な所見について、お聞かせ願いたいと思っております。

○市長（池田 孝）

選挙っていうのは、おっしゃるとおり公明で公正な、そして正しい選挙が望まれることが大事だというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

そうした答弁でございましたけども、ただいまお手元に配付いたしましたA4版の2ページにわたるチラシですね、池田孝市長を応援しますということで、これは

例えば私のところに、この文書を含めて、市民、農家から初めて寄せられたのが5月の27日でございます。

具体的には、池田市長の奥さんが運動員を伴って家畜市場で、この文書も含めてお願いに回っていたと。私は、かつての池田市長、御承知のように、市長だけの責任じゃないのだけれども、旧末吉町時代から町長選挙、市長選挙でも合併後あったかどうかわかりませんが、いわゆるこうした出所不明のビラが、それぞれ出されてきた経過がございます。個人的に、これは絶対にあってはならないと思っておりましたので、すぐ私は発言通告の要旨の冒頭にこれを入れました。

そしたら、その翌日の28日、続いて29日は、今度は池田市長自身が家畜市場で挨拶回りの中で、随行員がこのいわゆる怪文書を配布しているという情報が、再度別な人から寄せられました。

この実際の経過はどうなっているのか、もちろん池田市長自身、今お手元の怪文書については、当然一緒になってこの挨拶回りの中での出来事でありまして、知っておられると思うんですけども、どのようにこれを説明されますか。

○市長（池田 孝）

私は、これは配っておりません。後援会からも配っていないと思います。

私は、ただ、チラシも何も持たずに、ただ挨拶を、一回り回りました。それだけです。

○21番（徳峰一成議員）

確かに池田市長は配ってないんですが、池田市長と一緒にこの随行した方々がこれを配っている。これはきょうの傍聴者の中にも、目撃された方々が複数おります。ですから、私は、確かめた上で、大事な問題でありますので、こうした公的な公の場で取り上げているわけでございます。

池田市長自身は配ってないとしても、一緒に挨拶回りの中で随行者が配っているということは知っておられるでしょ。それも、知っていないということですか。

○市長（池田 孝）

後援会から発行されたものは、私の随行者が配られたと思っております。しかし、これは、後援会から発行されたものじゃありません。私を応援していただく方々もたくさんおられますので、それぞれの角度でつくられたんじゃないかなというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

再度、お聞きいたします。池田市長が挨拶回りを市場でする中で、一緒ですね、何十メートル離れたわけじゃないですよ。一緒に随行したい方々が、複数、これを2日か3日かにわたって配っている。そのこと自体は池田市長も御存じでしょ。一

緒に回る中でですよ、配られているということで、寄せられたんです、情報が。

○市長（池田 孝）

ちょっと錯覚していらっしゃるんじゃないかなと思います。私が挨拶して、地区の皆さん方が誘導しながら挨拶をさせてもらいました。それは、後援会がつくったチラシを配らせていただきました。これは別問題だというふうに思っております。私は、これは把握しておりません。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ、これも中身、内容も今、初めて知ったということですか。

○市長（池田 孝）

中身については、これまでつくった内容も一致する分が多く含まれているようであります。

○21番（徳峰一成議員）

きょう現在のこの本会議のやりとりの中での、池田市長の答弁を、正確さを期す上で確認をいたします。

池田市長自身は配っていないと、これは私も認めます。

で、随行者一緒に回る中で配った、これが私との見解の大きな違いです。実際、証人が複数おられ、きょうの傍聴者の中にもおられるんですよ。この点は申し添えておきます。

それから、この中身については一応知らないわけじゃないって、基本的には知っているということでもあります。

次の質問に移ります。この中身、内容について、本当は時間があつたら、幾つかお互い議論したいんですけども、きょうは省きますけども、私は問題となった点は、先ほども申し上げたように、やはり相手を中傷、批判する場合は、選挙前、選挙後含めて、出所氏名をはっきりさせるっていうか、責任を持って、やはり、文章化したものは出していくと。これは民主主義社会におけるルール、原点じゃないかと思うんです。これは、選挙に限らず、一般においても。今回のお手元の文書の場合は、一番最も基本的に守らなければならないどなたが出したのか、発行者は誰であるのか、その発行するのは責任が伴います。そして、連絡先はどこであるのか、この最も基本的な要素が欠けているんですよ。私が、きょう取り上げた点は、まさにこの点なんですよ。この点。池田市長は、この点についてはどう考えておられますか。先ほど、公正で公明な選挙を行うってことで、いわゆる決意を含めての答弁だったと思うんですね。公明、公正な選挙のありようから見まして、出所不明の文書を出すっていうことは、一般論、池田市長は認めておられるのかも、一般論から見て、私はおかしいと思うんです。市長自身は、これはやっぱりおかしいと思ってお

られませんか。

○市長（池田 孝）

私は、議員から一般質問の通告書を受け取ったときに、相手陣営のことを言われるのかなと思っておりました。きょう、このチラシを見て、うちのことを言っているんだなというふうに思ったところであります。おっしゃるとおり、これは、出所はちゃんとしたものが正しいというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

市長に対しては、きょうはこれだけにとどめておきます。一応、やはり出所を明らかにした上で出すべきってことでは、基本的に合意したってことでよろしいですね。

○市長（池田 孝）

合意はしておりません。

○21番（徳峰一成議員）

再度聞きます。これ、最も大事ですよ。相手の中傷、非難する場合、選挙前、選挙において、やはり発行者が誰であるか、連絡先は誰であるか、これは、はっきりと明記した上で文書として出すのが、これは民主社会において、私は最も基本的な大事な点だと思うんですよ。市長自身は、同じ立場じゃないんですか、一般論として。同じ立場じゃないって言うんなら、ないでいいんですよ。同じ立場であるのか、再度、明確に答えてください。

○市長（池田 孝）

出所がしっかりとしたものを出すべきだというふうに思いますが、合意という言葉は使えないと思います。同じ理解であるということは、思っております。

○21番（徳峰一成議員）

同じ理解ということでいいでしょう。

次に、選管委員長に質問をいたします。先ほど、選管委員長が申し上げられましたように、また、冒頭にお忙しい中、御出席いただいてありがとうございます。

選管委員長の答弁にありましたように、法律上は、公選法の6条の1項において、選管を含めて果たすべき役割が、これは、明記されていますね。これ、答弁よろしいです。全く同じ六法見て、考えに立ちました。

そして、今後の動きについても注視をしていただきたい。これは、大事なことだと思います。そして必要ならば、警察とも連携して対処していきたい、これも非常に大事なことだと思います。

この市民の会、あるいは五位塚剛後援会では、昨日、警察と選管委員長にも、これらの具体的な事例を含めて、申し入れた点がございます。ついでに、お読みにな

ったと思っております。その点で、伺いますが、今回のいわゆる出所不明の、私から見たら謀略的、あるいは怪文書、これは辞書をひもときましてもそのように解釈できますので、あえて謀略的、あるいは怪文書ということで一般質問のタイトルにも出しましたけれども、こうした怪文書については、やはり選管の、そうした公明で適正な選挙を目指すという、大きな、崇高な立場から見ても、やはりあってはならないやり方じゃないかと思うんです。

先ほど、私と池田市長と基本的に同じ考え方ということで、認識の共有が得られたんじゃないかと思っております。

選管委員長自身はどう思われますか。出所不明のビラは、やはりあってはならない。そのように同じ立場であるのかどうか、お考えをお聞かせください。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

今回のビラにつきましては、選管といたしまして、どの程度の量がどういう人たちに配られたのかということ把握しておりません。また、そういったものを操作といたしますか、調べる権限も選挙管理委員会にはございませんので、ちょっと見解は申し上げられません。

○21番（徳峰一成議員）

再度質問いたします。先ほどの池田市長と観点を变えて、同じ立場からの質問であります。増田選管委員長、選管の目的は、あるべき姿は答弁でありましたように、適正で公正な選挙を行うことが目的であるでしょ。つまり、適正で公明ですか。公明な選挙といたしましたら、それなりの、選管独自の判断の物差しを持たなければ、適正で、公正な選挙に対応することは難しいと思うんですよ。選管独自、あるいは選挙管理委員長独自の公明で適正とは、どういった物差しであるかを持たなければ。一方において、今回のことについては、判断、見解は申し上げられない。何ををもって、どういった判断の物差しをもって判断は申し上げられないんでしょうか。いわば中学生、高校生が見ても、相手を非難する場合は発行者と連絡先をはっきり文書に明記する、これは基本であると、はっきり言って子供でも子供なりの判断の物差しを持っていると思うんですよ、失礼ながらですね。見解は出すべきじゃないですか。選管をどうして欲しいということは、私、言ってないんです。しかし、どうあるか、一つの客観的な立場で判断を示すことは、私は大事だと思うんです。それは選管としての、あるいは委員長としての、やはり責務の役割じゃないでしょうか。率直に申し上げて。再度、選管委員長としての見解をお聞きいたします。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

公職選挙法の法令に基づいて、その他、過去の裁判事例、そういったものを参考にしながら、総合的に選挙違反というふうに判断されれば、違反者に対して十分説

明したり、適切な指導をしていきたいと考えておりますが、今現在、このビラがまだそういったことが判然としないので、これについての見解は、これ以上申し上げられません。

○21番（徳峰一成議員）

私は、選管の立場は理解できないわけではございません。数年前に、この曾於市末吉町で社会福祉施設において、いわゆる選挙の期日前投票において不正行為があったということで、この一般質問において、私は取り上げました。

前の選管委員長やったと思うんですが、お越しいただいて、率直で、そしてある面で厳しく指摘を申し上げた。結果として、司法が入ることになり、そして一定の刑罰が与えられました。

もちろん、選管委員長が一番御承知のように、基本的には選管の深く介入すべきことはできない問題であることは百も承知であります。ですから、法律上も、例えば公選法のこの7条において、こうした問題は警察が、あるいは検察が介入することになっております。

また、一方において、こうした名誉毀損的な問題については、刑法、刑法の中で刑法の233条に該当すると思うんですが、明記されております。ですから、繰り返しますが、選管の直接的な対応すべき、あるいは対応できる問題ではないんですが、くどいようではありますが、それでも選管としての基本的な立場は持っていただきたいと思っております。

ですから、先ほどの質問、繰り返しませんけども、少なくとも、冒頭に、選管委員長から話がありましたように、警察とも連携して対応していきたい。選管で対応できない点は、もちろん警察も連携して、数年前もそうしていただいたんですよ。

今回のこの件にしても、直接的な対応はできなくとも、やはり正式に文書で示された以上、昨日、このように本会で質問している以上、やはり警察とも、この問題についても連携して対応していただきたい。少なくとも、これは選管の目的、責任じゃないかと思っております。

明確な、選管委員長としての見解をお聞かせください。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

今回のビラについて、先ほど、具体的に出所不明ということで、発行した人がわからないとか日付がわからない、連絡先がわからないということをおっしゃいました。

これについては、確かに文書の性質上、問題があるというふうに思ってます。警察との連携につきましては、我々は取り締まりは確かにできませんが、情報交換、それから情報の共有を行って、こういった違反が出ないように、今後打ち合わせ等

行って、進めていきたいというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

くどいようですけれども、今回の文書、これ、昨日、後援会から示されたのも含めて、やはり必要ならば警察と連携して、直接選管で対応できないものについては警察と連携して対応していきたいということを、重ねて質問いたします。大事な点でありますので。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

この文書に、ということではなくて、先ほど申しましたように、今後この件については各陣営の動きを注視していきますが、今後、警察と情報交換、共有、それから連携とか、協力して指導、取り締まりを行っていくということでもあります。ただ、今、議会で、こういった形で質疑をしていることが、こうした悪質なビラとか、それから、その他の選挙違反等の抑止力として働くことを期待しております。

○21番（徳峰一成議員）

個人的には、今、選管委員長言いましたように、抑止力という言葉使いましたけれど、私も抑止力という意味合い、願いを込めての質問なんです。個人的な気持ちとしては。これは、市長も理解していただきたいと思います。

今回だけじゃなくって、旧末吉町でもあったんですよね。池田市長が出なかったことを含めて。やはり、これらを、曾於市から全ての選挙において根絶しなきゃいけないと思っております。根絶させなきゃいけないと。

お互いに、政策論争することは、ある面では、この実りあることにもなります。いずれにいたしましても、選管委員長、これ以上は、最後に質問いたしますが、今、私が指摘した点を含めて、一応選挙管理委員会では検討をしてください。

○選挙管理委員会委員長（増田 悟）

今、徳峰議員のほうから御指摘ありました件について、選挙管理委員会、それから明るい選挙推進協議会、こういったところとも連携して、選管として何ができるのかといったことを、委員会としても議論してみたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

次の質問に移ります。

増田委員長に、初めての経験で大変だったと思うんですが、御苦労様でございました。

次に、フラワーパークについて質問をいたします。まず、利用者について、市長答弁では、年間フラワー公園、花公園は3万9,000人ということであり、大人200円、子供100円、収入が1年間に900万円、経費が1,900万円。一方において、市長、花公園については、どういったつつじを植えるのかどうか、例えばこれまでの答弁で

は、世界のつつじは400種あると言われております、400種。答弁では、世界のつつじをメインにしたいという答弁も再三と言われております。花も常時、植えていきたいということも言っておられます、答弁の中で。つつじをどれだけ植える、あるいは花をどれだけ植えるかを、まだ本日、答弁されないまま、入場者を3万9,000人、そして900万円の収入というのはつつじまが合わんのじゃないですか。どれくらいの規模の内容の花を植えるということを、1つの判断材料として、目安として考えて、じゃあどれだけの花の種類、どれだけの面積にどれだけの、いわば、お金をかけたら、利用者が3万9,000人であろうというんだったら、一つの考え方は成り立つと思うんですよ。

花の種類や数が答弁されないまま、入場者を3万9,000人、収入を900万円というのは、私は、説得性が弱いんじゃないかと思うんです。その点、市長、どのようにお考えですか。

○市長（池田 孝）

今、業者のほうで中に入って、いろいろ調査などをされていらっしゃいます。そのようなことから、測量して、設計ができて、この部分には何の花が合うでしょうねという、やっぱり専門家の指導を仰ぎたいというふうに思います。

そうした中で、何を植えて、どれくらいの面積で何を植える。最初からすると、大分縮小の感じで、縮小した形でありますので、そのような形の中で何が適切かということでもあります。

つつじも、やはり、メインとなるのは地元にあるつつじが多かろうと思います。そうした中に、世界のつつじで、手に入るものを、珍しいのを入れていきたいというふうにも思っております。やはり、そうしたものもないと、ただ地元のばかりじゃ、お客さんに対して、引きつけるものがないというふうに思っております。

それは、つつじの例ですが、ほかにもいろいろありますので、維持管理をするためには、植えつけが更新をしなくてもいい花木的なものもありますし、また草花のように、毎年植えつけをしなければならないものもあります。そうしたものの組み合わせっていうのも、面積と地形がどのような形になるという形のもとで、判断をしていきたいというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

お聞きしますが、この3万9,000人で900万円というのは、何を、この、基準にして出された数字ですか。あるいは、どこの花公園を参考にして出された数字でしょうか。何かのやはり、これを出すべき具体的な幾つかの資料がなければ、基礎資料っていいですか、出せないと思うんですね、基本的には。

具体的な参考となる事例を紹介してください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えします。

この収支計画については、今までも何回も説明いたしているところがございます。資料等も前、1回、2回は差し上げていると思いますけど、人口等を参考にして出しております。曾於市の近郊、都城市、それと志布志市、霧島市、そういった方々の人口、それと児童生徒の数等を参考にして数字を弾き出しております。それが、約3万9,000人というような数字をはじき出したところがございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

人口を基本に算定するというのを全面否定するわけじゃないんですけども、市長も課長もよく考えてください。課長、人がどれだけ入るかっていうのは、どれだけの規模と内容の花公園であるかによって、人がどれだけ入って来るかは、1つの常設で決まるでしょ。規模がと、あと内容が少なかった、人がほとんど少ない、規模が大きかったら、まあまあ人は来るであろうって、規模、内容がわからんとですよ。

ですから、何を参考にしてこれは出された数字ですかについて、人口だけではお粗末ですね。率直に言って、信用はできません。例えば、再三出している指宿の件のフラワー公園にいたしましても、例えば花公園についてもいくつかの、いわば、エリアがあるんですけども、例えば、屋内庭園にいたしましても、160種類以上の花を植えている。テーマガーデンにいたしましても、ゆりなど100種類以上の花を植えている。夏場の一番少ない時期でも、五、六十種以上の花を植えている。そこまでして、十数万人しか入らない、職員も五十数名、1年間の維持管理費が約3億円、それでも収入は約6,000万円なんです。資料によるとですね。それほど厳しい。ですから、先ほど市長、課長が言われたのが、私はとても信用はできません。

一方で、1,900万円の維持費で済むかというのも、とても信用はできません。南之郷のほうの花房の憩いの森でも、花公園やない、いわゆる山公園でありますけど、当初は3,000万円から4,000万円の維持管理費だったんですよ。

では、次の質問に。私は、信用できません。この世界のつつじをどれだけ、何種類植えるか、これも再三、私は、一般質問でやりとりしております。

市長答弁では、今年の、ことしの3月議会までには答弁できるんじゃないかといった答弁でありますよ。もう、今、6月議会ですよ。まだ、6月議会でも、どれだけの何種類のつつじを植えるか答弁できないんですか。あるいは、常時何種類ほどの花を植えるかが、まだ答弁できないんでしょうか。

○市長（池田 孝）

これは、昨年の3月の議会で、当初予算は可決をいただいたところでしたけれども、凍結をしてもらいましたので、全く動けない状況であり、設計もできませんでした。そのようなことから、解除までが、全く動けない状況でありましたので、その分はまだ取り返すことのできない状況であります。ですので、遅れておるといふふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

弁明としか聞こえません。受けとめられません。

では、次の質問です。市長はこの4年前の、このフラワーパークを議会に提示された所信表明を含めて、直後の私の一般質問の中でも、あるいはこれまで再三、市外、特に県外からのお客さんとして、新幹線、ジオパーク、高速道を期待したい、その効果を期待したいということを言われております。

では、今の段階で、どれだけそれぞれ年間の利用者は期待できますか。どれだけ年間の利用者が期待できますか、それぞれ。

○市長（池田 孝）

それぞれの利用者については、計算しておりません。けども、私は、そのようなことで利用者がふえてくるのは事実であります。また、行動しなければならないというふうにも思っております。あのころまで、曾於市に観光客ちゅうのは、ほとんどゼロでありましたけれども、昨年、観光元年と位置づけて取り組んだ結果は、新聞に報道されたような形のもとに、大変な大きな効果があらわしておる、やはりそのような行動することによって、必ず、いろいろな目的のもとに人が来てくれる、いわば夜の人口もですが、昼間の交流の人口で曾於市にふえる、いうふうに思っております。

そのような行動をすることが大事だというふうに思っております。そうすることが、高速道路、そしてまたジオパーク、そして今、鹿児島県では大隅半島を食と農業、これを結びつけた観光と物産展の販売をしていきたいというふうに、活気づけるという動きが見えてますので、私も、やはりそのような形で曾於市も一体となって取り組むべき時がきておるといふふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

この花公園を含めた、いわゆるこのフラワー関連の事業については、市長は観光面も一つの柱であるということ言われております。これは基本的な点であります。その観光面の中で、私が特に引かかるのが、繰り返しますが、新幹線を使った人がどれだけ来るか、あるいは霧島に、ジオパークにうつられた方がどれだけ曾於市に来るか。特に新幹線を利用して、財部駅には急行もとまらない、どれだけ、果たしてここまで、胡摩地区まで来るか。もしですよ、今もそれを引っ込められないん

だったら、少なくともどういった、いわば努力でもって年間どれだけの、これらについては観光の利用者が期待できるって。それは、質問に対して答弁できる責任があるんじゃないですか。

利用者が何名来るかも言えない、わからないまま、アドバルーン的に、これらを今でも、議会答弁で言われるとはいかがなものか。いろいろ検討されて、人数が少なくとも、正しいかどうか別にして、利用者の人数が、これらの効果による、説明をされる中で、もっとかみ合った議論をしたいんですよ。人数は言えないわけですよ。人数が言えなかったら、やはりこれは現段階で撤回すべきじゃないですか。

私は、これまでですよ、2回、3回、昨年を含めて論議して、最終的には、例えば昨年の6月議会でもあと見てほしいと思うんですが、議事録の132ページ、この人数とジオパーク、高速道等の人数です。この人数も、人数の数に入れるように努力をしてみますって。ちょうど1年前に努力をしてみますって、最終的に答弁されてるのに、まだ、人数が言えないって。努力したんですか。

だから、現段階では、人数が言えないんだったら、やはりとりあえず、この3つについては、観光の面から削除するべきじゃないですか。答弁をしてください。

○市長（池田 孝）

どこの観光地に行っても、どの施設に行っても、どの客が何で来たかを把握できる方法はないと思います。それは、年間の入場者が幾らであるということは、その環境がどのような環境整備をするっていうことが、非常に大事である。新幹線も来るようになりまして、そのようなものを人一人でも多く連れて来る努力をしなくちゃなりません。

先ほど申し上げましたように、観光元年として位置づけて取り組みをいたしました。その結果が、あらわれておるじゃありませんか。ですのでやはりそのような行動をすることが大事であるというふうに思います。

おっしゃるとおり、バスで何人来た、来るんだ、新幹線で何人来るんだ、ジオパークのほうで何人来るんだ、まだそのような把握はちょっと完成してからでも、これは難しい面だというふうに思います。

やはり、推測でいろんな行動をしてって、そのような条件のもとに来客は多くなるように、努力をしていくということが大事であり、それを、何を見込むかちゅうときは、そのようなことを見込んでやりますよと言える状況であろうというふうに思っております。

この前、きのうまで全国市長会が持たれました。私も出席をし、研修会にも出ましたけれども、九州JRの唐池社長さんからお話がありました。ローカル線のところに非常に客数が多くなってきた、そりゃ行動ですよというふうに言われておりま

した。全くそうだなというふう感じたところであります。

非常に、ただ動かないで何もしないで観光客、そして物産が売れるわけじゃありません。やはり、そこで経済効果をもたらすということが非常に大事であるというふうに思っております。私は、この考えは間違いじゃない、完成させることによって、必ず曾於市が浮上していくというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

今の議会のやり取り、共産党議員団は、議会だよりでも市民にお知らせしますが、どちらの判断が、いわば市民の感情や、失礼ながら常識的な判断にかなっているかは、市民が判断することになろうかと思えます。

率直に申し上げて、池田市長、知っておられるかどうかかわからんですが、ほかの分野では池田市長の施策を支持されている方を含めて、かなりの方々が、このフラワーパーク、特に花公園については、これはおかしいって意見があります。私にも言われてこられます。

ただいまのやりとりについても、はっきり言って実態を伴わない、私はアドバルーン的な、そうした考え方じゃないかと思っています。それでも、花公園を含めて、フラワーパークにはこだわりを見せるのか、率直に言って、中止の考え方はいいのか、お聞かせ願いたいと考えております。

○市長（池田 孝）

フラワー公園、フラワー公園建設反対、これが表面に出ておるというふうに思えます。私は、冒頭から、最初これを出したときから健康づくりのパークゴルフ、そしてフラワー公園が後ろについております。

ですので、そのまま言っていただければ理解ができたと思う。ところが、上のほうは言わずに、前のほうは言わずに、後ろばかり、そして金額は13億円、フラワーパークだけが13億円かかるかのように、市民が受け取っていらしゃる方が非常に多いと思っております。そのようなやり方の手法でやられているもんだから、これはフラワーパークは反対だというふうに言われていらっしゃると思えます。

これを、今度は、グラウンドゴルフ協会からも陳情がありまして、グラウンドゴルフも入れて3つの施設で13億円かかっていくわけであります。

そのようなことを結びつけた形で、一つの一体となった施設で取り組むわけですので、やはり客もそれなりに、またふえていくんだというふうに思っております。そこに、私は、曾於市の特産品、ブランド化したものを販売していく、そしてやっぱり曾於市のいろんなイメージを向上できるというふうに思っているところであります。

ただ、フラワーパーク、フラワーパーク、きょうの質問だってフラワーパークは

中止を、それだったら、グラウンドゴルフとパークゴルフはやめなさいちゅうことを一言言っていたら、予算だけを、その分の予算だけを削れと言っていたら、まだまだ私も理解ができるんですが。全てをおっしゃってしながら、フラワーパークだけをとりあげる、そこが私には合点いきません。

○21番（徳峰一成議員）

中止する考えないんですね。

○市長（池田 孝）

ありません。

○21番（徳峰一成議員）

市長も言われましたけど、そこまでは私も腹立てたい気持ちなんですよ。大体、考えてみなさい。最初は、花公園、フラワー公園だったんですよ。

○市長（池田 孝）

違いますよ。

○21番（徳峰一成議員）

そして、グラウンドゴルフ、そしてパークゴルフですよ。そして、事業費も16億円となったり、10億円か11億円となったり、13億円、13億5,000万円と、どんどん変わってますがね。だから、市民もついていけないんですよ。先ほどの維持管理費を含めて、これは市民が判断することであります。中止や、変更がないっていうことで、再度確認をしておきます。

○市長（池田 孝）

私は4年前のときに、ちゃんとパークゴルフが頭についてます。アンド、フラワー公園でした。ところが、フラワーのほうだけを言われて、市民がフラワーだけを受け取った形になっておる。だからそこ、あなたが腹が立つって言われますが、私は、なおさら腹が立っているところであります。

○議長（谷口義則）

ここで、徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

退職金の問題に入る前に、先ほど、休憩時に池田市長から4年前の選挙におきま

して、A4版の、これは住所、氏名を含めて、日付は書いてないけど、これやったらいいんですよ。書いた中で、パークゴルフ・フラワー公園の整備ってことで、パークゴルフも書いてあるってことであります。これは、私の思い違いですので、先ほどの訂正をいたします。

いずれにいたしましても、私、この資料は自宅に帰ったら持っています。ですから、先ほど申しあげましたように、すぐ翌12月の一般質問で取り上げたんですよ。その中で、もちろん、これも言ってるはずであります。議事録見たらわかることであります。

次の退職金の問題について、質問いたします。

私は、先ほど4年ごと支給の退職金は、なぜ廃止かっていうことで、一つは、今の時勢に合わないって、あえて時勢っていう表現を使いました。これもいろいろ検討をした上で、辞書を引っ張っての時勢っていう表現であります。時の流れには合わない、時の流れに合わないっていうのは、その土台に市民がいるんですよ。つまり、市民の理解を多く得られるものはないって。それが、大きな理由だったんです。

質問であります、4年ごと支給の退職金については、時勢に合わないっていうふうには、市長、受けとめてないですか。

○市長（池田 孝）

これは、経済がここ、バブルがはじけたから、下降してまいりました。そして、一般の住民の方々の所得も少なくなったのかなというふうに思います。ですので、おっしゃるとおり、そのようなところでは、時勢に合ってなかったのかなというふうに思います。しかし、その時に下げとけば、また次の経済が向上していくときには、また、見直しもしなくてはならない。それに合わせるべきなのかなというふうには、自分では思っております。しかし、一部組合に加入しておりますので、その一部組合の判断を仰ぐしかない、私は思っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

時勢に合わないってことを明確に、この、否定はできないでしょ。今の市民の気持ちから察してですね。廃止する考えはないってことでありますが、再度申し上げておきます。事務組合に入る必要はさらさらない、退職組合ですね。これは、脱退したらいいんですよ。

例えば、曾於市の人口より少ない西之表、垂水市も脱退してるんですよ。そして、これは、法律条項じゃないから廃止しようと思ったら、市長の判断、決断でできるんですよ。この、いわゆる、この退職組合についても、今は、もう、入ってる意味が客観的にないんです。

これは、総務課長は御承知のように、総務課長に調べてもらったんですが、どれ

だけ県の積立金があるかって。わずかに数十億円。曾於市も毎年4億円か、6億円の負担金を払っていると。一方で、退職者はこの数年、4億円から6億円、退職金を払っているんですよ。できないことじゃない、客観的にも。やる意思があるかないかの問題なんですね。この点は、時代の流れに合わないのはどんどん、本来はトップが改革を進めるべきです。こういった問題に限らず。

そうであってこそ、市民の納得、理解が、ある面では、支持が、共感が広がると、私は思っております。答弁よろしいですよ。これはもう、とても賛成できません。

次に、TPP交渉に断固反対の立場かっていうことで、市長は答弁の中で、強く反対いたしますって。私は、お聞きしているのは、あえて、通告用紙にもありましたが、TPP交渉の参加、交渉の参加にも断固反対ですか。

○市長（池田 孝）

先ほどの退職金ですが、これは4市、鹿児島県で今、入っていないようであります。以前、平成の大合併が行われる前は、14市、全て入っておりませんでした。町村だけが入った一部組合であったわけですが、町村と合併したところは、全てこの一部組合に入っておるようです。

鹿児島市は、独特で入っておりませんが、残ったのは、枕崎市、西之表市、垂水市、合併しておりませんので。だけど、大きな市も、鹿屋市も、以前の国分市も、町村と合併しましたので、一部組合に全てが入っている状況であります。

もともと入ってなかったのが、この4市だということ、私は理解をしているところで、そのように誤解のないように、脱退して4市があるわけじゃないっていうことを、私は、思っております。

このTPPですけれども、私は、これは断固として交渉することもよくないというふうに思っております。これは、県の市長会において、志布志市から提案がありました。要望として、出されようとしたんですが、私は、要望じゃ弱い、これは決議文として九州市長会に出すべきじゃないかという意見を、私は出しました。また、みんながそのほうがよかろうということで、九州市長会に行きました。私は、九州市長会の理事にならせてもらってますが、そこで反対意見がありました。反対意見があったけど、今のこの時期にこうしたことは、絶対反対でいくべきじゃないのかということ、強い意見を、私は申し上げて、これは全て、全会一致で決議すべきことじゃないのかということ、私は申し上げて、九州市長会でも、断固反対で、これは全会一致で可決をいただいたところあります。

そのような市長会の中でも、私は堂々と、これはTPPは反対だということ、申し上げております。

○21番（徳峰一成議員）

交渉に反対ですね。

○市長（池田 孝）

はい。

○21番（徳峰一成議員）

幸いといいますか、この4番目の質問になって、やっと市長と基本的な合意ができたんじゃないかと思います。これは、悪い点じゃないですよ。いい点はいい点として、共産党は評価したいと思うんです。

では、お聞きいたしますけれど、池田市長も自民党員だと率直言って思うんだけど、自民党はことしに入って政権を取った以降、御承知のように、交渉に前向き、積極的であります。また、そういった対応をしております。

昨年の衆議院選挙じゃ、率直に申し上げて、地元の森山国会議員を含めて、昨年の衆議院選挙では、参加に断固反対、断固という表現がついております。それが、今では交渉には反対じゃございません。交渉にはですね。こうした点で、市民、県民の間からもこれはやはり、選挙の公約の違反っていうか、もっと言葉が厳しいですけれども、裏切りじゃないかといった意見もあります。

市長自身はそのことについては、同じ自民党員の同志としてどのように考えて、受けとめられておられますか。

○市長（池田 孝）

貿易といった面で、利害点、いろいろあろうかと思いますが。我々、曾於市は、農業が中心の産業であります。そのようなことを考えたときに、国内の食料の4割にも満たない状況の生産である、6割は輸入ものである、そこを考えた場合に、どうしても、これは交渉して、交渉すると、これは関税撤廃の輸入ものが入ってくるということが懸念されるわけですので、私としては交渉にも参加してほしくないという気持ちであります。

○21番（徳峰一成議員）

立場上、なかなか、明確な答弁はしにくい点もあろうかと思いますが、客観的に見て、やはり公約違反だと思うんですよ。裏切りって言葉が厳しすぎるなら、公約違反。市長はそのように受けとめておられるんですか。

○市長（池田 孝）

選挙期間中に、私は、自民党も反対かなちゅう思ったら、安倍総理が何か、交渉に参加していくような発言がありましたので、あらあら、これは大変なことになるんじゃないかなという不安の気持ちも持ったところでもあります。これが、公約違反かどうかは、私には判断はちょっと難しいなと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

いずれにいたしましても、今後も明確に交渉参加反対ということで、いい加減な立場じゃなくって、はっきりと自分の立場、考え方を公の場を含めて必要ならば出されるし、あるいは行動としても対応するってことで確認してよろしいでしょうか。

○市長（池田 孝）

そのように理解していただいてよいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

最後に市有財産について、質問を申し上げます。

お手元の資料を見ていただきながら、質問をいたします。例えば、これは時間の関係で、ちょっと早口で申し上げますけども、答弁が時間かかるんだったら、2、3分休憩ちょっと挟んで、答弁していただきたいと思います。

まず、その前に市の財産を貸し付けたり、あるいは売買等行う場合は、法律上も明確な規定がなされております。それほど、公共の財産については、法律上も取り扱われております。

これは、もう、自治法も含めて書いてあります。それに基づきまして、市の条例でも、市長ご承知のように、条例でも明記されております。例規集の7,850ページでありますけども。基本的には、市の財産を、例えば、ここで、貸し付けだけ時間の関係で質問いたします。貸し付ける場合は相手方に、有償での貸し付けがこれは、大原則ですよね。ただ、例外的に、条例上も、公共団体、あるいは公共的団体には、無償での貸し付けもありますよということで、条例上も明記されています。それに基づきまして、お手元の資料ありますように、無償の公共、あるいは公共的団体にも貸し付けてあります。

一方で、資料にもありますように、公共団体にも有償でも貸し付けているんですよ。課長答弁になろうかと思うんですが、メモしてください。3つ言います。例えば無償。無償で貸し付けているんで、鹿児島県に対してナンバー5、ナンバー47、ナンバー48。一方、警察も県ですよ、同じ県に対して有償で貸し付けているのが、ナンバーの3、4、5、ナンバーの10から14まで。同じ県に対して、有償と無償、分けてあります。

さらに、2番目商工会。商工会に対しても、ナンバーの34は無償ですよ。一方、ナンバーの1と42については有償ですよ。同じ商工会に対して。さらに、自治会に対してはもう、もっと多い。自治会で無償で貸し付けているのが、例えばナンバーの2、12、49、51、同じ自治会に対して有償で貸し付けているのがナンバーの17、19、43、47、55とあります。

何の判断の物差しとして、同じ県、同じ商工会、同じ自治会に対して一方で無償、一方じゃ有償としているのか、判断の物差しが、誰が見てもこれは、100名中100名

がわからないと思うんですね。わかる形で答弁してください。わからなかったら、やはりこれはもう、明確にこれは見直しをすべきですよ。どういった形で見直しをするかは、検討したらいいですよ。方法論については。

何を判断の物差しにしているのか、お聞きいたします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

先ほど、言われましたように、確かに条例に基づきまして、公共団体、あるいは公共的団体の、これにつきましては、貸し付けについては、無償、または時価よりも、安い金額で貸し付けることができるということでございますので、そうでない場合も当然あるわけでございまして、物によっては、有償の分と無償の分が出てくるということが、出てこようかと思えます。今、それぞれ挙げていただきましたけれども、全部書きとめられませんでした。例えば商工会のものでございますが、商工会については、ここ数年前までは全部がそろって、取っておりませんでした。2つだけ取りまして、1つだけ取っておりませんでした。それは足並みをそろえるということで、3つも商工会からいただくことになりましたけれど。

ただ、この商工会の、先ほど申し上げられましたナンバー34ですかね、これにつきましては、商工会そのものということではなくて、商工会の車庫と倉庫ということでございますので、この分については取らないということで、なったところでございます。ただ、そのときのいきさつ等につきましては、最初市長のほうも、申し上げましたけれども、その判断の時点での、いろいろな経緯がございますので、その経緯については、私のほうも承知はしていないところでございます。

それと、同じ県でも、駐在所、そういったものについては貸し付けを、お金をいただいております。有償でございます。ただ、一方、同じ鹿児島県でございまして、末吉高校ですかね、その敷地の中にあります市有地については、これについては無償ということで、学校ということもあつたんだろうと思えますけど、これについては無償でございます。

おっしゃいますように、確かに同じ公共団体、公共的団体でありましても、その有償と無償は分かれてるところでございまして、これについて、その時点での判断がどうであったかというのは、私も把握はしていないところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

答弁はもっと上のほうで、責任ある答弁してください。これじゃ話にならないですよ。

○副市長（中山喜夫）

この財産の有償、無償の問題は、合併前からひきずっております、それぞれの

町の考え方等もありまして、多分考え方としては、市にとって無料にしたほうがメリットが多いのか、あるいは無料にしたほうがいいのか、そういったところはいろいろな立場で考えられて、設定されてきた経緯があるだろうと思っております。

そういった町が3つそろって、今、こうして、並べて報告受けたわけでありませうけれども、それぞれの立場で協議されたいきさつがあるものですから、なおさら、各3町合わせますと、こういうことになって、いろいろとこの統一性が欠けているという批判もあるだろうと思っております。

私どもとしては、取れるものは、きちっと整理して、取っていくというような考え方で、毎年整理はしておるんですが、本日の時点までは、まだ統一的にこうして報告できる立場ではないということでございまして、今後、この辺はきちっと整合性が取れるようにしていきたいという考え方を持っております。

以上であります。

○21番（徳峰一成議員）

私のタイトルにあるように、一貫性に欠けることは認めざるを得ない、また副市長答弁で認めました。これは、当然のことですね。1例、2例、3例どころじゃないんですね。いわば合併前の協議会、合併後においても、この点は整合性を保てることをさぼってきたんですよ。この、あえてほかの事例を挙げますけれども、敬老祝い金、長寿祝い金については、合併協にもって行って、すぐもう、合併後から節目支給しましたけれども、この市有財産、最も大事な点については、整合性を持たせることをさぼってきたんですね。ですから、どういった判断、物差しでもって整合性を持たせるかは、きょう現在じゃ答弁ができないでしょ。整合性を持たせると言っても、整合性を持たせるための判断の物差しを持たなきゃいけないですよ。市としての、基本的な方針、見解を持たなければ、整合性を持つことはできませんよ。先ほどの、選管委員長にいろいろ、市長にも質問した部分と重なりますけれども。

見解はまだきょうは出せないでしょ。何を物差しとして。見解があったら、見解をお聞かせ願いたい。見解が出せなかったら、早急にこれは、見解を持つよう、私は対応する気じゃないかと思っております。答弁してください。

○副市長（中山喜夫）

基本的な考え方は、土地は評価額の4%、建物は8%というふうに決まっておりますので、これで、いけたらよろしいんですけども今、先ほど申し上げましたように、それぞれのいきさつがあつて、そのメリット、デメリットが検討された結果、こういう不突合が出てきたんだらうと思っております。

今言われるとおり、そういったところの判断基準をもっと明確にして、きょうの時点ではできませんでしたが、今後そういったものはきちっと整理していき

たいと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

7月の市長選挙の結果、どうなるかわかりませんが、これは、どなたが市長でも、客観的に、これは是正、直すべき大きな問題であります。お互い、確認をしていきたいと思っております。その場合は、一番副市長が超ベテランで、私よりもはるかに詳しいですので、やはり十分検討された上で、そして、文書で持って見解が出せるような、要項等を含めてつくるべきじゃないかと。客観性を持たせるもべきじゃないか、物差しですね。これはもうそのように考えています。

そして、くどいようでありますけれども、やはり長年の既得権というのがありますよ、既得権というのがあります。ですから、これは、私はどんどん乱暴な形で整合性を持たせるべきであるということは、さらさら言ってないんですよ。整合性を持たせるっていう基本的な立場に、しっかり判断の物差しを持ちながら対応していく。しかし長年の、言われますように、事情がありますので、これは既得権を含めてですね。

ですから、これは、いろいろ問題が生じないように、ある面で慎重な対応が、一方で必要じゃないかと。場合によっては、ケースによりまして、時限的な、一方で政策的な優遇措置も持ちながら、つくりながら、やはりこの点は慎重な対応が必要じゃないかということは言うまでもないことだと思います。

次に2点目、この学校跡地について質問いたします。

学校跡地を民家に対して貸与、貸す場合は言うまでもなく有償でございます。法律上も条例上もですね。それが、昨年からことしにかけて、財部の南、北中については、民間の会社に無償で貸し付けております。

これはおかしいんじゃないかということで、共産党議員団も、再三取り上げましたけれども、これ、無償で貸し付けるためには、あえて議会議決が必要でございます。条例上、なじまないからでございます。そこまでして、民間に無償で貸し付ける、そうした意味があるのかどうか、総合的に見た場合。つまり、公共団体、公共的団体については、今現在、数多く有償あるんですよ。しかし、学校跡地のこの2例については、財部南と北については、あえて無償で貸し付けていると。そして同じ学校跡地の大隅北中については有償で貸し付けているっていう。これも一貫性がないと思うんです。

ですから、申し上げますけれども、もう、無償で貸し付ける契約を結んだ以上、今後の方針としては、やはり民間に貸し付ける場合は、法律や条例にのっとって、有償を大原則にするべきじゃないかと思っております、金額はともあれ。

そして、それに対して誘致企業に対しては、これまでもあった、あるいはプラスアルファしてもいいと思うんですが、税制あるいは雇用面での支援策を含めて、そ

うした別な観点、側面から支援を行っていくべきじゃないかと思うんです、支援を。

不足する分があったら、プラスアルファしたらいいと思うんですよ。あくまでも、市の大事な財産については有償を前提とする、それも有償をたくさん取るべきと、私言っていないですよ。いろいろ検討されて、吟味されたらいいと思うんですよ。無償はいけない。その点で、どなたか責任のある答弁をしてください。これは、全体の総合的な整合性という観点から、私はお聞きしているんですよ。

○市長（池田 孝）

学校の施設につきまして、貸し付けてほしいという要望がきたわけですが、また公募をしたわけですが、これは有償にするというのが基本だといえ、そうだと思います。しかし、地域の活性化、これを考えたときにどうしても企業誘致は必要である、雇用も出てくる。しかし、補助金をいただいてつくられておりました。ですから、有償にすると補助金を返さなくてはならないということで、これは無償にしたらいいいですよという指導のもとで、これは無償化したところであります。それを、御理解を賜りたいというふうに思うところです。

○21番（徳峰一成議員）

一つの側面として私は理解できないことはないですよ。やっぱり、市としては総合的な観点からあるいは10年、20年後、30年後の市民の議論に耐え得る、やはり施策が大事じゃないかと思うんです。お金だけの側面を全面否定するわけじゃないですけども、例えばお金で言いますと、ナンバーの30、アローテクニカですか、ここに、実に、年間で60万円ですよ。貸し付け料取ってるんです、年間。

（「60万円」と言う者あり）

○21番（徳峰一成議員）

60万円、60万円取っているんですよ。だから、不公平ですがね、不公平。こういった点も出てくるんですよ。あるいは大隅北中については有償ですよ。同じ今、ことしに入って。市長でも副市長でもお聞きしますが、大隅北中にことし貸し付けたのが有償、財部の南、北中については無償。同じ学校跡地ですよ。これ、おかしいんじゃないですか。お金の面で、これをやはり結論づけたらおかしいことになりま

すよ。何で、一方で有償で、一方で無償なんですか。明快なる説明してください。

○市長（池田 孝）

大隅北中の場合は、メガソーラーということで、土地の貸し付けでありました。ここは、ほとんど雇用がないということであります。地域に対しても貢献度が少ない。そうすると、財部南中、北中の場合は、これは、雇用力が生まれる。そして、地域への貢献度も高いという判断をいたしたところであります。

○21番（徳峰一成議員）

一つの側面の説明がありますけど、十分な説明に、それはならんですよ。例えば、財部北中の雇用力は、何名ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

五、六名だと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

市長、だから、一方では五、六名でもお金を取らないって。おかしいでしょ。先ほど言いました60万円のところを含めて、雇用力5名、10名のところで有償なんです。雇用力だけじゃ説明ができないんですよ。このように、大きな観点から反対しないと、個々バラバラになって説明ができなくなると、これは行政が一番やってはならない点ですよ。やってはいけない点だと思うんです。ですから、中山副市長、その点が、私が申し上げた点が御理解いただけると思うから、総合的な判断で、この点も考えていただきたい。

今契約を結んでるのは、はっきりしなさいってことはさらさら言ってないんですよ。現実的に対応しながらも、やはり市の財産については、貸し付けを含めて、10年後、20年後、30年後の議論に耐えうるような、市民の皆さんが納得できるような、議会を含めて総合的な立場で方針を打ちながら、そして整合性を持たせる形で今後は対応していきたいと。まとめ的な答弁してください。

○市長（池田 孝）

大隅北中の場合は、敷地を全てであります。ですので、校舎が建ってる部分を除いて、ほかの敷地は全部貸し付けるということであり、雇用がほとんどゼロであると。財部北中の場合は、雇用力は少ないんですけども、これは一つの研修施設であります。ですから、県内の曾於市でも多く出てくるだろうと思いますが、インターネットを使った、このパソコンを使う勉強をさせるところであります。

ですので、貢献度が非常に高いというふうに思ったところです。そのようなことで、貢献度が全然違う。校舎は全てを貸し付けるわけじゃなくて、一部ですので、その考えを御理解を賜りたいというふうに思います。

○21番（徳峰一成議員）

一応、まとめて副市長が財産の責任者だから、合意できると思うか答弁してください、私と。

○副市長（中山喜夫）

今、市長からあったとおりでございます。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時37分

再開 午前 11時40分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○1番（今鶴治信議員）

1番、今鶴です。私は、大きく2つの項目について、市長に質問をいたします。

まず、第1に曾於市ブランド認証品について。①曾於市ブランド16品目の認証はされたが、それぞれの品目の認知度と、その、その後の評価はどうであるか。②これまで、曾於市ブランド認証品の普及・啓蒙活動の取り組みはどうであったか。③今後、曾於市ブランド認証品の追加は順次行うか、という点について、お伺いします。

次に、地域高規格道路、都城志布志道路整備について。①都城志布志道路の末吉インターチェンジから、宮崎県境までの末吉道路が事業化されるとの報道がありました。②事業化されたばかりで、予算などの関係もあるので今は予想は難しいかも知れませんが、全線開通の予定はいつごろになりそうか。③計画路線には、市文化財遺跡の平松城跡地があるが影響はないか、の3点について、市長の答弁を求めて壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目のブランド認証品についての①品目の認知度とその後の評価はということですが、平成23年度において16品目の加工品を曾於市ブランドとして認定をしたところでございます。

それぞれの品目には、曾於市ブランド認証マークを付して、販売を行っております。昨年、実施しました城山観光ホテルでのお披露目会や市民祭のグルメ街道でのPR効果もあり、特に肉やユズ製品については販売も堅調に推移しており、一定の評価をいただいていると感じております。②の曾於市ブランド認証品の普及、啓蒙の活動の取り組みであります。平成24年度においては、城山観光ホテルでのお披露目会、市民祭のグルメ街道での販売、県外では横浜のキャメロットジャパンホテル、大阪でのかごしまファン感謝デー、阿倍野近鉄百貨店や東京ミッドマーケットでのPR販売活動も行いました。市内での取り組みとしましては、観光特産開発セ

ンターが事務局となり、ブランド認証品販売促進事業として市内外で19回の事業を展開いたしました。

なお、ブランド認証品の市内3カ所の道の駅での販売に対する手数料助成事業も実施したところであります。③の今後、ブランド認証品の追加は随時行うのかということではありますが、加工品ブランド認証の申請については随時受け付けをしております。平成24年度においては3件の申請がありましたが、協議会で審査の結果、認証に至らず保留という形をとっております。

また、曾於市内の主要農産物のブランド化についても技連会の中で協議をしておりますが、生産方法や品質、販売の共販体制など個別の詳細な基準づくりがまだできておりません。今後は、曾於市内の野菜や林産物等も認証基準を整備し、認証品目の拡大に努めていきたいと考えております。

大きな2番目の地域高規格道路の整備についてであります。都城志布志道路の末吉インターチェンジからの問題でありますけれども、都城志布志道路につきましては、都城インターと志布志港約40kmを40分でつなぐ地域高規格道路として、平成6年に計画路線の指定を受け、その後19年が経過しましたが、いまだ全線の3割程度の開通率となっております。

曾於市内につきましては、末吉インター、有明北インター間が既に開通しておりますが、県境区間の2.7kmが計画区間のままであり、最大の懸案事項となっております。

この県境区間を整備区間として認定していただくために、これまで都城市、曾於市、志布志で構成しております、「都城志布志道路建設促進協議会」等の活動を中心に、国、県への要望活動を繰り返し行ってまいりましたが、今回、関係各位の御尽力のたまものと考えますが、「末吉道路」として整備区間の指定を受け、1億円の予算配分がなされたところで、事業の進め方について県からの説明によりますと、本年度につきましては、秋口に地元説明会を開催し、測量設計に着手したいとのことであり、その後、道路計画、用地の地元説明や用地買収が進むとの説明を受けております。

②全線開通の予定はいつごろになるのかということではありますが、整備区間としての新規立ち上げは非常に困難と言われる中で、今回、宮崎県側の金御岳工区2.9kmと、この末吉道路2.7kmの2カ所が同時に整備区間の指定を受け、都城志布志道路の全区間が整備区間となったことから、今後の整備のスピードにも弾みがつくものと大いに期待しておりますが、現在、全体延長約40kmのうち、鹿児島県側8.3km、宮崎県側5.1kmの合計13.4kmの開通であり、全線開通にはまだまだ時間を要するものと考えております。

しかしながら、国土交通省や宮崎県、鹿児島県におきましても、この道路の重要性につきましては御認識をいただいております、特に鹿児島県におきましては、年間約30億円ほどの大きな予算を配分していただき、整備が急ピッチで進んでおります。

今回の県境区間につきましては、つながらないと事業効果が出てこないことから、この県境部分の整備促進を含め早期全線開通に向けて、今後も要望、要請活動を行ってまいります。

③の計画路線には、文化財遺跡の平松城跡地があるが、影響はないのかということではありますが、曾於市指定文化財である平松城跡につきましては、地元橋野地区の皆さんを中心に、都城志布志道路の影響について心配される声の大きいところがあります。

昨年11月に地元説明会がありました折、大まかな路線計画が示され、決定まではないとの説明でしたが、線形が平松城跡を通る計画となっており、県からは地下をトンネルで抜ける案で検討している旨の話があったところです。しかし、その後も検討重ねられ、事業費の抑制等もあることから、現在は平松城を避けて、より東側に迂回する計画に変更したいとの説明を受けているところで、その場合、平松城跡には影響は生じないと考えております。

今回の事業認可を受け、秋口にも地元説明会をするとのことですので、その際には新しい姿が示されるものと考えております。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、今鶴議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○1番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁をいただきましたが、先ほど市長の答弁の中にもございましたが、昨年4月に鹿児島市の城山観光ホテルで開催されました曾於市フェア記念、曾於市ブランド16品目認定記念美食会に、私も個人的に友人たちと一緒に参加いたしました。

そのとき、城山観光ホテルの社長の挨拶の中で、渡辺組会長のとりなしで池田市

長と城山観光ホテル社長の話し合いの中で、この企画が実現することになったと聞きましたが、この経過はどのようなことであつたかお伺いたします。

○市長（池田 孝）

今、議員がおっしゃったとおりでありまして、新聞などで曾於市の16品目がブランド化されたという発表になりました。それで、記事になったところでありませけれども、そのようなことから、城山観光ホテルの伊牟田社長さんから、連絡を受けて、そして、できたら鹿児島市に在住されていらっしゃる渡辺組の会長が、もう親しい中であられるというようなことから、あそこがまた連絡の主役になっていただいて、すぐやろうということにさせていただいたところでありました。

最初、300人ぐらいでということであつたものですから、そんなに入るのかなということで大変心配をいたしておりましたけれども、逆に、もう断られた方が多かつたというようなことで大変なにぎわいであつたというふうに思います。

また、伊藤知事も城山観光ホテルからの、初めてのあのようなふるさとでイベントであつたということで、御案内を受けたということで参加していらっしゃいましたが、曾於市が真っ先にやってくれたということで、大変喜びのお言葉をいただいたところでありました。

あのような催しを何回もできればいいわけですが、社長も今後、この中の一部でも少しずつ使っていきますからということでありました。そうした中で、一部は取り入れてもらっておるというふうに思っております。

また、あのような企画もいいことじゃないかなというふうに思います。また、第2弾をやるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

詳しい経過を市長よりお聞きしましたが、こうした市長みずからのトップセールスは大変有意義なもので効果があると思われませんが、ここで第2弾、第3弾を考えていないかと質問する予定でございましたけど、今、予定であるということでしたので、ここは省略させていただきます。

また、私もその中で、城山観光ホテルまた伊藤知事の中で、曾於市単独の市でこれだけのブランド品目を認定してすばらしい食材があることに大変、驚きと感動を覚えたという挨拶を聞いて本当に有意義な会であつたと思ひました。

曾於市ブランドの認証は初回、16品目でございましたけど、この認証の基準は主にどういう点が対象となっておるかをお伺いたします。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、お答えいたします。原料がやはり、曾於市産のものであるということが大前提でございます。加工につきましては特に取り決めはないわけでございます

けれども、なるべく市内で加工されたものというふうに取り扱いをいたしておるところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

市産であるというのは、もったもでございますけど、私がいただいたパンフレットで、商品の品質、鮮度の信頼性が優れている、また、JAS法食品衛生法等の関係法令の表示基準を遵守しているということなども選考基準になつてるような説明でございます。

また、この説明書を御存じだと思いますが、16品目のうち8品目を食品加工されたユズ製品が中心でございます。またあと、豚肉、牛肉、薩摩鴨もでございますけど、食肉、加工品がまた8品目であると思われま。

そこで、先ほど市長からもございましたけど、曾於市観光開発センターのホームページにも掲載されておりました私も今回、調べさせていただきましたけど、きれいな写真は掲載されておりますけど、このそれぞれの品目の説明がちょっとせつかくのあれに載ってないんじゃないかと思っておりますけど、この件に関してはどう考えておられますか。

○経済課長（富岡浩一）

私は観光開発センターのホームページのほうはちょっと詳しくは見てないところでございますけれども、今、議員のほうからありました御意見によりますと、写真等は載ってるけども、その内容等が不十分だというような御指摘でございます。

私のほうでももう一回確認をいたしまして、そのあたりのセールスポイント、そういったものを私のほうでまた掲載をお願いをしたいと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

曾於市ブランドに認証されて、その製造過程または生産過程が違うのかございませんけど、ユズ製品は別としまして、薩摩鴨はわかります。あと、豚肉関係でやごろう豚、やごろう豚OX、そしてかごしま黒豚、天恵美豚この4品目、そしてまた、和牛が鹿児島黒牛、曾於和牛、曾於さくら牛の3品目を認定されておりました、それぞれ発売元が違うのかもしれませんが、一消費者の視点からしまして、この違いはどうであるか、一応ここで説明できる範囲でいいですけど、特徴とかは説明できますか。

○経済課長（富岡浩一）

肉類の違いの御質問でございますけれども、まず、やごろう豚それからやごろう豚OXの根本的な違いにつきましては、やごろう豚が黒豚、OXのほうは白豚というふうな違いがございます。

また、それからかごしま黒豚につきましては、県の黒豚生産協議会の曾於市の会

員が肥育後期にサツマイモ10%から20%添加した飼料を60日以上給与した豚を言っております。

それと、天恵美豚でございますけれども、こちらのほうは白豚になります。これのほうは、有機酸を添加した独自の飼料を子豚から肥育中期までを給与、独自技術で培養いたしました土着菌を豚舎の敷き料として使っているというようなことでこのあたりが違っております。

それから、鹿児島黒牛それから曾於和牛の違いでございますけれども、これにつきましては、基本的には肉はほとんど同じでございます。いずれも等級などの制限とか、区別はしていないところでございます。

ただ、鹿児島黒牛につきましては、認証の申請のほうがナンチクさん、曾於和牛につきましては日本ハムとなっております。基本的には、曾於市内で生産、肥育、出荷された牛というのは変わりませんが、飼養者が、鹿児島黒牛につきましては、市内の方で全般的な飼養者となりますけれども、曾於和牛につきましては、その中で曾於市の肥育部会のグループができておまして、その方々だけでつくった部分が曾於和牛という認証をしているところでございます。鹿児島黒牛につきましては、市内、市外それから県外を含めた幅広い出荷となっておりますけれども、曾於和牛につきましては、ほとんどが日本ハムさんの系列販売ということで、ほとんどが県外というような違いがあるところでございます。

それから、さくら牛につきましては、市内で生産された優良で厳選された素牛を導入して、特別配合された飼料を給餌して育てられた肥育牛でありまして、枝肉の取引規格の最高ランク 5 等級と 4 等級のみをさしているということで違いがございます。

以上です。

○1 番（今鶴治信議員）

ただいま経済課長より詳しい説明がございまして、わからない部分もございませうけど、それぞれの選定に当たった基準というか、いい説明であったと思っております。

現在、肉類はそういう保冷冷蔵施設がないと、どこでも販売は取り扱えないとは思いますが、ほかの加工製品は市内の道の駅でほとんど手に入る状況でありますか質問いたします。

○経済課長（富岡浩一）

おっしゃいますとおり16品目につきましては、市内3カ所の道の駅につきましては、全て専用の棚を設けておまして、肉類以外のユズ製品等、そういったものも置いております。

○1番（今鶴治信議員）

私も今回のことで道の駅を3カ所回ってみればよかったですけど、実際まだ行ってませんもんで、私が聞いたところによりますと、それぞれの道の駅のこういう食品加工についてはよくわかりませんが、それぞれ末吉、財部、大隅の道の駅の生産者の歴史があって、野菜関係が主なのかはわかりませんが、旧町の地元生産と、その場所でとれたものしか販売できないということで、売りたいけどもユズ製品は別としまして、この冷凍焼き芋また一ふくめしが、このパンフレットの中では道の駅、ほかの道の駅の名前が書いてございませんが、この件に関してはもし希望があれば、そこで取り扱っていただけるのかをお伺いいたします。

○経済課長（富岡浩一）

これは、曾於市ブランドとして認証いたしておりますので、これは取り扱っていただけるものと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど、市長から話があったことに関するのかもしれませんが、曾於市ブランド認証品販売手数料補助はどのようなものでありますか。

○経済課長（富岡浩一）

道の駅に出荷をいたしますと、出荷の手数料というのが取られることになっております。その率につきましては、15%から20%というようなことで、これにつきましては、冷蔵等を要しないものは15%、電気を使います冷蔵が必要なものというのは20%の手数料がかかっているところでございます。

そのような中で、私どももこのブランド認証品をできるだけ推奨するために、その認証品が売れた額に応じて補助を出しております。補助率のほうはこれも種類がございまして、売上金額の一般的には冷蔵施設を要しない普通の露店の展示、そのまま野菜等を出してるような部分につきましては、売り上げの5%を補助をいたしております。

また、冷蔵施設等を使うものにつきましては、当然その業者さんが支払う手数料も高くなりますので、こちらのほうは10%の補助を出しているところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

私も今回、昨年のブランド認証記念食事会も参加しましたが、実際のところ、このパンフレットを見て、それぞれの商品が、やっとう名前がユズ製品が特に多いというところで、これがいろいろ県外でも売り込みをかけられて、内容的にはすばらしいものが評価はあるとは思いますが、曾於市民また私たち議員の中でどのくらい認知されてる、理解されてると思いにありますか。

○経済課長（富岡浩一）

この市民及び議会の皆様方への認知度ということでございますけれども、PR等については、外部についてはこのような販売促進ということを出かけておりますけれども、現在のところなかなか市内向けについては、私どももちょっとPRがまだ足りないのかなと考えております。したがって、今後、市内向けの広報も考えていく必要があるのかなと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

以前、私たち議会で鹿児島市の講演会に行った折、ある講師の先生がこういう産地化、ブランド化についての講演でございましたけど、一般の消費者は商品を買う際、その品物のこだわりや歴史的背景、伝統的な物語、いわれなどに説明を聞いてそれに興味を示されて購入される。

曾於市の場合も、今、課長より内容について詳しい説明がございましたので、私もその品目についての意味がわかってきたところではございますけど、実際、観光開発センターで購入の方法はインターネットですぐにできる状態になって、インターネットのホームページでも表彰されたすばらしい掲示板ではございますけど、なお、大手のナンチクさんなんかは、自分とこのホームページを開いていくと、ある程度の全てではございませんけど説明書きがございます。

この冷凍焼き芋の吉川農園さんも積極的にそういうことに取り組んで内容はわかりますけど、ほかのユズもメセナ食彩センターが取り組んでる部分は、なかなか全体的に平等に買い方はわかるんだけど、内容についての記載がないので、私が出されてる人のこの認定された方のある人に聞いた話では、インターネットなんかで問い合わせはないんですかという話を聞いたところ、まず曾於市が全国的に認知されてないので、そこをクリックしていただかないと、なかなか消費者が飛びついてくれないというか、輪が広がっていかないということで、そこで、やはりどんなにいい品物でも消費者が一度手にとってどんなもんか食べてみて、その外からを見て、そしてブランド品に認定された品目でございますので内容等はもう本当、自信あるものばかりだと思っております。

だから、先ほど、道の駅あたりはほとんど置いてるということではございましたけど、認定された月がいつかわかりませんが、何かのとき、それぞれの道の駅でブランド認定フェアとか何か1週間ぐらいでもやって、そのときは全ての人に参加していただいて、こういうものが認定されて食べられたりして、また、そのことは友人や親戚に対しても贈り物にやったりして、輪が広がっていくのではないかと考えておりますが、この点についてはどう考えておられますか。

○経済課長（富岡浩一）

おっしゃいますとおり、確かにPRっていうのが非常に大切なことだというふう

に考えております。したがって、先ほど御指摘のありました、やはり写真だけではわからないというようなことにつきましては、開発センターや市のホームページ、こういったものに例えば、写真に附属しましてその概要、ブランド品のその概要とそれから実際、誰かの食べたその食した後の感想みたいなものまでちょっとコメントをつけるような形で工夫ができればいいと思っております。

このあたりは、また開発センターや市の企画のほうとも、またそのホームページのつくり方、こういったものについては御相談をさせていただきたいと思っております。

また、道の駅等におきますブランド品のフェアというようなことで、道の駅もそれぞれ、いろんなイベントを行っておりますので、そういったところに出向ましてその管理者のほうとちょっと事前に相談をさせていただいて、そのPRに努めていけたらいいかなと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

昨年、口蹄疫対策地域活性化事業助成金として、県内産の牛、豚肉消費拡大のためたしか600円分の価値があるものを500円で売るプレミアムつき商品券が発行されましたが、今年度もこの事業があるかどうかわかりませんが、昨年私が感じたこととございますけど、こういう事業があるとき民間のナンチクさんたちもございませうけど、せっきくのブランド品をアピールするのにまた安くて買えるということで、そういう時期と一緒に宣伝、キャンペーンを行って消費拡大に向けられたら相当効果があるんじゃないかと思っておりますけど、この点についてはどうお考えですか。

○経済課長（富岡浩一）

昨年、口蹄疫の影響を受けたということで、県のほうで予算を組んで、希望のあるところはその口蹄疫の景気の後退した対策ということで事業をいただきまして、おっしゃるとおり県のほうから10%、市のほうが10%、計20%のプレミアムをつけた肉券を販売したところでございます。これにつきましては、もう完売をいたしまして皆様方の御協力に本当に感謝しているところでございます。

今年につきましても、現在、同様のやはり補助事業が来ております。ただ、形態のほうが若干昨年とはちょっと変わっておりますけど、このような形で、できるだけそういった事業を有効に活用しながら、市内産のブランド品のPRに努めることができたらありがたいと思っております。

○1番（今鶴治信議員）

いろいろ意見を申し上げてきましたけど、曾於市独自で16品ものものをブランド認証され、今このブランド品目は始まったばかりで本当に観光ホテルでの美食会、また大阪、横浜などでのホテルでのキャンペーン、本当に前向きに取り組んでいらっしゃるということがわかります。

これから、先ほど私のちょっと、もっとこういうふうにされたらもっと効果があるんじゃないかということで意見を申し上げてきましたけど、この大きな可能性を秘めた曾於市ブランドを今後も積極的にいろんなところで取り組んでいかれ、また、私たち議員もですけど、個人としてもお土産、また友人、知人に誇りを持って紹介していきたいと思っております。

今後とも、ブランド品目の拡充に向けて頑張っていたきたいと思います。

引き続きまして、先ほど高規格道路、都城道路についての質問に移ります。

私が、末吉高規格道路の都城志布志道路の末吉インターは、私の住んでる原村地区に今あります。ちょうど、いろいろと地元でも飼料運搬の大型トレーラー、トラックがひっきりなし通るといことで、本当、朝晩の通勤時間は渋滞をして、皆さんの意見では早くこのインターより先につないでいただければ助かるからと言って、私のほうや県にもいろいろお願いがあつて、今回、事業化されることの報道に、地元のほうでも大変期待をして喜んでおられるといことでございます。その中で、これまで振動などで住宅の壁にひびが入ったとか、家の仕事に出るのに信号の渋滞でなかなか信号待ちの車で出れないとかいう相談が私にもありましたけど、市のほうについては、こういう情報については何か聞いておられますか。

○建設課長（高岡亮蔵）

都城志布志道路が県境区間が今度事業区間に認められたわけですがけれども、現在、橋野、見帰・橋野地区を飯野松山都城線、県道が走っておりまして、これは大型トレーラーがひっきりなしに走っている現状ではございまして、住民の方々、本当苦勞されていると思っておりますけれども、特別、その振動、そういった大変だという話は聞きますけれども、振動で家が大変、信号待ち、市役所に個別に来られた話は今現在ではないところでございます。

全体的な話の中で、そういったことがあるといことで伺っております。

○1番（今鶴治信議員）

多分、県のほうに要望されてる、今度ちょっとやり直し舗装をしていただいて、少しは振動がいいかもしれませんが、抜本的に全線開通していただかないと、すぐには、やはり同じような状況で実際、櫛から橋野に向かう県道は本当、トレーラーの大型車の通行でわだちができて、本当この通行などにも危ない状況でございまして、県道でございまして市のほうではその辺については把握されておりますか。

○建設課長（高岡亮蔵）

県道の舗装の補修につきましては、県単の舗装補修事業等で予算のほうが見帰地区でも組まれてるようございまして。私どものほうも舗装の悪い箇所等を見つけてましては調査いたしまして、毎年、年度初めに県のほうへ県単要望といことでお

願いをしてるところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど、市長の説明である程度の今後の計画はわかったんでございますけど、今年度中に地元の説明会また測量計画、それが終わると用地買収ということで、用地買収が済んで、ああいう遺跡調査、ああいうのも含めまして、せめて県境まで、梅北まで一部、都城のほうも開通してるんですけど、とにかく私たちの地元を抜けるところでインターまでつないでいただかないと、今の渋滞は変わらないということで、この辺は国の予算配分次第でございましょうけど、順調に行って、楽観的でもいいんですけど、どのぐらいの年数がかかるもんかわからないでしょうか。

○市長（池田 孝）

ちょっと、めどがいつちゅうことが発表されておられません。今度の市長会でも県出身者の議員との懇談会も持って要望もしたところですけども、とにかく予算はこれまで以上にまたつけたいということで、どの議員もおっしゃっていらっしやいました。ですので、少しスピードが違うのかなというふうに思っております。そうしてまた、工事がそう難所が少ないということで弾みがつくんじゃないかということで、国土交通省からの情報も聞いているところであります。

○1番（今鶴治信議員）

難しいところをお答えいただきまして、地元で一番よく聞かれる質問でございますので、今回、事業化になったことで、皆さん、また興味があつて私に聞かれてると思って、私も質問したところでございます。

以前に、口蹄疫が発生した折、私もボランティアで2回ほど、この消毒作業に出ましたが、朝晩、相当な飼料運搬車両と家畜運搬車両、トラックなどが主な消毒されるので乗用車はもう消毒マットを通過して全部は通過しなかつたのでございますけど、本当に飼料車の往来が多く、御存じのように橋野地区を初め、私の憶地区も和牛の生産農家が非常にたくさんおられまして、本当にあの折は毎日、牛舎の近くを通る、消毒はされているとはいうものの、口蹄疫の終息が見えない中、大変心配されておりましたが、そのことについてはどうお考えであるかお聞きします。

○市長（池田 孝）

あそこに消毒ポイントを置いたときに、片側だけで、大型トラックだけが700台以上という日が多かつたわけです。そのようなことで、乗用車を含めて、そうしてまた、上り下り入れると相当な車の量でありますので、早く開通をとということでお願いをいたしておるところであります。

路線がほぼ確定のような状況で進んでおります。もうトンネルも掘らずに掘削していくというようなことの説明がありましたので、早目に開通になり、そして全面開

通になると車の量というのは本当に通行量も多く、一般県道のほうが今度は量が少なくなって、安全という面でも非常に有利に動くのではないのかなというふうに思っております。

○1番（今鶴治信議員）

先ほどから、大分スピード感を持って進んでくるのではないかと、本当、ようやく進み出したなというふうに、私も期待しているところでございます。今、現在うちの地域にも地域振興住宅を何棟も建てていただき、高齢化率が私の地区は校区は40%以上でございまして、大分高齢化が市の平均からすると、進んでるところでございまして。

その中で、こういう高規格道路が部分でも都城に、梅北までつながっておりますので、あれがつながっていくと、ほとんど若い人たちが都城圏内で働いてる人も多いものですから、その点についても、本当期待しているところでございます。

私も、先日、都城市で先ほど市長からも話の説明ではございましたけれど、各関係自治体また各関係機関でつくっておる都城志布志道路建設促進協議会の後援会と意見交換会がございましたけど、この事業化に向けて、この会の大きな成果が出たところであると思っておりますけど、今後、この会がまた続いていくと思っておりますけど、どういう取り組みをされていく予定であるかお伺いいたします。

○市長（池田 孝）

国会議員、また国土交通省の要望といいますか、その活動しかないだろうというふうに思っております。そのような活動を一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○1番（今鶴治信議員）

本当に、各関係機関の皆さんが本当に努力されてやっところまでたどり着いたと思っております。私も、市議員になる前でございましたけど、地元の末吉の農家代表としまして、この会で意見要望を發表しました。

ほかに都城市のIT関連の社長と、また、志布志市のほうは物流基地の代表の方が、3人それぞれの立場で意見を述べられて、これまでも何回もこういう会で国への要望、また必要性を訴えてこられたと思っております。それがあって今回の新規事業化に結びついたことで本当にありがたいことだと思っております。

地域高規格道路、都城志布志道路は、都城市を起点に曾於市を經由し志布志市に至る延長40kmを超す自動車専用道路で、また開通した場合、今でもそうでございまして、無料でございます。この道路が将来、九州縦貫自動車道都城インター、また東九州自動車道志布志インターと接続をして、広域交流ネットワークを形成し、国土の均衡ある発展を担うとともに、日本の食料基地である都城、曾於地区と国際バ

ルク港湾に選定された志布志港を直結し、物流の交流化に寄与する道路でございます。

また、南海トラフ大地震がもし発生した場合は甚大な被害が想定され、九州東部沿岸地域の後方支援を行うためにも防災対策を備えた機能を発揮することが期待されている道路でございます。一日も早い全線開通を願ひまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、大津亮二議員の発言を許可いたします。

○18番（大津亮二議員）

18番、大津亮二です。6月議会に当たり今回は池田市政の総括と曾於市の課題について、商工業の振興について、市内高校の振興策について、以上3項目通告に従って、質問を行ってまいります。

最初の項目は、池田市政の総括と曾於市の課題についてであります。

曾於市も誕生しはや丸8年を迎えようとしているところです。この間、池田市長を初め、市当局におかれては、市民の福祉向上と曾於市の発展のために御尽力してこられたことに衷心より敬意を表したいと思います。

今後さらに、住みやすい、住んでよかったと言えるまちづくりが期待されるところでございます。

そこで、①の質問であります。市長選挙も目の前にされ、御自身でも市政運営について総括をされていると思いますので、その総括されたこととまた曾於市の課題について所見をお伺いいたします。

②は、曾於市の農林業、商工観光、福祉、教育、地域づくり全般とそれぞれの分野ごとに課題があるかと思いますが、その課題を述べていただきたいと思います。

③は、まちづくりをする上で、市民参加、また市民参画のまちづくりは大変重要であると考えております。そこで、市民参加型のまちづくりの実態はどうか、課題はないのか総括してください。また、市民参加型の仕掛けをもっとすべきでは

ないのか見解を求めます。

次に、2項目めの商工業の振興についてであります。

曾於市は農業のまち、畜産のまちというのは自他ともに認めるところであろうかと思えます。また、その振興により商工業も繁栄してくるという相乗効果の考え方も大変大切なことでもあります。

基幹産業からの相乗効果も大きくあるところですが、商工振興の政策としては別枠で取り組み、商工振興にも積極的施策を展開していくべきではと考えております。そのような趣旨を御理解いただき、市当局も支援策として商品券の発行や、歳末抽選会への支援などにも御理解をいただけてきました。

また、最近では、観光元年ということで観光特産開発センターを中心に、曾於市のよさを打ち出す曾於市の眠っている素材を観光に結びつけ、観光ツアーなども取り組まれてきております。今後、大いに期待をされる分野だと思っております。

しかしながら、商店街の活性化という面からは、まだまだ大きな課題があるかと思えます。大規模店の影響、また近隣市商店街の影響、さらに高齢化等もあり、さまざまな影響が出ているのが現状であります。そこで、もっと振興策はないものかという観点から質問をさせていただきます。

そこで、最初の質問、①ですが、3町地域の商店街の振興で何を売り物（キーワード）とするべきか、市長が捉えておられる見解を所見を求めたいと思えます。

②は、商品券がこれまで商工会で発行していたものが、市の発行となると聞いておりますが、これまで商工会発行であると、財務局届けから清算まで大変事務が煩雑であったと聞いております。今回、市の発行となることで、これまでの旧商品券と新商品券との違いは、どこが変わってくるのかお伺いいたします。

また、これまで加入店が商品券を現金化に戻す場合は、換金手数料が必要でございました。その換金手数料をなくすか、負担を少なくするべきではないかと、ずっと私は考えてきました。換金手数料に対する市当局の見解を求めます。

③は、違う視点からですが、公共施設や医療施設が商店街の活性化につながってきたと考えております。市長はどのように捉えておられるか所見を求めます。

④は、現在、移転を検討されている病院もあると聞いておりますが、商店街への影響はないのか見解を求めます。

⑤は、3町にある中央公民館は、これまで商工振興にも大きく寄与してきた公共施設であります。また、生涯学習や各種会合に頻繁に利用されている状況ではないかと思えます。

しかしながら、どこの中央公民館も老朽化してきているのが現状ではないかと思えます。建てかえの時期が来ているのではないのでしょうか。そこで、3地域の中央

公民館の実態も含め報告をしてください。また、建築計画を立てるべきではないかと考えておりますが見解を求めます。

次に、3項目めの市内高校の振興策についてであります。

高校再編に伴い、伝統ある財部高校、岩川高校、末吉高校が統合し、平成28年3月をもって閉校が決定をしました。この間いろいろありましたが、平成26年4月には新設高校の開校が決定をいたしました。また、新設高校の校名も公募で曾於高校と決定をされました。

曾於市が誕生し、9年目に曾於高校が誕生し、これからの曾於市のシンボルとして発展し、曾於市の牽引役になることを期待するところであります。

しかし、来年、曾於高校が開校いたしますが、これまでの3高校には、閉校が決まった後に入学してくれた生徒、また、閉校など考えてもいなかった在學生等もいるところがございます。3年間は、3高校には不安や期待感など複雑な思いが出ていると想定するところでございます。

そのような中、それぞれの3高校におかれては、同窓会、PTA、生徒の皆さんが気持ちを一つにされ、閉校までの期間、充実した学校経営をされようと努力されていることに衷心より敬意を表したいと思っております。

そこで、①の質問ですが、最後を飾るそれぞれの3校に閉校までの期間、市として新たな支援策が考えられないものか見解を求めます。

②番目は、新設高校、曾於高校の開校までの動向について報告していただきたいと思っております。

③番目は、曾於高校開校に向けて、市として県へ要望してきたことがあろうかと思っておりますが報告してください。

④番目は、その要望項目について県としての回答はどうであったのか。

⑤番目は、曾於高校への市単独の支援策は考えていないのか、見解を求め私の壇上よりの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の池田市政の総括と曾於市の課題。

①の8年を迎えるが、これまでの総括はということではありますが、私は、初代曾於市長として市政の基本方針を「活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気な曾於市の創造」と定め、「豊かな自然の中で命の鼓動を感じるまち」を本市まちづくりの将来像として、旧3町の均衡ある発展を推進するため、旧3町の融合と一体感の醸成に取り組んできました。

その結果、新生「曾於市」名及び市章が確実に定着し、市の個性もあらゆる部門

で広がりを見せてきていると思っております。市政誕生1期目の私のマニフェスト（政策実行計画）の大項目は1に、「健全財政の確立を目指した市政運営」、2に、「人と自然が共生し地域資源を生かしたまちづくり」、3番目に「個性豊かな人づくり、教育文化のまちづくり」、4番目に、「快適で住みよい、住んでみたい安全安心なまちづくり」、5番目に、「少子化高齢化社会を健やかで共生・協働で支え合う福祉のまちづくり」を掲げ、具体的に60項目に取り組んだ結果、約90%を現在では達成していると思っております。

また、2期目も、第1期目に続く政策実行計画5項目を現在の取り組みを含め、ほぼ100%達成の見込みとなっており、1期目、2期目ともに評価していただけるのではないかと考えております。

特に、健全財政の確立の観点で、合併時に比べると確実に好転してる点を初め、生産基盤、社会基盤、地域振興、健康増進対策及び教育と文化の面において、着実に前進していると総括しております。

②の農林業、商工観光、福祉、教育、地域づくり全般とそれぞれの分野ごとに課題をとということではありますが、各分野、課題として捉えているものとしましては、まず、農林業においては、農業従事者の減少、高齢化の問題、肥料、農薬、燃料、生産資材、飼料価格の高騰による経営の圧迫。次に、木材価格低迷に伴う間伐の減速と皆伐の増加。

次に、商工観光においては、商店街の活性化、交流人口の増への対策。

福祉については、少子高齢化の進行により懸念される課題、景気の低迷、所得の低下により生活保護受給者の増加等の問題、人とのつながりが希薄になったことに伴い、懸念されること。

教育においては、児童生徒数の減少、複式・少人数学級指導の充実、基礎学力の向上、学校規模の適正化、学校施設・社会教育施設等の老朽化による維持管理などがあります。

まちづくりにおいては、地域づくりリーダーの養成、助成金の適正化、各種団体により活動状況に差があることなどを主な課題としております。

③の市民参加型のまちづくりは、どうであったのかと、課題はないのかという問題ではありますが、本市の市民参加型のまちづくりにおいては、曾於市の総合的な振興計画の策定を目的とした曾於市総合計画やまちづくり条例、共生・協働関連事業等を中心に約20の事業を各課横断的に取り組んできました。

主な活動団体としては、校区・地区公民館24公民館、自治会数481、NPO法人12団体。曾於市地域づくり団体協議会「ネットワークそお」23団体、曾於市グリーン・ツーリズム協議会29件、12団体、道の美化里親、水土里サークル活動などとな

っています。

特に、平成24年度から市民提案型地域づくりの事業を開始し、平成24年度で7団体を認定、本年は新規5団体、継続6団体に地域づくり活動を支援予算として確保し、各地にユニークな活動の芽が育ちつつあるところです。

課題として、本市は高齢化率が高く、団体により活動状況に差があることリーダーの育成不足、観光と市民力の結びつけが必要なこと、補助金の見直し等が上げられます。

大きな2番目の商工業の振興について。

①、3町地域の商店街の振興で何を売り物（キーワード）とするべきかということではありますが、現在、商店街は、多種多様な物を販売しておりますが、集客力が弱い傾向にあり、近隣の大型店へ顧客が流れている現状があります。このような状況の中、商店街活性化の手法の一つとして、近隣の家庭への宅配や高齢者向けの商品の品ぞろえ、独自商品の取り扱いや販売なども考えられますが、高齢化率の高い本市においては、交通弱者である高齢者の方々に対する細かな対策が鍵になるのではないかと考えております。

今後も思いやりバス・タクシーなど有効活用を図りながら、商店街におけるイベントの開催による誘客やプレミアム商品券の発行など、行政や関係団体と連携した取り組みにより、地元商店街への集客を図ることが必要であると考えます。

②、旧商品券と新券との違いは何か、また加入店の換金手数料はなくすか、見直すべきではないか。旧商品券については、前年度まで市の補助を受け、商工会が行っておりました。補助金の形をとると、財務局の許可申請を行わなくてはならず、商工会の申請事務が膨大であり、また許可がおりるまでの期間が長いことから、発行までの日数が多くかかっておりました。

今年度から市の委託方式をとることで、財務局の管轄から外れ、財務局への保全契約、有効期限や額面、デザイン等の届け出、承認等が不要になることから、事務量の軽減や迅速な発行が可能となり、地域経済への早期の効果が期待されます。

また、換金手数料は、商品券発行事務費として、換金業務を行うパート職員の賃金に充てられておりますので、今後も継続させていただきたいと考えております。

③の公共施設や医療施設が商店街の活性化につながっていると考えるが、どのように捉えているかということではありますが、現在、曾於市街地には市役所、公民館、小中学校、高校、警察、県の施設など多くの公共施設があり、また、医療機関についても多く開院されております。

これらの公共施設等につきましては、利用するお客様、また施設等に勤務する従業員の方々も商店街で買い物をしておられますので、その存在は地域商店街の活性

化につながっていると考えております。

④の移転を検討されている病院があると聞くと、商店街への影響はないかということですが、末吉中心街に位置する総合病院と思われませんが、大きな病院がありますので、患者さんや面会の方、また職員の方々も多くおられ、その購買力は大きいと考えられます。したがって、仮に移転されるとなると、近隣の商店への影響は大きなものになると思われま

⑤、商店街の活性化になっている3町の中央公民館が老朽化しており、建設計画を立てるべきではないかということですが、末吉中央公民館は昭和37年、財部中央公民館は昭和49年、大隅中央公民館は昭和43年に建築されたもので、3館とも40年から50年経過しており、老朽化が進んでいるところでございます。

また、現在、曾於市内には中央公民館が3館、地区公民館が4館など、社会教育施設が42施設存在しております。しかも、その半数以上が昭和40年から50年代に建てられており、老朽化が進行しています。そこで、「社会教育関係施設のあり方検討委員会（仮称）」などを設置して、総合的に検討していく必要があると考えております。

大きな3番目の市内高校の振興策について。

①市内3高校へ閉校までの期間、市として支援策は新たに考えていないかということですが、現段階では具体的な支援策について検討がなされていないところであります。

3高校とも、それぞれ長い歴史と伝統があり、最高学府として3地域の教育文化等の振興・発展において中心的役割を果たしてきました。また、3高校とも創立以来多くの有為な人材を輩出され、曾於市の発展に貢献されていることはもちろん、市内はもとより県内外の各方面で活躍されております。

このようなことから、市としましても、閉校の決まった3高校に対し、有終の美が飾れるよう何らかの支援策を考える必要があると思います。人的支援または財政的支援等、どのような支援が可能なのか、今後、3高校の校長、新設高校開校準備室や同窓会、PTA等の意見を聞きながら、検討をしてみたいと思います。

②の新設高校、曾於高校の開校までの動きについての報告であります。第1回新設高校開校準備委員会が5月12日に開催され、そこで今後のスケジュールについて説明がなされました。その概要について説明いたします。

校名については、4月15日から5月10日に募集があり、御存じのとおり5月16日に「曾於高等学校」と決定をしたところです。このほか、6月中旬に設置学科や教科書、12月までに制服、体育服等を決定する予定になっております。校歌・校章、校内諸規定、学校行事等については、7月以降検討を開始する旨の説明を受けてお

ります。現段階で把握していることは以上ですが、8月に第2回準備委員会が開催され、さらに具体的なスケジュールが協議、決定される予定であります。

③曾於高校開校に向けて市として県へ要望してきたことはということですが、県教育委員会では本年2月5日に市内3高校を統合し、平成26年4月1日に末吉高校の場所に、新設高校を開校することを決定したところであります。これに伴い、市としましては、市内外からも生徒を集められ、地域に根差した魅力ある新設校の設置。②に進学コースの設置③に3高校にある専門学科の維持等について要望してきたところであります。

④のその要望項目について県としての回答はどうだったかということですが、まず、市内外からも生徒を集められ、地域に根差した魅力ある新設校の設置要望に対しては、生徒が個々の進路に応じて科目選択が柔軟にできる教育課程や地域に根差した教育活動の展開を図っていくなどの構想が示されました。

進学クラスの設定に対しましては、国公立大学・私立大学への進学を実現するため、現3高校にはない進学体制として文理科1学級の設置が予定されております。現3高校にある専門学科の維持については、末吉高校の生物生産科が畜産食農科に、情報処理科が商業科として残る予定であります。

また、岩川高校の電子機械は機械科にするとの説明があり、電子も残してほしいという要望をいたしたところ、機械電子科の方向で検討すると回答を得たところであります。

また、設置学科ごとにコースを設け、生徒が進路希望等により選択可能となるよう取り組みが予定されております。

以上、県からは、市が要望した点については考慮していくとの回答を得ております。

⑤の曾於高校へ市単独の支援策を考えていないのかということですが、市内唯一の高校となる曾於高校は、市内はもとより、市外からも生徒を集められる魅力あるものにしていかなければなりません。そのためには、市としても何らかの支援対策は必要であると考えており、現在その支援対策に係る事業の種類、目的、対象、基準及び内容等について検討を進めている段階であります。

以上で終わります。

○18番（大津亮二議員）

それでは、1番目の池田市政の総括と曾於市の課題にということですが、池田市政誕生後もう丸8年、そして池田市長はこの間ずっと市政運営をされてきたところですが、目標に対してほぼ達成をしてきたという回答でございました。

また、新市まちづくり計画に沿って、いろいろなまちづくりを進めてこられたところでございますが、実感として具体的な項目はそれぞれ達成をしてくれておられるんだろうなと思ってるところです。私もそれは高く評価したいなと思います。

ただ、市民がそれを実感としてどう捉えているのか、そういうところを非常に問題なのかなというような気がするところです。本当に一つ一つの項目を90%、間もなく100%達成をされようということも伝えられたんですが、それは全体的な曾於市像というところでどうなのかなと思います。池田市長のその評価というか、どう捉えておられるかを述べていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

財政の基盤ですけれども、当時以上に高い数値のものなどがありまして、余り誇れるものではなかったというふうに思っております。いろいろな事業の見直しなどしまして、改革といったほうがいいと思いますが、そのようなことをして非常に財政基盤が強くなってきたというふうに思っております。

そうした中に、産業の振興、例えば農業商工業これもいろいろな取り組みをしまして、大分農家に対する補助金などやってきたんですが、残念なことにやはり高齢化が進んできておる、そうした中で戸数が減っていく、そうしたことが一番大きな懸念であろうかというふうに思っております。ですので、今後、若者の就農また若者の商業に対する取り組み、新しく参入、開業される、こうしたことをやっぱり取り組む必要があるというふうに思っております。そのようなことで補助金も拡大しながらやってきておるわけですが、もう一息かなというふうに思っております。

今年も12名農家の方々を支援することになったところですが、県、国の事業まで入れると、どっか十五、六名いたと思います。ですけども、もう少し、県内では高いほうだと思いますけれども、もう一息そのような新しい取り組み、Iターンなども必要かなというふうに思っているところであります。

また、いろいろな住民からの中で、やはり高齢化が進んでいく中でこの高齢者への対策、これが強く望まれているところであります。いろいろ悩んだ末に、ばらまき制度ではよくないんじゃないかなということで、特に以前は、グループホームまた特別老人ホーム等への入居者の待機者が多かったわけですが、施設をつくるためにも市からの補助金も交付しながら増設をしまっております。

ですので、待機者は減った、しかし、この利用者にとって負担が大きい。特に、国民年金だけの受給者にとってはこの利用が大変重荷になっておると、だから入るにしても入れないという方がいらっしゃるというようなことであります。

何とかそこをクリアするために25年度から支援もすることになったわけですが、これが市民の方々にどれだけ受けてもらえるのかな、喜んでもらえるのかなと、

1年間様子を見ていきたいというふうにも思っております。

そして、少子化ですけれども、中学校卒業するまでを医療費の無料化、それと保育園への市からの単独の援助、これもすることになりましたけれども、これも市民の方々がどれだけ評価していただけるのかな、保育園に対する入所者の待機者というのも大分減ってきて、もう、ほとんどいない状況まで来ておるんじゃないかなというふうにも思います。

そうした中で、少子化が進んだ場合にどうしても多く生んでいただきたい。そしてまた、早く結婚をしていただきたい。産める人が多く産んでいただきたい。そうしたことが、大きな懸念じゃないのかなというふうに思うところであります。

学校教育に対してもいろいろやってきておりますし、まだ急がなければならない課題もあるようですけれども、随時計画を立てながら計画的に取り組んでまいりたいというふうに思うところであります。

あえて言えば、そのようなことじゃないですか。基盤整備も、合併当時思ったときよりも、大分進んできておる。

だけど、特にこの道路基盤については、大隅町のほうから、うちのほうはおくれているがと、どうにかならんのかと、早く人並みにせいという声も聞こえてくるようであります。しかし、こう予算を各地区に配分するとき大隅には多くやってきておるところです。しかし、これまでは橋を、残っていた橋を銭のかかる橋をなんぶかつくってきておりますから、それだけ目に見えなかったのかなというふうに思います。

今後は、もう橋もそう大きなものもないわけですので、目に見えるようになっていくのではというふうに思っております。あえて言えば、そのような状況であります。

○18番（大津亮二議員）

ありがとうございました。私が言いたかったところは、今、市長が均衡ある曾於市の発展を願ってそれぞれの地域にいろんな配慮をしていただきながら、バランスというよりも、力を入れないといけないところには随所に増額をしてまちづくりを進めてこられたと、そういう思いというのがなかなか地域の中では伝わっていないのかなと私は思っているところです。

本当に努力をして、市当局もいろいろ配慮されてきたことが、違う展開になってきている面もあるのかなというような気がするわけです。そこで、何が足りなかったのかなというところを考えてほしいなと思ってるわけです。

曾於市の場合はコミュニティー的なものを各自治会とか公民館単位のまちづくりでウェイトを占めて、提案型事業とか、「元気だそお」とか、そういう事業の予算

配分をしてこられたわけですが、それではなくて、やはり旧町単位の人がそこに集まっているいろんな意見を出し合って、そして提案していくというものが少し足りなかったのかなと私は思うんですね。

曾於市のいろんな企画課関係のまちづくり委員会とか、総体的なものはあったんでしょうけども、地域の中でいろんなものを自分たちのまちにはこういうものが欲しいよねとか、例えば弥五郎の関係については、そういうものがなされたと聞いてますけど、それぞれの地域で、そういうものが少し足りなかったんじゃないかなと私は思うんですけども、今後のまちづくり、やはり5年後10年後の曾於市像というのを描くときに、やはりそういう人というのをうまいぐあいに使いながら、曾於市の姿というのをやっぱし求めていかないといけないと思うんですが、どう考えられていますか。

○市長（池田 孝）

旧3町の均衡を考えると、同じレベルに合わせないといけない。そうすると、別々に話し合いをしてもらって、要望等出していくと、やっぱり、人のところにあるものが欲しいと言われる意見が非常に強くなってきます。

そうなりますと、均衡はとれるんですが、似た、思ったような施設をつくれとか、取り組みをせいという形になるわけで。曾於市となったわけですので、気持ちを一つにして、ほかのところにあるものはもうそれでいいんじゃないかと、新しくつくるものを自分たちのところにつくってほしいとか、やっぱり、そのようなことが今後、大事じゃないのかな、同じような施設を2つ3つ、つくる必要はない。

新しいことを一つずつ、核、この部分は例えば大隅町、この部分は末吉、この部分は財部にという形で、そして、そのバランスをとっていけばいいんじゃないかなというふうにも思います。

おっしゃること、それぞれの地域で話し合い等をして要望していただく、これは大変また大事なことじゃないかというふうにも思います。そのような角度からも今後、検討してみたいと思いますが、そのようなチームといいますか、それも大事じゃないかというふうに思っているところです。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ、やはりそれを地域の特徴というか、カラーというか、そういうものがあると思うんですね。まず、ほかのものと同じものをつくれとか、そういう意見はまだ別個の世界として、やはり、住民参加型のやっぱしまちづくりというのが、やっぱし必要じゃないかなと思っての今の質問でありますので、ぜひ、今後まちづくりを進める上では考えていただきたいなと思っておるところです。

それと、次の②番目、それぞれ分野ごとの課題を述べていただきました。特に、

大体、今後こうするべきとかっちゅうことも話をされたんですが、具体的な新しい施策、農林業商工それぞれありますが、やはりこれをさらに伸ばしていくために、一つの目玉とか、市長が今回選挙にも臨まれますけれども、開催間近ですが、具体的な新しい施策というのをそれぞれ考えておられれば述べていただきたいと思いません。なければいいわけですが。

○市長（池田 孝）

やはり、産業の振興、これはもう農業です。やはり、国営畑かんが東部が全て完成しましたので、この水の利用による農業の展開、これを徹底的に指導していき、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

しかし、もうこれも季節的には水が大いに活用されて、水が足らんがよと言われるくらいになっている地域もあるわけでありまして、節水ということで拡大をしているような状況でもあります。今後、北部畑かんが、今、展開中でありまして、26年度でこれが完成をいたします。

長年、これも国に要望してきたところでありますし、この活用というのは非常に大事であるというふうに思っております。いいものを、やはり水をかけるちゅうことは非常にいい作物がとれる、これを活用して青果で生野菜で売る、そして活用していく、そしてまた加工品としてつくっていくということが非常に大事だというふうに思っております。

農業としてはそのようなことじゃないかなと思います。また、畜産はもちろんこのまま、もっともっと人数が少なくなっていくようですが、維持拡大に努力をしていきたいというふうに思っております。

例えば、農業を言いましたけれども、言えば果てがありません。どれもかれも前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○18番（大津亮二議員）

それぞれの分野ごとに議論するのは少し時間も足りませんので、大まかにしかきょうは話ができませんが、市長が述べられたように本当に曾於市は農業・畜産のまち、本当にこれを基本にして産業振興をするということが一番大事だろうと思いません。

本当にそれプラスあとは観光元年もスタートしたばかり、そして、素材がいろいろなものがそろってきたなど、福祉分野ももう設備もそろってきた。あとは、これをどうやって生かしていくか、充実させていくかということだろうと思うんですね。

また、教育分野にしても、先日、文厚でも調査に入りましたけれども、文厚委員長の報告にあったとおり、電子黒板も曾於市は子供1人当たりに対する設置率が日本一だということで、公立では逆にお褒めの言葉いただくぐらいですけども、要は

あとはそれをどうやって活用して、電子黒板でいけば学力日本一にさせるかと、それぞれの分野で日本一を目指してできるぐらいの素材というのが、土台づくりができたのかなというような気がするんですね。

そのために具体的な取り組みを行政、そしてまた、そのことを市民が参加してまちづくりができるということが一番大事だと思うんですね。だから、③番目の市民参加型のまちづくりはどうだったのかというのを通告に出したということなんです。

まず、仕掛けというのが非常に大事なのかなと思うんですね。行政主導ではなくて、やはり市民参加型のまちづくりというのをしないと空回りをするんじゃないかと思っておるところです。そのようなことを受けて市長としてどう考えておられるかですか、見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおりだと思います。やっぱり、市民参加型、協働・共助、これが非常に大事だというふうに、今、痛感をいたしているところです。行政主導でやりなさいという地域も多くはあるようですが、もうそのようなときじゃない、やはり地域で掘り起こして、このようなことをするからどうだろうかということを持ってきていただければ、また援助することも多く出てくるんじゃないかなというふうに思います。

もう、こちらからこれをしなさいよと言う時ではなくなってきたんじゃないかというふうに思います。やる気のあるところには、どんどん支援をしていって、その地域が日本一だと、それこそ串良の柳井谷のような地域をつくっていけばいいんじゃないかというふうに思います。それがためには、やっぱりリーダーの育成というのが大変大事だというふうに思うところです。やっぱり、社会教育また経済課あたりで、そのような講座等も開いて育成をしていかなければならないというふうに思うところがあります。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ、やっぱり、リーダーの育成というのは大事だと思います。特に、観光面でも観光特産開発センター等の努力で本当にボランティアガイド等も育成されたり、その中からいろんなリーダーというか、地域にかかわる、かかわっていこうという気持ちの方々が生まれているなど私は、外目でしか見てないですけども、本当にいいことだなと思ってるところです。

ぜひ、いろんな仕掛けを行政が仕掛けをする。市民は参加して、また踊っていただくというか、踊るといって、どんどん町を変えていただくと、そういうことは大事だと思いますので、全て行政が1から10までやるんじゃなくて仕掛けをするとい

うことが大事だろうと思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

次に、2番目の商工業の振興について、移りたいと思います。3町地域の商店街の振興で何を売り物とするべきかということで通告をさせていただきましたけども、全体のまちづくりにも関連しますけども、その、先ほども話をしたことにもつながるのかもしれませんが、その地域のよさというのがもっともっと引き出すためには、その売り物というのを、まあ、カラーというか、そういうものを積極的に支援する必要というのがあるんじゃないかなと思っているところです。なかなか、商工会、商店街側から提案があるのかないのかわかりませんが、具体的な提案はまだ足りないのかなというような気がするところです。

例えば、曾於市は環霧島の一角にあって、財部地区はその取り組みを意識した街づくりを商店街にも生かしていくとか、岩川のほうはもう、弥五郎どんを中心にした町並みが、合併前にできたのかもしれませんが、そういう町並み構成をされておりますが、それをさらに伸ばしてあげる、そういう仕掛けをしてあげる、末吉地区は曾於市の中央として、どうやってこの中央の街づくりの機能というのを支援できるか、ということは非常にポイントかなというような気が、私はするところでございます。そのような仕掛けというのは、経済課を中心にして何らかの仕掛けをされて町並みをやっばし、改造というか、何らかの事業でも入れて展開されるというか、そういう仕掛けというのも大事だと思うんですよ。

それぞれ財部地域、末吉、大隅、同じ色にきなさいということじゃなくて、それぞれの地域をミックスしたものが、曾於市のカラーになる、そういう街づくりというのがやっばし必要かなという気がするんです。そういう考え方、仕掛けというのも必要と思いますが、どうですかね。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおりだと思います。財部は本当もう以前からこの山に愛着を住民が持たれ、それも街づくりの一貫であったろうと思います。

もう、杉山も本当にきれいに手入れがしてありますし、また、特用林産というものもあります。そうした中に溝ノ口が夕日、環霧島の中でも非常に夕日がきれいである、自然が本当に豊かであるということでもあります。

伊藤知事も、一昨年財部中学校に来られたときに、「この地域、どっかきれいな清流があったよね、あれは何という川だったかな」ち言われて、「ここですよ」言ったら、「あその、あれはすごかったよ」と言われたから、「知事本当に来られたんですか」と聞いたら、「いや、俺は奥まで歩いていったよ」と言われて、「ああ、そうですか」ということで、びっくりしたんですが。あそこに来て、気持ちの悪い人は、それこそいらっしやらない、いい清流である、そして、悠久の森である

というふうに思います。もう最近では、もみじも本当にきれいですし、大いにこれは活用をしていくべきだというふうに思っております。

また、今後はあの流域の観光地としてのいろんな取り組みが必要になってきておるといふふうに思います。ジオパークとして、そのような活動もする必要があるかと思っております。末吉や財部はサイドとして、ジオパークのサイドとしてまたいろいろなことを取り組めばいいんじゃないかなと思っております。

おっしゃるとおり大隅は弥五郎どんが、何といいましても弥五郎どんですので、また、文化的なものを曾於市をイメージアップするには、弥五郎どんは欠かすことのできない大物であるといふふうに思っております。そのようなことで、十分活用してまいりたいと思っております。

また、弥五郎どんが開催されるたんに思うんですが、岩川小学校のところで、武道大会が行われ、浜下りが行われる。どうも、観客は多いんですけども、ちょっと狭過ぎるな、もうちょっとどげんかならんとかな、というふうにいつも思うところでもありますので、もう小学校の老朽化も大分進んでいるようですし、やっぱり一体となって考えるときが来たなというふうに思っております。財部や岩川高校の問題も、兼ね合わせてやっぱり県とよく協議をしながら進めていく必要があるなあといふふうに思うところでもあります。そのようなことでありますし、また、曾於市は末吉が中心として、それなりの考え方で進める必要があるといふふうに思っております。今後の取り組み状況等については今後、検討させていただいて1つの構想をつくっていききたいといふふうに思います。

○18番（大津亮二議員）

理解いただいておりますが、それを具体化していくために、やはりプロジェクトチームなり、全体的に本当にそのようなイメージをつくり上げるものが、プロジェクトというのにも必要になってくると思っておりますので、当然、市内部にも各課長を中心にした内部プロジェクトも必要ですし、先ほどから言いますように、市民参加型のプロジェクトみたいなものも必要になってくると思っておりますので、ぜひ、そういうのをつくっていただいて、さらに、魅力を引き出すようなものについてはどしどしお金を出していくんだという強い決意を示していただきたいなと思っております。とにかく、それプラス、商店街のいろんな改造、例えば、岩川を例えれば、弥五郎どんが茶色の系統ですので、その町並みを、商店街の改造をするときにはその色を指定して、10年たっても、20年たってもいいですけども、その全体的な街づくりが構築される。財部も何かの色を指定して、10年後、20年後はまた、すばらしい町並みができ上がると、やっぱりそういう長期的なプランというのにも必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。そのようなことも含めて、プロ

ジェクトも含めて決意を述べていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

そういうことは理想だというふうに、以前から思っております。この街、この通りはどのような、何通りということで名称をつけて、家を改築される場合は、このようなことで設計してもらえませんか、そうすると市から補助金も幾らかは出せますよという形のもとに、そこにその特色のある通りをつくっていくと非常にまた客も来てくれるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろなところで、そのような街づくりがなされているところではありますが、湯布院のあそこ行ったときも、そのようにつくづく感じましたし、日南の飩肥、あそこも見たときにすごいなというふうに思いました。やっぱり話を聞くと、そのようなことで市からも補助金を出しながら、新しくつくられる方はこのような形かどうかということで設計を手伝ったり、いろいろされているということも聞いたところで、やはり大事なことだというふうに思います。一人ひとり、個人がやられることも非常に大事ですけれども、その個人が思っていच्छることの中にちょっと、そのようなアイデアを入れてもらう、これが大事なことだというふうに思っております。

今後の住宅とか、また、商店街づくりの補助金は、ただ補助金を出すばかりじゃなくって、そのような条件をちょっと入れてもらって検討する必要があるなと思います。そのようなプロジェクトチームを今後、立ち上げていけばいい街づくりができるのではというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、商品券の関係であります、②については、違い等についてはお話をいただきました。

換金手数料の2%の関係ですが、私も商売してれば私のところにも商品券がたくさん入ってきます。使えるところと使えないところとあるわけですが、ただ小さい商店街では、皆さん方もそうだと思うんですけども、なかなか小さい商店街では使にくいというか、遠慮して使っているというのが現状じゃないですかね。それは何ですかね、市長。

○市長（池田 孝）

ちょっと私、わかりませんが、換金の問題があるのかなというふうに思います。品を売る側が、また、自分の負担、現金だと何でもないので、商品券だと負担が出てくる。やっぱりそこに無理が生じておるのかなというふうにも思うところですが、ただ、自分の家でこれだけ買ってもらったということを誇りにしてもら

えるのが現在の状況じゃないのかなというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

今の商品券の動きですね、商工会に換金に来るところは、結構、大型店舗に集まってくるわけです。大型店ならどんどん使える、大型店というよりも、まあ、使えるところしかないですが、そういうところに、商品券が集まる。そこなら使えるということだろうと思うんですが、また、一般の商店街、商工会の考え方もいろいろあると思うんですけど、一般の商工会加入店はまた、別なところで使えばいいよと、商品券を回せばいいよという考え方もあるわけですが、今までの本当のこの財務局届出の考え方では、それはいけない、というのか、経理上は本当はいけないですね、やっぱり。経理上は商品券をお預かりで立ててしていくわけですから。現金で受け取れば現金でいんですけども、事務的にやっているところは、私んところもそうですが、預かりで上げて回すことはできないように、本当は、1日1日計上するところはそうなるわけです。

なので、いろんな理屈があるんですけども、ただ、小さいお店ではなかなかこの2%というのは、小さい店、利益が少ない、私はガソリンスタンドをやっていますが、たかが2%、すごい2%だなと私はいつも思います。なかなかこの2%の利益をとるのはかなり大変なわけでございます。この2%というのがなければ、それこそ循環でうまいぐあいこの商品券が回って、今までは商工会の発券であって曾於市になってかなりの商品券が出回っていると、なかなか券が足りないということも聞いているんですけども、これをさらに循環型でしないで、うまいぐあいにお金が循環できるようなシステムをつくるためには、みんなが気持ちよく商品券を使える、それぞれの財布に商品券が入っているというシステムづくりをやっぱしないといけないんじゃないかと思うんです。そのためには、2%のお金というのは、市の負担というのはそう大したことじゃないんじゃないかなと私は思うんです。先ほど市長は、2%は換金でそれはなくさないということで回答はあったんですが、ぜひここは、また検討いただきたいなと私は思うんです。市長の見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

私、内容をよくつかんでおりませんので、経済課長、何かつかんでおれば答弁して。

○経済課長（富岡浩一）

今、これまで共通商品券につきましては、今、議員のおっしゃるとおり、2%の手数料というようなことで、いただいているということでございます。その金額が、大体197万円弱と、24年度の決算では出ております。その使い道ということで、市長のほうからは答弁がありましたとおり、パートの方の商品券発行に係る人件費

ということで、これが214万ほど支出がされているというようなことでございまして、現在この手数料は、もう全額、ちょっと足りないぐらいですけども、人件費に充てているということでございますので、もし、この手数料をなくすとなると、商工会あるいは市との協議等によって、このあたりの人件費をどう工面するかが課題になってくるかと思っておりますので、そこにつきましては、ちょっと上とも相談をさせていただきたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

例えば、1,000円の商品券がありました。1,000円を商工会に持っていく場合は、980円、私のところはもらうということでございます20円は手数料を支払うと、人件費にかかってたということですが、たった200万ですよ、市長。やっぱり商工振興という観点から考えれば、そう大したお金じゃないんじゃないかなと私は思うんです。それが、一つの仕掛けかなと私は思うんですよ。

換金手数料をたくさん払うところは、また、それに輪をかけてそこに集まってくるか、自分とこに来てくいやったんだからありがたいなと、それは当然思わないといけなわけですけども、それ、気持ちよく使えるためにほんとに今、活性化させるためにぜひ、必要と思っておりますので、ぜひ検討いただきたいなと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで、大津議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開き、大津議員の一般質問を続行いたします。

○18番（大津亮二議員）

それでは続けて、商工業の振興の中の③公共施設や医療施設が商店街の活性化につながっていると考えますが、どのように捉えているかということで、質問させていただいたところでございますが、そして、④の移転を検討されている病院があると聞いてるがと、商店街の影響はないかということで質問させていただきました。市長としても、非常に地域商店街への活性化につながっているという回答でございました。そしてまた、病院が移転されると近隣商店街は影響があると認識をされたようでございます。やはり、商店街としては既存の公共施設、病院等の移転というのは、大変影響という、移転というよりも影響ですね、それなりの活性化というのが

非常にあったんじゃないかなと思っっているところでもあります。

そのような意味からも、今後も相乗効果が上がるような展開にもっていけたらと考えております。

個人病院名を出していいかわかりませんが、通告にも出ておりますので、私としてはT病院ということで抑えさせていただきたいと思っております。

T病院から、そういう話があるということではありますが、何らかの打診とか、そういうものが市当局にあったのか、移転したいんだけどという話があったのか、お伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

T病院の高原病院ですけれども、要請といいますか、陳情が出されておると思うんですけれども、そのような形で当局にも出されております。同じものが、たしか議会にも出されておるといふふうに思うところでもあります。ですので、今後、協議をいろいろ、我々は我々で検討してまいりたいというふうに思います。

先ほどあったような状況の判断をいたしているところです。

○18番（大津亮二議員）

陳情等については、議会のほうは今から提案ということでもありますので、T病院という形で言わさしていただきましたが、市長から高原病院ということでありましたので、高原病院等について、どのような課題があってどのような問題点が、移転計画があるのか、情報があれば教えていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

手持ちがないところですが、とにかくもう老朽化が激しいということで、改築したいということでもあります。そのようなことから、駐車場も狭いし、郊外のほうを求めてきたと。しかし、郊外のほうもなかなか適当な場所はないというようなことから、できますならば今の末吉の中央公民館の敷地を譲ってもらえれば、あそこに建てて非常に便利もよいし、診療を続けながらやっていける。そして、ナーシングの方もあるわけですが、移転するとなれば、あれまで移転をしたいというような考え方であられるようです。ですので、病院とナーシング両方、これは移転されると商店街に及ぼす影響、また末吉の町の空洞化ってのが見られるようになってくるというふうに思っております。そのような感じを思っているところです。

○18番（大津亮二議員）

相談というよりも、老朽化と、そしてまた、高原ナーシングのほうも一緒にという、郊外に移転したいという要望、考え方があられるということであるようですが、やはり、まあ、移転するとなると末吉の商店街というよりも、曾於市の核というか、そういうものが非常に空洞化になってくるのかなという気がいたしますの

でどこまで市として支援ができるのか。非常に難しい面もあろうかと思えますけども、総合的に、先ほど言いました公民館の話も出ていますが、総合的な街づくりの中でいろいろといろんな知恵を出して考えていかないといけないだろうと思うんですよね。

そのような意味で、いろいろとまた前向きにぜひ、いい形になるような視点というかそういうものが必要かと思えますので、ぜひ具体的なものが、議会のほうは議会で陳情は議論するんでしょうけども、市当局は市長のほうに陳情が出されていると思えますので。市当局でもいろいろを議論されないといけない問題でありますので、まず今後、どのような形で議論を進めていかれるのか、この陳情を受けてどのような議論を進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○市長（池田 孝）

まず、プロジェクトをつくる必要があろうかと思えます、担当の者です。そして、今の中央公民館のところということですので、あそこにはまだ中央公民館が健在しておりますから、それを移転するためにもし、譲るとなったら、それがどのような形でもっていけるのか検討しなければならないというふうに思っております。

いろいろな角度から検討して、そしてこれはもうやっぱり、ここが一番いいんじゃないか、曾於市の状況、町づくりのためにここが一番適当であるという判断になれば、それはもう行政としても、やっぱり公共的な要素を病院というのは大きく持ってますので、これは、その方向は効果が大きいというふうに見た場合は、やはり前向きに進める必要があるというふうに思っているところであります。

○18番（大津亮二議員）

それでは、⑤番目の中央公民館の関係ですが、建設計画が必要ではないかということで質問させていただきました。

末吉の建築年度は昭和37年、財部が49年、大隅が43年ということらしいですが、外見的、けさも私もここに来る前に大隅、財部、少し早く巡回して、きょうはもう外見的にしか見ませんでした。ふだん、中も見ていますので、どういう状況かはわかっているつもりであります。外見と中身とはちょっとまた違うなあというような気がするわけです。大隅のほうは、建築年度は新しいですけど、中に入るとかなり暗い、古く感じるというイメージです。末吉のほうは、古いですが、少し改築というカリフォルムですかね、塗装したりとかいろんな形をされましたので、きれいに見えると。見えるけども古い。財部のほうは、中間ぐらいですが、外から見ると非常に古く感じる。きょう見てきましたけど、財部が古く感じるなというのを改めて感じたところでした。

いずれにせよ、公民館というのは、商店街の活性化にもつながっておったり、末

吉の場合は、病院との関係も出てきた。やはり、先ほど言いましたプロジェクトと一緒に、プロジェクトチームの中でいろいろと一緒に議論していただきたいなあと思っているところです。

この中で、耐震化の状況はどうなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

まだ、これは耐震調査は行っておりません。

○18番（大津亮二議員）

耐震調査もされてないという状況です。結構古いわけですので、それなりに危険なのかなというような気がするところがございます。ぜひ、総合的に長期的に対策を講じていただきたいと思います。

最後の項目に移りたいと思います。市内高校の振興策についてということでございます。何らかの支援をしていきたいと、必要があるという答弁をいただきました。

今回特に、閉校が決まってから入学している生徒も、もともとの在學生、そしてまた閉校が決まって入学してきた子供たちもいるわけですね。来年は、入學生がない、2年、3年だけ。また、最後は3年生だけという、岩川高校の場合はそういう形であります。そのようなことで、やはりそういう状態であっても、やっぱりその学校に行きたいと、また学校を盛り上げていきたいということで、入学する子供たちもいるわけですので、曾於市としては最後のこの、まあ、歴史的にもこの3校の歴史を見ると、非常におもしろくて、全て末吉女学校から分離していったような形の学校になっているようです。岩川高校だけが、岩崎與八郎さんの寄附をいただいて、県立岩川工業高校になって、岩川高校に転進したと、沿革じゃなっているようですが、財部高校は末吉から分離してできた学校という形になっているようですが、曾於市の中にあるその学校ということで、やはり何らかの支援をしていくべきだと思いますので、前向きな答弁もありましたので、ぜひ支援していただきたいなあと思っているところです。

ぜひこの件は、これは、先延ばしするんじゃなくて、今の在學生もいるということだけは忘れないでいただきたいなあと思います。3年生がいるわけですので、早い補正が必要です。これはやるんだったら今でしょうという、今はやりの言葉でいくと、そういうことになるんだらうなあと思います。ぜひ、早く対応していただきたいと思います。

2番目の新設高校曾於高校の開校までの動きについてということでございますが、このことにつきましては、新聞の情報でも市長が言われたとおり、普通・畜産食農・機械・商業とそれぞれの3高のものを取り入れながら、市の要望を取り入れていただきながら、学科編成がなされたようでございますが、1つだけちょっとわか

らなかったんですが、一部で学科の枠を超えて科目を選択することができるようになっていたということが書いてあったわけですが、教育長に通告していませんけども、市長のほうでわかればいいんですが、もしよかったら、市長、教育長どちらかが答弁いただければありがたいと思います。

○教育長（植村和信）

それじゃお答えいたします。

科をたくさんつくっていくわけですが、特に、特進を除いた、文理科を除いた科につきましては、いろいろ資格を取得したりしていくために、それぞれの科にある学習内容を、平生は必要でないけれども、将来役に立つかもしれないなど、勉強したいなというときに枠を超えて履修が、学習ができるようにしていこうかという、便宜を図ろうと、そういう考え方であります。

○18番（大津亮二議員）

少し、ちょっとわかりにくいところもありますけども、そう捉えておきたいなと思います。一応、枠を超えながら子供たちが個性を伸ばせられるような学科編成になっていくのかなあと思っているところです。

ここでちょっとお聞きしたいのは、新しい高校の、こんだけの科があって総合的な学校という形になるかと思いますが、高校生活、勉強することも大事ですが、部活の思い入れというのは非常に強くなってくるんじゃないかなと思います。また、子供たちを学校に引っ張ってくるためにも、ある程度部活が強かったりとか、文武両道の学校であるとか、そういうやっぱし特徴というか、カラーをやっぱり出させないといけないと思うんですが、これだけの総合高校の中で部活が大丈夫なのかなというところをちょっと個人的に懸念を思ったんですが、ほかのところの県内の状況はどうなのか、ちょっとお聞かせください。

○教育長（植村和信）

部活につきましても、科の枠を超えて全体でそれぞれ部を運営をしていきますので、大丈夫でございます。

具体的にどういう内容の部をつくって活動していくのかというのはこれからになるんじゃないかと思いますが、現在ある部を中心にしながらやっていくんじゃないかと思いますが、やはりいろいろ準備をしていく段階でも代表者等も強調されたのは、学科だけじゃなくて、みんなが、行こうかな、という、生徒に行こうかなと思わせる大事な要素としては部活も重要な問題ですからということで十分、県のほうも理解をしているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ、文武両道ですから、子供たちがいっぱい、行きたいという学校は、やっぱ

しこの専門科もそうですし、部活の関係も出てきますので、ぜひ、充実した学校になるようにいろいろと、県の関係者といろいろとまた、準備委員会等もあられるようですので、いろいろと要望をしていっていただきたいなと思っているところです。

それと、末吉高校は曾於高校と2年間は併設での運営となってくるわけですが、末吉高校があつて曾於高校があると、校長も2人いらっしゃるという形での運営かと思いますが、そのような運営をされるときに何か課題とか問題点とかそういうものは出てこないのか、これまでの県内の状況も含めて、わかるとれば教えてください。

○教育長（植村和信）

ただいま末吉高校として動いている学校に、来年から2校の学校が、活動をし始めるということですので、当然予想ができますのは、例えば、雨天時、全校朝会をしたい、どこの場所をどっちが使うのかとか、あるいは入学式をやります。同じ日に同じ時間帯に入学式はできないわけですし、どちらが先にどうなるのかとか……

（何ごとか言う者あり）

○教育長（植村和信）

ごめんなさい。一学期の終業式とか、そういう話ですし、ごめんなさい。一学期の終業式とか、あるいはそういう、一緒にあるであろう行事等をやはり、十分計画的に協議をしながら場所、時刻、あるいは期日そういうもの等を話し合いながら進めていかなきゃいけないだろうなあという課題が生じてくることは今、少し見えてるところでございまして話題に上ったりしたところでございます。

こんなところでおわかりいただけますかね。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

今、教育長から言われるように始業式、終業式ほかには体育祭はどうなるのかなあ、文化祭はどうなるのかなあ、また、入学式はもう新入生しかいないわけですので。ただ在校生というかですね、在校生はいない中でされるわけですけど、今までは在校生がいろいろと歓迎をしながらするとかそういうことも出てきたと思うんですが、それプラス生徒会とかはどうなるのかなあとか、いろいろ考えるところは多々あるわけですけども、いろんな問題、課題というのはあるんじゃないかなと思うんですよね。この2年間はいろんな苦勞をされながら、両校、準備室の方が校長なるんだろうと思いますけども、準備室と末吉高校と調整をしながらされていくと思うんですけども、子供たちがスムーズに学校生活を送れるようにしていただきたいなと思っているところです。

それと全然別個ですが、どこまで答えられるかわかりませんが、議員の中にも同

窓会長もいらっしゃいますけど、同窓会はどうなっていくのかなとちょっと考えたところですが、何かわかっておれば教えてください。

○市長（池田 孝）

同窓会は同窓会ですので、校名がもうなくなっても、例えば、末吉高校の同窓会ですと、末吉高校同窓会として残っていくだろうと思います。岩川、財部もそのごとくその名前が残って活動がなされていく。そして、新しい、新設の高校はまた卒業生が出るようになってから、その新設の同窓会というのがまた誕生していくであろうというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

まあ、それは当然そうなんですけど、その事務的な作業を、まあ、末吉高校はそのまま、曾於高校ができて、引き継ぎながらされていくんでしょうけど、同窓会は、OB会的なものはそのまま、だけど事務的ないろんな案内とかそういう作業は末吉はそういうことで理解できます。岩川、財部もそのまま新設高校の曾於高校の事務とかそういうところで、受け継ぎながらやられるのかなと思ったもんですから、それとも別個に、もうOBの方独自で、それぞれ岩川、財部やられるんですかね。

○市長（池田 孝）

それはもう、今後の話し合いであろうと思います。当然、新設校にそのような事務の委託をお願いして新設校に勤め、やっぱり面倒見ていくということは望ましいであろうというふうに思います。でないと、旧の高校というのはなくなるわけですので、全くその姿がなくなるわけですので、新設校に統合されたという意味でやっぱりそこは大事なことじゃないかなというふうに思います。

○18番（大津亮二議員）

次に、3、4、要望してきた関係のものは、全て考慮されてきたということでございますけれども、あと、市単独の支援策、現在検討中ということではありますが、広範囲に、市内だけじゃなくて市外からも来るわけですけど、子供たちの、例えば通学手段、まあ、授業料は今、免除なんですかね。別個枠として、何か特待生とか、あとは、まあ、その新高校に対して公私人での支援とか、具体的な何か、検討されているものが何かあるのか、制服補助とか、検討されている面が何かあれば、まだ全然検討されてないのかということをお聞かせください。

○市長（池田 孝）

新設校の校長ともお話ししましたけれども、「市として協力できる分があれば言ってくだされれば、検討いたしますよ。できるだけ応援していきたい」ということは申し上げましたが、まだ、通学用のバスの件でその確保をお願いしたいということくらいで、ほかには向こうから要望といったものは出されていなかったと思いま

す。それは、市として全面的に協力していきたいと思います。特に、財部から末吉への路線ですね、思いやりバスが走っていますが、時間帯、そしてまた夕方の戻るときの状態、そのようなことが考えられると。岩川から末吉間は今のバスがおるから時間の変更などはお願いしなきゃならないかもしれませんが、そのようなので対応できるのではないかという校長のお話でありました。だけど、市外から来る分も考えなくてはならない。例えば、志布志方面から末吉に、この新設校に通学する場合の足の手段、それも考えなくちゃならないということで、あらゆるところから来る交通手段を検討しなければならないというようなことでありました。ですから、どの部分を市で検討したらいいのか、今後の話し合いだと思います。それは全面、できる分は、市で協力しますということはあるところではあります。

○18番（大津亮二議員）

そしたら、通学バスは出すと、支援していくと、具体的にはそれはもう決定として見てよろしいですか。

○市長（池田 孝）

スクールバスとして、単独じゃなくして一般人も乗れるバスとしてそれを確保してほしいということがあったようです。で、一旦、何百円という形でありますので、そのようなことで、私立高校はスクールバスが出ておりますけれど、公立高校でスクールバスちゅうのは出してないようであります。

○18番（大津亮二議員）

いろいろと、このバスを出す手段というのはいろんな方法があったり、いろいろ弊害があったりしますけれども、やっぱりいろいろと前向きにいろいろ研究して検討していただきたいなと思います。

あと、このほか、いろんな支援のやり方があると思うんですが、曾於市らしい支援のあり方というのをやっぱり考えたほうがいいのかなと思うんです。

こんだけの少子化の中でこんだけの学科を持った曾於高校が誕生する。下手すると、5年、10年するとこんだけの学科を存続させるということは非常に厳しくなるというのが想定されるような気がするんです。そのためには、やはり県の支援ももちろんそうなんですが、市が独自にする支援というのは非常に大事になってくる。学力面への支援、あとは公私人の支援、生徒会に支援すれば生徒会のあれで部活に入るのが決まったりとかいろいろあると思うんです。そういう全体的な曾於市独自の支援というのを強力に進めていただきたいと思っていますところなんです。そのような思いで市長の決意というか、聞いておられんかしらんですけど、曾於市独自の支援、もう絶対この曾於高校は守るんだというような独自の支援を、市長、教育長、あれば見解を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

新しい曾於高校を何としても県外に大事な生徒をやらないように、特に都城の境線は越えてもらいたくないなというためには、かなり強い支援等もしていかなきゃならないんじゃないかなというようなことを考えておりました、まだ、市長を初め関係者と詰めておりませんので、具体的にはまだ言えないところでございますが、例えば、たくさんの方がございますので高校の場合は、中学校等々と、義務教育と違って資格を取得したりしますが、資格取得にはやはり結構な経費がかかったりしているようでございますので、人、個人個人に支援できること、あるいはそういうさつきも市長のほうから出ましたとおり交通アクセス的な支援、いろいろ柱を立てて協議をしていこうというところで、現在、たたき台をつくりつつあるところでございます。

まあ、たたき台はでき上がっていると言っているかと思いますが、まだ協議をする時間がなかったところでございますので、積極的に動いてまいろうと思っております。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ、市内唯一の高校となりますので、ことはできないのかもしれませんが、曾於高校の先生方と3中学校の学校の進路指導の先生方とかそういうものを、合併前は末吉がやっていたりとか、岩川も小中一貫の流れで交流会やられたりとか、そういう経過がございますので、そういうものにもどしどし支援していただいて、地元の高校のよさというのを打ち出していくと、本当に、特別な計らいというものはずべきだと思いますので、そのような意見申し上げて質問は終わっていきたいと思います。

いよいよ来月、市長選挙でありますので、池田市長におかれましては本当に健康に留意をされて、まあ、今回私が質問したこと等も前向きに受けていただいて、マニフェストがあらわれるかどうかわかりませんが、項目にも追加していただいたり、ぜひ、市民にいろんなことを訴えていただいて、ぜひ再選されることを期待したいと思います。

健闘をお祈りして私の質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日7日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時33分

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月7日

(第3日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月7日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第4 吉村 幸治 議員

通告第5 迫 杉雄 議員

通告第6 土屋 健一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 （ 欠 員 ）	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	久 留 守
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	中 山 浩 二	畜 産 課 長	木 佐 貫 育 穂
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
		水 道 課 長	福 岡 隆 一
		財 部 支 所 建 設 水 道 課 長	仮 屋 道 夫

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第4、吉村幸治議員の発言を許可いたします。

○11番（吉村幸治議員）

おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、次の2項目について質問をいたします。

1、オフトーク・有線放送からコミュニティFMへの移行時期は。

①FM導入後の併用運用は考えていないのか。

②移行後の地域内放送をどのように捉えているのか。

次に、庄内川・溝ノ口川の河川改修計画はどうなっているのか。

①平成23年3月開催の地元説明会で示した計画に沿って、県と市で協議しながら進めているのか。

②庄内川（1.9km）・溝ノ口川（1.4km）の河川改修は県で、橋梁（中谷・堤・溝ノ口）の改良は市であると思うが、いまだ計画にない溝ノ口橋はどうなっているのか。

③河川改修に伴う全体の完了目標年度は。県、市、どのようになっているのか。

以上、壇上からの一般質問を終わります。明快な回答をお願いします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

1のオフトーク・有線放送からコミュニティFMへの移行時期はということですが、①の併用運用は考えていないのかということですが、コミュニティFMは、財部のオフトークサービスの停止を受けて、財部地区を先行して平成27年度に運用を開始する計画であります。

大隅、末吉の運用開始はその後になりますので、有線放送との併用運用はあるものと思っております。

②の地域内放送をどのように捉えているか、ということではありますが、地域内放送の両立は曾於市全体で約34%利用されております。財部地区で約30%、大隅地区で約40%、末吉地区で約35%の利用率です。利用率は各地区ともさほど高くはないところですが、地域内の情報伝達手段としての意義については理解しているところであります。

大きな2番目の庄内川、溝ノ口川の河川改修の計画であります。①の平成23年3月開催の地元説明会で示した計画に沿って、県と市で協議しながら進めているのか、ということではありますが、庄内川、溝ノ口川の河川改修につきましては、平成22年の災害後、庄内川の寄り州の除去、川底の掘削、堤防の大型土のうによるかさ上げ等が緊急的に行われましたが、本格的に河川改修につきましては、地元説明会以降、なかなか目に見えて進捗がないところであります。県境にあることから、宮崎県との協議に時間を要しているとのことでしたが、先般、宮崎県との協議も整ったとのことであります。堤防、道路や、農道の取り扱いについて協議があったところであり、今後は地元説明会等も予定をされております。

②の庄内川、溝ノ口川の河川改修は県で、橋梁の改良は市であると思うが、いまだ計画にない溝ノ口橋をどうなっているのか、ということではありますが、橋梁についてですが、中谷橋、堤橋につきましては、市で改良を行うこととしており、中谷橋は既に改良を終え、堤橋については繰り越し分も含め、発注の準備をしております。溝ノ口橋につきましては、今回の河川改修計画が溝ノ口橋の上流の井堰までとなっていることから、溝ノ口橋の改良を含めた河川改修を県にお願いしているところであります。

③の河川改修に伴う全体の改良目標年度は、ということではありますが、予算の確保等によることからなかなか明らかにされませんが、宮崎県や地元との調整を図りながら進めるとのことであり、さらに市としましても早期完成に向けて要望活動をしてまいります。

以上で終わります。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、1のオフトークから有線放送のコミュニティFM移行時期はということではありますが、皆さん方のお手元にコミュニティFM導入収支計画を1枚配付してもらっています。

これは、3月、ことしの3月当初予算の総務委員会の審議資料でありまして、執行部企画課から提示されたものでありますので、この内容についても若干触れていきますので、よろしく願いしておきます。

今あったとおり、財部のオフトークを27年度FMを開始するために先行して進め

ているのだという市長の答弁でありましたが、それについても委員会でもそういうふうに出たところではありますが、この計画を見ますと、26年度末ですので、27年の3月にはオフトークをFMに移行する計画なんです、1年、オフトーク電話料ということで27年度も入ってますので、オフトークについても1年併用運用するんだろうという考え方で皆さん方にお示ししたんですが、ここでは、併用運用がいいのか悪いのかも含めて、市長と詰めていきたいと思っております。

私たちは今回、所管事務調査で長野県の東御市に研修に行ってきました。あそこもオフトーク放送と有線放送をやっている、コミュニティFMに移行したということで、オフトークについては1年間併用運用をやっていたんですが、初日、私が報告させてもらったとおりであります。

そういうことで、きのう、おとといも長野県の東御の企画課の担当に電話を入れましたが、市営放送との、地域放送との絡みもあったもので、うまくそれでいったのかと再度確認をしたところではありますが、1年間余裕を持ってスムーズにいくために併用運用をやったんだということでもあります。地域内放送が、あとの項目にもあるんですが、地域内放送もうまくいくのかということと言ったんですが、報告させてもらったとおりこのコミュニティ事業で活用したということで、コミュニティ事業は県の事業ですので、そんなに採択ができるのかなというのもあったのですが、うまくいってます、ということでありましたので、報告をしたのと間違いはなかったかと再確認したところではありますが、ここで言いたいのは、1年間もしオフトークを併用した場合に、今言った1,576万8,000円というので27年度のオフトーク電話料が入ってますので、この収支がそのまま費用が要るんだなちゅう見方でいいのか、それとも、今市長が言ったとおり、先行投資、先行的に財部のオフトークをやっていく、有線はその後ということで、有線はその後ですので地域放送も今有線はあるわけですので、後に置いてオフトークをそのままやった場合に、まあ、幸いことしの3月から財部地域は、全地域じゃないですが、光回線が来ております。光回線ということで、非常に私の校区も喜んでいるわけですが、いろいろ一長一短あるんですが喜んでます。それから、光回線インターネット高速回線をして電話もついでますのでIP電話に切りかえたところは、現在市営放送が聞けない状態になってます。

それから、議会だよりも私、委員会の審議の中でやりとりができたのは議会だよりも、27年の3月でオフトークは廃止になりますということで載せて、一人の方にはその都度伝えているんですが、そういうことで、その時期までIP電話をそのまま切りかえないでオフトークが聞ける状態にしてくれる人もいます。

そういうことで、どっちがいいのかいろいろありまして、市長は28年、7年からオフトークはもうコミュニティFMに移行するんだということでもありますので、こ

こは試算の中、収支計画案に1,576万8,000円はなくなって、もう要らないのかですね、その1点だけ確認をしたいと思います。

もう、1年据え置きじゃなくて併用運用しなけりゃこの計画の予算というのは要りませんので、要らないのか、そういう見方でいいのか、まだ即移行で見方でいいのか、これはあくまでも試算、まだ総合振興計画と整合性が若干ないですので、総合振興計画ももってきましたが、若干変更はないですので、総合振興計画はローリングということで25年度は合ってますが、26、7ですので、7は今から詰めていくんだろうと思いますので、それはさておいて、要らなくなるのか、その1点だけ確認いたします。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、財部のオフトークサービスの停止を受けて今回提案したところでございます。27年度のオフトークの電話料につきましては、議員の理解されてる東御市、そういった併用もあり得るんじゃないかということで、ここは一応試算しているところでございます。

この数字についても、私ども先進地の事業等を参照して、あくまでも試算ということにいたしております。

そして、今回、当初予算で承認いただきました設計委託料等、設計委託をする予定ですので、それを見てからこの年度とかそういったものについてはいろいろと確定してくるものと理解しております。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

それで、今言ったとおり、1,576万8,000円というのは、試算だということで併用運用がもしあった場合はこれが要るんだ、なかった場合はここは要らないんだって確認です。そういうことで確認させてもらいますが、そうなった場合に、数字で大変申しわけないんですが、26年度の計画の中では2億3,800万円という数字があるわけですが、これには26年度の施設整備費と戸別受信機七、八が入って22億3,800万円という数字になるわけですが、その下の27年度の地域放送機というのは、1,520万円というのは基本的にはどういう考えで示してあるのかですね、この数字だけ確認して、1のほうで確認したいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほど市長の答弁にありましたとおり、地域内放送の意義というか、そういった活用の方法については私どもも理解しているところでございます。これもあくまでも試算で、検討の一つになるかと思っております。この地域内放送、放送機、これ

につきましては今まで活用してらっしゃる方々に導入すればというような形で私どもも一応試算しているところがございます。この地域内放送については、今後の検討課題に上がってくるものと理解しております。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

導入するときの検討課題の数字だということですが、基本的にはこれは親機じゃないんですかね。②の地域内放送をどのように捉えているかと若干ダブる点もあるんですが、導入時の親機、放送施設費、約、無線をした場合40万円という説明でありましたので、それをぶっ掛けた数字がこれではないのかなち考え方持っているんですが、そういう見方でいいんですかね。

財部は、先ほど市長からあったとおり30%の利用をしているということですので、大体37自治会利用しているという報告でもありましたので、その数字の積み上げじゃないのかなと私は見ているのですが。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

27年度を見ていただければ戸別受信機ということで2万2,000という数字が出ていますけれども、これについては総務委員会でも私説明しましたとおり、戸別受信機は5,000円前後の費用ということで私ども聞いております。それについて世帯数を大体、財部が全世界帯が4,400ぐらいありますのでその数字がこの2万2,000ということで、議員のおっしゃるとおり下の地域放送機というのは親機というような感じで理解いただければ結構です。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、確認ができましたので、①については、今課長からあったとおり、1年併用した場合と、あと、即移行した場合ち考え方もあるということですので、①についてはその程度にとどめまして、②の地域内放送について今から具体的に入っていきたいと思います。

御存じのとおり、5月23日の議会報告会で私は財部会場に行きました。財部会場についても地域内放送、総務委員会ではコミュニティFMが大事だということで、3項目の中の一つに掲げてですね、総務委員会で選んでもらって、掲げて、それを説明したところであります。

議会だよりが中心でありましたので、議会だよりの、御存じのとおり、総務委員会の議会だよりに載っている部分を詳しく説明しながら「オフトークはこのように変わりますよ」、それから、「27年の3月で廃止になりますよ」ということで、そ

の移行、メリットとデメリット、デメリットについては地域内放送ができなくなるということで、地域内放送をどのようにやるか、使っている地域は自治会と校区もあるのですが、どのようにやるのかが今後の課題だということで報告をさしてもらったところであります。

また、議会だよりについても、3月当初の中でも意見を委員会として付したのも含めて説明をしましたが、その時点が出たのが財部会場は残念ながら16名の出席がありました。そのメンバーを見ますと、議員のOBの方が四、五人来ていらっしやいました。その中で、確かに自治会放送、地域内放送を活用されている地域なんだろうと思っていました。

オフトークがなくなれば、コミュニティの手段、放送手段はどうなるのか。今報告があったとおり、市が責任を持って管理すべきじゃないかなという意見がありましたので、もちろん議会側としても委員会としてもそのように執行部側には言っておりますので、当然地域の皆さん方と一体となって行政に訴えていかななくてはならない、予算獲得をしていかなきゃならん問題だということで答弁をさしてもらいましたが、今先ほど言った、即オフトークをコミュニティFMに移行した場合に、1,520万円と1,576万8,000円という27年度の予算が26年度で27年の3月末ぐらいに完備できるのであれば、地域内放送の37親機、それから1,576万8,000円ですので、受信機、それぞれの受信機1個当たり約1万円ですので、まあ1万全額は別として、1,570台の予算がここにあるわけです。これを、今から予算が来るわけですが、6、7予算が正式についていくわけですが、そういうふうがいい予算のお金の使い方というのは考えられないのか、確認をしたいと思います。

今、これはあくまでも試算ということでもありますので、調査費だけ498万8,000円が25年度の当初予算ですのでこれは認めて、全会一致、コミュニティFMについては委員会としてもそれでいこうとオーケーが出て、今、行政側といっているわけですので、この予算を使えば財部のオフトーク自治会放送をやってる地域はカバーできると私は思っていますが、そういう考え方には立てないのか、確認したいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

確かに、議員のおっしゃるとおり、地域内放送機、入れた場合についてはオフトークの電話料、相殺できる数字かと私どもも理解はいたしております。

先ほども市長の答弁にもありましたように、この地域内放送については今設計の委託の準備に入っておりますので、それを見ながらちょっと検討課題とさせていただければ幸いです。

以上です。

○11番（吉村幸治議員）

私が言いたいのは、即移行した場合と、1年かけて移行した場合に光回線を使っている方が、インターネットですので、IP電話とも接続されている方、切りかえていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、パソコンを使われる、インターネットを使われる方はやっぱり地域のリーダー的な人なんです。そういう人たちがもう市営放送が聞けなくなってる。隠居があって隠居で聞けばよかつちゃうことですが、きょうの朝の火災とか、ああいうのがもう聞けないと、自分とこにないわけですので、27年の3月には移行になるまで、それまではIP電話に切りかえてほしくないちゅう方はそのとおりにしてもらってるんですが、地域からは自治会から実際放送も聞けない状態になっているところもあるということですね。

電話がやいやいや我が家庭にも光が入りましたので、切りかえてくださいち来ますので、そこがあるから十分そこを含めて加入は推進はしてくださいち私はもうたびたび言うんですが、わかっている方はそういう形で、わかってない方はそのまま切りかえた方、それからもう十分わかって待ちよってそのままの方もいらっしゃいますので、どっちがいいかも私ははっきりわからないんですが、長野県の東御はうまく併用運用するために1年間並行してやったということですが、我が家も光が来ますので、光が来たことはすばらしいことですので、それをプラスとして即切りかえはならんかというのが私の論法でありまして、そこをうまく自治会に言えば、今使っている37自治会の親機、子機はカバーできる予算がここの試算の中に入っているんだという見方であります。

それ以外のところもあるんですが、私の校区の6自治会の中でも3自治会だけが使ってます。そこで使っていないところは使っていないわけですね。私の自治会は57年に有線を補助で導入しました。オフトークが入ったおかげで10年でオフトークに切りかえて、それが今どげんなちよつとかち、私も見ましたが、確かにスピーカーは、私、家にまだあります。共同アンテナの線に有線をつないでましたので、共同アンテナから堤自治会は去年、おとし脱退しましたので、全部それも撤去しました。ということで、有線の親機本体はあるけど、スピーカーはあるけども線がないちゅうのが状態です。その地域内放送がなくなれば、非常に困る。いろんな手段、特に私の校区は、地域内放送、オフトーク放送を使って呼びかけもしよちゅうやります。イベントの呼びかけ、まずチラシを配って、それからチラシばかりじゃなかなか動いてくれないので、それに向けての手段として地域内放送をフルに活用してますので、校区のほうも活用してます。自治会ばかりでいいのかちゅ考え方もあるんですが、校区内については、東御市がコミュニティ事業を活用してました

ので、それで何とかできんかな、モデル的にできんのかなちゅ考え方持ってるんですが、採択が、今回の補正でも見ましても、コミュニティ事業は曾於市で2件予算が入ってます。10件コミュニティを申し込んでも、10件、県が受けてくれるのかは難しい面もありますので、地域内自治会放送についてはこれで市長が、そいでやってみらんかちここで、担当課に指示してもらえば、そういう線でいくんじゃないかなと思いますので、市長が指示ということはできませんか。

○市長（池田 孝）

最初、光の方も中谷地区は入ってなかったんですけどけれども、何とかしてくれんかという要望もありまして、NTT側にどうしても引いて行ってほしいということ要望して、それが実現したところであります。

そうした結果、そのような結果も出ておるということでありますが、その方向を前提にして検討させていただきたいというふうに思います。

やはり地域放送がそのように活用されておるということでありますので、今後の検討課題としていろいろな角度から検討をさせていただきたいというふうに思います。

○11番（吉村幸治議員）

市長、誤解のないように、中谷地域ばかりじゃないですから、必要な、実際使われているのは37自治会、財部はオフトークで自治会放送を活用してるということで、このプロジェクト会議の中の資料にも、これは委員会で配付された資料ですが載ってますので、それから議会報告会に出席された方は中谷は来ていませんでしたので、地元はですね、来てませんでしたので、議員のOBでありましたが、大栗田の南自治会とか来ていらっしやいましたので活用されているんだなと思ったところでもあります。やっぱりオフトークをやむったれば地域内放送はどげんなるかというのは一番心配されてましたので、直接市長に言わんにやいかんねって私は言いましたが、そういう形でですね、今後の手段として必要な手段でありますので、今市長からあったとおりに、担当課は、市長の今、一言で前向きにこの予算の見方も27年度ではなくて26年度に前倒しすれば併用もせんでそのままいくんじゃないか、うまくいけばいくんじゃないかな、予算もそのまま、ここに3,000万、約ありますので、3,000万でカバーできるんじゃないかな。38戸あれば40戸平均とすれば、一千五、六百ですので、個数はカバーできるんだ。それを、1万円かかりますので、半分しかできないということで半分ならその倍できますので、そういう形でですね。また、周辺自治会も実際は40個未満ですが、隠居もついています、隠居もこの放送楽しみで、オフトーク放送楽しみで親たちも聞いてますので、必要なところはやっぱり戸別放送は大事だなと思ってますので、よろしくお願いします。前向きに検討して

もらえるということでもありますので、そのように理解していきたいと思います。

時間が、私の時間は、もうちょっと早く済むつもりでありましたが、ちょっとあれでしたので、早速②に庄内川・溝ノ口川の河川改修計画について入っていきます。

地元説明会が23年の3月16日7時からありました。県から7名、曾於市から5名の出席があつて説明会を受けたわけです。

高岡課長初め、出席してくれて、今後中谷地区が災害にならないようなイメージまでつくってもらつてスライドを見ながら説明があつたわけですが、ここにその当時の計画書も持っています。

前に市長からあつたとおり、寄り州除去、川床掘削、土のうも積み上げて緊急的な処置はしてもらっています。

今、私にくるのは土のうが積み上がって、ずっと黒い土のうが積み上がっています。

また、22年のような災害が出た場合に水が入ってくりゃどげんなつとかち、早よあの土のうをどげんかせつくれんかという意見であります。

入らんためには積んだつじゃがなつち言うんですけど、なかなか、一旦入ってくりゃ今度は引かんとじゃないかち、水が引かんとじゃないかち、大石側のおやじたちの年齢の方の意見であります。

私、反対側は、私の家の下は堤側ですので、人家はつきりませんので、そういう考え方でもありますので、早い改修を望んでるんですが、今言つたとおり何回となく私も大隅の地域振興局の担当に電話も入れて地元説明会の要請もしているわけですが、市長がさっき言われたとおり、宮崎県側との協議がおくれてやつとできたということで、近いうちに地元説明会もしたいということではありますが、そんな都合でということでしたが、それが6月にずれましたので、したいということで測量も入っています。測量も入って、河川道、農道を含めて測量も入って、農地の測量も入って具体的に進めることはもう十分わかってるんですが、どこまでどうなっているのかというのがですね、地元具体的に説明会がないですので、できるだけ早い時期に説明会をしてほしいということでもあります。

先ほどあつたとおり、①についてはその後県と市は協議しながら進めていっているんだということでありましたので、うまくいってるとということで、確認をしていますが、もう1回。

その23年の3月16日に沿つて、若干、河川拡幅の内容変更は少しありましたよということですね、むらづくり委員会の委員会なり、またそれぞれの委員会の中でも私なりに説明はしてるんですが、こういう具体的な資料、これは、鹿児島県側にちつとずったげなよというばかりでですね、数字を持ってませんので、それが近々開催されるように要請してもらっているんだということを確認していいんです

かね。

○市長（池田 孝）

これが、これまでおくれてあのような災害が発生した。これもやっぱり、県境というこの特殊な地域である、それが大きな要因だったと思われる。ですから、今回は早目に何とか県を超えて、両県で進めるべきだということを強く要請をしてきたところであります。その結果が今言われるような状況でありますけれども、今回もあのカーブのところ、宮崎県側がどうもおくれているという形ですので、早目にこれはもう宮崎県側にあのときのことを忘れることなく、早期に進めるようにまた要望等をしていきたいというふうに思っております。それがためには、鹿児島県を通じてやっていく、そして国会議員の方々にも、これはもう本当に現場も見えていただいておりますので、強く要請をしていきたいというふうに思います。おっしゃるとおり早期完成に向けて進めてまいりたいと思います。

何といいましても、もう梅雨に入っておりますけれども、この梅雨にそのような、二度繰り返すようなことがないことをまず祈っておる状況であります。

梅雨明けにはどうしても工事に入れるように要請をしてまいりたいというふうに思うところです。

○11番（吉村幸治議員）

市長も県のほうに一生懸命呼びかけ、関係機関についても呼びかけてもらってますので、よろしく願いしておきますが。

②に入っていきます。2の②なんですけど溝ノ口橋についてはあの上流の井堰までの県の改修計画でありますので、県に、私達は、今さっき言った、23年の3月16日初めて溝ノ口橋も改良せんにゃいかんということを県が報告しましたので、あそこは広がっているのにな、改修一旦しているのになち思ったんですが、橋脚が川にあるからあれにひっかかって22年度は氾濫したんだ。あの橋脚を川岸や川の外に持っていかにゃいかん、という説明でありましたので、そのように計画は、市の計画は、中谷と堤橋を持っているが、溝ノ口橋については改良と同時にやっていくんだということを含めて要望していくということでありますので、橋脚を取り除くことは県がやっても市がやっても地元はいいわけですので、どちらでもいいですので、そのようにできるようにということで、できるんだ、ということで確認をしていいですかね。

○市長（池田 孝）

まあ、先ほど述べましたように県のほうでする方向で進めているということですので、どちらがやってもおっしゃるとおりです。地元の方もそりゃ完成さえすればいいわけですので、我々としてもそのような方向で一生懸命取り組んでまいります。

○11番（吉村幸治議員）

②についてはわかりました。

それじゃ、③全体完了の目標年度、なかなか予算等もあって、宮崎県との絡みもあってということでもありますので、なんです、私ごとなんです、ことしは私の下は田んぼです。あそこに初めてやっぱ地域づくりに一貫して貢献せなやいかんということで、酒米を白玉を植えました。白玉米約50a植えて、きょうあしたじゅうに除草剤をふらんにやいかんな考え方持っているんですが、地域が一生懸命発信しようということで頑張ってますので、植えてくれんやち相談がありましたので、植えるようにして、もう植えましたが、なかなか焼酎加工米ということで農水省も認めてくれないので、そうすると共済組合の水稲掛金の引き受けがないということで、あのような災害がもし発生すれば何も出らんというのが実態であります。それが、私の下が約8町歩あるんですが、5町歩ばかりは酒米です。

地域の里づくりという形で我々は一生懸命頑張っていますので、早期完成して安心した地域づくりができればなという考え方持ってますので、これからも地域のためにふんだんの力をかしてほしいと思っています。

それと同時に、今回7月に中谷校区内6自治会避難訓練も計画しております。8・6水害から20年です。あのときも大被害でしたので、22年はこの前でしたけれど、大被害でしたので、またあってはならんということで7月の環境整備の日に6自治会避難訓練をやるということでこの前確認をしたところであります。

それぞれ自治会長が含めて村づくりにおりますので、避難訓練をしてくれると思ってますので、あのような22年度のような被害にならないように、まあ、人身事故がありませんでしたので、死亡事故も出ませんでしたので、ならないようになお一層の市からの要請をお願いしているわけですが、ここはこの2は庄内川、溝ノ口川という中谷地区のことを一般質問をしておりますので、中谷校区が目指す地域づくりということで、「声かけ合い、助け合い、笑顔で暮らす里づくり」を基本に自分たちでできることは自分たちで汗をかくんだということで日々活動しているところでございます。

この前の先月の5月26日も年に2回すずみが丘交流活動ということをやっています。呼び名はいいです。すずみが丘交流活動ということで、5月の26日が第1回目でありました。

名前を変えればですね、中谷公民館周辺の約1ha私有林があります。手づくり公園化ということで10年前に町にお願いして、公園、自分たちで公園をつくろうということで一生懸命木々を補助をもらって植えて管理もしています。この前5月26日が草刈りの日でした。

名前は草刈りというといけませんので、すずみが丘交流活動という名前をつけます。五、六十人でビーパーを持ってきて、女の方は鎌を持ってきて一生懸命頑張ってやっていますので、今後とも、共生協働の地域づくりが中谷校区の基本ですので、校区民あげて頑張っていく覚悟でありますので、安心安全が第一ですので、一層の早期完成を願う一言であります。

もう一回、市長の、お前が言わんでもできるだけ一生懸命頑張るという決意を市長が述べてもらえばありがたいということで思っていますので、もう一回お願いいたします。

○市長（池田 孝）

町づくりというのはいろんな取り組みをしなければなりません。その中に安心、安全な町づくり、これも欠かすことのできない全く大事な一つであります。まあ、そのようなことから、これは、災害が発生した地域ですので、二度とそれを繰り返さないという意味で、これは一生懸命、本当に取り組んでまいります。

○11番（吉村幸治議員）

それじゃ、早期完成を願い、大いに期待して終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第5、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

私は今定例会の一般質問におきまして、2項目8点の要旨で市長並びに教育委員長に質問いたします。

まず、今日におきます社会情勢は特に地方、少子高齢化により地域では活力の低下やコミュニケーションの希薄化につながり、地域社会や家庭の様子は大きく変わってきました。

本市におきましても、高齢化が加速している状況であり、曾於市社会福祉協議会等で人と人のつながりを大切に地域とともに歩む理念のもとに地域福祉活動の充実が図られており、今後地域福祉活動により失われていく地域の連帯感や活力を取り戻すための地域福祉活動による地域づくりに施策や取り組みが肝要かと思えます。

また、本市においては平成19年から28年まで曾於市福祉マスタープラン、地域福祉計画が作成されており、前期福祉計画が平成23年度、後期福祉計画も24年、25年に入り28年度までの後期で地域福祉推進がなされております。

まず、通告の①でございますが、今日におきましては、校区社会福祉協議会が設立され、地域福祉計画策定状況はどうなっておるか、それぞれの計画の内容はどうであるか伺いたい。

次に、②、自助、共助の地域での対応体制は全体的な観点からどのように把握されているのか、また、公助に対して地域の受けとめ方はどうであるか。

③これからの地域づくりに、地域福祉活動を中枢においての施策は考えられないか、市長の所見を伺います。

④コミュニティー活動の支援、地域でのふれあいづくり促進並びに福祉団体の育成などの見解を求めたい。

次に、学校の校旗について。校旗は、学校教育並びに学校運営上どのような存在、位置づけであるか、教育委員長に伺います。

②学校統合並びに3町合併により、校旗は現在どのような状態で活用されているのか、旧町名のまま活用している学校を旧町ごとに伺いたい。

次に、③合併協議会の段階で、校旗についての対応、議論がされた経緯があるのか、その当時、点検、確認がされるべきではなかったか伺います。

次に、④合併後8年が経過する現在、児童生徒減となり、小規模学校では新しく校旗をつくることには経費、予算的に大変なものがあるようではありますが、見解を伺います。

私の登壇しての1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

地域福祉活動についてということで、①ですけれども、校区社会福祉協議会の設立により地域福祉計画策定状況はどうであるのか、またその計画の内容は、ということではありますが、地域福祉活動計画につきましては、平成21年度より随時策定されており、現時点では、26校区社会福祉協議会のうち18地区が策定を終了しております。

それぞれの計画の内容ではありますが、各地域に居住されている方々が策定委員となり、地域のよいところ、困り事、課題を掘り起こした上で、課題解決に向けての計画が具体的に登載されておりますので、それぞれの地域により異なる計画内容となっております。課題といたしましては、近くに店がなくなって困っている方がいる、高齢者を支える体制が不十分である、地域の交流、ふれあいの場が少ない、災

害時の連絡体制、避難体制が確立していない、などが出され、それぞれの地域課題に対しての取り組み計画が立てられております。

②の自助・共助の対応体制は全体的角度からどのように把握しているのか、また、公助について地域での状況はどう対応しているのかということですが、自助、家族の助け合いによる福祉の推進であります。基本的にはこのことが最優先されるべきだと思いますが、核家族化の進行、血縁・親族関係の希薄化、景気の低迷により、その役割を十分に果たせない状況にあると考えております。

共助、地域の助け合いによる福祉の推進であります。自助が多く望めない状況にあっては、地域が連携して福祉の推進を図っていくことが重要なこととなります。現在は、市社会福祉協議会が推進役となり、各校区社会福祉協議会の設立、見守り活動の実践や地域福祉活動計画の策定、実践活動など、住民主体の活動が進みつつある段階にあります。また、各地域の住民意識に温度差があると考えております。

公助、行政による福祉の推進であります。事業としては、訪問給食サービス事業、緊急通報システム設置事業などを実施しております。地域福祉活動に対する公助については、市社会福祉協議会と連携を図りながら、訪問専門員による訪問、市社会福祉協議会の人的体制支援、在宅福祉アドバイザーの活動支援などを実施し、地域による福祉活動を推進している状況にあります。

③の少子高齢化社会での今後、地域福祉活動を中核においての施策は考えられないかということですが、本市は今後、急速な少子高齢化が進行していく状況にあることから、地域福祉活動、地域福祉の推進はますます重要になっていくと考えております。よって、地域福祉活動を中心においた上での市の施策は福祉分野に限らず、今後、幅広く検討していかねばならないと考えております。

④のコミュニティー活動の支援、地域でのふれあいづくりの促進並びに福祉団体などの育成について、どのような見解を持っているのかということですが、以前と比較して、地域の連帯、人と人との結びつきが弱くなり地域活動などに参加されない方が多くなっている現状において、市民の方々が自治会活動、社会教育活動、各種団体の活動などに1回でも多く参加していただくことが、安心して安全に暮らせる地域づくり、地域の活性化につながると考えております。よって、コミュニティー活動、地域でのふれあいづくり、福祉団体などの育成については、今後ますます重要であると認識をいたしております。

大きな2番目の小中学校の校旗などについては、教育長より答弁をしていただきます。

○教育長（植村和信）

それでは、2番目、小中学校の校旗についてお答えいたします。

まず、①は、小中学校における校旗は、学校教育並びに学校運営上どのような存在、位置づけであるかということでございますが、校旗・校章は学校の顔、シンボルとして代々引き継がれていく、とても大切なものであると思っております。したがって、校訓・校歌と同様たびたび作りかえられるものではありません。そこには当然教育的な意味づけがあるわけでございますが、それぞれ校訓が反映されていたり、子どもたちに対する教育への願いや、学校、地域に対する先人たちの思いが込められていると思います。まさに魂であり心のよりどころという価値があると思っております。地域のシンボルとしての学校において、文字通り教育活動及び学校運営上その中心、原点になるべきものと考えております。

②の、学校統合並びに3町合併により、校旗は現在どのような状態で活用されているのか、旧3町ごとに伺いたいということでございます。

校旗は、ほとんどの学校において入学式、卒業式、運動会、体育大会などの大きな行事において、旗竿に掲揚されて利用されております。通常は、校長室等に痛まないように保管箱がありますので、それに収納されて厳重に保管をされている状況でございます。場合によっては、校長室に出して常に見れるような状況がある場合もあります。

ただ、校旗の状態についてでございますが、作成年度や保管状況によって単純に比較ができないところでございますが、見た目には痛みが大変激しく作り直す必要があると思われるところが末吉地域の小学校に1校あります。

なお、学校統合及び3町合併を経た現在、校旗に記載されている学校名がどのような状態なのか、旧3町ごとにお知らせをいたします。末吉地域の10校でございますが、曾於市立ともうきちつと作り直したところが1校、末吉町立のまま残っている学校が3校、学校名だけ書いてある校旗が4校、学校名もなく校章のみが入っている校旗が2校という状況でございます。大隅地域8校でございますが、大隅町立が3校、校名のみが5校でございます。財部地域の5校でございますが、曾於市立ということで問題のない学校が1校、財部町立のままの学校が3校、校名のみが1校という状況でございます。全体では、曾於市立が2校、旧町立が9校、校名のみが10校、校章のみが2校というような状況でございます。

③でございます。合併協議会の段階で、校旗についての対応は議論された経緯があるのか、その当時、点検、確認がされるべきではなかったかというお尋ねでございますが、合併協定項目である調整項目、学校教育事業の中で、校旗について議論された経緯は確認できませんでした。合併協議会は調整項目である主な事務事業を中心に調整されたところでありますので、これまで伝統的に100周年とか110周年記念とか、そういう創立記念事業や、特に、愛郷心の強い地元の篤志家の寄附等で作

成した校旗については議論がされなかったようでございます。

しかしながら、現段階において校旗に記載されている校名が現状に即していないことを考えますと、経費等の議論をする前に、現状だけでも確認する必要が当然当時あったのではないかというふうには考えます。

④小規模校では新しくつくることは予算的に大変なようだが、見解を伺いたいということでございますが、曾於市立の学校であります。そのシンボルである校旗の作成については、学校や地域だけに任せておくのではなく、市の予算で対応していかなければならないのではと考えます。今後、各学校の実態をただいま述べましたような視点で再調査し、状況を把握の上、校旗の使用や作成までの経過年数等の基準について検討を進めてみたいと思います。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目の質問に入りますが、まず1点目に上げました校区社協の設立ですけど、答弁によりますと26校区中18校区ということですが、内容的に末吉、大隅、財部でそれぞれ答弁を求めたいと思います。校区社協が設立されている件数を答弁をお願いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

校区社会福祉協議会が設立されているというところだと思いますけれども、これは、平成17年度に大隅地域は全部、平成20年度に末吉地区、それから財部地区は全部、全ての26カ所において設立されております。ただし、校区は24あるかと思いますが、財部小学校校区につきましては3カ所に分かれておりますので、合計で26ということになります。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

26校区とも全部校区社協の活動体制がとれているという答弁ですかね。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

そのとおりでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

それじゃ、当然、校区社協が活動的にできておれば、その後近年になってから地域福祉計画策定が進んでおりますが、これについても同様に、各旧町ごとに答弁をお願いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

地域福祉活動計画の策定状況でございますが、先ほど市長から18地区が策定済み

というふうに言われたかと思います。末吉地区におきましては、平成20年度までに13地区中7地区、大隅地区につきましては7地区中5地区、財部地域におきましては6地区中6地区ということで策定が終了をいたしております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

財部については、1年早くとか、一方、漸進的に活動がなされておるようですが、せめて末吉地区の7地区、大隅においての5地区と、これについて、校区での福祉計画が整わないという理由が特段にありますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

当初、平成21年度からこの計画を策定するよとということ、21年度には末吉地区、大隅地区、財部地区それぞれ1地区で始まりました。で、策定を終了いたしました。22年度も末吉地区3地区、大隅地区2地区、財部地区2地区というところまで進んできたところでございますが、先ほど、市長の答弁の中にも地域によっては温度差がと、このようでありましたけれども、取り組みぐあいにおきましていろいろ差がございまして、なかなか全地域同じ意識の中でこの地域福祉活動計画をつくり、さらに実践までということには至っていないのが現状でございます。

末吉地区におきましては、平成25年度2地区でまた策定するよとに予定をいたしておりますが、大隅地区につきましては、まだ、それが25年度は予定されない状況でございます、あと2地区残っておりますけれども。今後、平成26年度以降、末吉地区が4地区、大隅地区2地区、あと6地区策定しなければなりませんので、今後、また、市社会福祉協議会と連携を図りながら策定ができるよとに進めていきたいと思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、温度差ということの視点に立ちますが、いろいろまだ福祉計画策定までいってないということについて、校区に対して職員サポートの必要性を唱えてきたわけですけど、今日までのこの計画策定がなされた校区福祉計画について、職員等が活用された経緯があるのか、どこの校区で活用されたかお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

この地域福祉活動計画策定委員という方々につきましては、それぞれの地区において決定をされるわけでございますが、主には、校区社会福祉協議会の役員を初めといたしまして民生委員さん、児童委員さん、在宅福祉アドバイザーさん、自治会長、あるいは消防団なり長寿会なり、それぞれの地域で自分たちの考え方で策定委員を決めていらっしゃる。ですので、地域によっては20名ぐらいもいらっしゃる。

いますし、40名から50名の策定委員を、ということをしているところもございます。私のほうで、ちょっと、それぞれの計画を見させてもらいましたけれども、市の職員がそこに入っているということはないかと思imasので、先ほど申し上げられました、担当職員の者については入っていないだろうというふうに考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、この福祉計画を立てるのに、当然、人材的に、能力的に校区で賄うことができれば、当然福祉計画は立つわけですが、なかなか地域の公民館長、地区の公民館長も、校区の公民館長も交代したりして、この計画になかなか着手できないというような、ぼやきの声も聞こえるわけです。といいますと、やはりこの、本市に設置してある職員サポートを、フルに活用することこそ目的達成になるのではないかと思います。今日までに各校区で福祉計画が立ち上がったところについては、人材的、能力的あると思imasけど、これをどうにか早い時期に立ち上げることこそ、今後の地域福祉活動につながっていくわけだけど、これが1年おくれ、2年おくれとなると、やはり、そこにも温度差の始まりだと思imasますが、まあ今後、後、残りの校区について職員サポートを紹介、要請するなりする考えるか、どうかすると、そういうのもあったのかという声も聞こえたところですが、なかなか公民館においては、この行政のプロが校区におりていくんだということを、浸透してないというか認識してないという考えです。私のこの質問に対して今後どう対応されるか、答弁を求めたいと思imas。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えいたします。

地域福祉活動計画といいますものは、地域に住んでいらっしゃる方々で自分たちの地域を自分たちで見直して、何かそれを地域福祉の推進するようになっていくという計画でございます。きのうの一般質問でもございましたけれども、やはり行政主導ではいけないかなというふうに思っておりますので、市民参加型、市民の皆様方が自分たちで考えるというところに入っていかざるを得ないというふうに思imas。

ただし、市の職員も当然一般市民、まあ市民でございますので、その役割を担っていくべきではあるかと思imasけれども、主導的にこちらのほうからそれを張りつけるとか、そういうところについてはどうかなというふうに考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

福祉事務所の角度からと、地域の現状、実態とは、何かそぐわないのじゃないかというような気がします。先ほども再三言いますように、地域で人的能力やいろいろ

んな地域的な条件がそろってるところは、だんだん進めていくわけです。内容的に、福祉計画に基づいた計画書等も、立派なのができておりますが、これに基づいてから、地域の人々をやはりこの協力求めたり福祉活動に参画されたり始まるわけですが、その段取りちゅうのは、やっぱり、先ほどから言います行政のプロがアドバイザーなりサポートするなり助言するなり、これなくしては、自分で公民館長を引き受けたと。地域のリーダーを引き受けたのとなると、なかなか動かないと思います。特段に、今日まで校区福祉計画が立ってる、計画されたところは、後は自分たちの歯車で回るとは思いますが、やはり現状においては何かの形で、地元任せってな言葉は重々わかりますけど、そういうような時節柄じゃないと思います。ひところ10年20年前の、まだ地域に活性化や人材が見えてるんだったらいいけど、やはり、もう、特にこの高齢化率の34.6%っていうのは、大変なものがあると思いますけど、再度所長の答弁を求めたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えいたします。

あと、平成25年度からを含めまして、あと8区残っているわけですが、これが、残っている原因もやはりあるかと思えます。先にどんどん進められる地域もありますし、なかなか策定までも至らないというところがありますので、先ほど迫議員が言われましたとおり、支援できるところはもちろん支援していきますので、市の社会福祉協議会と話をしながら地域の皆さんにより、市の職員を入れようかという話にさせていただくように、そういうことをもって活動計画は策定されるように連携をとっていきたいと思います。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

職員サポートの活用については、待ってるんじゃないくて、やっぱり行政側から一旦はおりていって、そして、つなげるように進めていってもらって、位置づけてある職員サポートの活用を、大いに進めてもらいたいと思います。

次に、②に上げておりましたが、自助・共助等の角度に関しましてですけど、まず、自助は、先ほど市長が答弁の中に出ましたように、家庭を中心にしたもので当然行われるわけです。共助について、今日におきます体制については、まず、高齢者の身の回り対策の基本方針というのが出ておりますし、それに沿って在宅福祉アドバイザーが、私の見る範囲では大いに活動を展開しております。

ここで質問をするわけですが、今後、今日までの在宅福祉アドバイザーと、ほっとサービス——社協が進めてるほっとサービス——この件につきまして、どうもこの、整合性というところがおこがましくなりますが、活動の内容が有償と無償ボランテ

ィアというような言葉、活動になります。このあたりについては、どのような見解を持たれておりますか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えをいたします。

在宅福祉アドバイザーによる見守りにつきましては、当然ほぼ無償ボランティアでございます。市の一般会計の予算でお願いいたしております月1回500円の謝礼金、最大年間6,000円になりますけれども、それプラス、社会福祉協議会のほうから年間2,000円の活動費が出ますので、個人、在宅福祉アドバイザー1人当たり年間8,000円の足代程度の活動費ということになります。これは、やはり、これから高齢化がどんどん進んでいく中では、地域による見守りというのが非常に大事でございます。先ほど答弁にあったとおりでございますので、ぜひ、このような形で進んでいければなあというふうに思いますが、必要な場合によっては何らかの手だてをしていかなければならないだろうというふうに思っております。

一方、先ほど言われましたほっとサービスの件でございますが、財部地区におきまして、平成、今始まりまして、1年ちょっとたっていると思っております。15カ月ぐらいたっているかと思っておりますが、これにつきましては、内容につきましては、支援する人も市の社協さんのほうに登録、それから、それを使う方も登録をいたしまして、そのサービス内容、例えば、買い物支援とか、墓参りに連れていくとか、いろんな支援に対しまして金額を定めまして、支援を受ける人が支援をされる方にお支払いするというものでございます。

これにつきましては、ことしの6月1日、まあ6月3日からではございますが、大隅地域、末吉地域でも立ち上がったところでございます。まだ実績はないと思っておりますけれども、これにつきましては、言われたとおり一部といたしますか、有償であるわけではございますが、やはり、見守りというのは通常の生活の中での見守りをしていくということがございますけれども、このようなサービスにつきましては、やはり自分の車を使って登録してる人がその地区まで行ってサービスをするとか、あるいは、蛍光灯を取りかえるために買いに行ってそれをつけかえてあげるとか、そういうことがございますので、一部有料になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

ほっとサービスと在宅福祉アドバイザーとの違いは、今答弁されたように、内容的にはわかりますが、当然両方ともに、今後は、本市においては、どうしてもこの推進して広がっていかなくやいけないというふうに思っています。ただ、私の勘で言い

ますと、ほっとサービスの場合は軽易な有償ということですよ。福祉協議会、社協が束ねてですね。そして、アドバイザーについては月2回、年6,000円に予算的に組まれています。この分について、どちらもどっちと、悪いとかいいとか、という問題ではなく大いにやってもらいたいという角度から、どうしてもほっとサービスの場合は、身動きがとれないところが出てくると思います。

と申しますと、今、所長が答弁された、車で行って、一応、要望的な福祉をやるというところまではわかりますが、どうかすると、その延長線にはその依頼者、依頼会員のほうが車で移動を要望するのではないかというような気がしますし、当然車は使えないわけです。法もとの運送業第80条においての、使えないという部分がありますが、そこのあたりを、一方、在宅福祉アドバイザーであればどうなのか。私の質問が通じるかわかりませんが、ほっとサービスでは、これも、ちょっと乗せて移動しましょということではできないと。けど、アドバイザーによってはそれが可能なのか、そこらあたりをちょっと先にお聞きしたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

正確には把握をいたしていないところでございますけれども、通常、運送業法というのがありますので、通常はそういうことはできないというふうに思っております。アドバイザーにおきまして、どっかに連れていくというのはアドバイザーの仕事としては余りないかというふうに思いますが、例えば、病院に連れていく必要があったときに連れていくとかあるかと思いますが、これは、あくまでも近隣、知り合いといったところで連れて行くのであれば、問題はないのではないかなというふうに思います。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、答弁されることと、我々は十分認識していなけりゃいけないと思います。道路運送業の80条、どうしても引っかかるというところで、ほっとサービスからであれば、まず、決まりとして、車には乗せてはいけません。けど、逆にアドバイザーの角度からいけば、白タクにも何にもならないというような観点を持っていますし、アドバイザーが訪問した先でなくても、今度はそれをもって帰れば、校区の、先ほどから質問の中に出しとります校区社会福祉計画の中では、それができるんじゃないかと。ということは、やはり、日ごろ地域では、住民がお互いにこう見渡して助け合わないかんといいところにつながってくると思いますので、そこらあたりの線引きを、やはりどっかで説明していなければいけないのではないかと思います。ちょっと待って下さいと。道路運送業に引っかかるよというのであれば、それなりはやっぱり先に言わなきゃいかんし、福祉活動の中でも、無償ですので、依頼があっ

たら車に乗せて手伝ってあげるといふことの線を、みんなに認識させるべきじゃないかと思ひますけど、再度答弁を求めます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

道路運送法につきましては、やはり、営業目的というところでお金を取つてというところもあるかと思ひます。在宅福祉アドバイザーにつきましては、あくまでも基本的にはボランティアというところでは地域の見守り活動を行うというところではございますので、もう少しそのあたりをしっかりと調べた上で、そのように広報、周知方をしていきたいと思ひます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

今、今後、いい方向づけをおろしていつて、そして、先ほどから出ております校区の福祉活動計画に反映してもらつと、思ひます。私は、地域で考えることは、地域のためになることやら地域に何かできないかという角度から、やっぱりボランティア、福祉活動というふうに考えております。

あと、次に入る前に、本市における介護タクシーの状況は把握されておるのか。本市にも介護タクシー、業者といひますか、タクシーがあるようですが、これについての活用とか状況は把握されているのか。都城のほうはだいぶ前から、チラシですか、ということでは利用度も多いし、また、財部のほうにも、営業といひますか、移動するし、その都度高齢者やら身障者の皆さん方が利用されておるし、福祉に完全につながつとると。本市における状況はどうでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

その件につきましても正確には把握しておりませんが、介護タクシーの業者はいろいろあります。必要がある場合は協議会を開きましてそのような検討をするわけではございますが、ここ数年その協議会は開いてない状況ではございますが、利用者によりましては、例えば、都城地区等の業者等を利用しているという話は聞いているところでございます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

本市においても、先ほどから、道路運送業やら、もしくは、ほんとサービスもしくはアドバイザーと、地域福祉活動の中で、そういう事例が出てくれば利用したり紹介したりして、そして、地域の福祉に対応していくべきじゃないかと思ひます。

次に、④に上げましたけど、コミュニティー活動の支援と地域でのふれあいづくりということでは聞きますが、地域の校区社協について、運営費、活動費、ボランティアですので助成、あの補助とかそういう角度はありませんが、校区社協につ

いての運営費等はどういう一端になってるのか、大まかでもいいですが報告、答弁を求めたいと思います。何もないところじゃなかなか活動しにくいというふうにも見とれますし、何かの形でその活動費を、捻出しているのではないかと考えております。先ほど出た在宅福祉のアドバイザーについては、行政から直で月500円の6,000円という角度に出てるを見ておりますが、それであれば、当然、校区社協福祉計画の中にはどうなのか、予算的なもの、活動費的なものを答弁願いたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

各校区社会福祉協議会の運営につきましては、大きなところは市社会福祉協議会からの助成金で成り立っております。1つ申し上げますと、校区社会福祉協議会地域福祉活動事業というところで、これは、各校区の人口割において補助がなされております。その原資は何かといいますと、市社会福祉協議会が一般会費というところで1戸当たり250円たしか徴収する、自治会において徴収されたりするというふうに思いますが、その6割部分、平成23年の実績で言いますと約180万円でございますが、これを人口で案分いたしまして、それぞれの校区社協におろして助成をするというものでございます。ですので、180万円ほどを26で割りますと、6万、7万というところでしょうか、1カ所当たり。そのような平均でいいますと、助成金になります。

もう一つは、手上げ方式でこういう事業をやりますよといったときに、平成24年度でいいますと、5万円の地域福祉推進事業という補助金が出ます。例えば、ささえあいマップづくりをしますよというふうになりますと、そこに平成24年の5万円。また、別なサロンを立ち上げるためにその準備活動をしますよというのと、そこに5万円。手上げ方式であったところにそういうような補助金、助成金が市社会福祉協議会から参ります。プラス、地域によりましては、なかなか運営費が少ないというところで各公民館から助成金をいただいているところもあるかと思います。プラス、先ほどの、支出でも同額でございますけれども、在宅福祉アドバイザーさんの年間の活動費2,000円、ささえあいネットワーク事業といいますけれども、これを、人数に掛ける2,000円したものを収入で受けて、支出で、謝金として在宅福祉アドバイザーさんに出すというようなものが主なものでございます。それに対しまして、歳出につきましては、それぞれの活動に基づいて支出されるというふうに考えております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

金額は多少にかかわらず、一応は校区社協が受け取ってるというふうに理解しますが、やっぱり、今後、福祉活動を中枢にして地域校区活動、公民館活動、地域活動をするとすると、量的、金銭的に考えないかんのじゃないかなというふうな気がしておりますが、公民館活動については、教育委員会の社会教育課あたりから流れておりますし、反対に、答弁の中に出ました福祉活動について社協から流れるのは、今、金銭的にも手上げ方式とかいろいろあってなかなか集計できませんが、今後は、そこらあたりの気配りか対応をするべきだと思います。

そういう意味から、1点聞きますが、ここに25年5月31日に共同募金委員会だよりの第1号というのがありますが、この中に見ますと、共同募金が全部チラシで書かれております。中身につきまして、24年度は19団体手を上げたということだと思いますが、額に681万7,000円が市内で支給されたと。これも手上げ19団体と。この中を見ますと、校区社協について、財部校区北俣社会福祉協議会、もう一点が財部北校区社会福祉協議会という校区社協が手を上げて、まあ、24年度の活動だと思いますが、いよいよ末吉地区、大隅地区が校区社協、先ほどから出ておりますように、校区福祉活動計画策定に乗って活動をしていくと思いますけど、25年度については、もう、この手上げは済んでるのか。当然、大隅、末吉においての、計画策定から活動に入るところになれば、こういうのを大いに利用してもらわないかと思いますが、これについて、手上げ方式か、先ほどから言ってます行政とのパイプ、社協とは当然ですが、行政とのパイプを地域や校区につなぐべきだと思っておりますので、このあたりの25年度以降、大隅、末吉についてはどういう状況か、答弁を求めます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

お答えを申し上げます。

手上げ方式のものが進んでるかどうか、はっきりとしたことは私は今、聞いておりませんが、今、5月から6月にかけて、26校区社会福祉協議会のところで総会が行われております。その中で、予算等も審議されて決定をいたしておりますので、それは進んでいるものというふうに私は思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

ちょっところ、受け取りにくかったんですが、25年度については総会等が済んでれば、予算の配分が、金額が出てるというふうに理解して、手上げで、現在25年度活動が計画に沿って展開される場所について、後先になっても間に合うんだろうなというふうに理解をしますが、1点、例を申しますと、北部校区の内容につきますと、先ほど出ましたように、在宅福祉アドバイザーに、金額等は5万円だと思いますが、在宅アドバイザーに対して公民館のほうから、俗に言いますと、補助を

出してるということで、活動を援助してるのは公民館だということですが、当然、ほかの校区も似たようなふうになるんじゃないかと思います。

先ほどから言いますように、やっぱりこの教育委員会社会教育課あたりからの事業補助的なものをうまく使うと、そうすると、校区公民館活動の中に福祉活動がどんどん広がっていく。端的に申しますと、地域は少子超高齢化状況です。といいますと、やはり、社会福祉活動が理解しやすいんじゃないかなと、私はそれぞれそういうふうに見ておりますが、社会教育活動並びに社会福祉活動のほうが住民はわかりやすく、協力体制がとれるような状況ですので、やはりそこらあたりのスタンスを考えなければいけないと思います。

追って、この共同募金の補助金体制についても、やはり今後計画策定を立ち上げたところには連絡して、ぜひ申請するように連絡指導をする考えはあるのか。でなければ、こっちからお願いしますと行くまでもないのか、確認で答弁を求めたいと思います。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

この件につきましては、市社会福祉協議会が主体の事業でございますので、私どもはその中に入ってということではできませんけれども、十分連携をとりながら進めていきたいと、校区社協の活動がなお進むように連携を図っていきたいと思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

もうこの項目について終わりたいんですが、今、所長が答弁されて、私が再三こう言うのは、やっぱりそこには先ほどから言ってる職員サポートの助言やら、いろんなことが絡んでくる。そこに参席しとれば、一角を担っとれば、こういうものあるが何々校区、何々公民館は活用すればいいと、sonだだけでその校区なり公民館活動には、花が開くなり、明るさが違ってくるんだというふうに思ってもいますので、そういうことの観点から、今後は大いに地域活動、校区活動に重点を置いてもらいたいと思います。

次に、2項目めに通告しておりました、小学校の校旗についてですが、1回目の答弁で教育長が答弁されました。①に掲げて求めました、どのような位置づけがあるかということで、とくどく答弁されましたので、越したことはないと思います。

その中でやっぱりこの学校を代表するスクールフラッグという言葉から、そして、それ以上に答弁をされましたが、やっぱり国旗という角度から、国旗は国家を象徴する印として、ナショナルフラッグと位置づけてあり、当然校旗も国旗も、象徴するには我々日本人人間社会では必要だと思います。

そういう観点から、あと答弁以外に質問をしていきたいと思いますが、答弁の中にも出ましたけど、もう使い道がちょっとこう見えないというところで、私も学校を回って校長と話して、拝見させてもらいました。ある学校の校旗については、当然、旧町の末吉町立、大隅町立というふうにそのままなんです。そうして言いたいのは、合併8年たちますが、その8年10年前からこのもんが合併協定すり合わせに出なかったっていうのも今、疑問に思うところです。当然答弁の中で、出てないと確認できないということですので、あるいはそれについてはこの期に及んで、ちょっと合併協議会のすり合わせの段階やら、ここ8年、合併して8年たちますが、各学校では毎回卒業・入学式にはケースから引き出して、うちの学校は何々町立っていうのを、多分胸が痛かったんじゃないかと思います。ある校長と話す機会がありましたが、口に出せなかったと。もう当然だと思います。

そこのあたりから、教育長が答弁に再度答えてもらいたいと思いますが、校長はそのまま異動してしまって、何も残ってないと。そういう状況ですので、再度こう今日まで残っていた分を、何か思惑があれば、まず答えてもらいたいと思います。

○教育長（植村和信）

お尋ねの④でお答えしましたとおり、やはり私たちも余りにも地域・学校に任せ過ぎていたのではというようなことも考えておりますので、これはもうやはり実態にそぐわない旧町立の学校がかなりありますので、早急に進めなきゃならない状況でございますので、どのようにとかいう細かい基準等も十分検討しながら、できるだけ早く進めていきたいというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

最後の質問になるように、もう一回質問をしたいと思います。

④で、小規模学校でそこに普通に見て七、八十万、50万じゃもったいないつか何かこうざっとしてらって思いますし、70万を真ん中において、そういう金額をつくるところはちっと大変じゃないかと。だから、今申しましたように歴代の校長も口に出さず、泣きを見せず、転勤していったんだらうというふうに推測です、あくまで。

そういう意味から教育長の答弁とあわせて、もう平成25年度は1学期ですが、やっぱりこう年を越して3月になると卒業式と、もう4月は入学式と。その前に運動会があるから、運動会っちゃうのは私強く言いませんけど、せめて卒業・入学には曾於市立何々小・何々中学校というような校旗のもとに、卒業やら入学をさせるべきだと思います。

当然御理解いただいておりますけど、一旦対応するとなるとその基準的なもの、全23校ですか、それに一括するわけでもないし、また旧町名で入っている9校

でしたか、この分だけでも早急にと。先ほど基準的に言葉で製作年月日的な考えが聞こえましたけど、製作年月日からいっても予算化して、そして卒業式には間に合わせると、間に合わせてもらいたいと思いますが、どんなもんかですね。

金額を、かかるっていえばかかるけど、根幹をなす校旗ということで、市の当局側にも十分議論して教育委員会の立場に立って、ぜひ製作を市のほうからしてもらおうという、せめてもの返事を答弁してもらいたいんですが、いかがですか。

○教育長（植村和信）

校旗を実際つくるとなりますと、その流れがあると思います。業者等が、かなり手の込んだものでございますので、どのぐらいの製作期間を要するのか、そこらの問題もありますので、当然前向きに考えて最も近い行事に曾於市立で臨めるように、取りあえずこの旧町立になっている9校だけでも急がなきゃいけないというような状況で、最善の努力をしてまいりたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

最後に、ほんとに最後になりますが、やはり今からっていうとせめて9月定例に間に合う補正とか、そこから逆算して製作にどのぐらい、予算的はさておいて、日数がかかるか、そのあたりも十分検討して対応してもらいたいと思います。

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時再開いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番（土屋健一議員）

一般質問をいたします。

田植えの支度も終わりました、蛍の便りも届く季節となっております。水張りされた田んぼに苗が植えられ、緑の里が日一日と想像されてまいります。TPP協議の心配もよそに、何百年も続く稲作文化とその伝統の強さを深く感じずにはられません。

早いもので、曾於市が誕生して8年がたとうとしております。行政のエリアが拡大し、市議会議員としても、より多くの市民とのかかわりを持てることになって、

より見聞を広められる喜びを感じるところであります。

市内各地を回りますと、あちこちで大きなもの、小さなもの、記念碑についつい引き寄せられてしまいます。田んぼを開いた開田の歴史、井堰をつくった経緯、土地改良、圃場整備、道路の開通、公民館建築などなど、その地域の歴史を垣間見ることができるのでございます。

また、各地に多くの神社やほこらを目にいたします。鳥居をくぐりますと、綿々と守られてきた集落の伝統文化にも触れることができるのであります。拝礼をしてただずむとき、この伝統文化を誰がいつまで守っていけるのか、ふと考えさせられます。

今回は文化財と教育問題について質問をいたします。

先般の議会報告会の際、末吉豊祭、流鏝馬のイベントについて、意見が出されました。そのことを受けて、個人的に改めて住吉神社表参道並びにその周辺を歩いて調査をしたところであります。地域の方々の意見も拝聴することができました。誰もいない表参道に立ち、目を閉じれば、飾り馬と若武者が弓を射て走り抜ける姿、また、沿道の多くの観客とその歓声がよみがえるのであります。

今、市内各地の伝統行事が姿を消しつつあります。担い手の高齢化、後継者不在等々、手の打ちようがないのが実情であります。鹿児島県内に3つある流鏝馬、その一つ、住吉神社の流鏝馬を何としても伝承してゆかなければなりません。

そこで、質問になりますが、住吉神社の流鏝馬を文化財としてどのように認識され、評価されているか。

次に、保存会への支援状況はどうか。伝承のための馬や射手——弓を引く若武者でありますけれども、その育成の体制は十分であろうか。

次に、11月23日の全体の催しごとに対する市の関与がどれほどあるのか、答弁をいただきたいと思っております。

次に、今回は教育力を「教育力」と表現をいたしました。教育力、いわゆる力量、その向上、家庭、学校、地域、そして行政、それぞれ補完しながら、教育力を向上させることが学力向上にしっかりつながると信じます。

質問は通告のとおりでございますが、この春、市内3中学校の卒業生で有名進学校への進学、または学力面で特待生扱いでの進学はどれほどあったのか。人数と進学先を報告してください。

次に、各中学校にエリート育成のシステムを構築できないか、というところがございます。

次に、心の教室相談員設置事業、スクールカウンセラー配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、この3つの事業の昨年度実績を示してください。

そして次に、適応指導教室を曾於市に開設する必要はないか、提案を込めて質問をいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの流鏝馬保存と地域振興についてということで。

まず、①でございますが、流鏝馬を文化財としてどのように認識し、評価されるかということでございますが、住吉神社の流鏝馬は肝付町の四十九所神社、日置市の大汝牟遅神社の流鏝馬と合わせまして、県内3大流鏝馬の一つというふうに言われております。昭和56年に県の指定無形民俗文化財に指定をされております。住吉神社の流鏝馬は、鎌倉時代からの武芸の伝承、五穀豊穡を祈願しているといわれており、先ほど述べましたとおり、県内に3カ所しかない、まことに大切なものであります。

したがいまして、大切に保存、伝承していかなければならないものと認識しているところでございます。

②の、保存会への支援状況、伝承のための体制は十分か、ということでございますが、平成24年度は、住吉流鏝馬保存会に35万円、流鏝馬用の馬保存に25万円の補助金、合計60万円を支給して支援に努めているところであります。ただ、流鏝馬保存会によりますと、馬の飼育費だけでも年間50万円以上の経費がかかっているとのことであります。また、後継者問題にも大変不安があり、市や観光協会等への支援が求められたところでございます。このことにつきましては、今後十分検討してまいりたいと考えております。

今のところは、今までもいろいろとかかわってまいっておりますが、今後はさらに十分検討してまいりたいというふうに訂正をさせていただきます。

③、11月23日の祭りごと——祭事に市の関与はどれほどか、ということでございますが、住吉神社の流鏝馬では、流鏝馬に先立ち、神前で何とかの——玉串奉奠等の納めの式が行われ、続いて、馬場入りとなります。流鏝馬は宮崎神宮の小笠原流を取り入れて、総奉行、的奉行、記録係などを配置して、流鏝馬本儀を行っております。この流鏝馬に、市としましては、市長、副市長、教育長の3役が交代で総奉行を務めているところでございます。

なお、同時に開催されている末吉町豊祭武道大会におきましては、実行委員会が組織されて、市としましては80万円の補助金を交付して支援をしております。また、教育委員会社会教育課が担当所管課として対応しているところでございます。

②の、大きな2番目の教育力向上についてでございますが、今春、3中学の卒業生で、有名進学校への進学、または学力面での特待扱いでの進学はどれほどであっ

たのか、人数と進学先を、ということではありますが。

今春、3中学校の卒業生は、合計370名でございました。その中で、有名進学校への主な進学実績をお知らせします。まず、鹿児島県関係ですが、鹿児島中央高等学校に1名、加治木高校に1名、志布志高校に24名、鹿児島実業高校文理科でございますが1名、鹿児島第一高校4名。宮崎県関係でございますが、都城西高校31名、都城泉ヶ丘2名、都城東の特進が1名。特待生扱いでの進学につきましては、鹿児島第一高校の4名、鹿児島実業高校の文理科の1名、都城東特進の1名という状況でございます。

②についてでございますが、各中学校にエリート育成のシステムを構築できないのか。

現在、市内の3中学校では曾於市の学校管理規則に従いまして、中学校学習指導要領をよりどころとしまして、教育課程を定めております。それに沿った教育活動を展開しているところです。義務教育を行う公立中学校である3中学校では、特定の選ばれた生徒だけに特別な教育内容を指導する、エリート育成のための教育は行っていないところであります。

ただ、数学科や英語などの教科の中で、学級を習熟度別に分けて、それぞれ教師がついて指導していくシステムを取り入れております。学習の習熟度に応じた学習を行っているところでございます。

今後もエリート育成のシステムを構築することは考えておりません。習熟度に応じた指導の工夫、もっと時数をふやすとか、教科を広げるとかいう工夫を重ねていきたいと考えております。

③でございます。心の相談員設置事業、スクールカウンセラー配置事業と、スクールソーシャルワーカー活用事業の平成24年度事業実績を示せということでございますが、心の教室相談員設置事業は、児童生徒、保護者の教育的悩みや不安等を、気軽に話せる第三者的な存在として、3名の心の相談員を市内に配置し、7小学校を126回、3中学校を213回の合計で339回、訪問をしております。主な相談内容でございますが、友人関係をめぐる問題、家庭の生活環境等であります。相談員は担任や養護教員、管理職等と連絡を密にして対応をいたしております。

スクールカウンセラー配置事業は、スクールカウンセラー3人を市内中学校にそれぞれ配置し、カウンセリング等を通して、いじめや不登校生徒の問題行動の相談に当たっております。合計129時間の活動の中で、延べ238回の相談がありました。主な相談内容は不登校、友人関係などでございました。

最後に、スクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、いじめや不登校等の生徒指導上の課題に対応するために、社会福祉等の専門的な知識・技術を有す

るスクールソーシャルワーカーを市内3中学校に10月までは1人、それ以降2人で対応いたしました。福祉事務所等の福祉関係機関や心の相談員らと十分連携して、主に家庭訪問を通して情報を収集し、担任に情報提供するなど、延べ792回の活動を行っております。対象児童生徒の抱える問題は家庭教育の問題、心身の健康、発達障害にかかわる問題など、多岐にわたっているところでございます。

最後の、適応指導教室開設の必要はないのかということですが、適応指導教室とは、教育委員会が不登校の小中学生を対象に、在籍している学校とは別に市町村の公的な施設、中央公民館等でございますが、中央公民館等の公的な施設の部屋を用意し、そこで学習等の援助をしながら本籍校に復帰できることを目的、狙いとして運営している教室のことでございます。

現在、曾於市では、適応指導教室は開設しておりません。心の教室相談員設置事業、スクールソーシャルワーカー事業、スクールカウンセラー活用事業などで、不登校の児童生徒や保護者の教育相談体制の充実を図っているところでございます。

また、適応指導教室は開設したとしても、保護者や対象児童生徒が適応指導教室に通うという意味を持たない限り、活用されないこととなります。そういうことを十分に見極める必要があると思っております。

以上の観点から、曾於市内の一人ひとりの不登校児童生徒の置かれている状況を見てみますと、現在のところ、適応指導教室の開設は必要ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

この本会議場に45名が同席をしております。執行部も24名、それから議員が20名、事務局長でございます。みんな早く終わればいいのにな、と思っているわけですよ。早く自分の机に帰って、デスクワークをしたい。部下とのコミュニケーションも図りたい。仕事を時間まで一生懸命やりたいという熱意をひしひしと感じます。早く終わればいいです。

私の後方に控えられている各議員の皆さんも、早く地元に戻って市議会議員としての活動を一刻もしたいわけですよ。ですから、余り時間をとらずに簡潔に済ませたいと思うんですが、そうもいかないです。流鏝馬が大事ですから。子供の教育がとても大事ですから。少しでも時間をいただきたいと思うんです。

まず、流鏝馬の認識と評価、それなりに御評価いただいていると思っておりますので、安心をいたしました。お手元に曾於市文化財ガイドブックはお持ちのことだと思いますが、主だった文化財で国の登録文化財がそお鹿児島農協財部支所の石蔵倉庫。これは国の登録文化財であります。

そして、何と2番目に載ってるのがまた財部でございまして、県指定文化財の溝ノ口洞穴。県指定の天然記念物でありまして、これは昭和30年1月14日に県の指定を得ておりまして、58年たっております。「あれから40年」というセリフがありますが、58年たっているんだそうです。これが財部の溝ノ口洞穴。

その次のページに実は県の指定文化財、住吉神社の流鏝馬。これが昭和56年3月27日指定。県の無形民俗文化財としてとっくに、民俗文化財としてはとっくに、32年前に指定を受けているわけでありまして。

実はその後に、県の指定文化財、岩川八幡神社の弥五郎どん祭りというのが、その後に来ているわけなんです。ここは非常に着目するところなんです。その後には熊野神社の鬼追い、それから有形文化財では投谷八幡宮本殿一帯が指定をされているわけです。

何を言いたいか、もうおわかりだと思うんですけども、実は同じ県の指定文化財でありながら、弥五郎祭りに対しまして、この住吉の流鏝馬が若干、行事として力がないのかなと思います。これは市長にお答えいただきたいと思うんですが、市長、旧末吉と旧大隅町、こういう重大イベント、伝統行事に対する取り組み方が若干違ったんじゃないかと、私は思っているんですが、大隅町は一定の弥五郎祭りを確立しております。末吉の流鏝馬は少しだけギリ貧乏じゃないかなと。同じ、文化財を守るという意味で、伝承するという意味で、少しだけ力が落ちてくるのかなというふうに考えております。

感想がありましたら、市長、お答えください。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおりだというふうに思いますが、大隅の弥五郎祭り、やはり町民全てで盛り上げていこうという体制が整っておる。そして商工会も全て参加だという形が見えておるというふうに思います。しかし末吉の鬼追い、またこの流鏝馬、その地域に任せた形で、旧末吉町としてかわりをほとんど持ってこなかった。やはりその違いがあるんじゃないかなというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

私も客観的に見て、そういう傾向にあるのかなとっております。

そこで、お願いがあります。流鏝馬はほかの伝統文化、継承していく文化の中で特殊性があります。なぜかといいますと、人が集まってイベントをすれば済むという問題ではないんです。というのは、馬という生き物を登場させる。それがなければ、流鏝馬にならないんですよ。ほかの祭りとは若干違うところは。それと、いわゆる射手ですね、弓を引く青年。これも特殊な技術ですから。代わりを来年さっと連れてきてできるものでもないわけです。ですから、生き物を扱う、射手という弓を

射る技術というものをやはり保存しなければ、伝承しなければいけない。そういった特殊なやっぱり流鏑馬行事だろうと思います。

そこで、市長にお尋ねしますが、この馬の伝承とそれから射手の育成、これが将来的に保障できるのかどうか。感じられている答弁をお願いいたします。

○市長（池田 孝）

馬を扱う人がほとんどいなくなってまいりました。今、三枝さんという方が養っていただいておりますけれども、いつも「自分は馬が好きだからやっているけど、自分がやめたらどうなるのかな」ということを言っていっちゃいます。そのようなことで、やはり存続っちゃうのは跡目を見つけないと、やはり厳しい状況になっていくというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

今、射手のほうで別府麻美さん22歳、それから杉本蓮太さん、これは末吉中学校の1年生でございます。この育成というのも、市長、特別力を入れなければ流鏑馬そのものが来年はできないという事態が出てくると思うんですよ。ですからここは、伝統行事を、しかも旧末吉町から温められてきたこの流鏑馬という伝統行事を守り抜くためにも、市長の熱意をひとつ発揮してくれませんか。お願いです。この伝統行事を潰すわけにはいきませんので。市長、お考えがあれば御答弁ください。

○市長（池田 孝）

年次的にこの馬の支援というのもふやしておるような状況であります。以前とすると大分ふえてきておるといふふうに思っておりますが。馬も三枝さんに聞くと、ずっと同じ馬じゃなくして、やはり切りかえていくような状況であるようです。そうした中に初めての馬は癖がわからんと。暴れ馬がおったり、いろいろあるということで、その難しさを感じていらっしゃるようです。

この射手のほうですね、的を射る、弓を射る、そちらのほうも別府さんはもうベテランのほうですけども、なかなか小学生のうちから練習をさせて非常にこれも厳しさを、本当におっしゃるとおりどうなるのかなという厳しさを持っていらっしゃるようであります。ですので、やはり今の支援の仕方っていうのを、抜本から変えていかないといけないんじゃないかな。もう保存会のそこにだけ、そりゃ保存会は大事ですけども、そこになければいけません、その保存会を支援する組織っていうのをつくっていかないことには、どうもいけないな、というふうに感じております。

○4番（土屋健一議員）

昨日、同僚議員が質問をされまして、旧3町の力の入れどころというところで、市長が答弁をされました。それを聞いておりました。

まず財部は、森林と清流がキーワードだろうというふうにお答えになりました。そして、大隅は即、弥五郎どんというイメージが強いと。末吉は実は答えが出てこなかったんです。まあ中心であるということと言われましたけれども。何というものが出てこなかったんです。私は吉井展が入ってくるのかなと思ったんですが。やはり流鏝馬だろうと。吉井展は吉井展で確立されておりますけども、やはり地域の伝統行事としては流鏝馬だろうと。そのように思います。

ですから、市長、ここはもう少し、今まで以上に流鏝馬に対する熱意といいますか、末吉豊祭をもっとにぎやかにする、守り抜く。そういった意思を強くあらわしてほしいなど、そういうふうに思っておりますが。

次の質問に入りますけれども。私は末吉豊祭の仕組みがよくわかりません。教えてください。主催は実はどこになってるんですか。主催。豊祭祭りの主催ですよ。ぜひ教えてください。

○市長（池田 孝）

豊祭は、武道大会のほうは教育委員会が担当して、全て教育委員会が行っております。この武道大会も以前は住吉神社のほうで行われていたところですけども、やはり会場が狭い、そして駐車場が確保できない、というようなことから体育館などで行っておるといのが事実であります。

で、流鏝馬、これは流鏝馬保存会がやっていらっしゃる。神社は神社だけの催しをしていらっしゃる。そこに切り離された形でやっているということで、連携した形が整ってないということに問題があるなというふうに思います。ですので、ここはやはり連携をとるためにはやはりまだ駐車場が狭いですし、畑の中に車をとめて、農道に車をとめた形でやっているというのが事実ですから、やはり住吉神社の流鏝馬の場合は駐車場の確保というのが大きな課題だなというふうに思います。

熊野神社のほうもやはり駐車場がちょっとまだ狭いといたしますか、確保されていないということを感じております。

○4番（土屋健一議員）

私はこの伝統文化を途切れさすとよくないと思います。ですから、地域おこしの一つなんです、市長、もうひとつ踏ん張って、流鏝馬あるいは住吉神社、末吉の豊祭、これを何とかしてもう一遍昔のにぎやかさを取り戻していただきたい。例えば駐車場は222台だそうです。それとマイクロバス1台なんです。不備があれば、来年来る人が来なくなります。ですから、そこあたりをもう少し、こう、工夫すべきである。接待を、来た人たちに喜んでもらえるイベントづくりをしていく、これはもう、流鏝馬に限らず大切じゃないかなと思います。もちろん、末吉豊祭の広報、PR、それから会場の案内板、トイレ、それと心配された駐車場、こういったもの

を、これを市が予算を幾ら上げても、反対する議員というのは誰もいないですよ。もっとやってくれと、もっと末吉豊祭を盛り上げろという大賛成だけだと思っんです。そこに、曾於市のイメージアップ、これは旧末吉町ということじゃなくて、曾於市全体のイメージアップが図られるんじゃないかと、そういうふうに思います。

市長は、財部は森林と清流、私もそう思います。大隅は弥五郎、言われました。末吉は、じゃあ流鏑馬よと、県内に3つしか残ってないその流鏑馬よと、そういう強い意識を持って取り組んでいただくようお願いをしますが、市長、決意のほどがあれば伺っておきます。

○市長（池田 孝）

本当に思っていたことをずばり言っていただいて、大変ありがたく受けとめております。早目に、そのような方向で取り組めるように努力をしていきたいというふうに思います。

○4番（土屋健一議員）

次に、教育問題に入りますが、有名進学校、特待生扱い、お答えをいただきました。

特待生で進学できている子もいるのだなあというふうに安心をしたところでございますが、実は、教育長、ごらんになったかと思いますが、5月20日の月曜日、南日本新聞の記事が、もう御存じだと思いますので、私が御紹介する意味で、少しだけ記事を読ませていただきます。

T P P交渉を前に、駐米日本大使館に赴任する高山成年さん、農林水産省から外務省に出向し、29日付で、実は5月20日ですから、その先月です、29日付でワシントンの駐米日本大使館に赴任する。経済班の参事官として農林水産業や食品関係を担当し、日米外交の一翼を担う。議題は、その時々で両国が最も関心を寄せる問題、今ならT P Pでしょう。最も注目される分野の最前線に立つ覚悟が表情にみなぎっている。鹿屋市出身、第一鹿屋中から、ラサール高校、東京大学法学部に進み、小さいころ遊んだ近所の田んぼと唐芋畑が自分の原点ということです。このT P P交渉に鹿屋第一中卒業のこの高山さんが行かれるわけです、41歳です。外交の舞台は2回目となる。2006年から3年間、スイスのジュネーブに駐在し、世界貿易機関、W T O交渉にも参加した実績をお持ちだということです。

この記事を見たときに、鹿屋第一中、恐らく学校の名誉の一つになるだろうと思います。そして、後輩たちの憧れになるだろうと思います。私は教育はそういうものだろうと思っんです。平均点にいかない子供たちを引き上げる、メモをとらずに眠っている子をたたき起こしながら勉強についていかせる、それも一つの方法かも知りませんが、学習能力の伸びる子をもっと伸ばすという教育も必要じゃないか

と思うんです。さっきの答弁で、エリート育成は今後も行っていないと、習熟度によって対応していきたいという、それは、今の教育制度、文科省の指導はそうかもわかりませんが、ひそかにエリート教育やりましょうよ。植村教育長の勧めで、あのときのあの子が今、法務省のどどこにいるよと、経済産業省のどどこにいるよと、曾於市の末吉中学校卒らしいと、大隅中らしい、財部のあの子がこうらしいというのをつくり上げるのが、実は人づくりであり、地域おこしなんです。

これが少し、我々の視点と現教育委員会との違いだと、私はそう思っています。議員が控室で話をするときには、エリート教育をなぜしないのだろうか。昔は頭よか子だけ集めて、放課後、先生がさせよつたと、校長先生みずからが。何で今せんたろかいなというのがですね、実は議員控室での話題なんです。

お尋ねしますが、本当はやる気があるんでしょう。どうぞ。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおりでございますが、やはり伸ばしていく方法がいろいろございますので、現ルールを遵守しながら、できる伸ばし方で精いっぱいやっていくということで、習熟度も出てまいりましたし、個別指導をということで対応するわけですが、ややもしますと、個別指導というのは。おくらしている、理解力の低い子供だけに目が行きがちですが、そうじゃないですよ、進んだ子供をどんどん伸ばしてくださいと、そういうのはかねがね、強く要望しているところでございます。ただ、現ルールの中では何とか工夫をしてやっていけるのかどうか、これは十分研究しなきゃいけないだろうと思います。そういうところでございます。

○4番（土屋健一議員）

私は小学校のころ、二宮金次郎にふと憧れまして、学校の帰りにランドセルをしょって、てくてくと歩いて帰りました。二宮金次郎みたいに本を読みながら、学校の本、漫画じゃないです、学校の本を読みながら、そしたら馬車にぶつかりました。一日で終わってしまいました。

あんとき、馬車にぶつからなければ、もっと勉強をして、二宮金次郎に、少しでも近づけたんじゃないかなと思うんですが。

実は今、小学生に二宮金次郎の銅像のことを聞いても、知りません。あれか、本じゃなくて、タブレットを持たせた銅像であれば、みんな関心を寄せるんです。電子黒板は入りましたけども、全生徒にタブレットを持たせる覚悟はありませんか。

○教育長（植村和信）

本当に、欲しくて、欲しくてという状況でございますが、電子黒板を、高いものを買っていただくときに、次の余り持ち出しはないんだよなあというようなこともございましたし、また機を見ながら相談をしていかなきゃいけないだろうかと、本

当に必要な品物であるというのは十分認識しておりまして、何とか、購入できないものかという研究はしているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

タブレットは日本各地で、もう東京のある区で、全部子供に持たせているところがございます。恐らく、ここ1年の間に、日本各教育委員会で持たせるところは多いだろうと思います。大した額にはならないと、これ、やり方の問題で、私はできると思っています。

で、二宮金次郎がタブレットを持ってる金次郎になれば、もっともっと学力は伸びるだろうと、半分は冗談でお伝えしておきたいと思うんですが、来年、今の3年生ですね、卒業する、どうなんでしょう。ことし卒業された3年生と1年後輩たちの学力の違いというのはどうなんでしょう。

○教育長（植村和信）

今、曾於市はまちを挙げまして、「夢実現チャレンジ」ということで全て、子供たちが夢を持つことによって、そのエネルギーで生き方も前向きに、そして一緒に学力も上げていくというような取り組みをいたしておりますが、ここ数年、教職員もしっかり理解をしてきて、そういう取り組みが年々と充実している状況でございます。それとともに、数値のほうも少しずつ、少しずつ、今までは、例えば県に及ばない、国に及ばないと言っても、かなりの差がございましたが、もうほとんど変わらない状況まで、届かないにしても、っていうとここまで上がってきております。したがって、年々、皆さんの期待に応えられる可能性というのは高まっているというふうに思っているところでございます。

○4番（土屋健一議員）

高校入試の成績、これが1年で変わるはずもないんですが、前回の高校入試は得点がかかなり低かったというふうに報告を受けておりますが、一方では学力を一生懸命高めましょうとお願いをしておるんですが、結果として、曾於市内の高校に入学した人たちの得点力は落ちてると、これはどういうふうに分析されますか。

○教育長（植村和信）

結果的に、向上はしていなかったということでございますが、ちょっと弁解じみた答えになるかもしれませんが、やはりそのときの出題の内容、それから確かに、学年ごとの生徒の質もでございます。そういうことで、学校はそれぞれ計画的に、一生懸命努力をしまして、確実に、確実に、段階を踏んで伸びてきている状況がございますので、必ず厳しい状況を乗り越えて、花の咲く時期が来るというふうに信じて、今、一生懸命取り組んでいる状況でございます。

○4番（土屋健一議員）

教育委員会としては、県教委の指導のもとに、現場を指導しているということだと思わんですが、私は殻を破ってほしいなど、県教委から怒られても、曾於市の子供たちの学力を上げるためには、我々、こう思うんだよと、県教委とけんかぐらいして、曾於市の子供たちの学力を向上させてほしいと思わんですが、実は教育委員会が力をひとつ発揮している記事がございましたので、これは5月17日、先月の17日ですから、約1カ月ぐらい前の新聞です。学力向上を目指して、学士村塾を開講、徳之島。徳之島町教育委員会が主催する「学士村塾」の開校式がありましたということなんです。これ、県教委は絶対こういうことを言わないと思わんです。県教委が、やんなさいとか。しかし、徳之島の教育委員会は、これ、率先してやっていくわけです。218人が受講だそうです。これがなぜ曾於市の教育委員会には、そういう機運が起こらないのか。場合によっちゃ、財部だけでいいじゃないですか、末吉だけでいいじゃないですか、全部しなくても。そういったアクションを、アクションというのはくしゃみじゃないですよ、アクションです。

やっぱり、起こすことがとても大事だと、私は思わんです。教育長、もしコメントがありましたらお答えください。

○教育長（植村和信）

実は、曾於も一生懸命やっております、県内の方々が注目を浴びてくださるような状況があるんですが、御存じなかったでしょうか。

例えば、教師力向上講座というのを、時間外でございますが、この前も70名を超える、しかも小中高、今回は高校の校長先生方まで、職員を連れて参加して下さったということで、大変な熱気でございます。時間外でございますけれども、たくさん先生の教師が集まってきて、磨こうという状況でございます。

それから、夏休みに評価のあり方をということで、これは200人近い職員が集まってまいりまして、非常にあつぱい状況で勉強しております。各市町村1回ずつしかできないという約束でございましたが、曾於市は余りにもたくさん先生の教師が集まってきて、熱心にやってくれるということで、今回、ことしもまたやりましょうということで、県教育委員会のほうで対応して下さって、4回目になりまして、4回も連続で補助をしてもらって開催できるまちはございませんというようなお褒めの言葉をいただいているところでございます。

また、6月2日、財部北小学校の子供たちの様子が、6月2日は、新聞にも出ましたし、南日本放送の「大隅あれこれ」で、肉の蔵とたった2つしか出ないニュースの中に、一方は肉の蔵、一方は財部北小の子供たちの学習の様子ということで、子供たちが少なくて、タブレットを買うとか、電子黒板を買って持ってってやるのは配慮できますけれども、子供たちを何人かプレゼントできるというのがなかなか

できません。そこで、私たちは知恵を絞ってということで、地域の高齢者や、時間のあられる方を子供がわりに学校に入ってもらって授業をしてもらおう。今まで、指導者としては入ってくださったんですが、今回は児童、生徒役になるということで、今、広めております。もう、三、四校やってくれてる学校がございまして、国語の勉強を6時間のところを、4回、毎日2校時、9時40分から10時25分までということで、4回来てくださいまして、勉強したわけですが、やはり子供で考えられない意見を体験豊かな高齢者の方が述べてくださった。5年生の子供が、それを聞いて、実に深いなあという感想を述べてくれたんです。こういうのも、曾於市でしかない、学力を高めるための、一生懸命の工夫でやっている状況でございます。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

ともかく、いつも申し上げますが、数字はうそをつきません、学力テスト、これ、楽しみなんです。取り組みをされてるんですよ。結果としてあらわれてくるかこないかというのは、数字ですから、これ、楽しみにしておきたい。

そして、努力されていることは認めましょう。しかし、問題は結果ですから、これをぜひ、見せていただきたい。議会の控室で報告をしていただきたい。

ということで、次に参りますが、私は適応指導教室の必要性について、必要はないということ、今のところは必要はないだろうと、お答えなりましたが、適応指導教室が曾於市にないので、都城か霧島町に行きたいといったときに、行けるんですか、行けないんですか。

○教育長（植村和信）

これは、学校外のそういうところで学習をしたとすれば、授業と認めるということですので、教育委員会同士でお願いをして、話をまとめてやれば、できないことはないと思っております。

○4番（土屋健一議員）

一般質問をする建前、調査を、私もしてみました。

曾於市を取り巻く隣接の調査を。まず、都城、あります。三股も、その隣接ですけども、あります。曾於市より人口が少ない。志布志市もあります。鹿屋市もあります。霧島市もあります。曾於市だけないということは、よっぽど対象児童が少ないんだろうなというふうに思ってますが、実は不登校を一例で挙げると、何人ぐらいおるもんですか、1年に。

○教育長（植村和信）

不登校につきましては平成24年度、小学生で2人、それから中学生で34名。25年度に入りまして、5月末の状況でございますが、小学生は今のところいません。中

学生が13名という状況でございます。

○4番（土屋健一議員）

実は、25年度はまだ始まったばかりですから、恐らく昨年並みに数字はなるだろうと思います。中学校、特に中1ショックという呼ばれ方をしますけども、中学校になったときには恐らく、三十数名超えるだろうと、そのように思うんです。

確認をいたしますが、これは三股町の、いわゆるパンフレットです。私が読み上げますので、これは市長の政策にも大きく影響しますので、聞いておいていただきます。

三股町の教育相談室と適応指導教室。いじめ、不登校の児童、生徒や保護者の皆さんを支援します。そして、タイトルはサンライトルーム。学校に行けない子供のために、通級の御案内をします。教育相談は別として、適応指導教室です。不登校の児童、生徒に心の居場所を確保し、さまざまな活動を通して、学校生活への復帰を支援します。これは都城市はあるのは当然なんですけど、三股町でさえ置いているわけですよ。適応指導教室とは、申し上げます。不登校に悩む児童、生徒の心の居場所を確保し、さまざまな活動を行います。これも、私があえて今言わなくても、教育委員会御存じなんです。御存じなんですよね。だけど、私は、市長、そしてほかの議員さん方の理解いただくために申し上げとるんですよ。誰でも通えますかと、教室へはという質問で学校へ行きたくても、行けない状況にあり、学校復帰を目指している小中学生が対象です。演説をさせてください。行きたくても行けない事情というのは、35名の児童、35通りなんです。そして、35人の児童、生徒の背景には家庭があるんですよ。家庭の中でも、相当な悩みなんです。父親、母親、祖父母まで含めて、かなり悩んでるんですよ。そのことを聞いてってください。通うためにはどうすればいいのですか。担任の先生や校長先生などと話し合い、教育相談室へ申し込んでください。一旦はやっぱり相談をして、申し込んでください。いつ、どのような活動をしますかという。毎週月曜から金曜に、学習活動、体験活動などを時間割に沿って進めていますと。三股町教育委員会教育課。お問い合わせはそこになると。

これが、この隣接の市町村の中で曾於市だけがないということ、つまり後進国なんです。そういった面に対する対応が格段におくれているということ、きょうは、市長、指摘をしておきます。35名の児童、生徒の悩み、これは頭の中で、思春期の時代に、いろんなことを考えて学校に行けなくなっているんです。学校の事情もあるでしょう、家庭の事情もあるでしょう、子供が我々大人が感じない感じ方を、それぞれひとりひとりの生徒が感じながら、悩んで、学校に行っていないんです。ある子供は、これ、三股町から聞いた話なんですけど、宿題をやり切らんかったと、部活

もしなければいけない、宿題も済ませなきゃ。先生に提出できないので学校を休んでるんです。たったそれだけのことなんです。しかし、その子供にとっては、宿題を済ませられなかったという罪悪感が登校させてないんです。そういう子供たちを、こっちにおいで、いいがね、ここで勉強しようと、ここで教えてあげるから、宿題もここでしようよ、1人、2人、3人、10人、15人、その教室に親が送ってきて通うんです。それがおくれてるんです。今後も必要ないだろうという考え方、私は許せない。学力を上げるのには精いっぱい努力もしてください。しかし、こういった子供たちを放っておくことはよくない。身近にそういう子供たちを持つ家族の苦しみというのとははかられたほうがいいです、物差しを当ててみられて。

市長、最後に市長に質問をいたしますけれども、どうですか、行政とはこういう血の通った、いわゆる、行政、そして、何とかしてあげなければいけないところに何とかしてあげる行政、つまり、弱者であるとか、悩みを持つ人であるとか、そういったところに手を差し伸べる行政であるべきです。エリートもつくらなければいけないと思うんです。いい進学校に進めることも大事です。しかし、一方では落ちこぼれさせちゃいけないという行政手法というのは、つくり上げていかなければいけないんです。市長、今度はまた選挙もありますけど、どうですか、決意のほどを。勉強もしてくださいよ。この教育適応指導教室というのが周りの市町村あるんです。曾於市だけないんです。もし、答弁がございましたら。

○市長（池田 孝）

近隣の市町村の状況も把握しておりませんでしたし、今伺ってびっくりしているところですけども、おっしゃることはもっともだというふうに思います。今後、教育委員会とも密接に関係を持って、相談しながら、前向きに進めたいというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

教育長にお願いをしておきます。

これは私からのお願いなんです。頭下げて頼みたいんですよ。というのは、志布志も鹿屋も霧島市もあるんです。たったそのうちの1人か2人かもしれないけれども、そこに行きたいという子供たちがいるんですよ。ですから、これは前向きに、熱意を持って研究してください。必要があれば、市長に談判されて、予算を獲得して、施設はあるじゃないですか、いっぱい、どこでやろうと。ぜひ、この3つの設置事業を、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の相談員、こういう人たちともコミュニケーションを交わしてみても、曾於市だけ必要がないという理由はないはずなんです。ですから、今、市長のお言葉がありましたので、教育長、最後に、今必要ないと言われたことに対する答弁をもう一回お聞きしておきたいと思い

ます。

○教育長（植村和信）

すべて、ゼロという状況ではない状況から、必要だろうと言われると、確かに必要な可能性もあるわけですが、ただ、一方から言いますと、やはり今、開設してないのは、子供たち、それから親、学校の教師、やはり場所が違うところで学ばれるということは逃げられるわけですので、逃がしちゃいけない、逃げてはいけないよ、子供も逃がしちゃいけませんということで、改善を全力で、連携をしながら図っていけば、何とかできるはずだと。そういうことで、確かに、年度初め、不登校等のニーズを調査しますと、こういう数が出てまいります、学校が精いっぱい対応しながら、途中では大概学校に出てきている状況になったりして、まあ子供が入れかわったりしていきますので、こういう数になったりしますが、そういう強い気持ちで、簡単に逃げ場所をつくりたくないという気持ちで、今やっているところでございまして、全く必要ないということじゃなくて、できればそういう中で、心の強い夢実現をやっておりますのは、そういう生き方姿勢で、前向きに、前向きに、逃げずに生き抜いていく、そういう子供たちを育てたいという願いでございまして、もう少し様子を見てほしいなと思う気持ちで、今やっているところでござい

○4番（土屋健一議員）

課長にお尋ねいたします。

スクールソーシャルワーカーの活用事業、24年度予算は、県が100%の支出でございました。364万2,000円、県費丸抱えです。25年度は、県は3分の1、3分の2が市なんです。この背景がわかっていたら、ぜひ教えてください。財政的な問題です。25年度県支出金が125万円、一般財源が225万8,000円なんです。3分の1と3分の2、昨年は市はゼロだったんです。ことは市が3分の2になってるんです。こういう、わかっておられたら、どうぞ。

○学校教育課長（森山 勇）

お答えいたします。

24年度当初は1人でございました。県のほうからは1人しか配置してもらえないと、県の予算です。これじゃいけないということで、11月から市の持ち出しで、24年度の11月からもう1人市のほうで見つけてまして、雇用しておるところでございます。その延長で、25年度が、県から1人しか来なくても、市のほうで体制を充実させようということで、市のほうの3分の2持ち出しをして、もう1人、市のほうでも同じように確保していこうということで、このような状況になっております。

○4番（土屋健一議員）

まあ、それ、理由はいろいろあるでしょうが、県支出金が362万9,000円、25年度は125万なんです。ですから、その答弁は当たらないだろうと、そういうふうに思っております。

それはそれでいいですが、最後になります、教育長、この適応指導教室、おくれたいけませんよ。もし、何か対象児童から問題が発生したときに、議会で話題になったことがあったよなあという逃げ道はよくないですね。ですから、問題が発生しないうちに対応をしてください。

最後に、これは答弁は不必要ですが、末吉中学校の現状、いろいろ伝わってまいります。大丈夫でしょうか。

以上、一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時06分

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月10日

(第4日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月10日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第7 海野 隆平 議員

通告第8 原田賢一郎 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	6番 原 田 賢一郎	7番 山 田 義 盛
8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則	10番 大川原 主 税
11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）	13番 渡 辺 利 治
14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男	16番 （ 欠 員 ）
17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二	19番 迫 杉 雄
20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成	22番 谷 口 義 則

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

5番 山 下 諭

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼議事係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二

参事補 宇 都 正 浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	久 留 守

財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	中 山 浩 二	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
監査委員事務局長	高 橋 和 弘	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	切 通 宏	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6月3日、本定例会の会議録署名議員として山下諭議員を指名しましたが、本日、欠席されましたので、会議録署名議員として山田義盛議員を追加指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第7、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

通告いたしておりましたので、大きくは2項目について質問をいたします。明快な答弁を求めたいと存じます。

まず、高原病院の移転問題に伴う末吉中央公民館の今後の対応についてを質問いたします。

高原病院は、開院以来、今日まで、曾於地域の基幹病院として、末吉地域だけでなく、曾於市全体の病院として地域に欠かせない病院となっております。高原病院の周辺には、商店、飲食店等が数多く集積し、町のにぎわいをつくり出すなど、商業の活性化にも大きく貢献いたしております。

最近聞いたところによりますと、高原病院の建物の老朽化や患者数の増大、駐車場の手狭等により、病院の建てかえ計画が出ております。

また、現在ある場所につきましても、建物の増改築等で極端に狭くなっており、病院関係者、患者、面会者等の駐車場の確保にも大変苦慮しているとのことであります。末吉町内郊外にまとまった適当な場所があれば移転したいとの意向もあるようです。高原病院が郊外に移転ともなると、末吉の中核を担っている病院が中心からなくなり、商店街が空洞化してしまうおそれがあります。また、末吉地区民にとっても利便性が悪くなり、さまざまな場面で支障を来すことが予想されます。末吉

地区民、曾於地域の医療・介護の拠点としての機能を果たすためにも、高原病院の現在の場所に存在することの意義は大きいものがあると言えます。

そこで質問の第1点であります。高原病院は昭和21年の6月に診療所として開設以来、末吉地域の基幹病院として曾於市民の健康を支えてきた病院であり、町中心部になくなくてはならない病院であると考えておりますが、高原病院の町中心部における存在意義について、どのような見解をお持ちか、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります。今期6月定例会に高原病院建設に関する陳情書も上がっておりますが、新たな病院の建てかえ計画については、どのような説明を受け、どのように承知されているか、お聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります。できることなら、高原病院としても郊外に移転するより、現在の位置、町中心部に病院を建てたいとの要望があり、駐車場を十分に確保することにより市民の利便性を図りたいとのことであり、そのためにも末吉中央公民館の用地交渉に応じていただき、移転、譲渡を含めて検討していただきたいとのことであります。見解を求めたいと存じます。

次に、本市のこれからの企業誘致について質問をいたします。

昨年の政権交代以後、安倍政権の打ち出す景気対策、経済対策、俗に言うアベノミクスの効果により、日本経済は大きく変わろうといたしております。景況感については地方への波及はまだまだですが、日銀短観や長期景気見通しによりますと、景気は持ち直しつつあるとのことであり、今後の日本経済の動向に注目するところでもあります。

曾於市も、平成17年に合併以来8年目を迎えておりますが、合併当初と比べて、既に人口は4万を割っており、高齢化率の増加とともに若者層の流出など歯どめのかからない状況にあります。まさに、働く場所の確保や企業誘致といったことが喫緊の課題と言えます。

24年度は、企画課を中心といたしまして、中学校跡地に外部よりコールセンターやサイバーウェーブ等の企業誘致、また市内企業ではサンワ技研の鹿児島電子跡地への移転など、大きな成果であり評価するところであります。

今回、総務所管におきまして、立地条件のハンディを克服して進める企業誘致等地域基盤整備に真剣に取り組んでおられる京都府京丹後市を調査できたことは、大きな成果でありました。京丹後市は人口5万9,000人で、近畿地方の最北端に位置し、交通のアクセスを含めて企業誘致をするには決していい条件ではなく、昔からあるのは、丹後ちりめんを中心とした繊維製造業が盛んであったとのことであります。

京丹後市は、企業誘致をするために必要な場所・人材・機能といった面では、都

会から離れた、いわゆる田舎の地域的なハンディを背負った町であるとの説明でありました。平成19年度より、当時の市長を先頭に職員全員が営業マンとなり、企業誘致に一丸となって取り組んでいるとのことでありました。現在は中長期の目標を掲げ、企業誘致が進んでおり、機械金属工業、繊維製品製造業、食品製造業などが中心であります。5つの工業団地は満杯であり、6つ目の工業団地を造成中とのことでありました。

そこで、京丹後市での研修をもとに、曾於市の今後の企業誘致に当てはめて質問をいたしたいと存じます。

まず、質問の第1点目ではありますが、市長のこれからの企業誘致に対する考え方年次的、単年度でも結構です、目標、計画はあるのか、お聞きしたいと存じます。

2点目の質問ではありますが、地元の中小零細業者に対する育成、工業団地への誘致等、どのような見解をお持ちか、お聞きしたいと存じます。

3点目の質問ではありますが、県企業懇話会やかごしま企業家交流協会等からは、どのような情報を得ておられるのか、また、情報に対する対応はどのようにしていらっしゃるのかお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、高原病院の移転問題についてということではありますが、①の高原病院は開設以来、末吉地域の基幹病院としての、健康を支えてきたがというようなことでもありますけれども、見解をとということですが、高原病院につきましては、昭和21年6月に診療所を開設以来、地域に根ざした診療活動を続けてこられ、地域住民の健康を支えてきていただいております。現在、診療科目が11科目、病床数が68床、従業員が160名で、曾於市内の総医療費の約11%を診療していただいております。

また、介護老人保健施設である高原ナーシングホームも隣接されており、入所者が69名、従業員が64名で、介護福祉及び高齢者福祉の向上にも尽力をいただいております。

曾於市にとりましては、市民の健康及び命を守る大事な基幹病院の1つであり、高齢者福祉を支える介護福祉施設でもありますので、町中心部に位置することにより、市民にとっては交通の利便性がよく、商店街の活性化にも大変寄与しているものと考えております。

②の今期6月定例会に陳情も上がっているが、建てかえ計画についてどのように承知しているのかということではありますが、新たな病院の建てかえ計画につきましては、本年2月21日付で、医療法人参篤会からの末吉町中央公民会の土地取得に関

する要望書で承知をしております。

要望書の内容につきましては、高原病院も築45年以上経過して老朽化しており、病院建てかえを理事会で計画し検討された結果、隣接地である中央公民館の用地が最適地であり、中央公民館の移転が可能であれば、跡地を譲渡願いたいというものであります。

一方、同じく本年3月12日付で、曾於市商工会末吉支部、JAそお鹿児島末吉支所及び末吉町商店街研究会の3団体連名による「高原病院建設に関する陳情書」を提出されておりました。末吉地区民の医療・介護の基地として、また末吉中心部の商業の活性化のためにも、高原病院が現在地で存在することが必要であり、病院建てかえに際しては、隣接している末吉中央公民館を移転し、跡地を高原病院に譲渡願いたいというものであります。

③の新設に伴い、末吉中央公民館の移転譲渡についての要望もあるが、私の見解をとということではありますが、地域住民の利便性及び末吉地区の中心街の活性化のためにも、高原病院が現在地にあることが非常に大事であることは十分に認識しております。建てかえ用地として隣接する末吉中央公民館の移転譲渡を希望されておりますが、末吉中央公民館は昭和37年度に建設され、築50年経過している建物でありますので、今後、末吉中央公民館の移転建設と同時に、跡地の譲渡及び活用等についても検討をしてみたいと思います。

大きな2番目の本市のこれからの企業誘致についてということですが、①の企業誘致に対する考え方、また今後の目標、計画についてということですが、これまでの企業誘致につきましては、雇用力のある製造業を中心に推進してまいりました。この考え方は今後も変えないつもりでおりますが、日本経済及び企業動向等の情報を的確に捉えた企業誘致を推進してまいります。

今後は、内村工業団地への企業の誘致を実現することを目標としておりますが、企業側の要望に対しても応えられるよう努め、現在1社の立地協定を予定しております。また、従前から訪問をしております企業に対しては良好な関係を継続しており、進出の願いもしております。

②の地元の中小零細業者の育成について、どのように考えているかということですが、市内における中小の事業所に対しましては、セーフティーネットの活用による経営の安定対策や、平成24年度から実施しております市単独の商工業新規就業者支援事業による新規参入及び後継者の育成・確保対策を講じております。

また、以前より取り組んでおります設備投資資金・経営改善資金利子補給事業や商品券発行事業などの各種事業も継続しながら、地元商工業の活性化に努めてまいります。

③の県企業懇話会やかごしま企業家交流協会等からはどのような情報を得ているのか、情報に対する対応はということですが、国内企業の動向は、国内生産拠点の再編や生産の海外シフトへの動き、あるいは新興国への投資拡大等を実施しているのが現状であると思っております。このような中、県などからの情報は多くないのが実情ですが、情報提供があった場合には、すぐに対応するように指示をしております。

以上で終わります。

○14番（海野隆平議員）

高原病院の移転問題に伴う末吉中央公民館の今後の対応についてということで、2回目の質問をしてみたいと思いますが、高原病院を中心とした周辺には、Aコープ末吉店のほか、多くの商店、飲食店が隣接いたしておまして、高原病院が郊外への移転ともなれば、医療や健康面だけでなく、町中心部への経済的な損失は大きなものがあるというふうに考えるわけでありまして、先日の同僚議員と質問としては重なる部分もありますが、市長、この点につきましてどのような見解をお持ちか、再度聞きたいと思っております。

○市長（池田 孝）

先ほどもお答えしましたけれども、高原病院というのは曾於市内でも大変大きな病院でもありますし、利便性ということが大変大事であります。そしてまた商店街の活性化、これにもつなげていただいておりますというふうに思っております。

そのようなことから、郊外に出られるということになりますと、いろいろな影響があるというふうに思っているところです。そのようなことから、できますならば中心街におられるべきじゃないかなというふうに思いますが、中央公民館のところをということですので、今後、中央公民館を移転する場合のことを中心として、今後考えていかなければならないかというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

移転等を踏まえて検討したいというような答弁だったというふうに理解するところでありますが、質問がちょっと重複するかもしれませんが、高原病院は現在、市長は、先ほど160名程度とおっしゃいましたけど、今、聞くところによりますと240名の職員体制でやっておりますというふうに聞いておるところであります。患者とか面会まで入れると、毎日500名から600名の人の動きがあるんじゃないかなというふうに思っておりますけど、11科目の診療科目がありまして、透析やリハビリ、また人間ドックといった、まさに総合医療というべき機能を備えた病院であるというふうに私自身も理解いたしているところであります。

また、高齢化社会を迎えて、近場のお年寄りにとっても、町中心部にあるだけで

も利便性を感じるというか、安心感を感じているとのことであります。

そこで、お聞きするところでもありますけど、この町中心部における、いわゆる高原病院の総合的な機能、こういったものについては、やはり維持すべきだというふうに思うわけでもありますけど、そういった病院があるという安心感については、どのようにお考えか聞きたいと思います。

○市長（池田 孝）

高齢化が本当に進んでおります。もう既に35%ということですがけれども、そうしたお年寄りが病院に行かれるということは、やっぱり交通の利便性というのが一番大事じゃないかなというふうに思っているところです。

高原病院は、どっちかちゅうと総合的な病院であるというふうに思っております。そのようなことから、欠かすことのできない病院である、そしてまた患者と申しますか、治療も多くの人を見ていただいておりますので、やはり相当な、市内におけるこの病院の活躍、また一つは、病院というのは公共性があるというふうに思っているところです。ですので、これは移転されるということになりますと、市民への影響が大なるものがあるというふうに思っております。

そのようなことから、やはり慎重に考えていただきたいし、市として協力できるものは、全て協力する必要があるというふうに思っているところです。

○14番（海野隆平議員）

高原病院は、町中心部に昭和21年6月に診療所として開設されて以来、今現在、約68年が経過いたしているところでありますけど、その間、医療法人として、総合病院として、大きく成長されているわけであります。

現在、職員数は、先ほど申し上げましたとおり240名の大所帯というふうになっているわけでもありますけど、病院自体の建物の老朽化とあわせまして、外来患者、面会等の駐車場の確保が大変困難になっているというふうに聞いておるところであります。

一例を申し上げますと、隣のAコープの駐車場に車をとめられて病院へ通う方もあるというふうに聞いておるわけでもありますけど、それだけ駐車場の確保に逼迫されているんだなというふうに思うところでもありますけど、実態について、市長もあそこを通られたことはあると思うんですけど、どのようにあの状況をごらんになっていらっしゃるのか、お聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

職員の方々は、恐らく前の丸山会館の近くの、あそこ辺にとめていらっしゃるのかなと思いますけれども、診療に行かれる方々が、本当に駐車場が狭くて困っていらっしゃるというのは事実だろうというふうに思います。患者というのは高齢化も

しておりますし、足がしっかりと動きにくい方々も多いわけですので、そのようなことも考慮されての動きじゃないのかなというふうに思っております。いろいろなところに、近いところにとめたいというのは人の気持ちですので、人の家の駐車場にとめたりして行っておられる方も多いかというふうに思っております。

そのようなことで、この移転問題も考えられ、先ほど申し上げましたように、市として協力できるものは協力してあげるべきだというふうにも思っているところで

○14番（海野隆平議員）

高原病院は医療法人であるわけでありまして、1企業体として見たとき、地元企業の育成ともつながるわけでありまして、企業の悩み、高原病院の場合は駐車場の確保と建物の老朽化についてであるわけでありまして、こういったものにつきましても真剣に受けとめまして、問題の解決に向けまして手を差し伸べる、このような取り組みこそが、真の行政のあり方ではないかなというふうに思うわけでありまして。先ほど来、市長としては前向きな答弁をいただいているわけですが、このような行政のあり方、相手に対する考え方ですよね、どのように考えておられるのか見解を求めたいと存じます。

○市長（池田 孝）

答弁も重複するかというふうに思いますけれども、病院というのは本当になくなってはなりませんし、今、医師がどこも足りなくなっていく、そして病院数が少なくなっていくというのが事実であります。曾於市内のほうの病院も、また医師の数も年々減少しているのが事実でありますし、そうした中で高原病院というのは大きな役割をさせていただいておるというふうに思っているところです。どこの病院も公的な役割をしておられるわけですので、やはり行政としては最大限の協力をすべきだというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

先日の同僚議員の質問でありますけど、中央公民館は昭和37年に建設され、まだ耐震化されていないというような説明であったわけでありまして、耐震化につきましては、今後また調査されるんだろうというふうに思うわけでありまして、現在の中央公民館の敷地面積についてお聞きいたしますけど、全体の敷地面積は幾らなのか、そしてまた建物の部分、また駐車場部分の面積は幾らになるのか、あわせてお聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

現在の中央公民館ですが、昭和37年度に建設をされております。病院が45年につくられていきますので、病院の建物よりも8年ほど早く建築されておるという形にな

るんじゃないかなと思っております。中央公民館の全体の敷地ですが、2,992.13m²であります。公民館の駐車場の敷地が1,176.77m²ということですが、これは後で買った道路越しの駐車場がありますが、あれまで含めた形であります。あれだけが1,176.77。

○14番（海野隆平議員）

昭和37年に建てられた末吉町の中央公民館であったという説明でありましたけど、長年の利用によりまして、老朽化とあわせまして建物の劣化もかなり進んでいるというふうに聞いておりますけど、その実態はどうなのか、実態調査はされたことはあるのか答弁を求めたいと存じます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

建設年度は、先ほど言いましたように昭和37年度につくられております。鉄筋コンクリートづくりです。その後の改修の流れですが、約30年後の平成4年に大規模改修工事を2,982万円ほどかけてやっております。その後、平成12年に空調の改修工事、それから翌平成13年に屋根の防水工事を行っております。そして一昨年、平成23年に、その屋根の防水工事の、また補修のための工事を行っているところです。以上です。

○14番（海野隆平議員）

高原病院の移転問題と今後の末吉中央公民館のあり方のについては、先般の同僚議員の質問に対し、まずプロジェクトをつくり議論を進めていくというような答弁であったわけですが、また、いろんな角度で検討したいというような答弁であったわけですが、そのように受けとめてよろしいのか。また、プロジェクトを立ち上げられるとされるのであれば、いつごろ立ち上げられる予定なのか、再度お聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

さっきの質問では、それぞれ旧3町にあります中央公民館の建てかえはどうかという質問だったと思います。そのようなことから、3つの公民館を調査してプロジェクトチームで検討するということを申し上げました。この末吉の中央公民館は最も早くつくられておりますし、そしてまた病院の移転問題というものが絡んできておりますので、これは早急に検討しなければならないというふうに思っているところであります。早い期間にチームをつくっていききたいというふうに思っております。

○14番（海野隆平議員）

末吉中央公民館は、旧末吉町時代からシンボリックな建物として市民の方々に多目的に使われており、その必要性は十分伺えるところであります。しかしながら、建

物の老朽化や今後の耐震調査、高齢化の多い中での2階での選挙投票など、移転新築を含めて再考すべき時期に来ているのも事実であります。

また、高原病院の郊外への移転ともなれば、周辺の商店や飲食業への経済的な影響も大きく、高原病院の現在の場所への存続を願うところであります。

今期定例会におきまして議会にも陳情も出されておりますので、委員会のほうで十分な審議がなされるというふうに思うわけでありまして、当局に対しましても早急にプロジェクトを設置され、十分な審議の上、結論を出していただくことを強く希望いたしまして、この項の質問を終わりたいと存じます。何か、市長あれば、お答えいただければと思いますけど、もうよろしいですか。結構です。

続きまして、本市のこれからの企業誘致について質問をいたしますが、曾於市は京丹後市と同じように、企業誘致をするには立地的には港や空港も遠く、決して恵まれた場所ではないというふうに考えているわけでありまして、しかし、企業誘致には有利な場所でなくても、町ぐるみで企業立地に取り組み成功している自治体も全国には数あると、多いというふうに聞いているところであります。

企業誘致をするためには、その町を印象づけるものが必要なわけでありまして、曾於市はどのようなコンセプトで企業誘致をされてきたのか、またされているのか、お聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

交通の利便性といいますか、宮崎県と鹿児島県の県境にあるということで、どっちかという不便なところと見られがちですけれども、実際、地図に落とし込むと非常に便利なところである。鹿児島市にも宮崎市にも、また両空港にも1時間以内で行ける場所である。そのようなことで高速道路にも近いし、またインターも最近ではできたというようなこと等もありますので、そのようなことをPRしながらやっておる、そしてまた農産物が多いわけですので、農産物の加工的なものを、そうしたのものにも大いにPRしながら企業誘致を図ってきたところであります。根拠としては、そのようなことをPRしながらやっておるというのが事実であります。

○14番（海野隆平議員）

ことしの当初予算によりますと企業誘致促進対策費として約8,700万が予算計上されておりますが、ほとんど雇用促進の委託料や工場負担金や補助金で占められております。実質の企業誘致費というのは100万も満たない予算であるわけでありまして、本当にこれで企業誘致ができるのかなというふうに疑問に思うところでありますけど、市長の答弁を求めたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

確かに補助金という形で、雇用助成等が中心になるわけでございます。今までも曾於市においても、大きな建物を建てたのが、内村工業団地のニチレイグループが建てていただいたわけですが、倉庫業ということで雇用等には結びついておりません。

さきの南日本新聞にありましたとおり、企業立地で薩摩川内市の大きな10億円という補助金が出ておりましたけれども、そこまではいかなくとも、曾於市の今現状の補助金等につきましては、近隣の市町村と比較しましても、大体、似通った補助金、支援制度ということで私も理解しております。

企業の望まれるところにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、いろいろな地理的条件というのが重なってきますけれども、企業側の私どももいろいろと研修会に参加させていただいているわけですが、進出する企業というのは、やはり労働力、生産人口があるかというのが、まず第1点目だということで聞いております。

それと、昔の企業立地とは違いまして、やはり近隣に従業員の方々の、言わば遊ぶ場所とかそういったのも加味されると。温泉とかゴルフ場とか、そういったぐあいが加味されると聞いておりますので、これまでどおり補助金については、これで私ども進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

以前ですけど、曾於市を紹介するために、多額の予算によりましてビデオを制作いたしましたことがあるわけですが、このビデオは、今現在どのように利用されているのか。また、このビデオにより、企業誘致にどのような効果があったのか、お聞きしたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

確かに、誘致のためのビデオのレコードのやつをつくりました。それについては、私どもは企業懇話会とかいろいろな場所で、テレビなんかも据えつけて、その場で来られた方々にPRをしています。それと、ちょっと忘れましたが、展示会等についても、そういったのを利用しておりますけれども、なかなか目にとまるのがなかなかないというようなことでございます。

大阪・東京事務所には置いておりますので、もし私どもの町の紹介というときには、そのビデオを使っていただくように、私ども、お願いをいたしているところでございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

先ほどの、企業誘致のための今後の目標、計画につきましては、製造業を中心に今後も考えていきたいと。そしてまた内村工業団地等に1社が、今度、立地協定を結ばれるんですか、聞いたところでありますけど、やはり、企業誘致には中長期のビジョン、いわゆる目標と計画が必要じゃないかなというふうに思うところでありま。具体的には、何年度までには何社誘致するといった、またそのためにはどうすべきかといったビジョンが必要であります。やっぱり、しっかりした具体的な中長期の目標はあるのか、またつくるべきではないかというふうに考えるところでありま。市長のお考えを再度お聞きしたいと思いま。

○市長（池田 孝）

製造業を中心として、しかも農産物の加工的な企業が、一番、曾於市では安定しておるんじゃないかなというふうに思いま。また、そのような企業が来ることによって農業も発展していくというような両方の、一石二鳥といいますか、そのような働きもあるよう。これまで来た加工業者などによって、やはり、食料の会社は安定しておると思われま。前のリーマンショックなどで、ほかの企業なんかは非常に厳しい面もあったよう。あのようなときでも食料会社というのは、やはり安定した形で取引がなされておる。曾於市においては、あのようなときもほとんど倒産というのはなくて、解雇された人たちも少なかったというふうに思っております。目標値は持っておりま。せんけれども、今後もそうした企業には、いろいろと企業誘致には努力していきたいと思いま。

最近で一番大きかったのは、立地協定は結んでおりま。せんけれども、笠木のチキンフーズ、経済連系統ですが、鹿屋の工場を閉鎖して、この大隅のほうに増築してもらった、それが約150名ほど拡大をして雇用をいただいたと。鹿屋から連れてくる予定だったんですが、鹿屋のほうからこちらに転勤して、こちらに移動して働く人は少なかったということで、地元からの雇用を拡大していただいているというよう。な状況であります。それができない部分は市外から求めており、一部は外国人も連れてきておるというよう。な状況もあるよう。

今後はそのようなことで、目標値は定めておりま。せんけれども、いろいろとまた雇用拡大につながるように、またナンチクのほうでも、新しく始良営業所が末吉営業所と合流した形でスタートをしておりま。すが、そこでまた雇用も拡大をしているよう。であります。そのようなことも非常に大事だなというふうに思っております。既存の会社にいろいろお願いするということも、非常に大事じゃないかなというふう。に思っているところでありま。

○14番（海野隆平議員）

今、製造業を中心にして、今後もそういった方面で頑張るというよう。な答弁だっ

たわけでありまして、やはり企業誘致というのは、何といたしても中長期の目標、やっぱり目標をつくることによって、また、それに努力を傾注するわけですので、今後はそういった方面につきましても、目標を持って企業誘致に臨むといったことが基本ではなかろうかというふうに考えておりますので、十分御検討いただきたいというふうに思っております。

曾於市内には、機械金属、食品製造業など、頑張っている中小零細業者も多いというふうに聞いておりますけど、そこでお聞きするところでありまして、5名以上の従業員で製造業をされている市内業者はどのくらいあるのか、お聞きしたいと存じます。

また、市内の業者で、曾於市工業開発促進条例などの適用を受けた業者は何社あるのか、お聞きしたいと存じます。

○経済課長（富岡浩一）

市内におきます製造業の5名以上の事業所数ということでございますけども、ちょっとお待ちください。今、計算をいたします。75事業所ということでございます。以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

曾於市の工業開発で立地協定等を行った会社につきましては、旧3町から合わせまして28社、行っているところでございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

厳しい経営環境の中で、外部に企業誘致を求めてもなかなか誘致できないのが現状であります。所管事務調査に行きました京丹後市も、地元の業者に目を向けまして立地企業として働きかけられ、かなりの実績を上げておられました。

そこで、再度お聞きするところでありまして、地元曾於市の業者に目を向け、工場等の移転、新築、増築等により、地元企業の規模拡大を図ったほうが、よりの確な企業立地につながるんじゃないかなというふうに思うところでありまして、そのような考えはないのかお聞きしたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、私どもも、そういった考えは持っているところでございます。私ども誘致をしましては、年2回、いろいろと景気動向とか、そういった調査も行っているわけでございます。それと市の支援としましても、いろいろと工場を増設したり、それと移転をしたりというときには、私どもも精いっぱい努力をさせていただいているところでございます。

京丹後市のようにとはいかないかもしれませんが、やはり地元で立地された企業が元気になっていただくということは雇用につながるということです、議員のおっしゃるとおり、今後も私どもはそういったフォローというような形を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

年に1回、市長を交えて企業立地懇話会というのが開催されるというふうに思っておりますけど、その際、地元立地企業との意見交換会がなされているというふうに聞いておりますけど、そこではどのような意見が出ているのか。私は参加したことがございませんので、どのような意見があるのかお聞きしたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

曾於市の企業懇話会、年に1回というようなことで開催いたしているところでございます。市内の企業のトップの方々が集まっておりますけれども、ここ数年、さつま町、日置市の企業懇話会、地元の企業懇話会との交流をいたしております。その中で、いろいろな業種のトップの方々は、やはり商談と申すでしょうか、取引ですかね、そういった形も含めていろいろと相談をされて、そして地元に近いそういった企業を利用したいというようなことをおっしゃられて、たしかそういった取引も実際行われているということで聞いています。また、曾於市内の代表者の方々については、社長さん方の集まりでは、やはり今後の経済動向とか、そういった話を中心になっております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

立地企業と地元の関係についてお聞きするところでありますけど、企業が立地されても、今回、財部にコールセンターやらサイバーウェーブが立地されるわけでありまして、企業が立地されても事業内容がわからないとか、中身がわからんといった住民もいらっしゃるというふうに聞いておるわけでありまして、その会社の、自社の事業内容を正式に紹介など、常に地域の住民との良好な関係というのは保つべきじゃないかというふうに考えるわけでありまして、その点につきましては、どのような指導がなされているのか、お聞きしたいと存じます。

今回、サイバーウェーブとかはこういったのもあるようですけど、こういったパンフレットも来ておりますけど、どのような指導、また良好な関係を保つための指導がなされているのかお聞きしたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、企業の内容等についての私どもの広報、十分ではなかったと反省するところがございます。

今回、財部に入っていただきました2社につきましては、財部を中心に、サイバーウェーブにつきましては、校区の方々に一応チラシ等も、こういった企業が入りますよというようなことで流させていただきました。

今後、雇用に力を入れる私どもですので、こういった情報の提供というのは、議員のおっしゃるとおり努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

企業立地されても経営上の問題は多いというふうに聞いておりますけど、企業懇話会でもいろいろ意見は出ていると、問題点につきましても意見が出ているんじゃないかというふうに思うわけでありまして、京丹後市では、立地企業に対しましてアフターフォローが非常に徹底されているというふうに聞いております。例えば、雇用の問題とか販売ルートの問題とか資金繰りの問題、アクセス道路の問題など、多種多様な問題に耳を傾けまして、解決に向けまして真剣に取り組んでいるとのことでありました。その結果が、次の企業立地につながっていくということでありまして。

そこで御提案申し上げるところでありますけど、曾於市も立地企業に対するアフターフォローや問題解決のための相談機関、今は企画課が中心になってますけど、そういった相談機関を設置したらいかがなものかなと思うところでありまして、そういったお考えはないのか、お聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

企業誘致に対しても、活動というのが大変大事だというふうに思っております。今、アドバイザーや企業クラブ等にもいろいろとアドバイスいただいておりますけれども、今後もグループといいますか、そのようなものを設けて、特派員や大使、そのようなものも大事じゃないかなというふうに思っております。そのような方々を任命して、情報を、まず集める。そして、すぐ飛んでいくということが大事であろうというふうに思っているところです。今後も、いろいろな方法を考えながら努力をしてまいりたいと思っております。

○14番（海野隆平議員）

曾於市では、現在、企画課を中心にいたしまして、企業誘致がなされているところでありますけど、企業誘致のための情報の収集・発信など、全てが企画課で行われており、大変な労力が使われているんじゃないかなというふうに思うところであります。

ます。企業誘致一つとっても、大変な事業であるというふうに認識いたしているところでもあります。

研修地の京丹後市の例を出しますけど、京丹後市新経済戦略検討会議なるものが設置され、そこでは企業立地施策の検討会がなされているというふうに聞いたところでもあります。構成委員は、市当局、地元産業の代表、市外企業、産業支援機関など多彩な人材が配置されておるようです。

そこでお聞きするところでありますけれど、今現在、企画課中心でありますけど、曾於市もそのような機関を設置することによって企業立地を積極的に推進するお考えはないか、お聞きしたいと存じます。

○企画課長（岩元祐昭）

京丹後市の資料につきましては、私も研修に行かれたのを、ずっと見させていただきました。本当にすごい努力をされて、それと立地を予定している企業の、言えば要望に沿った企業誘致をされているということで、私どもに足りなかった部分ということで、本当、参考になったところでございます。

今後のそういった取り組み、組織というような作り方については、ことしに入りまして、企業誘致をされた企業の集まりの、仮称ですけれども曾於市の「企業懇話会」というのを正式に立ち上げようかというようなことで、いろいろと中央の情報、それと景気動向、それと窓口は企画課になるところですけれども、いろんな情報とか相談窓口を企画課のほうで、そういったのをつくって受けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

曾於市は合併を契機に、高齢化とともに、極端に人口が減少いたしております。人口減少に歯どめをかけるべく、定住促進のための各種施策も行っておりますけど、思うように進んでいないのが現状であります。働く場所の確保や提供が、また若者を定住させるための施策が必要であります。企業誘致は、曾於市にとりましても、待ったなしの最優先課題というふうに私自身は捉えているところであります。

質問の中に、所管事務調査を行った京丹後市の例を幾つか挙げましたが、京丹後市では、市長がみずから先頭に立ち、職員全員が営業マンとなって企業誘致に取り組んでおられます。真剣な姿勢には感銘を受けたところであります。曾於市も、市長みずからがトップセールスマンとなって企業誘致に情熱を傾けていただきたいと思うところです。

最後に、企業誘致にかける市長の熱意のほどを再度お聞きいたしまして、私の一般質問を終わりたいと存じます。

○市長（池田 孝）

企業誘致には、本当、努力してきたとっております。そのようなことから、最近、もう二、三年、ハローワークが示す有効求人倍率、これは1という数字が最もいい数字だというふうに聞いております。人を求める側と、使っていただきたいという、これが1になることが一番いい。どちらかが崩れてくると妙なふうになるわけですが、これも曾於地区0.9ということで維持しておるということで、鹿児島県内で第1位で、九州内でも五、六位には、いつも入っておるということであります。大変いいことですし、だけども、思った仕事につかれないということもあるようです。ですので、企業誘致は今後も非常に大事であるというふうに思っているところです。

そのようなことから、先ほど言いましたような形のもとに、いろいろと相談を申し上げながら情報を集めて、すぐに対応していくということが大事だろうと思いません。

また、場合によっては予算というの必要でしょうから、そのような予算も組みながら、努力をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

○6番（原田賢一郎議員）

6番議員、原田賢一郎でございます。私は、大きくは4項目について質問をいたしてまいります。

安倍政権が誕生し、はや半年になろうとする中、アベノミクス成長戦略第2弾が、5月18日付の新聞の報道がなされました。

それによりますと、農家の所得を倍増させ企業の設備投資を回復し、農林水産物と食品の輸出額を2020年までに計1兆円と倍増させる計画であります。例えば、米

の加工品として、米、米菓、日本酒、パック御飯等で、現在の輸出総額130億円を600億円までに伸ばす。果物・野菜部門では、リンゴ、かんきつ、イチゴ、カンショ、長芋等において、現在の輸出総額80億円を250億円に伸ばす。牛肉は、輸出額50億円を250億円に、2020年までに伸ばす計画となった目標が立てられております。

その目標達成のために、仮称「農地管理機構」、つまり農地の貸し借りを仲介する機構を、2014年度までに各都道府県につくるとしております。農水省は公的な仕組みの中で、後継ぎがない高齢者も、代々受け継いできた農地を安心して貸すことができる」と説明。農地の貸し借りを仲介する組織は、現在も各都道府県にあるが、年間予算総額12億円と少なく、成果は上がっていない。新機構は3,000億円程度の予算が必要と農水省は見ているという内容であります。将来は、農家経営の小規模農家は消えて、家族経営の大規模農家と農業法人、企業、この3つの経営体で農業が展開される成長戦略第2弾であります。この成長戦略が本当に達成することができるならば、そんなありがたいことはありません。きっとバラ色の農業が展開することでしょう。しかしながら、余りにも現状の認識がないような気がいたします。

そこで市長に伺いますが、本市の耕作放棄地活用についての市長の考えを伺います。また、市内のその面積とその損失額は幾らか。市長としてどのような対策をすべきか、検討したことがあるのか。また、高齢化による耕作放棄地を解決する今後の計画はどうなっているかをお伺いいたします。

次に、子牛の出荷頭数が激減しておりますが、その対策について伺います。

東日本大震災や口蹄疫などの影響で、取引頭数が全国の上位50市場のうち、6割以上で減りました。宮崎県では増加した市場が目立ちましたが、口蹄疫発生前の水準には届いていない現況であります。また、福島県の福島家畜市場の取引頭数は前年比12.1%の減少、JA全農福島は、災害や原発事故を受けた管内の母牛が3,500頭も減ったと危機感を募らせております。高齢の繁殖農家を中心に離農が進んでいる今、繁殖農家の減少は全国的な課題となっております。

一方、曾於中央家畜市場においても同様な結果となっております。昨年度の取引頭数におきましては1万8,529頭、前年比に対して3.9%の減少でございましたが、しかしながら、全国一の出荷頭数を誇っているところでございます。

また、お隣の都城市場を申しますと全国で第4位で1万6,234頭、前年比に比べまして7.5%の増でありました。ちなみに、お隣の肝属が第6位という結果となっております。

曾於家畜市場は、頭数においては全国一はキープしているものの、価格面においては全国上位50市場の中で17位となり42万2,947円でありました。ちなみに、全国一は岐阜県の飛騨家畜市場でありまして49万6,642円で、曾於市との差が何と7万

3,000円であります。県内で最も高かったのは、全国では第3位の薩摩中央市場の47万5,935円となっているところであります。先月5月の平均価格は、曾於中央市場におきましては46万6,000円（税抜き）の高値で推移し、生産農家としては非常に喜ばしいことではあります。一方、出荷頭数においては、曾於市管内だけでも1年間に347頭も出荷の減少がありました。この数字は1日当たりの競り市出荷頭数に値するものであります。

そこでお伺いをいたしますが、繁殖牛導入・保留緊急対策の1頭3万円の補助を1戸当たり7頭まで補助されておりましたが、今回15頭まで引き上げられました。その効果を、どう期待して、どう考えるのかをお伺いいたします。昨年度、交付した農家戸数を区分ごとに、各町ごと、報告をしてください。また、8頭以上の交付を受ける農家が何戸あるのかも報告をしてください。

次に、本市の畜産行政の中で畜産振興貸付事業は、激動する畜産業界において最も重要な施策の1つとして定着し、農家に大変喜ばれているところであります。

そこで、この事業の昨年度の実績を、各町ごとに報告をしてください。また、この事業、1戸当たり40万円を2頭まで融資、4年目で一括償還を、4頭まで引き上げられないかを問うものであります。

次に、国民健康保険の温泉保養券についてお伺いいたします。

以前の一般質問で、私は温泉日帰り券と温泉宿泊券について質問しました。年1人当たり、日帰り券と宿泊券は、同じ金額の範囲内であれば自由に選択できないか、ただしたところ、検討するとのことでありました。保養券は、市民が利用しやすい方法でなければ健康保持の効果はないと考えておりますが、どのように検討されたのか報告をしてください。

また、保養券の利用規則は市長の権限でつくるもので、改正できるのではないかとお伺いいたします。

次に、県立高校、岩川、財部高校の跡地の活用策についてお尋ねをいたします。

県内の県立高校の再編ラッシュが進む中で、本市の岩川、財部両校にとって、ことしが最後の入学式ということで、3年後には地元から高校がなくなると考えると、旧大隅・財部の住民にとりましては、とても残念な思いと、苦しく寂しい思いが込み上げてまいります。もとの活気を取り戻すべく、跡地活用については、今のうちから検討委員会等を立ち上げて計画を練っていくべきではないでしょうか。3年の歳月は、あっという間に過ぎていきます。

そこでお尋ねいたしますが、市として跡地の活用策を検討しているのか。市が積極的に計画をつくり、県に提案すべきではないかとお伺いいたします。

そしてまた、2005年、平成17年度には大隅中がスタートいたしまして、8年目を

迎えようとしておりますが、現在の月野中・恒吉中においては、いまだその有効利用が見られないのが現状でございます。ほったらかしになっているとえば、ほったらかしというような状況でございますが、その後の計画はどうなっているのかをお尋ねいたしまして、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

1番目の耕作放棄地の有効活用についてということですが、放棄地の活用についての考えはということでございますけれども、耕作放棄地が発生する原因は、農家の高齢化や後継者不足などによる農家人口の減少などによるもの、有害鳥獣の増加などによるもの、また、山間地における排水不良水田や山際の畑、圃場整備などの未整備地区や狭小な農地など地形的なものなど、いろいろ原因が考えられます。農地として再生利用が可能な耕作放棄地については、今後も農地流動化を引き続き進めてまいります。

市内にある面積はということですが、市内の耕作放棄地の面積は、平成25年3月末現在で田が458ha、畑が219ha、合計677haであります。

その損失額はということですが、水田は水稻、畑は加工用カンショで試算を行ったところ、水田については生産額が4億5,400万円、経費で5億1,400万円、農業所得でマイナス6,000万円、畑については、生産額で2億8,500万円、経費で2億2,000万円、所得で6,500万円となります。

市長として、どのような対策をすべきか検討したことがあるかということですが、農業委員会で行っている農地流動化を進めながら、ハード面では平成21年度から25年度までの5年間、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業が実施されておりますので、この事業を活用していただきたいと考えておるところです。

高齢者による放棄地を解決する今後の計画はということですが、今後も耕作放棄地の未然防止や早期発見のためにも、農業委員の方々による日常活動や農地パトロールの強化に努めながら、所有者への意向調査や農家相談等を通じて、農地流動化を積極的に進めていきたいと考えております。

大きな2番目の子牛の出荷頭数激減対策についてということで、①繁殖雌牛導入保留緊急対策事業の3万円補助を1戸当たり7頭までしていたが、これを15頭まで引き上げた、その効果をどう考えているかということですが、平成25年度からは7頭から15頭までになり、規模拡大と導入保留が推進されると思っております。

また、生産牛50頭規模の母牛の更新率を15%とすれば年間約8頭となり、規模経営確立するための更新と、さらなる増頭を図っていく上で効果があると思われれます。

②の昨年度交付した農家戸数を区分ごとに、各町ごとに報告をとということであり

ますが、平成24年度に交付した各町の状況であります。財部町が1頭から2頭が96戸、3頭から4頭が6戸、5頭から6頭がゼロ、7頭が1戸であります。末吉町で1頭から2頭が213戸、3頭から4頭が42戸、5頭から6頭が11戸、7頭が10戸。大隅町が1頭から2頭が109戸、3頭から4頭が15戸、5頭から6頭が11戸、7頭が3戸であります。曾於市全体では1頭から2頭が418戸、3頭から4頭が63戸、5頭から6頭が22戸、7頭が14戸となっております。

8頭以上の交付を受ける農家が何戸あるのかということではありますが、8頭以上の交付を受ける農家、財部町は該当がありませんが、末吉町は18戸、大隅町は3戸、曾於市全体では21戸であります。

④の畜産振興基金貸付事業の昨年度の実績と各町ごとではありますが、昨年度の実績で申し上げますと、財部町は生産牛のみの貸付戸数17戸の19頭で、貸付額が747万2,000円であります。末吉町は、生産牛が貸付戸数49戸の68頭、肥育牛が貸付戸数7戸の24頭、合わせて貸付戸数56戸の92頭で、額にして3,595万5,000円であります。大隅町は生産牛のみの貸付戸数が40戸の49頭で、貸付額が1,903万9,000円となっております。曾於市全体では貸付戸数が113戸の160頭、貸付額で6,246万6,000円でありました。

⑤の畜産振興基金貸付事業、2頭を4頭にできないかということではありますが、条例で貸付金額は1頭当たり40万円を限度とし、貸付頭数は年間1対象者につき、肉用牛生産素畜に当たっては2頭以内に、貸付期限が4年以内となっております。平成24年度末の畜産振興基金の現在高は3億4,836万2,915円で、貸付金が2億4,695万3,000円、現金が1億140万9,915円あります。

現在、1年間に2頭で4年間の貸し付けでありますので、毎年2頭ずつ利用すると1戸当たり8頭となります。仮に年間4頭にした場合、4年間で16頭になり、母牛の更新率を考えると、経営確立のためには効果があると思われませんが、基金の現金が約1億円ありますので、今後検討をしてみたいというふうに思っております。

国保の温泉保養券についてということで、①の、前に検討するとのことだったが、どのように検討したのかということではありますが、昨年9月定例議会での原田議員からの一般質問であります。温泉宿泊保養券と温泉日帰り保養券の選択肢についてという内容の一般質問を受けまして、保健課内で本市における温泉保養券の利用状況及び国保特別会計の収支状況並びに県内市町村の補助の状況等を調査し、補助対象年齢、回数、単価及び日帰り宿泊の自由選択について再検討をしてくれているところであります。

同じ金額の範囲内なら日帰りでも宿泊でもいいのではないかとありますが、1年間に日帰り保養券300円を20回、宿泊保養券500円を10回として補助しております。

す。

現在の国保の利用状況を見ますと、日帰り券が平均9.5枚、宿泊券が平均1.6枚とほとんどの方が日帰り券を利用されていますが、改正の方向として、市民の利用の利便性を考慮するならば、予算の範囲内で日帰りと宿泊を同一補助単価として実施すれば可能だというふうに思っております。

③の保養券の利用規則は市長の権限でできるのではないかとありますが、温泉保養券の利用については、曾於市国民健康保険温泉保養所利用規則に基づき実施しておりますので、規則改正につきましては、市長権限で改正可能であります。改正案としては、日帰り、宿泊の区別をなくして、平成26年度から取り組む考えであります。

大きな4番目の県立高校跡地の活用策についてとありますが、市として検討しているのかということと、市が積極的に計画をつくり、県に提案すべきではないかということとありますが、1と2、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

曾於市内3校については、平成28年3月31日をもって廃止され、26年4月1日に曾於高校として開校することとなっております。跡地活用については、早い機会に跡地利用検討委員会などを立ち上げ、県と連携して協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

中学校跡地も含め検討すべきではないかということとありますが、旧大隅町の3中学校の跡地利用については、統合前にもいろいろな方面から検討がなされたようであります。

また、統廃合後においても、民間団体等からの問い合わせなどが来ているようですが、建物の老朽化や立地条件等により、跡地活用までは至っていない現状であります。

現在、3中学校の建物については、財産処分制限期間を経過した建物から年次的に解体しております。3中学校の跡地につきましては、校区公民館や青年団、地域おこし団体、スポーツ少年団等で利活用がなされております。今後も引き続き、民間活力等を含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○6番（原田賢一郎議員）

ただいま市長のほうから答弁があったところでございますが、まず最初に、放棄地の活用問題についてから問いただしたいと思っております。

この問題は、今までも農業委員会を通じまして流動化推進員の方々やら、いろんな方々が携わっていただきまして、大型農家に提供したり、そしてまた貸し借りを

あっせんをしたりというようなことでやってこられましたけど、なかなかそれが思うようにいかないのが現状でございます。

今、曾於市内で、一番区画整備がなされているところは笠木原とか、この高松の水田地帯とか、それから財部におきましては高校周辺の田んぼとか、そういったものが、非常に広大な土地として目につくわけでございますけれども、先ほど市長からありましたとおり、一旦、幹線から外れまして主流の支線、そういったところに入りますと、ほとんど荒れ放題、マムシの巣になっているようなところが結構見受けられるわけでございます。

そこで、先ほどのアベノミクスの第2弾が発表されましたけれども、そういったときに山間地域は、果たしてそういった戦略で物事が進んでいくのかなということが懸念をされるところでございます。そういった、どっちかという地形的に狭いところ、谷合いのところ、そういったところは今でも荒れ放題ですけれども、ここまで日が当たっていくのかということ疑問に感じるところでございます。

こういうようなことに関しましては、市長はどんな見解をお持ちでしょうか。

○市長（池田 孝）

やはり構造改善がなされて、区画がよい水田、そして日当たりのいいところ、利便性のいいところなどは、すぐ借り手がおるといふふうに思いますが、おっしゃるような迫田といいますか、そのようなところ、放棄地となった場合に活用してくれる人がいないというふうに思われます。

ですので、借りる側の立場としても利便性のいいところは借りるけれども、そのようなちょっと条件の悪いところは借り手がない、そこを何とかしてほしいわけですが、なかなかそこに、貸す側と借りる側との食い違いが出てくるというふうに思います。非常に難しい局面だといふふうに思っております。

○6番（原田賢一郎議員）

私も同じ認識で一致するところでございます。

先ほどのアベノミクスの中で、2014年度まで、ですから来年、再来年度までに、この農地管理機構なるもの、農地の貸し借りをするこの機構、これを約3,000億円ないとできないと言ってるんですけども、これで各都道府県につくるということをも明言をしておりますが、こういう機構ができますと非常に頼もしいなというふうに考えておりますが、果たして、今までにも難しかったこの農地の集約ですね、これがそんな簡単にできるのであれば、もう今までやっているとは私は考えるんですよ。

ですけど、アベノミクスの効果がいい面、悪い面、今、出ているようでございますけれども、まず農家の場合には飼料の高騰、原油の高騰、そういったことで非常

に原価が高くついて、そういった功罪の「罪」のほうが大きく、今、影響しております。

そのようなことで、私たちも畜産農家をやりながら広大な土地を借りて、今、飼料作物もつくっておるんですが、これも今、年々、狭められてきております。といいますのは、先ほど市長がおっしゃいましたようにタヌキの被害、それからイノシシ、それからアナグマ、これら等が出てきて、ちょっと山合いの畑は本当に全滅というぐらい、トウモロコシをつくってても、外回りだけが立ってるんです。それで、よかふうやねと思って行ってみると、中はちんがらなっているという状況が、どんどん今は見受けられておるんです。

ですから今、広大な高松、笠木原、そういったところは誰でも借り手はあるんですけれども、例えばちょっと引っ込みますと、もうただでもいからつくってくれんかという状況も出てきておりますが、だけど、ただでも、作り手がないという状況が出ております。本当に深刻な問題だと思っております。そういったことで、当局も非常に努力はされておりますが、その成果がなかなか見えてこないというのが現状でございます。

他力本願ではございますけれども、この安倍さんの農地管理機構たるもの、これが3,000億円もかけて予算をつぎ込んでやるよと言ってるんですから、期待をしているわけですが、やはりここに期待をせざるを得ないかなというふうに、今考えているところでございます。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、子牛の問題でございます。

皆さんも御承知のとおり、市長やら議員の方々には資料を提供させていただきましたが、飼育規模別戸数頭数の推移というのが、曾於市のものがございますが、これを見ていただきたいと思いますが、一番下を見てください。25年度の戸数と、それから頭数でございます。昨年度、ちなみに曾於市が子牛として出荷しました頭数は、一番右端でございますが1,304戸でございます1万2,401頭となっております。これは平均で割りますと1戸当たり9.5頭ということだそうでございます。

それで比較をしてみたいと思いますが、例えば10頭以下の農家、これをひっくりめましてみますと995戸ございます。それで3,769頭を飼っていらっしやいます。これが曾於市の約30%を占めます。それから比較していただきますが、10頭以上から30頭未満まで、ここを見ますと、この計が237戸になります。そして頭数で3,860頭になります。この部分も31%に当たっております。それから30頭以上50頭まで、ここの部分が38戸ございまして1,467頭飼っていらっしやいます。ここが約12%ということでございます。そしてまた、50頭以上を見てみますと、50頭以上の農家が34戸で3,305頭飼っていらっしやいまして、この部分が26%を占めてい

るようでございます。

この中で何を言いたいかといいますと、5頭未満の農家が667戸で、5頭未満の農家が51%、曾於市の生産農家の約半分は5頭未満の農家で占めているということでございます。それから、1頭から10頭までの規模の方々ですね、これが995戸で約76%を占めております。

結論といたしましては、10頭以上から50頭まで、ここは275戸あります。ですので、10頭から50頭の間この経営をされているこの階層を、やはり、ここにもっと力を入れるべきじゃないかというふうに考えておるところでございます。

先ほどの答弁の中で、前後しますけれども、3万円の補助のことでもございました。それを考えますと、一番多い階層といいますか、例えば、この繁殖雌牛導入・保留緊急対策事業の3万円の補助を一番多く受けているところは、やはり、この一、二頭飼いの方々といったことでもございますよね、結果的に。ここが418戸あります。そして、あとは3頭から4頭が63戸、5頭から6頭が22戸、7頭以上が14戸ということでもございました。

私が申し上げたいのは、委員会等でもちよこちよこ申し上げておったんですが、この3万円を15頭まで引き上げていただいた、これは非常にありがたいんです。これは補助金ですので、もう、これっさりですよ。それはありがたいんですけども、後で関連で出てくるんですけども、あとの40万円の2頭増額のほうですが、そちらと関連するんですが、今から力を入れていかなければならないのは、もちろん高齢化で、お年寄りの方たちにも手を差し伸べなきゃいけないと思いますが、ここは1頭から2頭の交付受けられた方々、高齢者の方々だと思います。しかし、今、飼養年齢が、もう70歳に手が届こうかとしております。ですから、あと10年も、そんなに飼っていけるのか、高齢者の方々が飼っていけるのかなという気がいたしております。

そこで、最も力を入れていただきたいのは、やはり、この二、三十頭台ですね。この経営の方々、専業で食っていくには非常に厳しい、だけど増頭しているから機械力にも頼らないかん、機械も入れないかんというようなことで、一番半端な頭数なんですね。ですから、やはり、この階層を、なるべく経営を圧迫しないように手を差し伸べるためには、先ほどの40万円の貸し付けですね、そちらのほうが、私は、より効果的じゃないかというふうに考えているところでもございます。先ほど、3万円の交付のところでもございました、これはこれなりに評価をしておるところでもございます。

それで、8頭以上受ける農家が何戸あるのかということでもございましたが、8頭以上は21戸ということでもございました。7頭から5頭に増額をされた意味はわかる

んですけども、その対象になるのは21戸だということでございます。ですから、この15戸にした意味があるのかなというふうに考えておりますが、市長の見解を求めます。

もう一回、質問します。現況の交付を7頭から15頭に引き上げられました、そのことは大変喜ばしいことだと思っておりますが、それでは、8頭以上3万円の交付を受けられる農家が何戸あるのかと問いましたところ、市長の答弁では、それは21戸ありますよという答弁でございました。ですから、それ以上のふやしたその分です、その分の恩恵を受けるのはたった21戸しかないということです。ですから、それをどう考えていらっしゃるかとということです。

○市長（池田 孝）

この方々ばかりじゃなくして、例えば5頭の人がふやしていく場合ももらえるわけですので、ただ21戸だけが対象っちゃうことにはならないかというふうに思います。10頭飼っていらっしゃる方が、また15頭ふやすという形になりますと、そこに利益はあるわけですので。ちょっと考え方がわかりませんが、何か畜産課長のほうで判断があったら。

○畜産課長（木佐貫育穂）

ただいまの質問のことですけれども、8頭以上の交付を受ける農家は幾らあるかという質問だったんですけれども。これ、平成24年度で8頭以上の導入した対象者のことを言っております。末吉町が18戸で、大隅町3戸、曾於市全体で21戸というふうに出したところであります。

○6番（原田賢一郎議員）

もう、それはよくわかってます。導入をしたものに対して補助金が出るわけですから、わかってるんです。それで、市長にはさっき、私はちょっと理解ができないんですけれども。それでは8頭以上導入する農家ですね、希望的観測ですけども、これは何戸あるかということに対して、21戸ありますよということでございます。ですから、7頭までは、皆、今までもらってたんですよ。例えば、7頭までの導入した人とも、3万円掛ける三七、二十一、20万円はもらってました。それじゃ8頭以上の農家はどのくらいあるのかといったら21戸だということでございますので。もちろん小さい農家はもらえるわけですけども、21戸の農家を対象にした3万円ちゅうのはどうだったのかなということでお伺いしたところでございます。

○市長（池田 孝）

7頭まで補助ですので、15頭飼われた方も、その分しかもらえないわけですね。今度は増頭、多頭化していく人は、多頭化が非常にやりやすい、また、更新がしやすい環境が出てくるというふうに思うところです。対象者が、24年度でいくとこう

ですが、25年度の予定は、まだ、ふえていくんではないかなというふうに予想をいたしております。

○6番（原田賢一郎議員）

これは非常にいいことですので、どんどん推し進めていただきたいというふうに思います。

それでは次に入りますが、畜産振興貸付事業の昨年度の実績を各町ごとに報告をしてくださいということで、今報告があったところでございましたが、かなりの利用実績があるというふうに認識いたしました。全体で113戸の農家が融資を受けられて、160頭6,400万円というような金額が示されたようでございました。

ここで、今、私が問題提起をしておりますのは、今現在は40万円を2頭まで融資をして、4年目で一括償還というのが決まりでございます。これはこれで非常に評価をいたしております。なぜ、それを申しますかといいますと、一昨年度まで、国が貸し付けておる高齢者貸付制度ちゅうのがございました。これがもうなくなりまして、県はそれをずっと引きずって、一昨年度まででしたかね、ずっとやっておりました。ですから、それもうまく利用すると、市のやつと、それと3頭まで融資ができてたんですよ。ですから、そこがなくなったものですから、市のほうで、あと2頭増頭していただいて4頭までにしていただけないかということをお願いしたところでございました。

答弁の中で、市長が前向きに検討すると、今後検討をするというふうな答えをいただいております。ぜひ、先ほどの農家戸数のところでも申し上げましたけれども、一番経営的に厳しいところ、20頭から30頭ぐらいのところですね、このところが非常に、一番経営的に厳しいところがございますので、その方々は更新もせんないかん、増頭もせんないかん。なかなか増頭というのはやかましいわけですが、そういった手立てがございましたら非常にありがたいなというように考えておるところでございます。

なぜかと申しますと、昔は子牛の競り市名簿に産歴、何産目というのは載りませんでした。ですので、1頭の牛から何頭もとりましょうということで、もう10産も、十四、五産も、長いのはとっておりました。そのようなことで、長いこととって15産ばかりすると、今度は表彰を受けられる時代もございました。今は全く逆です。産歴が出ておりますので、10産から以上の子牛は値段がしないんです。いや、することはするんですけど、がくっと落ちるんです。10産を超えますと、四、五産が一番高いんですけれども、約4万円落ちます。ですので、我々の生産農家の目標といたしましては、生産牛の母牛は10年で更新と。10産をさせて、そして更新しましょうというのが大体の基本的なパターンです。ですので、10産させるということは、

自分で飼っている農家の頭数、例えば50頭飼っておれば、年間5頭は、最低、更新はせないかんわけです。でないと10産以上の牛は4万円安いんだよということで、今、その更新がどんどん早くなってきております。ですので、経費も高くなります。

そのようなことから、私は今ここに参考資料として、市長、見てください、原価分析というのがここに資料として出しました。今、去勢で50万もしているから、みんな生産農家はよかやな、よかやなち言ってるんですけど、本当によかかどげんか、ちょっと見てください。市長、今50万円、去勢がしておりますけど、ほんのこて純益はどれくらいあると、想像でいいですから、考えていらっしゃいますか。

○市長（池田 孝）

その経営体によって違うかと思えます。二、三頭飼いの人、50頭飼いの人。そしてまた自家で飼料を生産してやる人、購買してやられる人。そして養い方も、パートでも雇ってやられる人、いろいろ形態が違いますので、それぞれ、50万した場合に幾ら残るか、それはちょっと段差があるんじゃないかなというふうに思います。

しかし、今度は子牛安定基金も約2万円、上がることになったということであり、また、肥育農家が対象になるマルキン制度、これも県別に、今度はまた特例地域が設けられたということで、鹿児島県では4月度1万円とちょっとプラスされることになったということでもありますので、そのような国の制度も変更になっておりますから、それなりにいいことですし、また、市から肥育農家に対しても3万円、また生産者にも3万円出しております。

おっしゃるとおり、これは母牛を早く更新をしてほしいという願いも大きな意味があるわけですので3万円を出すことにいたしておるわけでありまして。以前は更新ちゅうのはほとんど補助金は出さなかったんですが、今おっしゃるような形で、若いうちに産んだ子牛ほど値段が高い。そうすると今度は、その素畜を出した場合でも、7歳で出した場合と15歳で出した場合との値段というのは大分違いますので、更新の仕方がやりやすいんじゃないかなということも考えて、そのような補助金制度も確立いたしたところではあります。

○6番（原田賢一郎議員）

ここに原価分析というのが出しております。これは、今、畑かんセンター、昔の普及所ですが、これが曾於市郡区内に肉用牛農家重点支援対象農家というのを指定しまして、これが15名いらっしゃいます。それを対象にした農家を調査いたしまして、青色申告のそれをもとにしまして、そして原価分析をしたところではあります。これは恥ずかしい話になるんですけども、私のところの経営内容でございます。余り自慢できるところじゃないんですけども、これを見てください。飼料費が7万8,637円かかっております。一番左の欄ですね。それから減価償却費、これが5万

6,399円かかっております。そして、ずっと下に行きまして家族労賃が3万6,965円かかっております。そのようなことをございまして、原価が35万749円になりました。そのようなことで、今46万しておりますけれども、どひこもうかったかといえ、今11万円しかもうかってないんですよ。そういう結果です、これが本当の純益です。ですので、一頭に、たった、今の価格で11万円しか残らんかというふうに皆さん思われると思います。これが実態なんです。

ですから、何でほんなら畜産農家はそれで飯食ってるのということになりますが、とてもじゃないけど、これで飯は食えないんです。どこを食い潰してるかといいますと、先ほどの減価償却費の5万6,000円と、それから家族労賃の3万6,000円、これは現金として残ってるんですよ。ですから、これを足しますと21万8,800円残ってるんです、手元に。ですから、一般の農家の方々、21万8,000円もうかったというふうに勘違いをされるわけです。ですけど、これは減価償却費の5万円は積み立てておいて、そしてまた経営に還元するというふうにとらなければいけないんですけれども、何せ生活をせんないかんもんだから、この減価償却費と家族労賃を食い潰しているというようなことをございます。そのような、実態としては、非常に厳しい状況をございます。50万しても11万円しかもうからんとですよということですよ。

ですから、市長が先ほどおっしゃいましたように、更新も早くしていただきたいというようなことで、この制度も検討をしてみるということをおっしゃっていただきましたので、どうか前向きに、この事業も2頭を4頭まで増頭していただくようお願い申し上げます。市長の見解のほどをお願い申し上げます。

○市長（池田 孝）

先ほど申し上げたとおりであります。国の制度も廃止になりましたので、曾於市として、そのような方向で26年度から実施できるように検討してまいります。

○6番（原田賢一郎議員）

次に移ります。国保の問題でございます。9月の定例会で質問しましたが、その後、検討をされたということをございました。その中で、26年度から、区分をなくして自由に選択できるんだというふうに説明を受けましたが、そのようなふうに理解してもよろしいですか。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

先ほど市長が申し上げたとおりに、やはり利便性という、市民の方の使い方の利便性ということを考えますと、日帰りと宿泊の単価を統一をして自由に選べると、予算の範囲内で、そういうふうにござしております。

○6番（原田賢一郎議員）

前向きに検討していただいて、新しい事業で、26年度からスタートするということがございますので、どうか、市民目線に立ってサービス向上に努めていただくようお願いを申し上げます。

最後になりますが、県立高校、岩川高校、財部高校が廃校の後の活用策についてでございますが、先ほどの答弁の中で市長が答弁されましたが、県と連携をして協議をしていきたいというふうな答弁でございましたが、具体的にはこういった形で推し進められていくのか、もう一回、市長の考えを述べていただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

跡地利用につきましては、これは県の土地ですので県が決めることでありますが、有明高校のように、もう検討委員会のときに廃校ということで発表されましたので、運動施設ということが決定を見たようであります。しかし、曾於市の場合はそのような方向まで進めることができませんでしたので、全く協議はなされておりません。これは市のほうで早く検討して、県との交渉をしていきたいというふうに思っているところであります。

○6番（原田賢一郎議員）

高校がなくなるということは非常に寂しい思いをするわけでございますけれども、皮肉なことに、岩川高校の同窓会長でございます坂口議員にも尋ねましたところ、今、非常に岩川高校が燃えているんだと。陸上にしても投てきにしても、それから何でしたかね、いろいろ言うていただきました。今、非常にいろんな分野で、陸上、それから部活、県、国の上位を占めるようになったというふうに話してくれました。ですので、この子供たちが失望しないような、もとの活気が取り戻せるような跡地の活用方策について、市一丸となって県へ要請をしていただきたいというふうに考えます。市長の見解を求めます。

○市長（池田 孝）

やっぱり、曾於市にとって一番いい方向でできるように検討し、そして県に要望しながら実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。あれだけの立派な施設でありますから、跡地というのは大事ですので、その活用を十分できるように努力をしてまいります。

○6番（原田賢一郎議員）

あれだけの立派な施設と歴史と文化のある高校でございました。ですので、曾於市が合併してよかったと言えるような、そこに威力を発揮して、そして跡地も非常に活発に利用ができて地域の再生につながるような検討委員会をつくっていただいて、そっちの方向で鋭意努力をしていただくことを要請をいたしまして、私の一般

質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 零時02分

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月11日

(第5日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成25年6月11日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下2件一括議題）

- 第1 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第48号 曾於市道路線の認定について

- 第3 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

（以下3件一括議題）

- 第4 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第5 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）
- 第6 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）

- 第7 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

（以下2件一括議題）

- 第8 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
- 第9 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）

（以下3件一括議題）

- 第10 陳情第2号 高原病院建設に関する陳情書
- 第11 陳情第5号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について
- 第12 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則

10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	(欠 員)	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長兼事務係長 田 平 五月男 総務係長 山 口 弘 二
 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	久 留 守
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	中 山 浩 二	畜 産 課 長	木 佐 貫 育 穂
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 和 弘	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	切 通 宏	水 道 課 長	福 岡 隆 一

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第48号 曾於市道路線の認定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第2、議案第48号、曾於市道路線の認定についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案第48号について、数項目質問いたします。

まず第1点は、提案されている2路線についての幅員並びに延長について報告してください。

2点目は、今回のこの2路線を含めて、市道の総路線と総延長が幾らになるか答弁してください。

3点目、今回の財部、北俣の市営の住宅内を通る道路についての市道の認定の提案でございますが、現在、曾於市が所有する市営住宅等の敷地内については、全て例外なく市道として認定されているのか。若干、認定されていないところがあるのか。幅員など、条件は満たしているものの、現在まだ認定されていないのがあるのかどうかを含めて答弁してください。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

お答え申し上げます。

今回の、曾於市道路線の認定につきましてですが、今回「ほたるヶ丘ニュータウン」の造成に伴いまして築造されました「ほたるヶ丘1号線」、これが、幅員が6mから7m、延長が265mでございます。もう一つが「ほたるヶ丘2号線」、幅員6m、延長124mの2路線につきまして、市道への認定をお願いするものでございます。

それから、2番目の市道の総路線、総延長ということでございます。今回のこの2路線を含めまして、路線数が1,012路線となります。実延長が95万2,750mということで、約953kmということになります。

それから、所有する市営住宅等に係る道路の市道への認定ということでございますが、今回この「ほたるヶ丘ニュータウン」につきましても、都市計画区域内にあるということで、3,000m²以上の開発行為ということに当たりまして、その開発行為の許可を受ける必要がございましたけれども、その中で、そこに設ける道路、「開発道路」といいますけれども、車両の通り抜けを原則とし、その幅員も6m以上であることが求められます。そして、なおかつ維持・補修等に対応するための管理区分の明確化を求められる、市道としての指定が開発許可の条件となるということで、今回、こういった開発行為を受けた部分については、市道の認定が必要になるということでございます。例えば、川内団地の道路とか、そういうものに関しての市道の認定はないところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

2点、質問いたします。

今回の場合、市道開発行為の許可を受けているということで、それを前提としての市道への認定の提案でございますが、結果として、曾於市にとってはもろもろの点から見まして、市道に認定したほうがいけば100%確実にやはりいいのかどうか、メリットがあるのかどうか。ほかに方法論はないのかどうか。あるとしたら、やはりどういった点で今回の市道認定のほうが、よりメリットが曾於市にとっては財政上含めてあるのかどうか。細かい点がわかりませんので、答弁してください。

2点目の質問、関連いたしまして、今、例えば川内団地が出されましたけれども、川内団地の場合は市道には認定されてないですね。それは、どういった要件が不足して認定がされていないのかどうか。総じて、曾於市内の、以下の質問に戻りますけれども、市が所有する市営住宅等の敷地内においては、認定されている路線と認定されていない、認定があるいはできない路線がどれほどそれぞれあるのか、分類されていたら、まとめて報告してください。

3点目の質問、認定されていない住宅等内の道路については、どういったやり方で市道の改修等・整備は進めているのか。手法を、やり方を含めて答えていただきたいと考えています。

以上、大きく3項目の質問であります。

○建設課長（高岡亮蔵）

今回は、開発許可を受ける必要があったということで、その条件でございまして、団地をつくって道路ができるわけですが、その道路が例えば傷んだ場合、ど

こが補修するのか、そういった管理区分を明確にしないと、開発許可を受けることができないということが大前提でございまして、こういった認定をお願いするところでございます。

そのほかの団地につきましては、団地内の通路ということで、これは建設課のほうで団地敷地内の管理はもう市有財産として行うところでございます。団地内の道路が市道としての認定、それから、それ以外ということでの分類はしていないところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

ちょっと、答弁が質問とかみ合っていないです。3回目であります。かみ合った答弁をしてください。

まず、1点目の質問は、現在、市が所有する市営住宅等のいわゆる宅地内の道路については、市道に認定されている道路と認定されていない道路がありますよね。今回の提案については、一応開発許可がおりたということで、それが課長の答弁ですと、大きな要件を備えていたために、市道認定ができたために提案されたということでございます。

質問でありますけれども、分類は、市営住宅内の道路については、どれぐらいが市道認定されていて、一方、どれぐらいが市道認定されていないというのは、分類されていないということでもありますけれども、市道認定された場合が100%財政面を含めて、曾於市にとってはメリットがあるのかといった確認を含めて、質問なんですよ。

第2点で、関連して、認定されていない道路については、何らかの形で改修が必要だったらお金をかけなければいけないですけども、そうした場合はどういったやり方、手法でもって整備を行っているのか。100%一般財源で対応をせざるを得ないのかを含めての質問なんですよ。これが、質問の2点目です。

ほかにもありますけど、以上2点、わかりやすく答弁してください。

3点目も追加して質問いたします。分類されていないということでしたけども、市営住宅等の中で、市道認定されているのは大体おおむね全体の何割くらいになりますか。一部だと思んですけども、だいたいどれくらいになりますか。答えていただきたいと考えております。

なぜ、細かいことを言うかということ、平成28年度以降はもう合併特例債もなくなるし、財政上も市税収入もそう樂觀は許されないということ、かなり見ていかなければならないと思います。課長答弁ありましたように、市道だけで実に95万mでしょう。大変な道路になります。ですから、こうした点で、やはり5年後、10年後を見据えた道路のあり方についても、一つの考え方として研究すべきじゃないかと

私は思っております。そうした長期的な視点からの質問でありますので、答えられる範囲内で答えてください。

○建設課長（高岡亮蔵）

団地内の市道の認定をした箇所というのは、ちょっとほとんどないんじゃないかと思っております。財政上は市道の認定をすることで、市道としての整備がまたできますので、その中で例えば起債等借りれる場合も出てくるという有利性はあるのかもしれませんが、ほとんど、特に大きなメリットといたしますか、そういうものは考えられないところでございます。あと、市道につきましては、例えば民間で開発行為を受けられた場合でも、その道路等につきましては、その管理区分を求められる場合がございます、市道としての認定をしまして、市のほうで管理をしてるところも一部あるところがございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

はい、地方交付税等の算定基準の中に含まれますので、財政的にはその分有利になるかと思えます。

○議長（谷口義則）

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第3 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第44号、曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第44号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第4 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第5 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）

日程第6 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第6、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますが、議案の46並びに47号については通告要旨の中で、提案された議案の事業の内容について説明してくださいということで通告してありますので、その方向で答弁してください。

議案の45号の過疎自立促進計画の変更について、数項目、質問をいたします。

質問の第1点は、今回提案されたこの自立促進計画の中には、例えば合併特例債など、ほかのいわゆる起債事業も含まれていると思っております。まず、その確認でございます。確認をしていただいた上で、関連して質問をいたします。

例えば、この資料の中の参考資料の中で一番最後のページ、14の14ページの中で「過疎自立促進計画の総事業費総計」ってあります。総事業費が列記されております。例えば、概算事業費では、括弧の中では22年度から平成27年度までの概算事業費の総額が347億円、そして括弧を閉じたのが総額で267億円と書かれております。

先ほどの質問に関連いたしますが、このことは、つまり過疎債を使った22年度から27年度までの事業費の総額が267億円であり、過疎債を含めて、もちろんほかの合併特例債など、もろもろ含めた起債事業の総額が347億円という理解でいいのか、これが質問方々の確認、これが第1点でございます。

第2点目は、もう3回しか質問がありませんので、まとめて質問いたしますけれども、そうであるならば、毎年の25年度以降でいいです。25年度（本年度）、26年度、27年度、それぞれの年度ごとの過疎債が幾らであり、そしてほかのそれぞれの起債が年度ごとにそれぞれで何億円であるか。そして、これらを含めた総額が25、26、27年度それぞれで何億円であるのかを教えてください。これがはっきりわからないから、せつかくの過疎債の自立計画の提案であるのに、そのメインとなる、中心となる過疎債が、25年度どれだけであるのかがこれではわからんとですよ、具

体的には細かいことが。その点でお答え願いたいと思っております。

次に、3点目、関連いたしまして、この参考資料では、計画変更になっている事業費については朱色で一応わかりやすく記載されております。具体的な質問であります。例えば25年度の過疎債の赤字文字もたくさん非常にあります。質問であります。25年度は当初予算で予算化されていますよね。今、6月ですので年度途中であります。年度途中であるのを考えた場合に、この提案された25年度の過疎債の事業費の新規並びに変更、たくさんあります。これは規定化された、既に予算化された25年度のそれぞれの事業費との関連性はどうかであるのか。それに符合する、一致するのかどうかですね。それとも、今回提案されたために改めて9月以降、補正予算で変更をしなければならないのか、そのあたりがはっきりわからんとですよ。質問の趣旨はわかっておられると思いますので、それにかみ合った答弁をしてください。特に、新規というのがあります。新規で25年度に赤ってのが初めて顔を出した。ですから、3月の当初予算ではまだ予算化されていないと思うんですけどね。今回の6月の一般会計の補正予算でも、見る限りにおいてはこの「新規」というのが入っていないように思われます。そうした点で、疑問点が出ましたのでお聞きしているわけでございます。

次の質問、今回のこの過疎自立促進計画の変更並びに、そもそも、過疎自立計画は、言うまでもなく、市の総合振興計画あるいは市の財政計画と基本的には関連性を持たせておりますので、一定の整合性を保たなければならないと当然のことながら考えております。その点で、当然、総合振興計画あるいは財政計画、あるいは本年度、25年度の場合は25年度の事業並びに予算化された事業計画におきまして、整合性を持たせた上での、それを検討した上での今回の提案でなければならないし、であろうと思っております。その点の確認でございます。これは確認してください。それを前提として質問いたしますが、例えば本年度（平成25年度）の総合振興計画では、過疎債をあるいは広く起債を使った事業費は、総合振興計画を全部トータルいたしますと何億円であるのか、これが第1点。

第2点目、今、提案されている過疎債、あるいはこの過疎自立計画に基づく過疎債を使った事業費は、25年度幾らであるのか。これは先ほどの14の14ページを見ますと、例えば25年度は49億円とありますよね、これは。細かく言いますと、49億2,686万8,000円とあります。こうした確認でいいのかどうか。まず、総合振興計画で25年度幾らであり、この起債を使った事業が、そして、過疎自立計画が49億円がいいのか、これを確認。

3点目は、財政計画。財政計画では25年度、起債を使った事業費は幾らであるのか。財政計画ではですね、25年度。そのことについて、お答え願いたいと考えてお

ります。

とりあえず、以上の点について答弁してください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、第1点目の合併特例債の事業とか入ってるのとか御質問ですけれども、過疎計画については、22年度に変更になりまして、ソフト事業が入ってきたわけですが、ハードがほとんど中心となるかと思っております。この中には、合併特例債の事業計画というのはございませんので、当然この中に合併特例債の事業も入ってきているものと思っております。

平成25年度の過疎債の内訳ということで、議員も御存じのとおり、国家予算がまだ過疎債の全体枠のが決定いたしておりません。それで過疎債につきましては、県のほうに予算が決まりまして、それから振り分けがありますので、そういったことにつきまして、過疎債のこの中でどれを、対象の事業を今回は上げておりますので、どの事業が過疎債を使った事業ということについては、確定はできないところでございます。

先ほども言いましたように、まだ国家予算が決まっておりません。県のほうにもまだその通知が来ておりませんので、この中で鹿児島県に幾ら予算化されて、曾於市のほうに幾ら振り分けられるかという数字は、私どもまだ持ち得ていないところでございます。

それと、25年度予算新規につきましては、予算書を見ていただければわかると思っておりますけれども、全てにおいて予算化されております。中には、26年度からの事業とか入っておりますので、その辺は御確認いただきたいと思っております。

それと、振興計画との整合性ですけれども、過疎計画は、総合振興計画の範疇にあるものと私ども理解しておりますので、大枠は、総合振興計画は曾於市全体の計画ということでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

議案の第46号についてでございます。この間の事業と今後の事業についてということでございます。末吉町石之脇・平沢津辺地に係る市道の整備につきましては旧南之郷中学校付近から石之脇集落にいたる市道柿木下・石之脇線と、石之脇集落から平沢津集落に至る石之脇・平沢津線の2つの路線の整備を行っております。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（高岡亮蔵）

はい、始まっております。柿木下・石之脇線につきましては、平成18年から整備

が始まっており、総延長1,200mのうち1,070mの整備を終え、整備率が89%となっております。残区間につきましては、石之脇集落内の延長130mが残っておりますが、25年度で整備を終える予定です。石之脇・平沢津線につきましては、平成15年から整備が始まりましたが、総延長3,670mのうち3,310mの整備を終え、整備率が90%となっております。残区間が、石之脇集落付近の延長230mと平沢津集落付近の130mの合計360mとなっております、こちらにつきましては、平成25年から平成27年までの3カ年で整備を終える予定でございます。

事業費についてでございますが、石之脇・平沢津線につきましては、現在3,310mを平成15年から平成24年で整備いたしております。その間の事業費が3億1,353万8,000円でございます。それから、柿木下・石之脇線が全体1,200mございますが、そのうち平成18年から平成24年度で1,070mを整備いたしております。この間の事業費が1億4,502万5,000円でございます。

それから、議案第47号についてでございます。事業の内容についてということでございます。財部町・高塚・桐原・溝ノ口辺地における事業内容につきましては、桐原集落と溝ノ口集落を結ぶ市道、桐原・溝ノ口線の整備を予定しております。今回は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、図面にありますように道路の狭隘な区間を中心に幅員6m、総延長700mの整備を予定しております。平成25年度につきましては、このうち300mの測量設計並びに用地買収等を予定しております。以上です。

今回、この路線の整備につきましては700mを5年間でということをお願いいたしておりますが、充用金につきましては9,700万円を予定いたしております。

○21番（徳峰一成議員）

質問が前後しますが、議案46、47号に付随して質問いたします。いずれもいわゆる辺地債を使った事業でありますよね。これは言うまでもなく、ほかの起債よりも条件がはるかにいい、曾於市にとっては、財源的には事業でありますよね。質問であります、これは最も使える道路の整備については辺地債を使わなければもちろんいけませんけれども、曾於市内の現在の道路状況を考えた場合に、ほかに使えるのがあったら今のうちに私は使わなければいけないと思っております。あるのかどうか。

第2点目、もちろん、辺地債の枠があります。枠はまだ十分あるのかどうかですね。枠があるんだったら、今のうちで使わなければ、今後合併特例債だけでなくて辺地債を含めて、少なくとも長い目で見たい方向には起債はならないと思うんですよ、地方自治体にとって。ですから、特段に有利な起債にとっては、今のうちに最大限、私は研究して使うべきじゃないかと思っております。そうした点から、

まだ枠があるのかどうか、あるいはほかに曾於市内で使える路線があったら、これは最優先して調査して使うべきじゃないかといった提案を含めた質問であります。答えていただきたいと思っております。

次に、議案の45号について、再度、企画課長ですか、質問いたしますが、全く答弁がこれは不十分ですよ。まず、質問であります、総合振興計画は、具体的に25年度、起債を使った事業費は幾らでありますか。当然、総合振興計画でありますから、いわば荒っぽいといいますか、部分があったにしても、全体の計画でありますので、その中で事業費として起債はおおむね幾ら使うと。これは、特例債が幾らとか過疎債が幾らという、細かく私は聞いてんじゃないんですよ。当然、起債を使うことを前提に、多くがやはり計画に入れなければならないし、入れてあると思うんですよ。ですから、それがそもそも総合振興計画の基本的な性格でしょう。ですから、25年度だけでいいです。25年度総合振興計画の中で、総事業費の中で。

じゃあ、まず質問いたします、課長、25年度の総合振興計画を盛られた総事業費は何億円ですか。総事業費は、これが第1点。

総事業費の中で起債を使った事業費は何億円ですか。単純化して質問いたします。まず、この点について答えてください。

それから、この提案されている資料の中の過疎自立促進計画の中で、過疎債が幾らであり、あるいはほかの起債が幾らであるか、まだ国の認定許可がおりないために今の段階でわからないということでございます。つまり答弁できないということでございますので、具体的な質問には移ることができませんけれども、先ほどの質問で、答弁で漏れてた点、財政計画は25年度何億円になっていきますか、起債を使った財政計画。たしか、50億円近いと思ったんですよ。一定の数字の違いが出ていますね、これ。一般会計でいいです、一般会計で幾らになっていきますか。これを答弁してください。

そして、この提案された事業を見る限りにおきましては、25年度は一般会計においては49億円でありますけれども、この財政計画とこの提案されている49億円の一定の開きといいますか、いわゆる乖離については、これは財政運営上も市にとっては、いわば想定内といいますか、想定内であると理解していいのかどうか確認してください。

最後の質問、繰り返しますけれども、25年度の予算との関係です。もう一回質問いたします、課長、25年度のもろもろの起債を使った事業については、3月の当初予算でもう既に予算化されていますよね。基本的には、金額的にもですね。そして、もう既に25年度の、年度途中の今、6月において過疎債の変更が25年度もう相当項目、相当たくさん、計画の変更が出されております。基本的には、これは計画の増

額でありますよ、多くが。事業費の増額であります。中には、25年度に「新規」というのがありますよ。新しく顔を出したのが。

こうした事業費の増額、あるいは25年度に初めて今回顔を出した「新規」については、ことしの3月の当初予算では、予算化されていないと思うんですよ。ですから、今提案されているんですからね。事後承認的だと思うんですよ。このように理解をせざるを得ないと思うんですよ、一般的には。

ですから、質問でありますけれども、この25年度の、少なくとも今回変更となった事業あるいは今回新たに「新規」として入っている25年度の事業については、予算化された事業との関連性はどうなっているんですかと聞いてるんですよ。これは、9月議会以降に補正予算として一応提案されるのですかって。あるいは、提案しなくてほかの理由があるんですかって。考えても気づかないものですから、単純な質問してんですよ、どうなってるんですかって、25年度。26年度は今後の来年以降の議会で提案されるでしょうけども、この変更の点についてはですね。その点わかりやすく答弁してください。わかりやすく、25年度。

以上ですが。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。辺地債の枠ということですが、これは過疎債等と一緒に配分があるものと思っておりますので、今、現時点では把握して。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

これは申請しますので、今、新規で2つの財部と末吉の路線をあげましたけれども。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

その点については、財政課のほうで御説明申し上げます。新過疎計画の事業費ということですが、当初、振興計画の計画を渡しております。一応、地方債としまして、37億9,500万円ほど計画では上げているところがございます。それと、当初予算との関係、この「新規」ということですが、今回、提案しました16ページからのですが、これ、全部言ったほうがいいですかね。当初予算書に載ってるんですけども。これは、繰越事業と「新規」で当初予算に掲載いたしております。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

辺地、過疎等に、「枠」というので申し上げましたが、これは当初に示されるわけではございませんで、こちらのほうで申請をいたしまして、それを全国枠の中でそれぞれの自治体に分けるということでございますので、「枠」が幾らだというのは言えないところでございます。ただ、25年度の当初予算の段階で組みましたのは、合併特例債で25億7,520万、辺地で1億4,540万、過疎債で7億6,490万ほど組んでいるところでございます。

それと、25年、26年、27年の起債の総額をとということでございましたが、財政計画でいきますと、皆さん方にお示ししてあるのが、25年度が41億9,740万、26年度が28億4,520万、27年度が37億2,400万ということでお示ししてありますが、これは当然また今後、若干変わってくるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

3回目であります。最初のは市長の責任持って答弁をどなたかで市長自身答弁してください。

議案の45号、46、47に関連いたしますけども、辺地債を使ったんですね。2回目の質問の繰り返しですけれども、辺地債を使ったほうがベターな、そうした道路が曾於市内にどこどこがどれだけあるのかという質問なんです。そうした調査を行わなければ、積極的に最も条件がいい辺地債をどんどん使うことにならんでしょう。辺地債を使えるかどうかは別にして、辺地債をここは使ったほうがいいのかというような地域あるでしょ、限定されてですね。それはどこどこにありますかという、そういった質問なんです。それは調査しなければいけないですよ、使えるかどうかは別にして。これが質問の第1点であります。

2点目は、使えるとして、最大限使わなければいけないって。そういった点で、曾於市にとってはまだ余裕枠があるのですかって。申請しなければ、余裕枠があるかどうかかわらんでしょう。消極的な申請ではわからんです。これは、誰が見ても最大限、積極的に辺地債は活用すべきですよ。道路整備はですね。そうした辺地債に対しての受けとめ方が、私はどれだけあるか率直言って疑問だから質問してるんですよ。もう、3回目でありますので、納得できる答弁をしてください。

次の質問、過疎債等の問題についてもそうであります。もう細かい点は省きますけれども、総合振興計画あるいは財政計画、過疎債を含めた過疎自立促進計画は、一定、整合性を、特別会計を含めて一般会計はもちろんでありますけれども、持たさなければいけません。そのための計画でありますよ。特に、28年度以降は合併特例債は基本的に切れません。5年間で、平成33年度からなくなりますよ。ですから、そうした長期的な視野に立っても、この位置づけは私は大事じゃないかと思ってお

ります。

その点ですね、もう一点だけ、再度質問いたします。例えば、平成25年度、ただいまの課長答弁では、25年度の財政計画は、起債を使ったのが41億円ですよね。課長、そうですね、41億円。で、自立計画では49億円になっておりますよ。そうですね、49億円になっていますよ。で、一方において総合振興計画では、答弁あったように37億円になっていますよ。つまり、37億円、41億円、49億円という。これは、いわば許容範囲、想定内の範囲であると考えていいのか。そうした質問なんです。私はとても想定内とは思ってない。本当に、どれだけ計画が活かされているかですね。これは、来年以降のものじゃなくて、本年度ですよ。今、執行しつつある本年度の事業について、こうした、いわば大きな数億単位の隔たり、乖離が出ている。これでいいのかわかりませんが、ちょっと疑問なんです。その点で、26年度以降の今後の事業にも関係しますので、その点でどなたか責任ある答弁をしてください。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、辺地債というのは一番有利な充当率80という形で、私ども執行部も理解をいたしております。これについては、御存じのとおり、100点以上の地区というのが該当するのが条件になってきます。今回の例を挙げますと、高塚・溝ノ口線、諏訪辺地。点数は、この議案書にも書いてありますけれども、そういった点数。それと、事業課と私どもが連携しまして、今後、辺地の地区に認定される場所については、いろいろ事業が上がってきたところに、打ち合わせはいたしているところでございます。学校の位置とか、今後、財部、岩川高校が統合されて末吉高校に1校になります。高校の距離等が今度は遠くなりますので、大隅、財部についてはまた点数が上がるものと思っておりますので、こういった有利な辺地を使うように、今後事業が上がってきたときには、事業課と一緒に連携をとりながら辺地債の活用というのをしていく所存でございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほど、私は、財政計画の中で、25年度の計画では41億9,740万円ということで申し上げました。これは、昨年10月に財政計画をつくったときにお示したものでございます。今後、こちらあたりは変わってくるだろうということで申し上げましたけれども、今、私の手持ち資料の中でも何億円かまた変わってきております。そういった意味で、許容範囲であるかどうかということをお示ししましたが、その中に入るのかわかりませんが、若干この数値あたりは今から変わってくる。

財政計画も、今年度分もまた見直しをしなければなりません、そういったところ等で「枠」というものを調整はしていかないといけないというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○1番（今鶴治信議員）

私は、議案45号、曾於市過疎地域自立促進計画変更についての地場産業振興、流通販売施設についてお伺いいたします。

これは、以前、私が一般質問をしました大隅町の農協のところにある予冷倉庫のことではないかと思って質問いたします。

今回、新規で上がっておりますが、前、経済課長答弁では、真空予冷庫を考えていないかと私が質問したとき、今後のことだということでしたが、この予冷庫施設がどのようなものであるか。また、その規模、面積。また、以前ほかの会で建設予定地を大隅の第1農協選果場の西側の土地に購入をして、そこに建てる予定であると、以前、説明を受けましたけど、聞くところによりますと、今、変わったかございませぬけど、隣接地の同意をいただけなくて、農地転用がスムーズにいったいなかと以前聞いておりましたので、その場所につくられるのか、また新たなところにつくられるのか、以上をお伺いいたします。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、地場産業の振興ということで、流通販売施設等の内容ということで、JAが計画いたしております出荷施設でございますけれども、これにつきましては、議員も今おっしゃいましたとおり、大隅南地区にございます農協の第1選果場の隣に建設予定ということでございます。

真空予冷庫につきましては、その内容につきましては、JAのほうで判断するというので、こちらのほうとしても、真空予冷庫はどうなんだろうというような投げかけはしたんですけれども、それについての回答というのは、今のところまだいただいてないということで、その具体的な計画内容につきましては、JAのほうで協議をされるということでございます。

それと、規模と面積等でございますけれども、この施設につきましては、集出荷の貯蔵施設とそれから予冷施設と、一応、2つの設備となります。集出荷のほうの貯蔵施設につきましては1棟の670m²、それから予冷庫につきましては450m²ということで、そのほかにフォークリフトを2台導入される予定となっているところでございます。

それと、場所についてのお尋ねでございますが、私どもも最初、議員がおっしゃ

るとおり、予定していた建設地の予定地が買収がなかなかできないというのを聞いておりましたけれども、先般、改めて問い合わせたところ、もとの計画していた場所の交渉ができたということで、用地買収が終わったというようなことで聞いておりますので、当初予定どおりの位置で建設がされるものと考えております。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

今の時点では、わかっている点はそれぐらいというのも理解いたします。用地の取得は、多分スムーズにいったかとは思いますが、道路を挟んで隣接の人の同意をいただけないと農業委員会の転用許可が難しいというのを聞きましたけど、その点については、まだ把握されていないということでしょうか。

○経済課長（富岡浩一）

この点については、まだ具体的な申請とか、そういったものもちょっと見ておりません。ただ、用地がもとの場所で確保ができた、用地買収が済んだということを聞いているところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

今の説明で理解しました。

○議長（谷口義則）

ここで10分間、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

今、審議されている3件の議案は総務委員会に付託されることになっております。私どもは、当初予算を審議するときこの事業は適当かどうかということを判断して、事業場所は各委員会というんですか、所管のところでは決定いたしておりますので、総務委員会で審議するという事は、過疎債として利用していいか、当然、将来負担が残るから借金でいいかということと、確実に事業が実施できるかということで、議会の同意承認を求めているものだというふうに考えております。そういうことで、今回この2議案の中に、当初、私が今から質問することは、2議案とも建経委員会では予算が出てきましたから、承認をいたしております。しかし、実際

こうして過疎計画の中でいろんな表現が出てきますと、これで大丈夫かなあということで、御質問をいたすわけでございます。

まず、議案第45号の過疎計画でございます。この中の道路の部分でございます。道路で改良舗装、あるいは改良舗装及び橋梁という区別がされて計画をされております。私は通山に行ったときに、ここ、予算で中が改良が進んで工事を実施されてなかったもんだから、聞かれましたので、いや、ことしの予算には測量が出てきていますよということを述べたわけでございます。

ところが、その方が言われるには、道路は広くなったけども、橋梁は昔のままだと、狭いと、この橋はどうなっているんですかということを知りましたから、なるほどなと思って、私はこの改良舗装の中に入っていくんかなと思っただけですけども、今回の議案を見ますと、改良舗装と改良舗装プラス橋梁というのがございます。

そういうことで、この改良された道路幅より橋の幅員が狭いわけですけども、この橋の改良計画はないのか、これは私が今言ってるのは通山橋のことでございます。昭和12年に架設されております。そして、川は馬立川というふうに橋には標示されておりました。橋の幅員はたしか4 mなかったと思います。通山からは6 mの幅員が2車線が来ておまして、途中で狭くなっております。そしてまた、馬立川は6 mちゅうのが、これは高速道路の関係でなったと思うんですけども、途中だけが6 mになりまして、あとは5 mになっております。ということで、この橋の改良計画はないのかということを知りたいと思います。

それから、2番目に道路を3月議会に建経委員会が現場を調査しまして、委員会の報告書にも出してございますけれども、湯之尻の交差点が今、改良になっておりますが、あれが改良済み、もう本年中になるわけですけども、あの交差点から文化センター、総合センターですか、向こうのほうに行く途中に大手橋という橋がありまして、その橋が非常に昔の幅のままでありまして、当時の建設課長の説明では、計画にはないということでございました。これではおかしいじゃないかちゅうことで、建経委員会としては、改良すべきであるということで意見を出したわけですが、特に夜の会合が総合センターである場合は、財部側のほうが、あそこ1本で通ってくるわけでございます。運動公園、あそこの運動場がありますけども、あの行事等についても、遠回りすりゃありますけども、一番近い道ということで多くの人を使うんじゃないかと思いますが、この湯之尻の大手橋という名前になっておりますけれども、この拡幅の計画はないかということを知りたいです。

3点目に、こういうことで、市道をどんどん改良されて拡幅されていきますけれども、橋が拡幅された道路より狭いというのは何か所あるのか。そのような橋の

狭いところが何か所かあると思いますけれども、この改良計画についての考え方はどうかということをお伺いをいたします。

それから、47号でございます。これ、財部町・高塚・桐原・溝ノ口辺地の改良計画でございます。この現地につきましては、23年度の決算審査のときに、議員全員で現地、決算の現地ということで、大川原から中谷のほうにずっと溝ノ口のほうに行きましたので、議員の方々は御存じだと思っておりますが、いわゆる説明によりますと、まあそうなる、それを期待しているんですけれども、観光資源の開発が期待される場所であるということでございます。25年度、ことしから測量をスタートいたしまして、29年度までの計画でございます。

この観光ということでの測量となりますと、単に拡幅したばかりではだめじゃないかと、途中で駐車場を、幾分かの駐車場とか、あるいは腰かけを置くぐらいの幅員をとる、あるいは川下に向かっての道路は平原から溝ノ口のほうに向かって行くんですけれども、その川辺が見えるような方法の改良、道路の溝ノ口側のほうに下っていく道路の右側、高土手でございまして、あそこはなかなか難しいと思っております。あれをつくるときに旧財部町時代もいろいろ問題のあったところでございます。そのような観光としての期待をされる道路改良をどのようにして測量するのか、本年度は測量だけでございますから、やはりその測量の中に考えを取り入れていかなきゃならないというふうを考えております。

それから、この事業で計画をされているのは、この添付されてる図面を見ますと、溝ノ口発電所がありますけど、あの滝の狭隘なところまでと、橋まで行ってないようです。中間に橋があるわけですが、橋までは行ってないようですが、その後の上の台地の、溝ノ口川から上の台地のところまでは改良がされてきておりますけれども、その間の改良は今後計画はないのかということも今でも手前の桐原川からすると、いい改良になっておりますけれども、直線的になっておりますけれども、ちょっと幅員とか側溝をかけるとかというようなことで、幅員は確保できると思っておりますが、そのような部分の改良、いわゆる残った部分の改良はどう考えているのか、これについての質疑をいたします。

○建設課長（高岡亮蔵）

お答え申し上げます。

まず、道路の改良、通山橋整備の計画はないのかということでございます。改良舗装と改良舗装及び橋梁の表記の区別につきましては、道路整備内容が、改良舗装のみの場合と橋梁のかけかえまで含む場合で区別しております。今回の過疎計画の中では、中谷線が、唯一、事業内容を改良舗装及び橋梁としておりますが、中谷線の整備につきましては、中谷橋の改良河川改修との関連もあり、道路改良とあわせ

て整備する必要があったことから、改良舗装及び橋梁と表記しております。

なお、橋梁単体の整備の場合は、事業名が橋梁の部分に計上しております。馬立・通山線にある通山橋につきましては、幅員3.6m、延長13.3mの橋梁ですが、前後を幅員6.5mで道路改良しており、橋梁部が狭くなっております。橋梁の改良につきましては、事業費もかさむことから、緊急性や必要性を考慮しながら整備を進めております。今後、交通量等も考慮しながら検討してまいります。

それから、2番目でございます、湯之尻の大手橋の件でございます。大手橋につきましては、3月議会の曾於市一般会計予算の委員会審査報告において、幅員が狭く早期の改良が必要との御指摘を受けたところです。この大手橋は幅員が4.5m、延長が19.2mありますが、現在、乗用車同士でのすれ違いはできますが、左岸側、湯之尻交差点側の取りつけが急角度ですので、手前で片方が待つような状況にあります。この大手橋から湯之尻交差点間の市道の整備を平成25年度に終える予定でありますので、橋への取りつけの角度が緩くなりますので幾分通りやすくなると思っておりますが、この路線につきましては、文化センターへ通じ、大隅方面への近道でもあることから、近年、交通量がふえており、安全な通行を考えますと整備が必要と考えております。現在、現況の橋を生かした拡幅等の工法で整備ができないか検討いたしております。

それから、市道よりその橋の幅員が狭いのは何カ所あるかということでございます。曾於市が管理します2m以上の橋梁は205橋ありますが、そのうち道路の幅員より橋の幅員が狭い箇所は90カ所となっております。橋梁の整備につきましては、整備に要する事業費も大きいことから、これらの橋梁を全て拡幅することはできないわけですが、交通量などを考慮しながら、必要性、緊急性に応じ、整備を検討してまいります。

また、長寿命化による補修についても取り組んでおりますので、通行しやすい橋梁となるよう検討してまいります。

それから、桐原・溝ノ口線の整備で、観光を考えてどのような測量ということでございます。この桐原・溝ノ口線につきましては、桐原集落から溝ノ口集落を結び、本市の観光名所である三連轟や溝ノ口洞穴にアクセスする道路であり、それらの観光資源を生かすべく整備を計画するものです。現況の道路路面が、道路ののり面が岩盤であり、また長いことから現況を生かした1.5車線的な整備をする必要があると考えており、景観等にも配慮しなければならないと考えております。幅員を広くとれる部分につきましては、駐車帯を設けたり、休憩施設等のスペースを確保できればと思っております。また、川への視界が開けるような工夫についても、関係各課と連携をとりながら検討してまいります。

この区間の残された部分の改良はどのようにするのかということでございます。この今回の辺地に係る公共的施設の整備、総合整備計画は5年間の計画ですので、残る部分につきましては、この整備が完了する時点で、必要な部分について検討してまいります。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

過疎計画の中の馬立・通山線の件でございます。3.5mしかない、6.5mで来てて3.5mしかないということで、馬立側のほうはまだそれぐらいの6.5m部分は来てないんですけど、大変、橋が狭く感じまして、また、橋に道路から橋が狭くなりますよという標識は全然してないんですよ。そういうことで、ぜひ、これは13.3mでそんなに長くはない橋でございますから、改良すべきだというふうに考えますから、早急に改良方を検討するというところでございましたので、お願いいたしたいと思います。

もう一つ、この道路は国道の10号線から入ってくるんですよ。10号線からこの馬立・通山線に入る道路の入り口を、皆さん、一回で見つけられますか。私はこれを見てから、もう一回行ってみたんですよ。そうすると、通り過ぎてしまうんですよ。徳元病院のちょっと先のほうから、こっちの都城のほうから行きますと入りますけど、いわゆる、入り口が非常に、あそこは5m近くあると思うんですけども、人家が上方にありまして、入り口が見つけられない場所なんです。また、交通量は非常に多いです。前は南小学校入り口という小さいのが立っておったですけども、今は全然それがない。そういう道路の入り口というのも、何か10号線のほうに印でもしたら、交通安全の上からも非常にいいんじゃないかなと思いますから、ぜひ、こういう道路がありますよと、南小学校に行くのはこっちのほうですよという標識も、これもお願いをいたしております。

それから、その大手橋の件ですけども、これ常時利用する方が多いと思いますので、早急に改良すべきだということを検討方お願いいたしておきます。

もう一つの、市内にそういう幅員が狭くなってるところが90もの橋があるということでございます。田舎に、田舎というと失礼ですけども、交通量が少ないところは、それで改良までしてというところもあるかもわかりませんが、やはり道路幅と橋の幅は同じであるというのが原則だろうと思いますから、極力、改良をするようにお願いをいたしておきます。

それから、この47号のものでございます。今、課長のほうから説明がありましたように、ぜひ、そういうことを考えて測量に入れとってもらいたいと思います。でなければ、測量をした後はなかなか変更して実施するちゅうことも、いろいろなま

た問題が出てくるだろうと思いますから、土地交渉の買収まで今年度に入っておりますので、ぜひ、そういう1.5車線と言われましたけれども、前から1.5車線ちゅう話は聞きますけど、実際1.5車線の幅があるところの道路改良ちゅうのは余り、カーブをとったところは残っておりますけど、測量して新たに1.5車線にしたという場所は私は気づいておりませんので、これは、ぜひ測量の中でその1.5車線化の場所もつくっていただきたいと。そして、そこに駐車、あるいは、この1.5車線の敷地の脇でもいいですから、休憩所をつくっていただくように設計をすべきだということをお願いをいたしておきます。

それと、今後のことについては、残されたことは今回は5年計画であるから、後のまた5年のときにこれを計画するというございましたので、もう少ししか残ってないと思います。ぜひ計画をお願いいたしておきます。

それから、45号、47号の議案を通じて、企画課長がさっき、徳峰議員の質問の中に、ちょっと私は疑義を感じたんです。申し上げておきます。私どもは建経でこれを審議する際、また、議員の方々に配られたこの委員会説明資料、この中を見ていただければわかるんですけども、辺地対策事業でやりますよ、過疎対策事業でやりますよ、市単独事業でやります、この事業がですね。あるいは、新整備総合交付金事業でやりますよと。これは、合併特例債でやりますよちゅう、区分けをして出されてるんですよ。で、私どもはこういう財源があるからできるんだなと、こういうことであるんだなということであります。

まだわかってないと、どれぐらいくるかわかってないちゅうのをちょっと私は当初予算をつくる時点で、そういうことで説明をされておりますが、事業化されている、予定している起債については、そのとおり獲得することに努力されますということぐらいは、言ってもらわなければ、わかりませんよ、まだ、国のほうから内示がないですよというようなことじゃ、私どもが審議する際に来るか来んかわからんとを前提に審議するちゅうことはできませんので、十分その辺は考慮しながら仕事を進めていきたいということをお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

通告に基づきまして質問いたしますが、関連がありますので、先ほど同僚議員の山下議員からも起債事業についての、特に本年度案については、大方が当初予算で議決をいただいております、その中でどういった起債を使うかは説明がされており、また、それは前提でありますので、もっと明確な財政のあるいは起債内容については答弁をしていただきたいと思っております。

まず、歳入の4ページでありますけれども、財政調整基金の繰り入れが9,044万4,000円ありますが、このことで、これを繰り入れることによって残高が幾らになっているか。

次に、5ページのふるさと開発基金、実に3億円も繰り入れております。住宅建設費への充当でありますけれども、このことで残高が幾らになっているか。このふるさと並びに財政調整基金は、財政計画の範囲内での当然、繰り入れであると思うんですけれども、確認方々、この点についても想定内であるか計画の範囲内であるか答弁してください。

次の19ページについてでございます。これはもう単純な質問なんですけれども、685万1,000円ホームページ管理費とありますが、予算現額はゼロですね。ゼロで、この年度途中で今回初めて予算計上されております。その点で、内容について全議員初めて聞く内容でありますので、わかりやすく説明をしてください。

次に、27ページであります。27ページの老人ホームの清寿園の空調設備を中心とした4,240万円の予算提案であります。これも今回初めて予算計上されておりますね。4,000万を超える大きな事業でありながら、当初に予算化されておられません。なぜ、当初で予算化されなかったのか、これが第1点。

第2点目、この事業は4,000万を超えますから、当然、この過疎計画等に総合振興計画等に入っていると思うんです。入っているかどうか、この確認であります。これが質問の第2点目であります。

質問の3点目は、この事業の内容についてでございます。金額が余りにも大きい

です。これまで、この今使ってる空調関係は何年度に一応設置されたのか、もう老朽化してると思うんですけども、そのための予算提案であろうかと思いますが、その経過を含めて説明してください。いずれにいたしましても、やはりこうした非常に金額が大きい事業については計画に入れて、そして当初予算で、やはり提案すべきじゃないでしょうか。当初予算で提案されて、金額が増減が生じたために補正を行ってることは理解できますけども、最初からほんともう数千万円というのは、ちょっと経過がわからないために疑問に感じたところでありますので、答弁をしてください。

次の37ページ、これも同様な質問でございます。当初予算では予算現額はゼロであります。ユズ加工施設の管理費の394万、金額は大きい金額ではございませんけれども、このユズ冷凍の保管の電気料負担金ということで、電気料負担金とわかってるはずでありますよね。わかっているはずであるのに、当初予算でゼロ計上、チェック機関の議会も3月議会で指摘しなかった点も考えなければいけないけども、いずれにいたしましても、この補正途中でゼロ計上って、わかってなかったのかどうか。建物があって電気料というのは、当然使うわけであります。負担金というのも当然出さなきゃいけないと思っていますけども、そういうことにならなかったのかどうか含めて説明してください。

次に、39ページ、これは活動火山周辺地域の防災営農対策事業費の1,093万1,000円ということで、大隅の大谷飼料生産組合ということでございますけれども、これ、事業内容を含めて説明してください。こうした補助事業を受ける場合、今回提案されている、こういった要件が整えば、事業として予算化できるのか。このことを含めて説明してください。

次に、43ページの農業基盤整備促進事業の中の事業費の2,023万8,000円、これ、農道の整備ですね。まず質問は、これは末吉町内にありますけれども、まず事業内容について説明してください。場所についてもグミキ谷地区でありますけども、これも今後、議会に対してグミキ谷で聞いてわかる人は、恐らく、末吉町出身の議員を含めて誰一人いないと思うんですよ。ですから、少なくとも字ぐらいは書いてください。末吉町の諏訪なら諏訪、南之郷は南之郷ということですね。先ほど、大谷は書いてありました、大谷は。

それから、2点目の質問は、これはこの計画は総合振興計画の中に入っておりますか。これが質問の2点目であります。

それから、3点目は、この財源内訳を見る限りにおいては、地方債がゼロであります。国庫支出金と一般財源でありますけども、この事業は起債は入っていないのでしょうか。通常は道路整備となったら、何らかの起債が幾らか入ってますよね。

今回は地方債がゼロになっておりますが、なぜ入れなかったのか、入らなかったのかを含めて答弁してください。

以上、これは3項目の質問であります。事業内容、総合振興計画、起債が入っていないがといった質問であります。

次に、最後に46ページの地域振興住宅の建設事業費について質問いたします。いわゆる、この市単独の国の補助を受けない市単独の市営住宅振興住宅建設で、当初予算でも1億2,524万円議決をされておりますけれども、今回、実に3億3,100万3,000円という大変なこの補正予算の事業費的にも提案でございます。これは、前年度24年度も大きな事業でございました。ただ、池田市政にとっても金額的にも大きな事業のこれは最たるもんじゃないかと思っております。

質問であります。今回の建設予定の18戸を含めて、あるいは、これまでの議決されたのを含めて28戸、地区ごとに説明をしてください。18戸がどこどこで、そして当初予算含んで28戸がどこどこで、そしてトータル的に25年度の補正予算を含めて何戸になるのか、まずその内容から説明してください。

それから、質問の2点目、昨年も私は質問したことでありますけれども、確かにこの地域振興住宅は一定の貢献度は高いと思っております。もちろん、評価をいたします。ただ、財源には限りがありますので、地域を活性化するあるいは少子化対策を含めて可能な限り予算的にも財源的にも最優先すべきであるということは、議会あるいは市当局も同じ共通の認識、気持ちじゃないかと思っております。過疎化対策、少子化対策は、財源はいろいろあっても、もう最優先して使うべきじゃないかと。

それを前提にしての誤解のないように質問でありますけれども、そうした中で、特にこの地域振興住宅が特段の予算を使っております、昨年、特に本年度を含めてですね。そうした点で、どれだけほかの事業に比べて、少子化対策、過疎事業に比べて、なぜ、これだけ優先して使わなければいけないのか、それなりのやはり立証責任というか、それなりのやはり説明がもうそろそろ私は必要ではないかと思っております。どういった点で、これだけやっぱりする必要があるのだというのを、市民に対しても議会に対しても、特に議会に対しては説明をすべきじゃないでしょうか。

なぜかと言いますと、繰り返しますが、過疎化対策、少子化対策はしなければならぬことがいっぱいあるはずでございますし、また、なければならぬからでございます。何も私は地域振興住宅をもうほどほどにきなさいとか、これぐらいにきなさいということ言ってるんじゃないですよ。これは誤解のないように。繰り返しますが、やはり、これだけお金の一般財源を使った以上、やはり、それなりの常

にこの分析と説明責任が私は必要じゃないかと思うんですよ。そうしたことで、なるほどと、これだけやったら、やっぱり現在も今後も使うべきだなということに共通の認識になると思うんですよ。そうした論議が全くされてないんですよ、本会議においても。ですから、くどいようではありますが、そうした点で、きょうの答弁の中で準備ができていたら答弁してください。準備ができてなかったら、今後の問題提起として検討をしてください。繰り返しますが、過小評価してるわけじゃ、さらさらないんですよ。その点は誤解のないように。

以上ですが。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、財政調整基金、ふるさと開発基金の現在額ということでございますが、財調につきましては、21億6,133万2,000円。それから、ふるさと開発基金でございますが、7億6,618万円でございます。それと、これが想定内であるのかどうかということですが、ちょっと時期的には早かったなという気がしておりますけれども、想定内というふうに思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

19ページのことについて、お答えいたします。685万1,000円について、この事業は曾於市のホームページを再構築するものでございます。県の緊急雇用創出事業補助金を活用し、使い勝手のよいホームページに利便性等を向上させるものにしていきたいと思っております。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

27ページの養護老人ホーム清寿園管理費について、お答えいたします。

3つほど質問をいただきましたけれども、まとめてお答えしたいと思います。経過等も含めてでございますが、本施設は、平成5年度から6年度にかけて建設されました。よって、19年目を迎えているという施設でございます。空調設備につきましても、当初、設立以来でございますが、特に平成22年度から修繕が多くなっております。特に、平成23年度につきましては10件、約160万円ほどの修繕をいたしております。さらに、部品等は手に入りにくいという状況もありましたので、平成23年度の後半ぐらいから、この全面改修につきまして、いろいろ検討を重ねてきたところでございます。

平成25年度の当初予算になぜかということでございますが、当初は平成25年度の当初予算にこの4,240万を計上予定でございましたけれども、平成24年度の最後にありました国の補正予算、これによりまして、この施設の修繕についても対象とな

るのではないかという話もありましたので、当初予算に計上することを一旦ストップさせていただきまして、もし、対象とならない場合は、平成25年度の6月補正予算で対応するというので、打ち合わせをしていたところでございます。結果といたしまして、対象となりませんでしたので、今回6月補正をお願いするものでございます。

計画についてでございますけれども、過疎計画につきましては、これは過疎債の対象になりません、施設の修繕でございますので、それには載せておりませんが、総合振興計画につきましては、平成25年度2月の改定で、この額4,240万全て一般財源ということで登載をいたしております。

それから、事業の内容についてでございますけれども、27ページのほうに書いてございますが、デイサービスセンターを含めまして室外機が15台、室内機が95台ございます。これを全面的に取りかえるというものでございまして、なお、配管等につきましては、既存のものを使用するというので計画をいたしております。ということで、委託料を40万円、工事請負費を4,200万円というところで今回お願いしているところでございます。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、37ページのユズ加工施設管理費の394万円についてでございますけれども、この施設につきましては、平成24年度に整備いたしました。稼働は25年度からということで、当初では11月からユズが出だしますもので、そのような稼働を想定していたところでございます。電気料につきましても、10月から3月分の半年分を当初予算では354万を計上していたところでございます。しかしながら、食彩センターのほうから、24年産のユズを3月までは民間の冷凍庫に預けておりましたけれども、これをせっかくできてるということで、完成いたしました冷凍施設のほうに移したいというようなことでございましたので、4月から保管が始まっているところでございます。したがって、電気料につきましては、4月から来年の3月までの12カ月分が発生するというので、その半年分が増額になるということでございます。

なお、これが電気料ということで当初は組んでおりましたけれども、これが負担金という形になりましたのは、今、食彩センターのほうに配電盤が1つございまして、我々は冷凍施設はまた別なものというふうに一応考えておりましたけれども、九電のほうから、1つの敷地内には1つの配電盤しかできないということでございましたので、現在あります配電盤から子メーターをとりまして、これまでの食彩センターの分と冷凍庫の分と2つに分かれるというような形になりました。請求のほ

うが、九電からの請求につきましてはメセナ食彩センターのほうに一括して請求がされるといふことのでございましたので、この分を一旦は食彩センターのほうで全額を支払っていただきまして、冷凍施設部分を負担金というふうな形で食彩センターのほうにお支払いするといふふうな形で、このようになつたところでございます。

また、これとあわせて座置きで修繕料を40万円ほど計上させていただきますして、トータルで394万円の増となつたところでございます。

以上です。

○畜産課長（木佐貫育穂）

資料の39ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業の1,093万1,000円の増ですが、大隅町大谷飼料生産組合萩原信久組合長ほか2名が補助事業を活用してトラクター、フロントローダー、ロールクラブ、ロータリー、ディスクモア、ジャイロヘーメーカ、ロールベアラ、ラッピングマシーン、ブロードキャスター、マニアスプレッダの飼料作物収穫・調製用の機械10台を整備するものであります。

なお、補助率は事業費の65%であります。

なお、採択基準ですけれども、受益面積はおおむね1.5ha以上、総事業費が50万円以上であること。また、組合の構成員が60歳未満、それから、組合の構成ですけれども、生計別が3人以上といふことので世帯が別であるといふこと、それから、肉用牛、乳用牛を飼育していることといふふうになっております。

○耕地課長（吉田誠得）

43ページの2,023万8,000円の件でございます。農業基盤整備促進事業でございますけれども、まず、1番目の質問でございます事業内容でございますが、受益面積が8.9ha、総事業費が4,800万、受益者戸数が47戸でございます。

事業の概要は、舗装工が2カ年で1,170mでございます。25年度分が事業費で2,000万円、延長で430mでございます。26年度が2,800万の740mを施工する予定でございます。

場所につきましては、諏訪の高松でございます。広域農道の大和家の先から六町方面に向けての農道といふことでございます。

2番目の御質問の振興計画でございますけれども、これについては入っております。あと地方債につきましては、財政のほうとも協議をいたしましたけれども、今回については、この起債は充当しないといふことので結論を見ております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

地域振興住宅に関する補正につきまして、2つほどありましたけれども、1番目

についてお答え申し上げます。

地域振興住宅建設事業につきましては、当初予算に1億2,524万円を計上し、暫定的に10戸の建設を予定しておりましたが、今回18戸の建設を追加し、計28戸の建設を行うため、3億3,100万3,000円の補正をお願いしており、総額が4億5,624万3,000円となるところでございます。

内容につきましては、入居希望者の募集の結果50名の応募がありましたが、入居者選考審査会による選考等ありまして、最終的に建設戸数を28戸とすることとし、それに伴う委託費、工事請負費、用地費等を追加するものでございます。

場所につきましては、末吉地区が全体で12戸でございまして、その内訳が、柳迫が5戸でございます。それから深川が2戸、諏訪が2戸、櫛が3戸、合計の12戸でございます。大隅が全体で、これもまた12戸でございます。内訳が、菅牟田が2戸、笠木が2戸、それから月野が2戸、八合原が5戸、恒吉が1戸でございます。それから、財部が合計で4戸でございまして、内訳が、馬立が2戸、大川原が2戸でございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほどお答えしましたので、1点ほど訂正をさせていただきたいと思いますが、財政計画の想定内かどうかという御質問でございました。

25年度が4億3,806万1000円の繰り入れを、財政計画ではこの金額でございしますが、これに対して私は申し上げましたけども、実は当初予算のときに9億374万2,000円を繰り入れて予算編成をしておりますので、これを足しますとオーバーして、結論から言いますと想定外ということになりますので、訂正させていただきたいというふうに思います。

○21番（徳峰一成議員）

まず、財政計画の関連で訂正がありましたけども、これは先ほどの議案提案とも関係あるんですね。総合振興計画並びに財政計画あるいは起債計画が、実際に25年度の予算と想定内といいますか、整合性を保たれているかということで、保たれているという趣旨の当局答弁ではなかったかと思うんですが、これは、来年度以降じゃなくて既に本年度において、こうした逸脱といいますか、想定外が見られるということ、もっとこの実態を見た正確な答弁を各課長含めてしていただきたいと思うんですよ。もっと科学的っていうか、出された資料に基づいてですね。

質問であります、想定外の13億がもう繰り入れられてるっていうことでありますけど、これについては、どう受けとめておられるか、今後の考え方を含めて答弁してください。これが質問の第1点であります。

質問の第2点目、それぞれの課長の答弁を伺って大方納得できました。で、畜産課長に質問いたしますけど、39ページです。この大隅町の大谷のことについて、活動火山の営農対策事業の受けるに当たっての要件といたしますか、1.5ha以上とか、50万円以上とか、あるいは60歳未満とか、3人以上とか、肉、乳用牛が前提であるとかいった答弁がありました。65%補助もまあいい補助ではないかと思っております。

質問でありますけれども、こうした要件を備えた地域とか、あるいは生産組合つくるとして、団体は曾於市内にはたくさんできるのじゃないでしょうか。これが、積極的に活用がなされているのか、これが第1点。

当然、この補助には枠があると思います、枠が。枠は大体どれくらいであるのか、これが第2点目。

あるいは、全てがいい内容でなくて、もちろん、いろいろ農家等から見て使う側から見て、また問題点や課題あるいは改善すべき内容もあろうかと思えます。問題点等はこの事業の場合どういった点で問題点があるのか。総合的に今3点ほど質問いたしましたけども、答弁を踏まえてしてください。これが質問であります。

次に、農業基盤整備事業について、1点課長に質問いたします。

耕地課長の説明では、一般財源2,023万8,000円、財政当局と打ち合わせたけれども、今回は起債は使わないということでございます。これは、2カ年事業ですよ。起債に余裕の枠があるならば、100%私は使うべきだと思うんですよ。一般財源を100%使うよりも何%でも、起債が使えたら起債使ったほうがいいでしょう、誰が見ても。そのための起債だから。起債がもうフルに使われて、目いっぱいだったのかどうか、まあ、そうだったらいたし方ないけど。こうした道路整備で、全額を一般財源、しかも2カ年事業ですよ、起債が使えるんだったら使うべきですよ。使えなくて使わなかったのか、あるいは、もう枠等があってもともと使えなかったのか、もっと詳しくどなたでもいいですので説明してください。ちょっと不十分ではなかったでしょうか、答弁が。

次に、最後に46ページのこの地域振興住宅について、特に、私は財源的な立場からの位置づけを明確にした上で、きょう答弁ができれば答弁してください。

毎年3億円、4億円それ以上使われているんですよ。で、課長答弁にもありましたように、応募者は非常に多いんですよ、50名応募ですよ。そして、今、抽選といたしますか28名、これはもう誰がどう考えても応募したくなる住宅ですがね。要件さえ備えたら全額、市が用地を含めて建物つくって、それも建物も間取りを含めて比較的スペースもあります。そして、できた後、修繕までしてくれるんでしょう。これほど特段の有利な事業はないですよ。ですから、これだけ応募がある、恐らく今

後まだふえますよ。そうした場合に、どこまで曾於市として財源的に対応はできるのか、あるいはもろもろの少子化対策活性化事業との関連性においても、どこまで対応ができるのか、やはり総合的にこれは議会に対しても説明が必要じゃないでしょうか。

これは、市の単独事業でありますから、補助事業じゃないから。その点で、きょうできる範囲内で答弁してください。できる範囲内で、ぼんぼん3億、4億見たことのないお金がどんどん提案されてるんですよ、一般財源として、あるいは起債を含めて。できる範囲内で、きょうは提案日でありますので説明してください。できない分は今後、委員会審議もあるでしょうから、委員会審議の中で深く討議をしていただくように望みますけれども、とりあえずは答弁してください。

○財政課長（池之上幸夫）

それでは、お答えいたします。

今後の考え方ということでございますが、財政調整基金につきましては、先ほど申し上げたような残額でございますが、この基金そのものが、いわゆる住民サービスの向上に対して、不足する財源について取り崩して活用するということで、補正のこの財源調整といったような役割ももっています。したがって、補正のときに足りなかった分は、第一義的にここから取り崩しをするわけですが、先ほど申し上げましたように、年度当初の予算編成のときに随分大きな金額を使っています。したがって、原則的にはふるさと開発基金もそうですが、当初予算編成で取り崩した分は、できるだけそれを繰り戻しができるように、財政運営ができたらなどというふうには思っております。

基金の額でございますが、24年度末が31億円ございました。したがって、これから補正のときに取り崩しをしていくわけですが、30億前後は欲しいなというふうには思っているところでございます。

それから、ふるさと開発基金でございますが、今後の考え方としまして、住宅整備の関係、新規団地の建設や公営住宅の改修等にこれは使っていきたいというふうには思っておりますけれども、3億円取り崩しましたので、先ほどのような金額になっているところでございます。例年でありまして、ことしはしませんでした。去年、おとしは、それぞれ1億7,000万ずつ予算編成のときにこれを取り崩して、返済をしたところでございますけど、今回はこの補正で3億円ということになったところでございます。

以上でございます。

○畜産課長（木佐貫育穂）

質問の1点目、まず活用がなされているかという質問ですけど、平成17年に合併

いたしまして毎年度実施しております。ただ、平成20年度と23年度は要望がなく実施しておりませんが、それ以外は実施しております。

それから、予算の枠があるかという質問ですが、例えば26年度の予算を確保するために、25年度に事前に県との協議をいたしております。それで、事業費を全体的に県のほうが取りまとめて国に要望するような状況でなっております、ほとんどが予算を確保している状況であります。

それから、問題点ですが、1つの組合で3戸以上の組合員で実施していかなければいけないんですが、なかなか組合の設立、組合活動が安易にできないことも、一つ要因になっているんじゃないかなというふうに思っているところであります。

○耕地課長（吉田誠得）

事業の起債の件でございますけれども、私どもの知る限りでは、財政課のほうと協議いたしまして、御質問のように枠があって使わないんじゃないかと、使えなかったという説明を受けております。

○市長（池田 孝）

地域振興住宅ですが、昨年度より極端に多くなってきているようであります。ですので、補正をお願いをいたしておるところですが、おっしゃるとおり余りにも希望者が多く、そしてまた子供がいらっしゃる家庭を中心として優先的に受け入れるという形にいたしました。

場所も先ほど担当課長から報告があったとおりであり、3町、本当に均衡のとれた形で申請もありました。そしてまた、それぞれの各町の地域への希望も出ているところであります。そのようなことから、それぞれの地域の活性化につながる、そしてまた、人口の減少に、これ市外からですので歯どめがかかる。そしてまた、高齢化比率も上がらないような形で子供連れですので、非常に有利なあれだと思っております。今回はこのようなことで御提案を申し上げましたけれども、来年度以降どうするかは、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問に入ります。この財政調整基金を含めてのふるさと基金にも関連がありますけれども、この積み立てとあるいは取り崩しの関係においては、もちろん一定の計画性に基づいてしなければならないわけでありまして、その点で、例えば、財政調整基金については、思っていた以上にもう6月のこの補正の段階で本年度は取り崩しているということでもあります。これは場合によってはあり得ると思えるんですね。これは否定しているわけじゃないんですが、あり得ると思うんですが、いずれにいたしましても、本年度、当然その対応策として、25年度は考えていた以

上にまた積み立てなければ最終段階でならないと思うんですよ。これはもう当然のことだと思うんですね。その点でどなたか責任ある方々が、もともとの計画にのっとり繰り入れ、そして積み立てについては、本年度していただきたいという確認を含めた質問でありますので、責任ある答弁をしてください。

億単位のお金でありますので、やはり軽視、軽く見ることはできませんので、答弁してください。

次の質問であります。この43ページ、くどいようでありますけども、財政当局かどなたかに質問いたします。

耕地課長の2回目の質問では、起債に対応できなかったということで使えなかったって使えなかったという表現だったですね、ことでありますが、なぜ使えなかったのか。使えるって思ってるんですよ、道路整備において。どういった点で使えなかったんでしょうか、使えなかった理由を示してください。

これはもう明確に答弁してください。3回しか質問する機会ありませんので、どういったことで使えなかったのか、はっきりすればもちろん納得できますので、まあくどいようでありますけども、使えるものはもう100%全て使うべきだと思います、起債を。

一般財源は100%使うことは、間違ってもすべきじゃないと思っているものですから、こだわりを持っているわけがございます、事業の金額、内容に関係なく。ですから、使えなかった理由を明確にしてください。

次に、最後の地域振興住宅について、2点ほど質問いたします。1回目と2回目の質問が答弁漏れでありますので、市長、いずれにいたしましても3億、4億、今後このままではもっとふえるだろうと思うんです。ですから、もろもろ財政面を含めて考えた場合に、曾於市の場合1年間に大体、何戸あるいは何億円ほどがこれは対応できるのか、それは検討されてると思います。大体、何億円程度だったら、今の財政の事情が許す限り使えるであろうって、それは答弁してください。

それから、第2点目は、先ほどの繰り返しの質問であります。やはりこの振興住宅についての位置づけといいますか、どういった点でやはり必要であると。非常に一般財源をたくさん起債を含めて使っているけども、どういったことでやはり総体として必要であると。これはまあ何戸入居した、何人子供がいるっていう側面も大事で必要でありますけども、そのもろもろを考えてやはりもっと研究して、この点は位置づけはしっかりするべきじゃないかと思うんです。その点で、何らかの報告が本年度6月議会までできなかつたら、これはやはり担当課に一つの課題として検討は指示すべき、提起すべきじゃないかと思っております。大事な事業であればあるほど、やはりその点で厳しく、やはり自己分析は必要じゃないでしょうか。そ

ういった観点からも質問であります。

くどいようでありますけれども、過小評価しているわけじゃないんです、私はないんですので、それはくれぐれも誤解のないように。

以上の2点について、この点は答弁してください。

○市長（池田 孝）

地域振興住宅でありますけれども、目標値とかそのようなものは持っておりません。

当初、どれくらい集まるかが非常に、市外からの入居をお願いしておるわけですのでわかりませんでした。ところが、多く出てきましたのでいいことだということで、昨年より多くの補正を組んで対応をいたしているところです。ですので、今年もこのような形でお願いをいたしました。今後おっしゃるようなこと等については、検討をしてまとめてみたいというふうに思っているところです。

2点目も同じようなことです。

○財政課長（池之上幸夫）

この基金の積み立て等につきましては、先ほど申し上げたようなことで、こういう結果になりましたけれども、当然、積み立てについては、それを取り崩しをしたぐらいの、まあ、そこまでいけばいいんですが、気持ちで、これはまた財政状況を見ながら、積み立てをしていかなければならないというふうに考えております。

基金の裏づけがありませんと、今後のいろんな状況の変化等に対応できない部分もございますので、そのように考えているところでございます。

農道のこの起債につきましては、起債のやっぱり計画をつくっております。その起債の金額をオーバーしますと、後年度の負担が大きくなってまいりますので、その関係で耕地課とは打ち合わせをしまして、そのようにしたところでございます。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時01分
再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○1番（今鶴治信議員）

私は46ページの地域振興住宅について質問をいたします。先ほど同僚の徳峰議員

より質問がありましたので、それは除いて質問をいたします。

先ほど地区別に聞きたいとこでございましたけど、末吉12戸、大隅12戸、財部4戸、地域的にバランスもとれて、うちの櫛のほうも3戸ほど入居が決まっているようで、本当ありがたいことであります。

今回、新年度予算また補正28戸、昨年も同等ぐらいだったと思いますけど、これまで地域振興住宅が今度の補正合わせて現在、何戸建っておるか、また、その家族の総数がわかっていたらお伺いいたします。

また、私の櫛地区が昨年まで、今、5棟建っておりますけど、ここの少子化対策として、櫛小学校がずっと児童数が減っておりましたけど、今回4人ほどですけれど、久しぶりに児童数がふえたということで、地域の皆さんも、自治会にも加入いただいて、すごく高齢者の人も若い人が入ってくれたと言って、喜びの声を聞いているところでございますけど、昨年在5棟分の宅地造成ですね、うちの地区は。そのときなかなか課長からの話もありましたけど、私のところは第一種農地が多くて、なかなか農振除外の土地が少ないものですからできましたら将来を見込んで、いつも補正で上がって、来年はわかりませんが、団地化したほうがいいと思いますので、5棟分ぐらいを農振除外を前もってして、造成はできないものなのかを伺います。前々、柳迫地区が希望が多かったけど、1戸先に建てて、今の農振じゃなかったけど9戸分を造成されておりましたけど、そういうぐあいにはできないかをお伺いいたします。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

それでは、お答え申し上げます。

地域振興住宅のこれまでの建設戸数でございます。今回28戸を補正をお願いしておりますが、それを合わせまして101戸となるところでございます。

それから、家族の数ということでございます。昨年までが70世帯でございまして、人員が申込み当初で226名でしたが、それが、24年の末では255名にふえております。今回補正をお願いしている世帯数が28戸分、28世帯でございまして、申し込み時における世帯員が99名ということになるところでございます。

それから、櫛地区につきましては、昨年の造成しました箇所が1カ所、それから一昨年に造成しました1カ所、2カ所が用地としてはもう既に確保してございます。1戸足りないわけですけども、それにつきましては、昨年造成しましたところのすぐ隣等、一応今予定はいたしております。

農振除外に関しましては、櫛地区に関しましてもなかなか用地等いろいろこれまで苦労してきたのが本当でございますけれども、募集を受けてみないと戸数が定ま

らないということ等もございまして、できるだけ農振地区は外しての設定を考えております。

以上でございます。

○1番（今鶴治信議員）

課長より、答弁で単純に計算しますと101戸で354人の方が、これまでふえたちゅう計算になりますので、大変な若い人たちが入ってきたということで効果があると実感しております。

また、ただいまございましたように、畑かん関係もあってなかなか優良農地は潰せないという事情もわかりますけど、私もこの件と、定住促進の住宅新規着工補助の方を、宅地をどうしても探してくれということで探したんですけど、なかなか農振であった上に畑かんの給水栓がついておりまして、農振除外がやっとできるところが1カ所見つかったところで、その人も子供連れで地元に戻って来てありがたいこととございますけど、市のほうで農振除外をできるようなところを5戸ほどでも確保していただいと、スムーズに入れるとは思いますが、やはり難しいとは思いますが、今度その隣のところほどのくらい、1棟分ぐらいか、またあと可能なら何棟分ぐらいは余裕があるんでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

今予定しておりますところは3棟ほど建つと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

また、そこが住宅街になったということで、県道なんですけど、この前もちょっと課長にも相談したんですけど、小学校に向かうところの歩道整備ができてないということで、その辺のところも今後を含めて県のほうにも、そういう新興住宅地の団地の近くは要望いただければと思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

県道に沿うような形で今回24年度は整備をいたしまして、25年度もその隣ということになるかと思いますが、子供さんが一挙にふえた形になりますので、歩道等の整備については、地元からも要望等を聞いております。県道ですので、県への要望をいたします。また、振興住宅の造成する中でも歩道等に関する、少し下げてつるとか、そういった工夫はすべきだと考えております。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可します。

○5番（山下 諭議員）

一般会計の補正でございます。私がこれから質疑する点は、建経委員会に付託さ

れるだろうと思いますけど、どうしても本会議で質疑をしまして、議員の皆様方に、こういうことであったということで、わかっと思ってもらいたいということで質疑をいたすわけでございます。

まず、昨年24年度にこのユズ加工施設、これページでいきますと37ページですけど、このユズ加工施設は昨年24年度事業として着工、竣工し、4月1日から運用されてるわけでございます。

24年度の予算は、市で直接運営するんですよという答弁を本会議でもされましたし、そして、また委員会でもされました。それを前提に、これを加工施設の当初の予算は建経では認めております。

そのときにこの設置条例が提案されまして、設置条例の中が、市が直接運営する条例ではないんじゃないかと、指定管理者のみの条例ではないんじゃないかというような指摘があり、そして論議をしまして、私が出しました委員長報告書の条例の審査の結果の中に、この条例は設置の目的と場所を定め、管理については、指定管理者が行う場合の業務管理基準、利用方法、利用等を定めていると、結局、指定管理者を前提にしているんだと。市が直接、運営するという条例ではないけれども、指定管理ということであるから、これはいいだろうということで委員会では認めた経緯がございます。

そこで、御質問を申し上げます。いわゆる3月の定例会のときには、市が直接、当分の間は運営しなければ経費が不明であるから運営しますよという答弁を本会議でもされておりますし、委員会でもされております。この運営が37ページのこれから推測しますと電気料を負担するというので、負担金ということでここに計上をされております。さっき徳峰議員の質問の中にもありましたけど、当初は電気料を半年分当初予算に計上されております。これは、いわゆる使うのが半年ぐらいだろうというようなことでの推定でございます。今回は1年分、ほんとその倍額を計上をされております。

そこで、私が質問しとったのは、負担金ということになっておりましたので、これを支出するのはどこの団体なのかということだったんですけど、今さっきの徳峰議員のあれでは、食彩センターですかね、管理委託をしている食彩センターのほうとの一体としてするからということでございました。

そうしますと、負担金でちゅうこの言葉を使っておりますが、私が考えたのは、市が何割、相手方が幾らか持つんじゃないかというふうに考えたんですけども、その辺の電気料の総額というこの算定の方法を、利用はユズ管理者だけが、製品だけが利用するんじゃないかと、あそこは食彩センターでできる商品は全部あっこに入れるんじゃないかと思うんですけど、独自の商品というものはないものか、とにか

く当初説明されたことと、今回まだ2カ月もたっていない間に、このように変わったというのはなぜなのか、その辺の説明をお願いいたします。

それでは、次に、運営を変更した理由を通告いたしておりましたけれども、さっきの答弁で半年ぐらい利用されるだろうということだったけれども、4月から食彩センターですか、向こうの会社のほうで利用するというようなことでございます。会社でございますから、会社の利用料は幾らだろうかと思って、考えましたところ160万という収入が入っておりますので、これは会社のほうの利用なのか、そこへ出荷されている方々、まあ製品になった分を使うわけですから、会社の利用料だろうと思いますけれども、この算定の基礎についてお伺いをいたします。

と同時に、この年間の冷凍庫の収支はどうなるのかと、もう100%持ち出しなのか、そこに製品を入れて価格がいいときに販売されるわけだから、幾らか利益が出るんじゃないかと思いますが、その辺の利益、年間の収支はどのようにして見ておられるのかということでもあります。

それから3番目に、さっき申しましたように、ユズ利用料160万というのは、この財源に充てられておまして、また歳入のところでも利用料というのが出てきます。これは、経済課長の委員会の答弁では、条例をつくるときにこの条例で直接運営ができるというような答弁をされておりますので、これは、指定管理者を総括する財政課長から答弁をもらいたいと思いますけれども、この利用料というのを、利用料という名義で160万、市が徴収できる根拠の法的根拠をお伺いしたいと思います。私は、利用料は市が徴収できないという理解をいたしております。市が徴収する場合は使用料であると。しかし、指定管理をして指定管理者は使用料の範囲内で、市長と協議してその範囲内であれば指定管理者が取って、指定管理の自分とこの収入にしていくことができますよというようなものだというふうに理解しております。

指定管理を総括していらっしゃる財政課長に、この利用料を法的どのような根拠、条例上から、それから法律上から回答をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、まず1番目の件ですけれども、ユズ冷凍庫の電気料の負担金としての支出先は、議員もおっしゃったとおりメセナ食彩センターでございます。したがって、構成メンバーとなりますと、市とそれから食彩センターという形になりまして、先ほど徳峰議員の御質問にもお答えしたとおり、もとの配電盤が1敷地内には1個ということから、従来のメセナ食彩センターの配電盤を使って子メーターで分けて、それぞれの電気料を出すというような形といたしているところでございます。九電の電気料の請求が、メセナ食彩センターという形で一本で来る関係で、一

且、食彩センターのほうで一括全額を支払っていただくという形になりまして、当然、子メーターで分けました冷凍施設部分のほうは、直営でございますので市のほうで、その部分を負担するというような形をとらざるを得ないというようなことから、半年分を当初10月から3月を組んでおりました半年分に、さらに4月から利用したいという旨の申し出がございましたので、その既存の半年に今回の4月から9月分までの6カ月分をさらに追加して、補正をお願いするところでございます。既定部分につきましては、電気料から負担金への組み替えという形になります。したがって、年間を通しますと、ちょうどこの当初予算354万の倍というような形となるところでございます。708万円という形になります。

それから、この運営方法でございますけれども、3月議会でも申し上げましたとおり、ことしにつきましては、直営でいくということの運営方針は変わっていないところでございます。

また、収支につきましては、直営としたことから、メセナ食彩センターのほうからその保管料という、保管のための利用料ということで160万円を計上をさせていただいたところですが、当初は11月以降が25年産のユズが出ますので、その部分を入れておきますと、当然、毎月貯蔵量は減ってくるわけでございまして、その25年産分の月末の在庫量を試算をいたしているところでございます。また、4月から利用しているということでございますので、4月から9月、10月までの現在民間の倉庫に入れておきましたものが、4月から既に食彩センターの冷凍施設のほうに入っておりますので、その部分を月ごとに大体、残使用料を加味いたしまして使用料を算定いたしました結果、およそ160万円という数字を出したところでございます。

なお、入れるものは当然、ユズ、果汁、それから皮というような形になります。今のところは加工品等をということは考えておりませんが、当然、ユズ製品であれば入れることは可能というふうに考えておりますので、そこはその量に応じた使用料というものをまた食彩センターのほうから市のほうに払っていただければ、いいのではないかとというふうには考えているところでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えをいたします。

指定管理者に定めた場合の、いわゆる指定管理者が取ります利用料というのは、確かに利用料は指定管理者に帰属するわけでございますが、今こちらのほうはユズ冷凍保管庫の設置及び運営に関する条例の中では、いわゆる使用料的なものを利用料という形で条例をつくっておられるようでございます。

したがって、この利用料というものの解釈でございますが、指定管理者が利

用料は取るべきものだと、取ることはできると思いますけども、この段階ではまだ利用料とはなっておりますけども、本来使用料的なものであると。いわゆる行政財産や公の施設の利用あるいは使用、こういったものの関係でございますので、これは同じ利用料でありますけれども、指定管理者の場合の利用料と、この現直営でやっている利用料といいますか、使用料だと思いますけども、ここ辺が、じゃあこれで受け取れないということにはならないんじゃないかというふうな感想を持っております。

○5番（山下 諭議員）

詳細については建経に付託されますので、そこでまた妥当かどうかということをもたまたま審議すればいいわけですが、まず1番目のこの負担金ということに電気料を変えたということでしたが、当初、我々は電気料ということで、直営だから電気料だということだったんですけど、これはいわゆる親メーター、子メーターというような関係でしたということで、九電の側から言わせれば、当然こうしたほうが料金が上がるからいいわけなんです。建設課長は御存じと思うんですけども、建物なんかをつくって、大きな建物をつくって、キュービクルっていうんですか、変圧器っていうか、あれを大きなのを据えますけども、あれを据える場合は、設計された電源となる差し込み料を全部使ったときでキュービクルというのは置くと。それと容量が大きくなると基本料金が上がるわけです。電気料を使っても使わなくても基本料金が上がるわけでございます。だから、九電としては、まだそういう余裕があったからこっち使いなさいということですけども、いわゆる食彩センターのほうのそういう施設は容量があったからだと思うんですけども、その辺はもう設計書をつくった時点で、どれくらいの電気料が要するということは、明確に、最高使った場合どれくらいだということで。課長、これだけは確認しておきます。708万円、これで年間の電気料というのは足りるの。これ、部屋は何ぼか仕切っているかと思うんですけども、これは全部を使った場合でしょうか、それとも一部を使った場合でしょうか。電気料を安くするっていうんだったら、実際使う部屋だけに電気を通して冷凍すればいいわけですから、大変大きな施設だったようですけども、この708万というのは年間を通じてこれで足りるという計算をされておるのか、その点は確認をいたしておきます。

それから、私どもは市が直営ということですから、一切ことし1年間はいろんな運営がわからないから、1年間は市のほうで見ると、その後指定管理を導入したらどうかという考え方のようなのですが、委員会の中ではユズ搾汁センターも指定管理を去年24年の12月ですか、いたしておりますが、これまですべきじゃないかの意見も出たんですけど、内容が不確定やから一応1年間は自分たちで見ますとい

うことのございました。そういうことで運営の変更はないということのございました。ただ、電気料だけが向こうのほうに本来、市が負担すべき電気料のみを向こうのほうに出すんだということでもあります。そのように理解するんですけども、それでよろしいでしょうか。

それから、3番目の利用料の問題です。これについては、財政課のほう、あるいは総務課のほうでこの法規係であれされたから間違いないだろうという前提で、私どもは質問をいたしました。

ことしの3月に議決した条例でありまして、今回の市の条例集の箇条にも載っております。あれも字が小さくて眼鏡をかけても見えないような小さい字でございますが、ここにもとの原稿、私、持ってきたんですけども、市が利用するというこの規定はどこにもないんですよ。おまけにこの利用の許可とか、利用許可の申請書とか、利用許可書、これ変更ですね、これは全部指定管理者にという申請先になっております。市長じゃないんです。ただ、市長宛てのものは、この減免をするときだけのものは市長宛てになっております。

この議案を審査するときに、大隅の農産加工センターができました。あのセンターも指定管理はしてなくて、当分の間は市のほうでしましようということの条例で、あの中には使用料ちゅうことで出てきちよって、指定管理をした場合は、この使用料の範囲内で利用料を取ることができますよという、そういう規定になっておりますよね。あれはそっちのほうは私は正しいと思っております。

この条例は、もう指定管理以外のことは書いてないんですよ、その辺の見解をお伺いいたします。

御存じのように、この指定管理制度が小泉内閣の民間の活用ということで、平成15年に法が改正になりまして、随時、指定管理をいたしております。だから、利用料は強制的に取るというのはいけないようになっておる。使用料という場合は取れるわけですけども、利用料は、市長の許可を得て指定管理者が定めるとなっています。例えば、指定管理者は、入湯料、温泉なんか300円と決まっちゃっても、ああ、これじゃあ人間が来る人が少ないから1回を200円にしましよう、200円にしたら人数が多くなってこれ以上の収入がありますよということだったら、200円を市と協議して200円でやればいわけですから、そういう制度のものは規定してあるのに、予算で利用料を市が取るとのことですよ。そして、申請書もこの施行規則で全部指定管理になっているんですが、この辺はもうちょっと検討すべきというんですか、研究して予算化して条例化すべきだったと思うんですけど、やはり財政課長は統括として、総括として、やはりこれが正しいというふうに断言されるでしょうか。

○経済課長（富岡浩一）

電気料が708万円ですり足りなのかということでございますけれども、この電気料につきましては、1年間をフルに、冷凍庫は2つに区切られております、そのことからその両方をフルに稼働した場合が708万円というふうに試算をいたしておりますので、当然、大体11月ぐらいから在庫量が非常に多くなるわけなんですけれども、その在庫量が月を追うごとにどんどん少なくなっていく、当然製品として出荷していきますので、その分がどんどん減っていくということになりますと、2つの冷凍庫を使うという必要がなくなってくるということもございますので、片方の冷凍庫だけで対応できるとした場合は、もう一方を停止できるということになるかと思っておりますので、そういったものを停止などしていく、あるいは一旦、冷凍をしてみますと電気をとめたとしても、やはり数日間はおもつというようなこともございますので、そういった中断をさせるなり、そのような工夫をしていけば、この電気料よりかなり低い金額で対応できるのではないかと考えております。したがって、708万円あれば十分対応できるというふうに考えております。

また、負担は電気料のみかということでございますけれども、現在のところは予算上は、この電気負担金、それから火災保険料、そして今度お願いいたしております座置き修繕料40万円ということで、座置きということでございますので、通常は考えられないところでございますが、万一のための措置ということでございます。

○財政課長（池之上幸夫）

利用料と使用料のかかりですが、使用料につきましては自治法上でも見てみますと、225条とか228条あたりで使用料ということが出ております。ただ、今度は利用料となりますと、先ほど申し上げました指定管理の関係で、利用料金については、自治法の244条の2第8項に「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる」ということになっております。

したがって、確かに使用料と利用料というのは、捉え方が性質も違うというふうに思っておりますが、当初この条例ができましたときに、利用料というのが使っておりますので、それに統一してこの利用料ということで今回出されたところですが、じゃあ、これで大丈夫かということにつきましては、今、私のほうからこれで大丈夫だという自信はありませんけれども、検討する余地はあるかなとは思っております。しかし、今回出しましたのは、先ほども担当課のほうから答えられましたように、条例に基づきまして利用料を徴収することはできると、その分について今回は出されているところだと思っております。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

第1問というか、第2問、これはまた委員会の中でそれぞれ議員の方々を含めまして審議されるだろうと思います。

それから、今、財政課長が答弁されました市長が利用料金を取ることができる、第何条に書いてあるんですか。市長がですよ。私の手元にある条例集では、指定管理者しかないんですよ、この指定管理をした場合に。当初この議案を審議するときにも建経委員会ではおかしいじゃないかということになりまして、いろいろ論議したんですけども、とにかく指定管理をするための条例であるからいいだろうと。そしてまた、使うのはまだ半年後から、電気料の関係はですね、半年後から出てくるんだろう、その間は何も使われないだろうということで、経済課長は最後に、結論出す場合は委員の方だけで執行部は入っておりませんが、最後にこの条例で大丈夫ですからというふうに言われましたので、改めて財政課長にここで聞くわけですけど。

私もはそういう意味でこれを審議しまして、結論として、ここの委員長報告にありますように、指定管理をするための条例であるからいいでしょうということで、11月の実際こう利用する間に指定管理をするか、もし指定管理が不可能であれば、この条例を改正して使用料の項を設けられるのかのどちらかだろうと思いつたわけですけど、もうこの指定管理の条例のみで利用料を取るといような考え方のようでございます。

今すぐに大隅町の農産加工センター、あれは、これも23年度のだったですか、できた施設ですけども、使用料で決めとって、指定管理もできると、その場合においては、利用料が指定管理者の収納とさせるということになっておりまして、法律にありますように、使用料の範囲内で料金を再度指定管理者が承認を得なければできないということになっているようでございます。この利用料につきましては、まだまだ疑問を感じますので、財政課長もそれから経済課長もこれによろしいということであるようでございます。

あとは、収入役制度が廃止になりまして、会計管理者というのが置かれておりまして、会計管理者がもとの収入役と同じような権限を引き継いでおります。ただ、議会で任命を受けないということだけで、ちょっと弱くなっておりますけども、それを収入されるときに適法であるか、いわゆる調定が適法になされているか、あるいは貸し付けをする場合の契約はあるかということ審査してされますので、その辺はまたこれが実際、収入になったときに適法であったかどうかということは整合いたしたい。と同時に、監査委員のほうから、もしこの予算どおりに執行しておるんであれば、あるいは適正にされておったかどうかという監査委員会の意見も、後

日お伺いしたいということを申し述べまして終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について
(第1号)

日程第9 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第1号)

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正(第1号)について及び日程第9、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正(第1号)についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 陳情第2号 高原病院建設に関する陳情書

日程第11 陳情第5号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について

日程第12 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、陳情第2号、高原病院建設に関する陳情書から、日程第12、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてまでの以上

3件については、配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月20日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時40分

平成25年第2回曾於市議會定例会

平成25年6月20日

(第6日目)

平成25年第2回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成25年6月20日（木曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

（以下2件一括議題）

- 第1 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第2 議案第48号 曾於市道路線の認定について
（建設経済常任委員長報告）
- 第3 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第4 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について
第5 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）
第6 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）
（総務常任委員長報告）
- 第7 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長）

（以下2件一括議題）

- 第8 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）
第9 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）
（文教厚生常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

- 第10 議案第51号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）
第11 議案第53号 平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）
第12 議案第54号 平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）

- 第13 議案第55号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）
- 第14 陳情第1号 「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情
（文教厚生常任委員長報告）
- 第15 陳情第5号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について
（総務常任委員長報告）
- 第16 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第17 議案第56号 曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について
- 第18 議案第57号 曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第19 閉会中の継続審査申出について
（文教厚生常任委員会）
- 第20 閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員会・文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会・議会運営委員会）
- 第21 議員派遣の件

（第6号の追加2）

- 第1 発議第3号 政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書案
- 第2 発議第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男

16番 (欠員) 17番 漆間純明 18番 大津亮二
 19番 迫杉雄 20番 坂口幸夫 21番 徳峰一成
 22番 谷口義則

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長兼議事係長 田平五月男 総務係長 山口弘二
 参事補 宇都正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市	長	池田孝	教	育	長	植村和信									
副	市	長	中山喜夫	教育委員会	総務課長	永山洋一									
副	市	長	末廣光秋	学校	教育課長	森山勇									
総	務	課	長	大窪章義	社会	教育課長	中峯健一郎								
大隅支所	長	兼	地域	振興課長	小濱義洋	市	民	課	長	久留守					
財部支所	長	兼	地域	振興課長	小松昌寿	福祉	事務所	長	兼	福祉課長	今村浩次				
企	画	課	長	岩元祐昭	保	健	課	長	大休寺拓夫						
財	政	課	長	池之上幸夫	経	済	課	長	富岡浩一						
税	務	課	長	吉川俊一	耕	地	課	長	吉田誠得						
会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	中山浩二	畜	産	課	長	木佐貫育穂
監	査	委	員	事	務	局	長	高橋和弘	建	設	課	長	高岡亮蔵		
農	業	委	員	会	事	務	局	長	切通宏	水	道	課	長	福岡隆一	

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第43号 曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第48号 曾於市道路線の認定について

○議長（谷口義則） 日程第1、議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、議案第48号、曾於市道路線の認定についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。建設経済常任委員会に付託された議案3件について、6月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は鹿児島県警察の駐在所再編に伴い、廃止された旧財部南駐在所の跡地を市有住宅として活用するための条例改正であります。

跡地につきましては、市が南方神社から借り受けております住宅用地の523.19m²を鹿児島県警察が借用していたものですが、本年4月に建物は市に無償譲渡されております。現在、入居希望者は1名ですが、公募して決める予定であります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号、曾於市道路線の認定について、本案は本年3月に事業が完成し、現在分譲中の財部ほたるヶ丘ニュータウン内を通る道路を、ほたるヶ丘1号線、延長265m、幅員6m（一部7m）、ほたるヶ丘2号線、延長124m、幅員6mに分けて市道として認定し、管理するためのものであります。当該団地15区画中、現在10区画は売却済みであります。

本案は現地調査もいたしました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

1点だけ質問をいたします。

議案第48号については、現地を調査されたということでありましたが、43号については現地を見られたんでしょうか。やはり簡易な提案でありましても、条例の制定でありますので、個人的にはやはり現場は確認方々調査すべきだと思っておりますが、現地調査はされたんでしょうか。あるいは、されなかった場合は、その理由も含めて答弁してください。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

現地調査をすべきかということでの質問でございましたが、委員会としましては、するかどうかということをご諮りましたところ、前の3月議会ですぐ隣の旧南中学校長住宅、教頭住宅等がありましたけど、あそこが市有住宅になるときに、近くでございましたから、中まで入りませんでしたけども、ここにある駐在所だということではみんな知っているというようなことで、もう調査の必要はないということで調査をいたしておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第43号、曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、曾於市道路線の認定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第48号、曾於市道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号 曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第44号、曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第44号については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。文教厚生常任委員会に付託された議案4件、陳情2件及び継続審査中の陳情1件を6月12日、13日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件、陳情1件及び継続審査中の陳情1件について、それぞれ結論を得ましたので報告いたします。

議案第44号、曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案は大隅中学校上教職員住宅の老朽化による用途廃止に伴い改正するものであります。

用途廃止する大隅中学校上教職員住宅3戸は、昭和47年3月に校長住宅及び一般教職員用住宅として国庫補助事業により建築したものであります。耐用年数は45年

間であり、処分年限を経過するのは平成28年度であります。平成16年3月以降、現在に至るまで長期間にわたり空き家となっており、このたび用途廃止するものであるとの趣旨の説明がありました。

跡地利用の考え方について質疑があり、がけ上、がけ下であり、現時点では跡地利用は考えていないという趣旨の答弁がありました。

また、同じ敷地内の岩川小学校校長住宅については、将来的には移転を検討したいという趣旨の説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第44号、曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第4 議案第45号 曾於市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第5 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）

日程第6 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更についてから、日程第6、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告。総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を6月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件、陳情1件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について、今回の過疎地域自立促進計画の変更は、事業費等が20%以上の変更がある事業で、その中で9事業の追加、1事業の中止、2事業が平成28年度以降に先送りとするもので、その他の事業は事業費等の変更であります。

その中で、まず、2. 産業の振興（1）基盤整備「農業」の中の農業基盤整備促進事業（グミキ谷地区）は、農道整備の設計委託及び工事を行うものであります。同じく（3）経営近代化施設「農業」の中の大隅南地区農業構造改善センター及び大隅岩川地区農業構造改善センターは、屋根、壁等それぞれ施設の改修事業であります。

南地区の改修は平成25年度実施、事業費660万円、岩川地区の改修は平成26年度実施、事業費400万円であります。

また、（4）地場産業の振興、「流通販売施設」の中の鹿児島園芸産地整備事業は、大隅南地区に平成26年度から野菜の予冷库等の施設整備を行うもので、農協の事業であります。

次に、3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（1）の市町村道「道路」の中の光神・安之尾線は改良舗装の整備を行うもので、平成25年度は設計委託と道路改良を計画しており、事業費は2,770万円、七村4号線は平成27年度から事業実施計画であります。

また、（5）電気通信施設等情報化のための施設、「告知放送施設」の中のオフトーク代替施設整備事業は、オフトークにかわるコミュニティFMを構築するもので、平成25年度事業費は設計委託料498万8,000円であります。

次に、4. 生活環境の整備（4）消防施設の中の通信指令室再部分更新事業は、八合原本部に司令室を移転して、デジタル化をする事業計画で、事業費は5,987万6,000円であります。

同じく公営住宅の中の公営住宅ストック総合改善事業（外壁落下防止改善）は、天神丘団地の5・6号棟の改修工事を行うもので、平成25年度事業費5,096万円の計画であります。

以上、9事業が新たに追加されたものであります。

なお、3. 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進の（2）農道の中の経営体育成基盤整備事業（通作・基幹）鳥居原地区農道整備は中止するものであります。

また、同じく農道の中の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（和田地区）及び経営体育成基盤整備事業（大沢津地区）は、平成28年度以降に先送りするものであるとの説明でありました。

審査の過程では、平成25年度の国の大型補正により、平成25年度に繰り越し等になっている事業はどれかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、2. 産業の振興（1）基盤整備「林業」の中の林業・木材産業構造改革事業及び4. 生活環境の整備の（4）消防施設の中の通信指令室再部分更新事業等が対象であるとの答弁でありました。

また、委員会としてオフトーク代替施設整備のコミュニティFMは、地域内放送が必要な地区について同時に市が責任を持って計画を進めるべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては議案40号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（末吉町石之脇・平沢津辺地）、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）、本案について審査に入る前に現地調査を実施しました。

2 議案について審査過程での主な審査内容と結果を一括して報告します。

まず、石之脇・平沢津辺地は、地域内を市道石之脇・平沢津線が石之脇集落へ通じ、石之脇集落から市道柿木下、石之脇線を経由して小学校、中学校への通学路として、また県道に接続し市役所、病院、郵便局、福祉センター等の主要施設への連絡道として地域にとって非常に重要な路線であるが、幅員が狭小で急カーブ、急勾配の未整備の市道であるため、地域住民の生活に多大な支障を与えている。

この市道を改良整備することにより、交通安全及び災害時の避難路の確保や公共施設への連絡時間の短縮・災害時の孤立化の防止等が図られ、生活水準の向上及び他地域との立地条件の格差緩和だけでなく、農産物輸送等が便利になり、地域産業経済の活性化に寄与するため、平成25年度から27年度までの3カ年間の総合整備計

画を定めようとするものであります。

石之脇・平沢津辺地は、総延長493m、幅員5m、事業費4,706万8,000円の道路改良工事であります。

一方、財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地は、本市有数の観光地である悠久の森・大川原峡・桐原の滝等の自然資源の豊富な桐原集落と中谷集落を結ぶ路線であります。路線沿線には三連轟の滝等もあり、観光資源として今後開発が期待され、観光地を結ぶ幹線道路として重要な路線であります。

しかし、現在4m弱の道路で、大型車両通行や車両離合にも苦慮している状況であり、本路線を改良し地域の交通の利便と観光による観光振興を図るため、平成25年度から平成29年度までの5カ年間の総合整備計画を定めようとするものであります。

財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地は、総延長700m、幅員6m、事業費9,700万円の道路改良工事であります。

審査の過程では、委員より、観光振興の視点に十分留意し、計画を進めるべきである。また、辺地事業は一番有利な財政的裏づけがあるので、道路整備計画のある地域を洗い直して、事業を実施する担当課と十分協議して積極的に計画を進めるべきであるとの意見がありました。

以上審査を終え、本委員会として議案第46号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案45号について4点委員長に質問をいたします。

先日の議案提案でも質問し、重なる質問ではありますが、まず質問の第1点は、今回のこの議案について、計画について、一つは総合振興計画並びに財政計画との関連性について、委員会審議の中で議論がされていたら報告をしてください。

第2点目の質問は、平成25年度、本年度のもう既に決まった予算、既定予算と今回変更される、あるいはされるであろう平成25年度の事業とのかかわり、関連性について委員会審議で論議をされていたら、これも報告してください。

第3点目の質問は、平成25年度、本年度の起債事業、これはこの資料によりますと、総額で49億2,686万8,000円とあります。25年度本年度のこの49億2,686万8,000

円の内訳、それは過疎債が幾らで、あるいは合併特例債が幾らであるかを含めて、起債内訳について審議がなされていたら、これもあわせて報告をしてください。

最後に、第4点目の質問であります。この産業の振興の項目のページで言いますと4の14ページという表現でいいんですか、に、フラワーパーク関連の事業費、あるいは事業年度を含めた変更が提案をされております。

質問の第1点でありますけれども、この市が提案しました議案によりますと、議案の16ページから18ページにかけてが産業基盤関係のこの事業、あるいは事業費の変更に伴う計画書の示された資料になりますよね。この中に、フラワーパーク関連が入っていないんですね。

この市の参考資料の4の14ページを見ますと、従前のこれまでのフラワーパーク関連の事業費は13億5,530万円で、そして事業年度が基本的には24年度、25年度、26年の3カ年事業でありました。若干23年度も入っておりますが、それが提案されている変更後の事業費等によりますと、24年度から1年延びまして、27年までの4カ年事業にまず事業年度が変更になっております。それから、金額も総額で約13億円から13億5,190万8,000円と、約5,000万円ほどふえております。

事業年度もふえた上に、事業費も数千万円と大きな変更がありますので、当然これは議案として議会に提出する場合は、重要なやはり変更の一つでありますので、市としてはこの16ページから17ページ、18ページの中にこれは盛り込まなけりゃいけないかと思うんですね。それが盛り込まれてない。なぜ盛り込まなかったのか、これは恣意的であるのか、それとも恣意的でないのかを含めて、委員会審議の中で質問審議がされていたら報告してください。

あわせて、このフラワーパーク関連は、これまでも今現在含んで重要な論点の一つでありますので、審議がなされていたらこれも報告してください。

以上、4項目でございます。

次に、議案の46号と47号、まずまとめた質問の1点でございます。

委員長説明にありますように、これは辺地債を使った整備計画でありますけれども、その事業の初年度が本年度、平成25年度でございます。単純な質問でありますけれども、議案46号並びに47号については、既に本年度25年度については、もう予算措置がされてるのかどうかですね。されているとしたら、それぞれ幾らであるのか。

計画は今提案中でありまして、まさかされていることはないと思うんです。しかし、一方で今年度と書いてあります。もしこの本議会の議決を受けまして、予算提案がされてなかったら、本年の何月議会でそれぞれ事業費は幾らで提案される予定であるのか。本年度から始まる事業であります。基本の基本だと思うんです。その点で当然審議がされていると思いますので、予算化されているか、されてないか。

されないとして何月議会でそれぞれ事業費幾らで本年度は提案を予定してるのか。当然審議がされてると思いますので、報告をしてください。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目は47号でございます。この提案理由にも書いてありますし、ただいまの委員長報告にもありましたけれども、この市道については観光的な側面が強いんですよね。ですから、幅員を4m、6mふやすことを含めての事業でございますが、質問の第1点であります。この道路延長が700mとありますが、結果としてこれは当然現地も見られていると思いますけれども、700mで十分その観光的な側面を含めて、幅員6mを含めて一応対応できると判断されたのか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、やはり観光的な側面がある以上、つまりこの溝ノ口川との見通しを含めて、やはり総体的に考えていくべきじゃないかと考えられます。道路の単に整備を行うのは、もちろん第一義的に大事でありますけれども、あわせてそうした視界、見通しを含めて、あるいは川の向かい側の山合いを含めて、やはり観光的な側面からの道路整備が必要じゃないかと思えます。

やっぱり一旦つくったからには、つくる過程の中で十分議論をすべきじゃないでしょうか。この点については蛇足になりますが、例えば末吉南之郷の高岡下から平沢津にかけての、これも辺地債だったと思うんですが、使う過程の中でも当時議会でも議論された点でございます。

その点で、先ほど委員長報告としても1点若干要望、指摘ありましたけれども、それではもう正直言って私はまだ弱いんじゃないかと思っております。この計画段階で議会として、やはり観光的側面で注文をつける点はどんどん注文をしたほうが、私はいいんじゃないかと思えますが、その点まだ注文がされてない点、議会審議がされたけどもという点がありましたら、報告をしていただきたいと思っております。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案45号4点ということでありまして、なかなか難しい指摘ですが、基本的には総括質疑でこの問題については、徳峰議員が執行部に聞かれておりましたので、私たちも総合振興計画、財政計画との関連性ということで、きょうも総合振興計画、財政計画を持って来ておりますが、基本的には過疎計画の中には、総合振興計画の一部ということで辺地債は抜いてありますので、数字ここは詰めていないですが、一応関連を持っているんだということで、委員会ではそれ以上のことは出ていないところであります。

それから、25年度と今回の変更の整合性と言われたんじゃないかなと思っておりますが、

当然これは25年度は3月当初予算もありましたので、緊急な追加的以外はここに予算的にも計上されているんだと見てますので、それ以上のことは出てません。

3番目の起債事業の49億と言われましたが、そのことは出ませんでした。

パークゴルフ場の変更、パークゴルフの1年年度が延長になった中で、冒頭の変更の計画の中に載ってないがということではありますが、事業費そのものは若干膨らんでますが、基本的には御存じのとおり、冒頭申したとおり、過疎計画は20%以上の場合、トータルが20%、9項目ある中で20%以上ということで、地域文化の振興が20あります。

それから、その他の自立促進に関し必要な事項というのが、これが33.9、先ほど地域文化が30.3ということでありまして、これを踏まえて我々議会に付したということで、去年は過疎計画は載ってませんでしたので、担当課に去年はなかったのに、なぜことしはあるのかということで、私個人的にも聞きましたが、そういうことで、それ以上の中身、なぜこの前がないのかまでは、委員会の中では審議はしておりません。

それから、議案46号、47号の辺地事業計画ですが、このことについても25年度の当初予算に予算措置されてるのか、今回の辺地事業であるがということではありますが、議案審議の中で建経委員長のほうから、当初予算で十分審議したけど、これは辺地については5年の総合振興計画であるので、それが必要であるか十分総務委員会で検討してくださいということでありましたので、予算的には25年の当初予算に載っております。もう徳峰議員が御存じのとおり載っております。金額もそのとおり、数字が示された金額が載っておりますので、お手元に資料がありますので、ごらんになってください。

それから、議案47号、観光的な面で対応できるのかということではありますが、現地調査もしました。また、総括審議先ほども1点上げました委員長の中でも、川沿いの景観が見えるような観光に配慮した整備をとということでありましたので、若干そこに意見等が、総体の意見等が出ましたので、今後整備していくんでありますので、4m弱の施設、霧島ジオパークも絡んでおりますので、いくんでありますので、そこを十分踏まえて所管課が道路は建設課ですが、観光河川のほうは建経の中に入るんですが、担当課が変わりますが、そういうことで整備すべきだということで、現地でもあったし、今回の委員会の意見も付したところであります。

それから、5年間で700mであります、桐原・溝ノ口線は総延長2,770mでありますので、今回5年間のうちの4年がこれだけ700m、あとがまだたくさんありますので、あとは十分観光に配慮した計画が今後5年後なされるんだろうということを確認をしたところであります。それ以上のことは数字的にもないところです。よろし

くお願いします。

○21番（徳峰一成議員）

絞ってまず議案45号から確認方々質問をいたします。

委員長、本年度は25年度であります。もう既に大方が3月の当初予算で起債事業についても予算化、議決を受けております。そうした議決を受けた過程の中で、本年度の年度途中の6月議会で、この本年度25年度の起債の事業費変更を含めての現在提案でありますよね、提案であります。

私のまず質問の基本的な1点は、この本年度当初予算で議決されたのは、まだ起債変更前の段階での事業費の議会議決であります。この6月の現在審議中の提案されているこの過疎債の本年度25年度の事業費変更後の事業費、本年の事業費の個々の数多くの事業については、今後何月議会で補正予算として提案されるのか、それから質問が出されているのか、その関連性について質問をしているわけでございます。

トータル的には事業費の本年度大きな金額になると思うんですよ。この資料を見ても、本年度25年度事業費変更が余りにも件数が大きいんですね。大きいもんですから、ですから、その点で審議をされてたらお聞かせ願いたいと考えております。

フラワーパーク関係は審議されてないということでもありますので、よろしいです。

次に、議案のこの45号と46号も、2回目の重ねての質問でございます。

委員長のただいまの御説明ですと、25年度本年度については、もう予算化されるということでもありますよね。しかし、この辺地債の提案は、今現在提案されてるんですよ。議決はこれからなんですよ。予算化されているとしたら、では3月議会ではこの本年度の事業費の財源内訳、起債も含めて財源内訳はどうなったのか、そのあたりについて質疑がなされていたら、お聞かせ願いたいと考えております。

くどうようでありますけども、起債は今6月議会で提案されてるわけですよ。3月議会ではもう起債ゼロで議決を得ているのかどうか、その点で質疑がなされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

今回の過疎の変更が25年度の事業と先ほども言ったとおり、変更だが整合性があるのかということではありますが、過疎については県との協議が4月26日に終えております。そういうことで、当然当初の中でもあえてフラワーを言いますと3億1,000万載っております。これは当初予算にも載っておりますので、変更の中で。当然我々はこの変更がそのまま当初予算には加味されているんだということで、審査してございますが、個々、1事業ごとにはチェックしておりませんので、それ以上のことはわかりませんが、変更はそのまま載っているんだ、当初予算で審議されてる

んだと。

後になったがということで、過疎は今回議案提案であるから、後になったがどうかということだろうと思いますが、総合振興計画にもこの変更で全部載っておりますので、それを踏まえて過疎は有利な起債でありますので、過疎で事業が救われなかった場合は、また別なのに変更していくんだということで、今後出てくるんだろうということで我々は踏まえて審議したところであります。

それから、同じく辺地についても、予算との関係やったですかね。辺地債も当然、当初予算の中で辺地事業ということで、建経委員会で審議されて委員会で議決されておりますが、本会議でも議決されましたが、辺地事業ということで、今回県と協議して、議会に付して出していくんだということで、議会の議決を経て付していくんだということでありますので、辺地事業を認めないよって議会がなれば、当然これは過疎とか、いろんなのになっていくんだろうと思うんですが、3月当初予算の中でも辺地事業ということで出ております。

徳峰議員は、さっき辺地事業を出して補正でもという考え方であるんだろうと思いますが、本会議での総括質疑の中でも、先ほども言いましたとおり、山下建経委員長のほうから、辺地事業ということで当年度は十分審議しましたので、総務委員会としては5年間の事業として妥当なのかを、それ1点のみを審議してくださいということでありましたので、現地も見て、先ほど47号については、今回700m 5年間でありますが、後が2,070m残りますので、全線改良が必要であるかは別として、今後も当然5年後も辺地事業が出てくるんだろうということで、全員で見たとこであります。観光的にも配慮ということも見たとこであります。それ以上のことは、私ではわかりません。

○21番（徳峰一成議員）

今のやりとりは、委員長と議員とのやりとりでありますけれども、これは翻って市当局にも関連性がありますので、池田市長、やはり聞いてほしいですね。

私は、これは特に市当局は考えていただきたい点だと思います。数年前も私はこの計画が結果として議会軽視じゃないか、議会後追いじゃないかという感じが、この過疎計画についても言います。つまり、国、県との関係では、まさしく昔からそうでありますけれども、6月議会で議会で審議して、議決を経てから県に上げたら問題ないと考えられます。

しかし、25年の本年度の事業費並びに事業費変更が少なからず関連性があります、提案の中にですね。ですから、これはもう常に3月議会で基本的に大方は審議されて、議決を経てるんですよ。ですから、議会と関連性においては、やはり3月の同時提案といたしましても、予算との関連でこの順番としては、それより早く議案と

して25年度の内容が、事業費の内容が含まれている以上、やはり当局としては提案すべきじゃないかと思うんですよ。これは、今後考えていかなければいけないと。

数年前も市の財政計画ですね、財政計画の議会の出し方が非常に時期が悪い、あるいは計画の出し方として、これはおかしいんじゃないかということで提起して、数年前から前年度の10月、一番新しいので10月に出されています。

この過疎計画についても、やはり少なくとも3月議会で基本的には本年度、25年度の事業費等については、あるいは変更等については出すべきじゃないかと思っております。この点について全く総務委員会の中で審議がされてないのかどうか、今後の有り様として、あり方として基本的な議会とのかかわりにおいて、関連性において質疑がなされていたら、お聞かせ願いたいと思っております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

提案の時期については、審議はしておりません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

私というよりも、共産党議員は1人でありますけれども、鹿児島県議会なんかを参考にいたしましても、議員団で言うておりますので、今後議員団で使わせていただきます。

共産党議員団は、議案の45号については反対をいたします。

その理由は、先ほども申し上げましたけれども、フラワーパーク関連、関連という表現だったら池田市長も納得できるかと思えますけれども、フラワーパーク関連の事業が3年間から4年間に延長されていて、またその事業費総額も13億5,190万8,000円に約5,000万円ほど増額されているこの1点でございます。

ここで一言付言といえますか、申し上げますと、パークゴルフ、特にグラウンドゴルフについては、共産党議員団は頭から反対したことは一回もございません。しかし、花公園とセットのフラワーパーク関連には、一貫して反対をいたしております。

花公園は中止して、仮の話としてパークゴルフ、グラウンドゴルフについては、

市民的な議論を踏まえて場所の選定を含めて、その規模内容を含めて、今後多いに議論して合意の道を探ったらよいといったこれまでの一貫した考え方、立場でありますけれども、いずれにいたしましても、提案されているフラワーパーク関連の事業の中には、花公園もしっかりと入っておりますので、反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第45号、曾於市過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（末吉町石之脇・平沢津辺地）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（末吉町石之脇・平沢津辺地）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）。

各課ごとの審査における主な質疑内容と結果を報告をします。

企画課関係では、ホームページ管理費685万1,000円の増額は、曾於市のホームページを新たに制作するための委託費で、県の緊急雇用創出事業臨時特別基金事業費補助金を活用するものであり、人件費558万1,000円、会社の諸経費127万円を計上したとの説明でありました。

また、企画事務費のコミュニティ助成事業については、平成25年度3カ所を申請したが、柳迫と七村の公民館の音響設備等が事業対象に決定になったものであり、この事業は宝くじ事業であるとの説明でありました。

次に、総務課関係では、非常備消防費の消防団員退職報償金について、例年30人の対象者を見込んで予算計上しているが、平成24年度は43人の退職の申告があり、424万円の増額をするものであります。

消防設備整備事業については、財部の新田地区の消火栓が誰の仕業か判明していないが破損されたため、消火栓を復旧するもので68万円、また消防団の春の点検の際に、財部町の鳥越地区の防火水槽に漏水を発見したため、補修工事費として60万円をそれぞれ増額するものであるとの説明でありました。

次に、財政課の歳入関係について、財政調整基金繰入金9,044万4,000円を追加するものであり、また、ふるさと開発基金繰入金3億円を地域振興住宅建設事業へ充当するものであるとの説明でありました。

次に、税務課関係では、徴税総務事務費の過年度税還付金について、今後法人税等の確保による還付金が発生することから、過年度還付金が不足することが予想されるため、552万円を増額するものであるとの説明でありました。

審査の過程で、平成25年度における現在までの過年度還付金の件数及び還付金の最高額は幾らかとの趣旨の質疑がありました。これに対しましては全体で50件、過年度還付金の最高額は302万2,000円であるとの答弁でありました。

以上、審査を終え、本委員会として議案第49号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）であります。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、高齢者見守り対策事業375万円の増額について、県の100%補助により、暮らし安心・地域支え合い事業として社会福祉協議会に委託するものであり、在宅で生活する高齢者、障害者等を地域住民の支え合い活動により、地域全体で支える仕組みを構築することを目的として、コーディネーターの人件費、事務費が補助の対象であるとの趣旨の説明がありました。

市の訪問専門員と社会福祉協議会との連携の状況について質疑があり、毎月の民生委員定例会において、訪問専門員の見守り対象者を報告するなど、情報を共有する体制は整っており、市と社会福祉協議会が一体となって取り組んでいるという趣旨の答弁がありました。

障害児保育事業45万3,000円の増額については、障害児の処遇の向上及び福祉の増進を図るために、障害児を受け入れている保育所が加配した場合に、保育所に対して補助するものであり、4月より市内の保育所に該当する児童が入所し加配がされたため、1年間分を新たに計上するものであります。

保育士等処遇改善臨時特例事業2,183万9,000円の増額については、保育士等の処遇を改善することにより人材を確保し、待機児童の解消を図ることを目的としているという趣旨の説明がありました。

保健課関係では、保健衛生事務費1万円の増額については、新たに設立する曾於地域医療確保対策協議会負担金であります。都城市郡医師会病院の移転に伴い、曾於医師会立病院に期待される役割が相対的に高まることから、①地域住民に対して必要な保健、医療、福祉の充実、②地域内に不足している医師を初めとする医療従事者の確保、③地域の医療機関等の支援体制の整備、④医療提供体制の構築を行うための施設及び設備の整備等について協議するため、曾於地区2市1町で設立するものであります。今後、協議の進展に応じて負担金の追加もあり得るとの説明がありました。

遠大なテーマであるが、できることを早急に取り組むべきである。地域医療の確保のために積極的に支援すべきであるという趣旨の意見がありました。

教育委員会総務課関係では、小学校教育振興費626万2,000円の増額と、中学校教育振興費220万4,000円の増額は、理科教育設備整備費等補助金を活用して、理科教育用教材を購入するものであります。近年の科学力の低下に対応するため、観察、実験等を通じて科学的な知識、技能を習得させることを目的としております。

学校教育課関係では、学校教育総務費16万7,000円の増額は、本年4月より指導主事が1名増員になったことに伴う研修会等旅費及び赴任旅費の追加であります。増員により生徒指導、学力向上等の課題に対して十分な対応が可能になったという趣旨の説明がありました。

社会教育課関係では、保健体育設備費510万円の増額については、南之郷中学校跡地のうち、社会教育課に移管された運動広場の改修に伴う工事請負費の追加であります。

移管されて間もないが、所管の財産について現状をしっかりと把握し、適正な管理に努めるよう意見がありました。また、財産の管理については、地元の要望、意見等は十分に酌み入れた対応を求める意見もありました。

以上審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会では、6月13日に電子黒板の活用状況について小規模校と中規模

校の例として、財部北小学校及び岩川小学校において所管事務調査を実施しました。

電子黒板は、それぞれの学校において十分活用されており、先生方より、タブレット型端末を用いた授業も効果的であるという意見や、複式学級への追加導入を望む意見もありました。本委員会としては、学力向上のために必要な措置については、積極的に推進すべきであるという意見の一致を見たところであります。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）の所管分でございます。

本補正に係る所管分は、歳入で使用料及び手数料160万円の増、国庫支出金の農林水産業費国庫補助金1,111万円の増、県支出金の農林水産業費県補助金1,093万1,000円の増、歳出で農林水産業費4,641万8,000円の増、商工費868万1,000円の減、土木費3億4,057万5,000円の増と、債務負担行為で曾於市有機センタータイヤショベル整備に対する賃貸借料94万5,000円の増であります。

本案については、ユズ冷凍保管庫、新規の農道舗装及び地域振興住宅について現地調査を実施しました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係について、6次産業として多いに期待されるユズについては、栽培が制限されている現実がある。このような施設は早期に指定管理をし、収支を明確にするとともに、冷凍庫は現生産者のためのものなので、生産者の収入向上のためにも、生産者が安心して生産量をふやせられるように、有効利用をもっと考えて運営すべきではないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、有利に販売できるようにラベルの工夫や、また冷凍庫を利用することで製品の保存ができるので、栽培拡大につながっていくと期待しているという趣旨の答弁がありました。

なお、歳入の農林水産業使用料、ユズ冷凍保管庫利用料160万円については、本会議で指摘があったとおり、直営の場合は使用料として徴収するための条例改正を次期定例会までに提出する。この間の歳入の取り扱いについては、財政課と協議して対応する旨の説明がありました。

次に、畜産課関係については、活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金については、この事業の周知と追跡調査を行うべきではないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、周知は自治会長等を通じて行っており、追跡調査については5年間の実績報告義務があるという趣旨の答弁がありました。

最後に、建設課関係については、地域振興住宅の本年度分28戸の決定の状況と、申し込み戸数50戸の内訳はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、計画戸数28戸のうち、末吉12戸、大隅12戸、財部4戸であり、申し込み総数50戸については、末吉26戸、大隅13戸、財部11戸の申し込みであったという趣旨の答弁がありました。

なお、本委員会の意見として、以下の点がありました。

1、ユズ冷凍保管庫利用料については、3月定例会における条例審議時に慎重に審査し、指定管理を行うための条例として可決している。議会の議決は守るべきである。

2、地域振興住宅の建設戸数が、本年分を含め101戸（既設住宅入居者数5月末現在255人、25年度建築予定28戸の入居予定者99人）となった。場所の問題がいつも議論されているが、市街地的に発展していく場所やその近郊の場所は、条例の趣旨にあっているか常に検討すべきである。

なお、例年希望者がふえてきているので、100戸を区切りとして今までの管理や建設場所等を検証し、継続して実施すべきか、ほかの方法はないかなど、今後の課題を検討すべきである。

3、今までの事業の財源として活用してきた過疎債の農業基盤整備や地域振興住宅に、今回の補正では基金を活用している。これは、市債関係の係数を考えて財政課が判断したという説明であったが、市政の発展につながる有利な起債は積極的に活用すべきである。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

建経委員長に絞って数項目質問いたします。——ただいまの建設経済常任委員会に絞って数項目質問いたします。

ただいまの委員長報告を伺いまして、先日の議案提案での質疑並びに委員会での審議を踏まえて、非常に発展的といいますか、まとめられてあります。率直に言って敬意を表しながらお聞きしたところでございます。

まず、質問の第1点でございますけれども、この御報告の中にもありますように、まずユズです。ユズについては、記載されてありますように、収支を明確にするとともに、冷凍庫は現生産者のためのものなので、生産者の収入向上のためにも生産者が安心して生産量をふやせられるように有効利用をもっと考えて運営すべきじゃないかという趣旨の質疑があったということでございますが、質問であります、ユズが旧田崎町長町政時代から旧末吉町の大きな目玉として取り組まれて、はっきりいって成功してきた代表的な栽培じゃないかと思っております。今後お互いに議会を含めて、当局を含めて大事にしたい作物の一つじゃないでしょうか。

その点で、しかし一方において報告にありますように、生産者が安心して生産量をふやせられるよということ、現状では一つの課題といいますか、課題があるのではないかというふうにも考えられます。

その点で、質問でありますけれども、当然、今後、さらに発展的にこのユズを生産を面積、内容含めて、生産額を含めて伸ばすためには、やはり今後の目標を定めていかなければいけないと思っております。その点で、目標値が生産量を含めてあるのかどうか、厳しければ厳しいほど私は目標値を持つことが大事じゃないか。結果として節目ごとにその総括を行いながら、厳しい状況を乗り越えていくという意味において、目標値があるのかどうか、これが質問の第1点。

その目標値の関連性において、今御報告があった課題はどのようにしたらいいのかどうか。もし目標値がなかったら、やはり目標値を定めるべきじゃないかというふうに思っております。そのあたりを含めて、委員長の所見をお聞かせ願いたいと思います。第1点。

それから、第2点目の質問は、ユズについての冷凍庫については3月の当初予算審議でも私自身、課長に質問いたしまして、課長も記憶にあると思うんですが、初年度は直営でやりたいという課長答弁でありました。私も考え方としては1つの考え方だと思って、はっきり言ってその点では感心して聞いたんです。1つの、すぐいきなり直営ではなくて、1つの方法論だと思いました。いろいろいきさつがありますけれども、結果として委員長報告にありますように、この間の歳入の取り扱いについては財政課と協議して対応するという説明がありましたということですが、もう既に25年度の年度途中であります。ですから、今現在動いているわけ

でありますので、これは今後の課題ということではなくて、すぐもうここで報告が議会に対しても、あるいは委員長報告でも全体の本会議でも報告できなきやいけないと思うんです。来年度以降の問題じゃないから、その点で、本年度はこの歳入の取り扱いについては今現在、財政課と協議して、どういった取り扱いをされているのか、審議なされていたらお聞かせ願いたいと考えております。これが質問の第2点目であります。

それから、質問の3点目は、地域振興住宅でございます。これも、議案提案にも率直な質問を申し上げて、市長としても、この金額は余りにも昨年、本年度と大きな金額になっており、今回の基金投入を初めとして一般財源を大変多く使っているということで、今後のあり方については、これも発展的な方向でのいろんな見直しが必要だと思っておりますが、1つの見直しを含めて議会に報告すべきじゃないかということで提起申し上げたところ、池田市長も、考えてまとめてみたいといった答弁であったかと思っております。

委員長報告の中でも、最後の段階で、継続して実施すべきか、ほかの方法はないかなど、今後の課題も検討すべきであって、私も全くそれは同感であります。やはり地域の活性化、少子化対策を含めて、もうあらゆる知恵を議会も当局もお互い出し合って、一定お金がかかっても、最優先してこの分野は推進すべきであるということは、もちろん議会も一致した考え方じゃないかと思っております。しかし、やり方については、やはりいろいろ工夫が必要じゃないかと思っております。ほかの方法、全く同感でありますけれども、今後も個人的な一般質問でほかの方法の代案も示してまいります。委員長がここで書かれたほかの方法というのが、それなりに素案といいますか、荒っぽい議論でありまして委員会審議の中で議論がされていたら報告をお聞かせ願いたいと考えております。

やはり、発展的に2つ3つの方法を抱き合わせて、財源もにらみながらやっているとということで、地域振興住宅を否定的に捉えるやり方じゃ全くさらさらないという点が大事かと思っておりますが、くどいようであります。報告をしてください。

次に、4点目、最後でありますけれども、農業基盤整備、地域振興住宅の今回の補正では基金を大変多く使っております。これは、市債関係の係数を考えて財政課が判断したという説明であり、先日の当局答弁でも同じ趣旨の説明がありましたけれども、聞くほうから見るとは、わかる人は誰もいないと思うんです。私もわかりません。この市債関係の係数を考えて、なぜ過疎債を使うのじゃなくて基金を多額、3億円以上使うことになったのか。委員会審議の中でもわかりやすい形で財政局から説明があったかと思っておりますので、その立場で報告をしていただきたいと思います。思っております。

以上、4点でございます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

まず、報告書のまとめでございますけど、建経委員会としましては、1回ずつと審議をいたしまして、審議の途中で意見とか要望は出てきます。最後の採決をする前、委員会として全体で意見として申し上げるべきことはないですかということで取り上げておるのが今回は3点でございます、文書の表現は委員長に一任ということで、このような報告になっております。

質問でございます。ユズの件でございますけれども、このユズについては委員会のほうでは、このユズと有機センターは特別な、いわゆる合併前の旧末吉町の住民の方々を優先して使う、特に有機センター等については末吉町の方しか持ち込みができないという特殊な形態になっております。そういうのがいつも私どもの委員会では問題というか、話題になっているわけでございます。このユズについても、そういうことで、現在の状態ではそう、生産を拡張できないということでございます。搾汁センターの状態等を考えまして。しかし、今回保管庫ができましたので、保管が可能であればそういうこともできるんじゃないかというのが経済課の説明でございました。

目標を将来幾らに持っていくかというものの明確な数値はまだ委員会では論議されておられませんし、また、将来幾らで持っていったほうが良いというような数字は示されておられません。

それから、ユズの利用量の件でございます。これは本会議でもいろいろあったわけでございますけれども、経済課長より、次の議会でございますから9月議会だろうと思っておりますけれども、いわゆる直営でやった場合の方法の条例改正もすると。実際に、25年度は直営でやりたいということの表明をされておりましたけれども、出てきた条例は指定管理の条例になっているということです。指定管理をするんだという前提で委員会は審議をいたして、原案どおり認めております。そういう関係で、使用料についてはこの次の定例会までに条例改正をして出すということでございました。その間、実際、利用されているわけでございます。現地も調査いたしましたけれども、大きな保管庫と、つながる2つの保管庫があるんですが、小さいほうが利用されておりますけれども、その利用料というのが、使用料、こちらの使用料というような方法で入ってくるわけでございますけれども、これどのような方法ですかということは、財政課のほうからの説明は聞いていないんですけれども、検討する、協議するというので、それ以上は経済課長のほうから陳謝されたので、委員会としては意見は出ていませんけれども、とにかく現実に入ってきているから、これを合法的に入る方法を財政課と経済課で協議して、今後の予算措

置、予算の場合は補正なのか、いろんな方法があるかと思しますので、考えてこのような表現にいたしましたわけでございます。

それから、地域振興住宅でございます。ちょうど100戸という、今年度完成しますと101戸になります。100戸という区切りの年でもありますので、今まで出てきたいろんな意見を検証して、建設場所とかあるいは今後の、一番問題になったのは建設場所でございますけど、これ等を検証しまして、今の地域振興住宅の方法がよいということで継続して実施するのか、あるいはほかの方法というのは、具体的に委員の中からこれとこれというのが出なかったんですけども、現在行われている分譲地の方式、あるいは企画課のほうで実施いたしております転入者の補助金、奨励金というんですか、いろんな方法は考えられると思います。建経では、この方法がいいですよということは出なかったですけども、いろいろ今後のことも考えて、というのは管理の方法、それから将来的には分譲するというを明言されておりますから、分譲の方法はまだ具体的に決まっていないうございまして、それ等を考えながら、今後の課題を検討して対応すべきであるという意見でございました。

それから、3番目の基金活用の件でございますけれども、御承知のように、市債関係の係数を考えてという表現にいたしておりますけれども、市債が多くなればその市町村の借金の状態をあらわす起債制限比率とか将来負担率とかいろいろあるわけですけども、そのような係数を考えて、今回は財政課のほうで基金取り崩しというようなことをされたということでございました。建経としましては、農業基盤整備につきましては国庫補助がついているから過疎債は有利にできるんじゃないかという点が1点と、特に地域振興住宅については、過疎債が利用できないからということで土地開墾者で先行取得されているんです。そういうことを考えますと、矛盾するんじゃないかというようなことで、起債は起債でも市勢の発展につながるものについてはやはり積極的に活用すべきじゃないかというような意見でございましたので、このような表現といたしましたわけでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

委員長も同じお考えだと思うんで、確認でありますけど、ただいま説明がありました市債関係の係数って、大きな大局の立場から財政運用を考えた場合は、やはり基本的には有利な起債が使えるのは、起債を使いながら事業は進めていくべきだと思うんですよ。基本的な例外はあってはならないと思うんです。基金を多額に取り崩して活用するというやり方、その側面だけ見ると1つの理由は成り立つかもしれませんが、大きな大局の観点から財政運営を考えた場合は、やはりこれは例外

があつてはならないと。例外がないように計画的に起債を使ったあるいは財政運営を含めてやるべきじゃないかと思うんですよ。今後のあり方として問題提起をしておきます。

1点だけ委員長に再度質問をいたします。

このユズについて、今言われましたように、現在、25年度は動いておりますけれども、今現在の取り扱いはどういった取り扱いをしているのでしょうか。この9月議会まで。どういった点で確認がされたのでしょうか。この1点でございます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

160万という利用料という項目で今回補正で上がってきたわけでございますけど、御承知のように、歳入につきましては予算がなくても収受できるわけでございますけれども、そこのどのような方法でこれを歳入に入れておるのかという確認までの議論はなかったところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（迫 杉雄議員）

文教厚生委員長に1点だけ確認がてら質問いたしますが、今回の保育士等の処遇改善臨時特例事業における報告の中で、2,883万9,000円という増額についての対応を保育士等の処遇改善ということとそれから待機児童の解消を図ることを目的としているという趣旨の説明があったということですので、現在、本市における待機児童をどのように把握されており、委員会の中で報告的な説明があったのか。それと、やはり待機が出るとなると、全保育園等が出るわけじゃないんじゃないかと思いますが、特に人気のあるといいますか、待機している保育園等の説明がわかっておれば伺いたいと思います。

今日までの待機児童について委員会の中でその待機の理由について、市民から聞くところによりますと、住宅の近くの職場との関係もありまして、自分の住んでいるところの近くの園に入れられないと、逆に都城のほうに入れてしまったとして、都城のほうから市内の保育園に入っている事例があると聞きますが、そのような内容等は委員会では出てきてないのか、3点ほど確認をしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

まず、待機児童はあるかということですので、これは結論としてはないということとあります。しかし、3点目の質問に近いんですが、結局、親が行かせたい保育園、それから自分の行きたいという意思があるかどうかわかりませんが、それが全て自分の行かせたいところに行つてかと、そうではない状況であるとの説明でありました。と申しますのは、近いところに自分が行かせたいところがあるんですが、

そこはもう定員いっぱいまで遠いところに行かせなきゃいけないと、そういう事情はあるということを聞いております。

ただし、待機児童はあるかという点、実際はない。そういう結論であります。

それから2番目が、先ほどの答と一緒になんですが、希望のところへ必ずしも行けるかと。そうではないということでもあります。

それから3番目なんですが、都城市から曾於市の保育園に来ているかと、そういうことは委員会では出ておりませんので、この答はわかりません。

以上であります。

○19番（迫 杉雄議員）

希望するところに入れなかったと。その代替に都城に行ったというような事例は聞いてないということですが、都城のほうから本市のほうに入っているという事例も聞いてないのか。そういう事例がなければいいと思いますけれども、もしそういう事例があればそういう事例を聞く市民にとってはなかなか理解しがたいと思います。そこのあたりを再度聞きます。

あと一点、市内の施設において人気度の高いところが待機する児童につながるという意味があるのか。もう待機児童がないと言えないということで、今後待機児童解消について、再度希望するところに入れられる要素があるのか確認をしたいと思っております。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答えいたします。先ほど申しましたとおり、福祉事務所より資料をいただきましたが、その資料の中にも、都城のほうから、曾於市以外から曾於市の保育所に来ているというのを資料もいただいておりませんので、これははっきりわかりません。

それから、希望するところに入れるか。現在のところ、結局全ての方が希望するところに入れていないのが事実であります。その中で、希望するところに全てが入るように、そういうことがなされているかということは議論はいたしておりません。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第49号、平成25年度曾於市一般会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）

日程第9 議案第52号 平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則） 次に、日程第8、議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）について及び日程第9、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第1号）についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）、以上2議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計予算の補正については、歳入では国庫補助金216万円と県補助金80万4,000円が主なものであります。歳出では、保健衛生普及費296万4,000円の増額が主なものであります。

健康づくり推進活動謝礼金216万円は、受診勧奨をしていただく各種婦人団体の120名への謝礼金、医療費適正化訪問事業80万4,000円は、健診結果に基づき対象者を抽出して個別指導を行うための民間保健師等に対する謝礼金であります。

介護保険特別会計予算の補正については、平成24年度事業の精算及び人事異動に伴う職員給の変更による歳入歳出の追加または減額が主な内容であります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては議案第50号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論採決は1件ずつ行います。

まず、議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第50号、平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第52号、平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第1号）

日程第11 議案第53号 平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第1号）

日程第12 議案第54号 平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正について（第1号）

日程第13 議案第55号 平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第1号）

○議長（谷口義則） 次に、日程第10、議案第51号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）から、日程第13、議案第55号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）についてまでの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案4件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第51号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第51号、平成25年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第53号、平成25年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第54号、平成25年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第55号、平成25年度曾於市水道事業会計予算の補正（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第1号 「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情

○議長（谷口義則） 次に、日程第14、陳情第1号、「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情を議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

陳情第1号、「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情、本陳情は、本年4月に開設されました「そお生きいき健康センター」において、長寿クラブの健康増進活動や学習活動等の利用が大いに予想されるところであり、施設の有効活用、高齢者の利便性と交通安全の確保の観点から、従来、末吉老人福

社センター利用の際に運行されておりました送迎サービスの存続を求めるものであります。

平成25年5月22日に陳情者の出席を求め審査いたしましたところ、生きいき健康センターには入浴施設は整備されていないが、主にどのような利用形態を想定しているかという趣旨の質疑があり、健康増進活動の場としての利用を主に考えているとの趣旨の説明がありました。

また、合併後も旧町独自の制度は存続している例も多数ある中で、送迎サービスは存続すべきであるという趣旨の意見が出されました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

陳情1号については賛成いたします。

幸い文厚委員会でも全会一致で採択されました。高齢者を初めとして市民が喜ぶのについては、財政が許す範囲内においてはやはり納得いく形で残すべきである。これは旧大隅町、財部町を含めてでございますけれども、そういった立場での採択でありまして、その点で肯定できるチェック的な意義あるものと考えており、陳情に賛成いたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第1号、「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情は、採択することに決しました。

日程第15 陳情第5号 政府の地方財政対策に関する意見書の提出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、陳情第5号、政府の地方財政対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

陳情第5号、政府の地方財政対策に関する意見書の提出について、本陳情は、鹿児島県鹿児島市鳴池新町5の7の501、自治労鹿児島県本部執行委員長榮留道夫氏、曾於市末吉町二之方1980、曾於市職員組合執行委員長大迫伸一氏から提出されたものであります。

この陳情の要旨は、平成25年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的実現のために地方公務員の臨時給与削減に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて容認できるものではありません。

つきましては、以下の理由から、政府の地方財政対策に関する意見書を国の関係機関への提出を要請するものであります。

1、これまでの地方における行財政計画の努力を適正に評価することもなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与減額を求め、それを前提として地方交付税を削減したことは、財政力の弱い地方公共団体に大きな影響を与えます。

2、地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければならず、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものです。

3、地方公務員の給与は、個々の自治体が地方公務員法の趣旨を踏まえ、条例に基づき自主的に決定されるものであり、今回の措置は、その自主性を侵すものです。

審査過程では、あらゆる災害について、本来国の責任で対処すべきものであり、地方自治体及び自治体職員への責任転嫁は断じて許せるものでないとの強い意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては陳情第5号について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

1点質問いたします。今回の陳情は、内容にありますように、後ほど市長から提案されます議案57号の市職員の給与の、はっきり言いまして大幅カットとの関連性のある、そうした陳情でございますけれども、この関連性については審議はされなかったのか。はっきり言いまして、議会を含めて、ある面では、対応によっては自己矛盾的な対応に、結果としてはなりかねない要素を含んでおりますので、率直に質問を申し上げます。報告をしてください。

○総務常任委員長（吉村幸治）

ただいまの徳峰議員からあったとおり、矛盾した点があるんですが、総務委員会としては、ここに報告させてもらったとおり、今回のカットとは別で、地方交付税を楯としたやり方はおかしいということで、趣旨の陳情でありましたので、全会一致で可決したところでございます。別途という考え方であります。

○21番（徳峰一成議員）

1つは、この陳情書がいつ出されたかです。採択することに全く異議はないんですけども、やはり本日の最終本会議で相反する提案がこれからされようとしている点で、非常にデリケートさを持っているために、これはもっと冒頭の部分で本会議の採決できなかったのか、時間的な差を含めて質問でございます。これが第1点。

それから第2点目は、私はこの陳情に当たっては、市長も呼ぶべきじゃなかったかと思っております。なぜかといいますと、これは具体的には市長の提案事項にかかわる問題でありますけれども、今回、本年度はともかくとして、今の国の姿勢では、考え方、立場では、来年度以降もやはり形を変えて提案されるというか、地方自治体に公務員の給与等の削減を求めてくる動きがないわけではない。そうした場合に、市長としてどう対応するかが私は大事だと思うんです。あるいは市長会が連

携してどう対応していくか。国から交付税がカットされるからもうやむなしという受け身的な対応でしたら、せっかく議会が、仮に全会一致で採択しても、その効力が市当局に、市長に伝わらない。来年以降の問題として。その点で、やはり歯どめをかけていただく、かける。やはり陳情者の陳情に誠意をもって応えるためには、そうした来年度以降も視野に置きながら、委員会審議で審議すべきじゃなかったかと思っておりますが、市長等は呼ばなかったのか、意見は聞かれなかったのかお聞かせ願いたいと考えております。

○総務常任委員長（吉村幸治）

陳情の時期については、御存じのとおり5月21日付になっております。市長等を呼ばなかったかということですが、総務課長に出席してもらって、後もって審議する議案等についても十分内容も確認して。冒頭、徳峰議員からあったとおり、矛盾するんじゃないかなという意見の中で、今後のことを考えて、先ほども提出、全会一致で採択という報告をさせてもらいましたが、そこに付していたおりを踏まえて、全会一致で今回採択して、後ほど皆さんの協力をもらって意見書発議をしたいという考え方を持っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第5号、政府の地方財政対策に関する意見書

の提出については、採択することに決しました。

日程第16 陳情第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度
2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見
書採択の要請について

○議長（谷口義則）

次に、日程第16、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について。本陳情は、子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消、一人ひとりの子供に対するきめ細やかな対応をするための30人以下学級の実現、教育水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することを求める内容であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。本件に対する常任委員長長の報告は採択で

あります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

—————・—————
休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第17 議案第56号 曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定
について

日程第18 議案第57号 曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（谷口義則） 次に、日程第17、議案第56号、曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第18、議案第57号、曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第17、議案第56号から日程第18、議案第57号まで一括して説明いたします。

まず日程第17、議案第56号、曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について説明いたします。

国においては、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成24年4月から平成26年3月末までの期間において国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を施行し、実施しております。国は、最終年度に当たり、地方公共団体においても国と同様の必要な措置を講ずるよう要請をしており、市としましても、諸情勢を勘案し、曾於市特別職等の職員の給料を減額するため法案を提案するものであります。

内容は、それぞれの給料を市長20%、副市長及び教育長を10%減額するもので、実施期間は平成25年7月より平成26年3月までとするものであります。

次に、日程第18、議案第57号、曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について説明いたします。

さきに提案しました曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例と同様の理由により、職員へ協力をお願いし、曾於市職員の諸給与を減額するため、本案を提案するものであります。

主な内容は、職員の給料表1級と2級を3%、3級と4級を5.6%、5級を6.8%、6級と7級を8.8%減額し、管理職手当を10%減額するものであります。

なお、実施期間は平成25年7月より平成26年3月までとするものであります。

以上で、日程第17、議案第56号から日程第18、議案第57号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（土屋健一議員）

質問をいたします。

まず、国家公務員が2年間削減されるということは、これはマスコミの周知で存じ上げているわけでありまして、地方自治体にまでという話も、25年の閣議決定以降正式に出てまいりました。本日こういう議案が出てきたわけですが、これまでにこの経緯、いきさつ、そういったものを報告をしてください。

それから、当然、労使交渉が伴いますので、労使交渉の経緯も含めてお願いをいたします。

それと、歳出の削減効果、これは本会議場でまた改めて説明をしていただきたいと思っております。

それと、次に、当初予算で我々は年間の予算を審議決定をしているわけでありまして、当初予算の交付税、これは減額されていたのか、今からされるのか、ここあたりも明確にお願いをいたします。

それから、56号では、給与費の中の給料ということになります。給料になります。57号では同じ給与費の中の給料と手当までということになります。そこあたりの説明をわかりやすくお願いしたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

まず、経緯の報告をということでありますので、少しお話をさせていただきたいと思っております。

事の最初のスタートと申しますか、それにつきましては平成23年度6月の閣議決定にさかのぼると思っております。その閣議決定の中に、国の、我が国の厳しい財

政状況及び東日本大震災に対する必要性に鑑み、内閣については一層の歳出削減が不可欠であるという決定をしているところです。その中に一般職の減額支給措置を講ずること、それから特別職も削減支給措置を講ずること、その他の行政法人等につきましてもいろんな措置を講じていただきたい旨が決定されたところでございました。

こういう話があった後、いろいろ政局等がかわりましたが、平成24年の2月におきましては、こういうものを受けまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律というのが24年の2月に公布されました。この法律の附則の第12条に、地方公務員の給与については地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適正に対応されるものとするという文言が附則の中に規定されたところでございます。

これを公布した後、総務大臣あるいは総務副大臣と地方自治体に対しまして、今言いました附則の件について要請を行っていつているということでございます。

また、その公布の後に地方6団体等におきましては、国の交付税に対する関与というようなこともありまして、いろいろ国に対して要望をしまりました。そういう経過がございます。

そうしまして、平成25年の1月になりまして、再度閣議決定がございまして、公務員の給与改定に関する取り扱いということで、現政権になりましてから5項目の必要項目が掲げられたところです。この5つの最後の後段の方の中に、さっき申しました法律のことが書いてございまして、地方公務員の給与についても国家公務員並みに要請をしていきたいというのが閣議決定されたところです。

この閣議決定に基づきまして、総務大臣等が市町村へ要請文書を送っているところでございます。これは1月のことです。そして、1月の18日でございまして、同時に鹿児島県への要望通知がございまして、地方公務員の給与改定に関する取り扱いについて、国に準じて必要な措置をとってもらえないかというふうに通知がございました。これを受けまして県知事が、2月に入りましてから新聞等で御存じかと思いますが、国の意向も尊重したいということで、実施に向けての取り組みが県としてはなされてきたようでございます。

私たちには、ことしの2月の22日、県にて説明会がございました。国、県の要請を受けて説明会がございまして、そのスケジュールの中で、7月から3月までお願いしたい旨、またラスパイレス指数が現在100を、国が減額した中で100を超えているものについては国とあわせてもらえないかという要請がございました。これを受けまして、各市町村、公共団体、職員との協力要請ということで、要請があったところでございます。

それから、ことしの3月には改正地方交付税法も成立しまして、確実にその実施に向けて法律が整備されていったところでございます。こういうのを受けまして、それぞれの自治体では模索をしていったということで、5月から6月にかけて新聞等で御存じのように、ばたばたと協議をされて提案に至っているというのが今の状況でございます。

それから、労使交渉の経緯でございますが、労使交渉につきましては、事前交渉を5月21日に行いまして、その次もう一回事前交渉、そして市長交渉を6月の7日と6月11日に行いまして、計4回行いまして、最後の11日に妥結をしたところでございます。

最初の交渉内容につきましては、国並みのものを提示したところですが、当然、ラスを99.9に近づけていただきたいということで、その数字の調整に少し手間取りまして、4回の交渉ということになったところでございます。当然、人勧ではございませんので、ここあたりの兼ね合い、また、国の財政危機の応援を市町村がやっていくというような形づくりも見られたものですから、御協力をいただくためにそこあたりのお話をとくとくと協議をしまいったところでございます。最終的には今のような形ということで、協力をいただけるということで妥結したところで

す。

また、これを受けまして全体庁議を6月14日金曜日の夕方で行いまして、全体職員への報告ということで行いまして、提案の日、その朝、職員に対しまして、今回提案しますよということを報告したところでございます。

以上が交渉の経緯でございます。

それから、削減の効果といいますか、交付税とも兼ね合いがありますけど、効果でございますが、市長等4役につきましては324万円ほどの削減効果、それから職員につきましては8,357万円、合わせまして新聞に載りました8,681万円が削減となっているところでございます。この削減につきましては、当然普通交付税の費用単価の減額によりまして少ない交付税が参りますので、その穴埋めというところですが、その差額につきましてはそちらに相殺されるものと考えているところです。

交付税につきましては、財政課長のほうで答弁をお願いしたいと思います。

それから、56号の給料の問題と57号の給与の問題でございますが、市長と4役につきましては、給料、期末勤勉等ほかの手当には影響しないということで、給料だけで調整をしたということです。それから職員につきましては、管理職手当がございましたので、給与という言葉を使っています。給料と管理職手当を入れたものが給与ということですので、それでそういう言葉遣いをしているところでございます。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、当初予算の交付税について、これを予想していたのかいなかったのかということがございます。ことしはこういうふうになるであろうということは、この傾向があるということは把握しておりました。ただ、それぞれの自治体に応じてとか、今までのいろんな職員の数の減らし方とか給与の削減とか、もう既にやっているところもございましたので、そこらあたりの兼ね合いが全然わかりませんでしたので、傾向はその方向でいこうということはおしておりましたので、幾らかは予想はしておったところがございます。ただ、その影響額がどれだけということ、そういった確信があったわけではございませんで、予想はしておったけれども的確に、100%それに対応できたということにはならないかと思えます。

○4番（土屋健一議員）

実は、さっき陳情書の採択もあつたわけでありましてけれども、いわゆる国家の責任を、例えば国家の財政難、これはうなずけるんです。東北の大震災も心情的にはわかるんですが、やはり国家が責任をとるべきものであつて、地方がとるべきものなのか、影響を受けるべきものなのか、ここあたりは受けとめ方によって少し違ふと思えます。

そこで、市長にお尋ねしたいんですが、地方6団体がいろいろ要望事項等を過去挙げました。市長会もそうです。市議会議長会もそうです。それと今回の措置、これをどう理解されているか、感想を聞かせてください。

それと今、2回目の質問ですから、市長にはそのことをお願いいたします。

それと、ラスパイレス指数ですけども、国家公務員が削減された給与との比較、もし削減されなかったときのラスパイレス指数、これを総務課長、答弁をしてください。

2回目は、以上、お願いいたします。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおり、もうこれは市長会におきましても、鹿児島県でもたしかあつたと思えます。要望するということで出しました。そして、九州、全国、また総務副大臣が出席をされたときにも直接、これはもう要望もいたしております。しかし、もう国としてはこれは、国に準じた形で公務員、100を上がらんようにやってくれ、協力してくれという、強制的じゃなかったんですけども、要請があつたところで、そのようなことから、組合との交渉の中でも、とにかく曾於市も国家公務員のラスパイレスで100を超えては、これは市民のまた理解も得られにくいんじゃないのかと。だから、国家公務員と同じような考え方のもとに、市民の所得やらいろいろな

ことを考えた場合に、現曾於市が給料が高いということになってはちょっと困ると、説明がしにくいというようなことも説明をしたところでありました。

そのようなことから、いろいろ組合にもお願いをして、最終的には妥結をいたしたという経過であります。

あとは総務課長から答弁させます。

○総務課長（大窪章義）

ラスパイレス指数の数値のことですが、国が削減をしない場合の対比につきましては98.6%でございます。ちなみに、国が7.8%削減した状態で比較しますと106.7%でございます。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

これは感じ方ですので、理解の仕方の違いだと思うんですが、私は、給料と名のつくものは公務員にとっては生活給の何物でもないと思います。経営者が社員の給料を削減するときには、その前段に組織の改革とか合理化とか、もう徹底したものをやるにやっ、最後にやむにやまれぬ職員給料の減額という措置が出てくるだろうと、そのように思っているんです。

お尋ねしたいんですが、職員組合からも相当なお話はあったと思うんです。その中で、労使交渉の中で最も労働組合側が述べた点、ここらあたりが印象として市長の胸の中に突き刺さったものでもあれば、ぜひ答弁をいただきたいと、そのように思っております。

なお、人事院勧告で0.数%の給与の減額というのは過去にもあったように思います。私も長い間公務員をしておりましたが、こういった形で現給を保障せずに、現給よりか給与を下げるという行為は、これはたとえ国家の命令であるといえども、決して、最後の最後までやるべき問題じゃないだろうと思っているんです。市長も苦しいお立場ではあると思いますが、感想も含めて答弁いただければと思っております。

○市長（池田 孝）

もうおっしゃるとおり、これは生活給ですので、当然下げるべきではないというふうに思っておりましたけれども、やはり国からこのような要請が来ておったわけです。国のほうの交付税等を頼りにしておる曾於市であります。財源的に。そのようなこと等も考慮し、そして先ほど申し上げました、国が下げている中で市の職員のほうが国よりか給料が高いという現象が生まれておる。これを考えると、当然、組合側も協力するべきじゃないのかということでありました。

また、特に組合から言われたのは、市長会、そのようなところで要請をしたのか

ということでありましたけれども、当然それは要求してきたということを申し上げたところで、そのような経過を経ております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

先ほどの内容で大体今までの経過についてはようわかっています。1つだけお伺いしますが、17年の7月合併以来、職員を101名でしたか、今減らしている状況の中で、大変な財源が浮いているなど私は思うんですけど、それについては、市長は、職員の努力について、あるいは市民の努力についてどのようにお考えかお伺いしておきたいと思います。

○市長（池田 孝）

これは合併後、おっしゃるとおり、職員の数を大分減らしております。それは、これはもう組合のほうの協力も得て今の仕事になされておるといふふうに感謝をしているところです。そういうことも組合との交渉の中では申し上げました。

特に、総務大臣との交渉の中でも、そのようなことはもう各市長、ほんとに強く、国は削減をしていないのに地方ではやっておるんだと。だから人件費の削減はしておるんだということ強く申し上げてきております。しかし、個人的に見るとそのようなことであるというような形のもとに、今回はこのような措置をとらざるを得なかったというふうに思っただけならばというふうに思っております。

○7番（山田義盛議員）

市長、苦しい立場におられるんで、非常に心情をおはかりしますが、これをしなかった場合、市長が、いやいや、私のほうの職員は給与を削減するわけにはいかんと市長が決断された場合、どういふ影響が出てくるのか、そういうことを市長がお考えだったらちょっとお伺いしておきたいんです。

○市長（池田 孝）

まず、市民からの感情的なものが出てくるだろうというふうに思います。それが一番大きな要因だと思います。そしてまた、財政的なものが、交付税をどのようにカットしてくるのか、国が。わかりませんが、そこがちょっと気になる場所でありました。

○7番（山田義盛議員）

3回目ですから、もし近隣市町村、全体的なデータをつかんでおったら、教えていただきたいです。削減に踏み切ったところあるいは躊躇しているところ、おわかりだったらちょっと教えていただきたいと思います。これで3回目ですから終わります。よろしく申し上げます。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

県内の状況のことだということですが、まだ情報が錯綜しておりまして、私の手元にありますのが市だけで申し上げますと、19市のうち約13ぐらいが今提案・可決がしてあると。あと残ります6ですか、6市が少し交渉中やら提案予定というのがありますので、ここをきょうあした、今週あたりまでにはもう全て出そろうものかと思えます。ただ、阿久根市が少し見えないというところで、19市の中では。そういう状況が県内の状況でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

数点質問いたします。

今回のこの国の要請という形になろうかと思うんですが、地方交付税に照らしてなじまないというか、地方交付税に抵触するという事まで言えるかどうかわかりませんが、少なくともなじまないと思うんですけども、市長はどのように、法律との関係で受けとめておられるか、これが第1点であります。

第2点目は、今回の国のあり方は、個人的に感じたところでは、公務員は恵まれている、給料等や退職金高いといった国民や市民感情を利用しているんですね。いわば、厳しく言いまして、理不尽な私はやり方じゃないかと思うんです。いろいろ理由がありますが、なぜかといいますと、その1つは、一過性のものです。この曾於市の場合も7月から来年3月までということで、一過性のものでありますよ。永続的な、継続的なものじゃないんです。そうした一過性のもので、一過性的な国にとっても財源的な対応策しかならんということです。そうした意味で、本来、国を含めて公共団体がとるべき姿じゃないと思うんです。その点で、これは答弁はよろしいんですけども、理不尽なやり方になるかと思っております。

特に、前もって総務課長にいろいろお聞きしたんですけども、金額にして9カ月間で実に8,000万円を超えるそうした削減額であります。最も大きい方々が、ここにおられるかどうかわかりませんが、課長職の方で、実に9カ月間に38万2,700円もカットされるんです。これは、だから職員組合だけじゃなくてここにおられる管理職の方々もほんともう不満たらたらじゃないでしょうか。恐らく。

だから、こうしたことが許されてはいけないと思うんですが、その点で市長に伺いますけれども、二度とこういった形では給料問題については理不尽な対応はとるべきじゃない。ですから、もし来年以降、こうした要請等があった場合は、市長会と連携するのは当然でありますけれども、やはりこれは阻んでいかなければいけな

いと思うんです。市民感情との関係では別な形で努力を、労使を含めて今後すべきでありまして、こうした一過性的な対応で事を済ますようなやり方は本質的な問題の解決にならんわけでありますので、ですから、2つ目の質問ですけれども、もし今後、来年以降こうした対応を国が要請してきたら、ほかの市町村はともかくとして、やはりしっかりと筋を通す自主的な対応が私は大事じゃないかと思っております。その点で市長の見解を求めます。

以上、2点です。

○市長（池田 孝）

これはもう地方行政にとりましてこのような措置をとることは本当に国と違った感じで、措置はなじまないというふうに思っております。ですので、いろいろとこれは悩んだ結果でした。そして、二度とこのような対応はすべきじゃないということですが、私もそのように思っています。そのような強い姿勢のもとに今後は取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（渡辺利治議員）

ただいま議案第56号で特別職、そしてまた57号で市職員に対する今回の削減で問題となっているわけですが、市長はこの点の一部事務組合への対応というのはどのような考えを持っているんですか。

○市長（池田 孝）

曾於市の職員に準じて給料をやっているところがあるわけでありまして。そういうところは曾於市並みにこれは対応していくという形をとるということになります。

○13番（渡辺利治議員）

それは管理者として、それは当然お願いすると思われませんが、これはそれぞれ一部事務組合へもやはり議会というのがございますが、これは開会の予定があるんですか。

○市長（池田 孝）

これはもう条例で、曾於市の職員の給料表にのってやるということになっておりますし、これは一部組合の議会が開かれるときに報告をしたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第56号、曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありますか。

○4番（土屋健一議員）

今56号ですが、57号の気持ちも含めて、56号で反対討論を起こしたいと思ひます。

まず、私は、特別職であろうと、給料であると。これは現給保障はあつても減額はよくないだろうと、そのように思つております。

それと、2つ目の理由ですが、このようなことを背景に歴史上、こういふことは初めてだという思ひがしてあります。

3つ目に、先ほど陳情書を採択しましたけれども、その採択を受けて、今度は私は議員発議をしようと思つてあります。そういった立場にもあるところから、反対を表明したいと、そのように思ひます。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第56号、曾於市特別職等の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○4番（土屋健一議員）

反対討論であります。議案第56号と一緒にございまして、まず、給料は生活給でございますので、これを減額することは昇給延伸はあっても、減額することはあり得ないと、そういうふうに思います。

次に、長い歴史の中でこういった事態というのは初めてのことであります。国家が要請する気持ちもわかりますが、国家は国家の責任において解決をすべきだと、そのように思っておりますので、地方への押しつけは反対であります。

それと、発議をこの後に追加日程の中でさせていただきますが、その提案者にもなろうと思っておりますので、賛成はできないということでございます。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団も、結論からいって反対をいたします。

はっきりいって苦渋の選択でありました。なぜかという職員組合も苦渋の選択で、そして妥結しているからでございます。しかし、先ほど陳情第5号が全会一致で採択されており、私もその立場でありましたので、ここでは筋を通すという立場上、反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第57号、曾於市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続審査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第20 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第21 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議2件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第3号 政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書案

○議長（谷口義則）

追加日程第1、発議第3号、政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（土屋健一議員）

発議第3号、政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成25年6月20日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、土屋健一、賛成者、曾於市議会議員、吉村幸治、同じく渡辺利治、同じく海野隆平、同じく漆間純明。各議員の皆さんでございませう。

提案の理由でありますけれども、2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治の本旨からみて、極めて遺憾であると言わざるを得ません。よって、国においては、地方の固有財源である地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いる

ことなく、地方の意思を重視すること。また、本来、地方公務員の給与は個々の自治体が地方公務員法の趣旨を踏まえ、条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないようにすることを要望する意見書を関係機関へ提出するものであります。

意見書は、別添のとおりでございますので、御参照いただきます。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、地方分権改革担当大臣の方々でございます。

以上、御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第3号、政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第2、発議第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（今鶴治信議員）

発議第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年6月20日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、今鶴治信ほか文教厚生委員会議員の皆さんです。

提案の理由。将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であり、子供たちが全国各地に住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があることから、各関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案並びに提出先は、お手元の資料どおりでございます。

以上、皆様の審議を賜り、御協力よろしく願いたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○5番（山下 諭議員）

確認のためにお伺いをいたしておきます。

今までもこうだったのかなというのと、いや、入っておったんじゃないかという気がいたしますけれども、この発議3号は衆議院議長、参議院議長も入っておりますけれども、4号については議長、衆議院、参議院入っていないわけでございます。やはり1つの機関でございますので、そういう方々も国会議員の方々も、地方の意見はこのような意見ですよということから、やっぱり出すべきではないかと思うんですけれども、今までがそうだったらそれでいいんじゃないかと思うんですけど、入ってない理由というのは何か特別にあるんでしょうか。

○1番（今鶴治信議員）

昨年この意見書を提出しましたが、昨年と同じ内容でございました。提出先も同じでございます。

以上です。

○5 番（山下 諭議員）

今までがそうであったということでございますので、今までのことを含めて理解いたしますけれども、やはり、一方を構成している議会を通らなければ、議院内閣制といっても議会を通らなければこのような法案とかいろんな制度ができないわけでございますから、将来においては議会も含めていいんじゃないだろうかということをご検討していただきたいということを要望もしておきたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2014年度政府予算に係る意見書案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案2件が議決されましたが、その提出、手続及び字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任

されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出、手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は閉会中の継続審査として議決されたものを除き全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田 孝）

お礼を申し上げます。本定例会に数多い条例改正や議案等についてお願いをいたしましたけれども、議会においては、慎重に審議していただき、全てを可決、承認などいただきました。

特に、今回、特別職、また職員の給与、給料の条例改正などについて提案するに当たっても、大変、首長としてどうしてもこれはやむを得ない形の中に提案をさせていただきました。二度とこのようなことがあってほしくないなど、また自分としてもよく考えながら判断をしていきたいというふうに思っているところです。これからもぜひ議会の皆さん方の、また執行部等に対する温かい御指導・御助言などいただきますことをお願い申し上げます。挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上をもちまして、平成25年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時51分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 5 号	曾於市過疎地域自立促進計画の変更について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（末吉町石之脇・平沢津辺地）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（財部町高塚・桐原・溝ノ口辺地）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 4 号	曾於市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 0 号	平成25年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	平成25年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第1号）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 3 号	曾於市有住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	曾於市道路線の認定について	全会一致 可 決
議 案 第 4 9 号	平成25年度曾於市一般会計予算の補正について（第1号）（所管分）	全会一致 原案可決

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 5 号	政府の地方財政対策に関する意見書の提出について	全会一致 採 択

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 1 号	「そお生きいき健康センター」利用に伴う送迎サービスに関する陳情	全会一致 採 択
陳 情 第 6 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について	全会一致 採 択

政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書

政府の平成25年度地方財政対策において地方交付税をめぐっては、平成25年7月から国家公務員と同様の7.8%の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費を8,504億円削減し、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定して8,523億円計上している。

この地方財政対策の決定にあたって地方6団体は、国に先行して独自の給与カットや定員の大幅な削減、議員定数や歳費の削減など懸命の努力を行ってきたこと、地方自治に関わる本質的な問題が内在しているなどとして反対してきた。今回の地方財政対策において、地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向けての努力・工夫については受け止めるものであるが、地方公務員給与の取り扱いについては、極めて遺憾であるといわざるを得ない。

今回の国家公務員の給与削減は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから行うとされている。一方、地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を政府の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものである。

よって、国におかれては、下記のとおりとされるよう強く要望する。

記

1. 地方の固有財源である地方交付税を、国の政策目的を達成するための手段として用いることなく、地方の意思を重視すること。
2. 本来、地方公務員の給与は、個々の自治体が地方公務員法の趣旨を踏まえ、条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	新藤義孝	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
地方分権改革担当大臣	新藤義孝	殿

少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を
図るための、2014年度政府予算に係る意見書

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の
拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの
児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、
1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の
学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校
の望ましい学級規模」として、26人～30人をあげています。このように、保護
者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

鹿児島県においては、二学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式
学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言え
ません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極め
て重要な課題です。

社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応
が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や
指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある
子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も
深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられる
ことが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割
合は、OECD加盟国（データのある31か国）の中で日本は最下位となっていま
す。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1か
ら3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大
などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。
子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につ
なげる必要があります。こうした観点から、2014年度政府の予算編成において下記
事項が実現されるよう要請いたします。

記

1. 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国

- の定数基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。
2. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
 3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成25年6月20日

鹿児島県曾於市議会

内閣総理大臣	安部 晋三 殿
官房長官	菅 義偉 殿
文部科学大臣	下村 博文 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	新藤 義孝 殿
地方分権改革担当大臣	新藤 義孝 殿